

平成 28 年

塩竈市議会会議録

(第156巻)

第2回定例会 6月16日 開 会

6月28日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 8 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 3 日 間 (6 月 1 6 日 ~ 6 月 2 8 日)

| 月 日 | 曜 日 | 区 分 | 会 議 内 容 | 会 期 |
|--------|-----|-------|--|-----|
| 6 . 16 | 木 | 本 会 議 | 会期の決定、諸般の報告、議案第45号ないし第59号 | 1 |
| 17 | 金 | 休 会 | | 2 |
| 18 | 土 | ” | | 3 |
| 19 | 日 | ” | | 4 |
| 20 | 月 | ” | 総務教育常任委員会 10 : 00 ~ | 5 |
| 21 | 火 | ” | 民生常任委員会 10 : 00 ~ | 6 |
| 22 | 水 | ” | 産業建設常任委員会 10 : 00 ~ | 7 |
| 23 | 木 | 本 会 議 | 一般質問 13 : 00 ~ ①鎌田 礼二 議員 ②阿部かほる 議員 ③小野 幸男 議員 ④志子田吉晃 議員 | 8 |
| 24 | 金 | ” | 一般質問 13 : 00 ~ ①浅野 敏江 議員 ②西村 勝男 議員 ③志賀 勝利 議員 ④曾我 ミヨ 議員 | 9 |
| 25 | 土 | 休 会 | | 1 0 |
| 26 | 日 | ” | | 1 1 |
| 27 | 月 | ” | | 1 2 |
| 28 | 火 | 本 会 議 | 委員長報告 13 : 00 ~ | 1 3 |

塩竈市議会平成28年6月定例会会議録 目次

(6月定例会)

第1日目 平成28年6月16日(木曜日)

| | |
|---------------|----|
| 開 会 | 1 |
| 議事日程第1号 | 1 |
| 開 議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 質 疑 | 4 |
| 伊 勢 由 典 君 | 4 |
| 鎌 田 礼 二 君 | 13 |
| 志 賀 勝 利 君 | 14 |
| 山 本 進 君 | 24 |
| 議案第45号ないし第59号 | 27 |
| 提案理由説明 | 28 |
| 総括質疑 | 44 |
| 鎌 田 礼 二 君 | 44 |
| 山 本 進 君 | 46 |
| 伊 勢 由 典 君 | 51 |
| 浅 野 敏 江 君 | 57 |
| 志 賀 勝 利 君 | 61 |
| 小 高 洋 君 | 67 |
| 散 会 | 74 |

第2日目 平成28年6月23日(木曜日)

| | |
|---------|----|
| 議事日程第2号 | 75 |
| 開 議 | 77 |

| | |
|----------------------------|----|
| 会議録署名議員の指名 | 77 |
| 一般質問 | 77 |
| 鎌田 礼二 君 (一問一答方式) | |
| (1) 18歳選挙権 | 77 |
| ①18歳選挙権に対する市の対応について | |
| (2) 待機児童 | 78 |
| ①塩竈市の待機児童の実態について | |
| ・保育所の運営状況と児童数について | |
| ・隠れ待機児童について | |
| (3) 道路整備 | 78 |
| ①一般市道整備について | |
| ・整備の考え方と整備計画について | |
| ②私道整備 | |
| ・私道整備事業の実績について | |
| ・補助割合と予算額について | |
| (4) 災害公営住宅 | 78 |
| ①災害公営住宅の整備計画について | |
| ②入居状況について | |
| ③今後の予定について | |
| (5) 浦戸地区定住促進環境可能性調査事業 | 78 |
| ①調査結果概要と市としての考えは | |
| ②今後の方向性について | |
| 阿部 かほる 君 (一問一答方式) | |
| (1) 地域資源を活用したまちづくり | 94 |
| ①塩竈市景観計画と日本遺産認定について | |
| ②日本遺産認定のストーリー、塩竈市の内容について | |
| ③タイムトラベル写真の活用と市内観光案内板の設置 | |
| ④塩竈市景観計画と電線共同溝について | |
| ⑤地域資源の健康保養への活用 (ヘルス・ツーリズム) | |

| | |
|------------------------|-----|
| (2) 離島の現状と課題について | 95 |
| ①海水浴場の環境整備について | |
| ②島内遊歩道の整備について | |
| ③簡易浮棧橋の設置について | |
| ④介護サービスの充実 | |
| (3) 文化財保存のあり方について | 96 |
| ①有形民俗文化財について | |
| ②史跡保存と塩竈・浦戸諸島貝塚群の学習と活用 | |
| (4) 熱中症対策について | 97 |
| ①高齢者の熱中症対策について | |
| ②小・中学校における熱中症対策 | |
| (5) 塩竈市スポーツ賞の基準について | 97 |
| ①対象（基準）の見直しについて | |
| 小野幸男君（一問一答方式） | |
| (1) 防災・減災対策強化 | 112 |
| ①防災拠点などへの無線LAN整備促進について | |
| ②公衆電話について | |
| ③住民意識と防災教育の充実について | |
| ④安全な学校SPS認証制度について | |
| (2) 救命率の向上 | 114 |
| ①ドクターヘリのランデブーポイントについて | |
| ②自動体外式除細動器AEDについて | |
| (3) 水道施設の安全安心 | 115 |
| ①水道インフラの整備について | |
| (4) 災害公営住宅 | 116 |
| ①入居後の建物改善について | |
| 志子田吉晃君（一問一答方式） | |
| (1) 市立病院事業について | 130 |
| ①経営健全化対策について | |
| ②病院事業の将来展望について | |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (2) 企業誘致について | 130 |
| ①進捗状況について | |
| ②遊休土地の活用について | |
| (3) 浦戸架橋について | 130 |
| ①アンケート調査の結果を受けて | |
| ②取り組みの方向性について | |
| (4) 仮設住宅について | 130 |
| ①仮設住宅の縮小化とその後の展開について | |
| ②撤去時期と取り組みの方法について | |
| (5) NEWしおナビ100円バスについて | 131 |
| ①NEWしおナビ100円バスの新ルートについて | |
| ②停留所について | |
| 散 会 | 146 |

第3日目 平成28年6月24日（金曜日）

| | |
|----------------------|-----|
| 議事日程第3号 | 147 |
| 開 議 | 149 |
| 会議録署名議員の指名 | 149 |
| 一般質問 | 149 |
| 浅野敏江君（一問一答方式） | |
| (1) 市民の健康福祉 | 149 |
| ①ピロリ菌検査の実施及び助成 | |
| ②中学生を対象とした無料ピロリ菌検査 | |
| (2) 高齢者・障がい者福祉 | 151 |
| ①改正発達障害者支援法について | |
| ・改正後の総合的取り組みについて | |
| ・教育面での取り組みについて | |
| ・就労面での取り組みについて | |
| ・早期発見・関係機関との連携 | |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ②市営住宅における高齢者にやさしい改修工事について | |
| 西村 勝男 君（一問一答方式） | |
| （１）まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 167 |
| ①長期総合計画と総合戦略との整合性 | |
| ②具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）の設定について | |
| （２）東日本大震災の検証と災害対応 | 168 |
| ①自治体災害対応マニュアル業務継続計画（BCP）の策定について | |
| （３）産業と経済の復興 | 168 |
| ①海岸通地区震災復興市街地再開発事業の進捗状況について | |
| （４）観光の振興 | 168 |
| ①「食のまち塩竈」観光プロモーションについて | |
| （５）環境の整備 | 169 |
| ①ごみステーションの設置について | |
| 志賀 勝利 君（一問一答方式） | |
| （１）東日本大震災復旧・復興調査特別委員会「ガレキ処理問題」に関して | 186 |
| ①連絡協議会が100条委員会に提出した資料の中から | |
| ・浦戸での家屋解体174軒分の業務指示書の市長印は誰が押印したのか | |
| ②証人喚問での食い違う証言内容について（清算書類の会計課での滞り） | |
| ・浦戸での家屋解体72軒分の寄せ集められた原因について | |
| 前環境課長並びに担当者は必要書類の不足から | |
| 元会計管理者と前環境課課長補佐は書類の滞りはない | |
| その真偽について | |
| ③混合スクラップの件でアルミも銅もごちゃ混ぜになっていたとの発言の証拠写真 | |
| （２）重点分野雇用創出事業から | 187 |
| ①塩竈市はこの事業の清算に当たり、経費の納品請求書、領収書の確認をしたのか | |
| ②塩竈市は本事業の支払いに関して、塩竈市が損害を被っていないとしているが | |
| この認識に間違いはないのか | |
| 曾 我 ミ ヨ 君（一問一答方式） | |
| （１）汚染土壌処理施設について | 205 |
| ①汚染土壌処理施設建設及び塩釜港での荷役作業について | |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ・汚染土壌処理に関する市の意見書の内容について | |
| ・宮城県の対応について | |
| (2) 浦戸の防潮堤整備計画について | 206 |
| ①その後の整備状況について | |
| (3) 災害公営住宅及び公営住宅について | 206 |
| ①災害公営住宅への移転費用について | |
| ・他市町村の移転費用の金額及び支給方法について | |
| ・市の移転費用と支給について | |
| ②公営住宅入居の生活保護世帯に対する退去時の原状回復に係る費用について | |
| (4) 学童保育及び障害児保育について | 206 |
| ①学童保育について | |
| ・指導員の確保について | |
| ・エアコン設置状況について | |
| ②障害児保育について | |
| ・民間保育園の障害児保育加算の返還について | |
| ・市の障害児保育加算について | |
| (5) 学校教育について | 207 |
| ①心のケア及び図書整備業務員の配置について | |
| ・兼務の実態について | |
| ②学校事務職員の集中配置について | |
| ・県内各自治体の実態について | |
| (6) 子ども医療費助成の拡充について | 208 |
| ①宮城県の乳幼児医療費助成制度拡充について | |
| ②塩竈市の子ども医療費助成事業について | |
| ・所得制限の撤廃について | |
| 散 会 | 221 |

第4日目 平成28年6月28日（火曜日）

| | |
|---------------|-----|
| 議事日程第4号 | 223 |
| 開 議 | 225 |

| | |
|----------------------|-----|
| 会議録署名議員の指名 | 225 |
| 議案第45号ないし第59号 | |
| (総務教育常任委員会委員長議案審査報告) | 225 |
| (民生常任委員会委員長議案審査報告) | 227 |
| (産業建設常任委員会委員長議案審査報告) | 228 |
| 質　　疑 | 229 |
| 山　　本　　進　　君 | 229 |
| 討　　論 | 232 |
| 小　　高　　洋　　君 | 232 |
| 土　　見　　大　　介　　君 | 236 |
| 志　　賀　　勝　　利　　君 | 237 |
| 阿　　部　　かほる　　君 | 239 |
| 採　　決 | 240 |
| 議員提出議案第7号ないし第10号 | 241 |
| 提案理由説明 | 241 |
| 採　　決 | 245 |
| 産業建設常任委員会所管事務調査報告 | 246 |
| 閉　　会 | 255 |

| | | |
|------------|-------|----|
| 平成28年6月定例会 | 6月16日 | 開会 |
| | 6月28日 | 閉会 |

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | 議決年月日 |
|--------|---------------|--|------|---------|
| 総務教育 | 議案第45号 | 塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第48号 | 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第49号 | 塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第50号 | 平成28年度塩竈市一般会計補正予算 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第52号 | 工事請負契約の一部変更について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第54号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第59号 | 財産の取得について | 原案可決 | 28.6.28 |
| 民 生 | 議案第46号 | 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第51号 | 平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算 | 原案可決 | 28.6.28 |
| 産業建設 | 議案第47号 | 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議案第50号 | 平成28年度塩竈市一般会計補正予算 | 原案可決 | 28.6.28 |
| | 議員提出 議案第7号 | 奨学金制度の充実等を求める意見書 | 原案可決 | 28.6.28 |

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | 議決年月日 |
|--------|------------------|--|------|-----------|
| | 議員提出 議案第 8 号 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」について慎重な審議を求める意見書 | 原案可決 | 28. 6. 28 |
| | 議員提出 議案第 9 号 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 | 原案可決 | 28. 6. 28 |
| | 議員提出 議案第 10 号 | 沖縄県の米軍属による女性殺害・遺棄に対する抗議の決議 | 原案可決 | 28. 6. 28 |

議員提出議案第7号

奨学金制度の充実等を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年6月28日

提出者 塩竈市議会議員

| | |
|-------|-------|
| 小野幸男 | 菅原善幸 |
| 浅野敏江 | 西村勝男 |
| 阿部眞喜 | 阿部かほる |
| 山本進 | 伊藤博章 |
| 志賀勝利 | 今野恭一 |
| 菊地進 | 鎌田礼二 |
| 志子田吉晃 | 土見大介 |
| 伊勢由典 | 小高洋 |
| 曾我ミヨ | |

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつて無く重くなっている。すでに大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態となっている。

わが国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。

政府においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について十全の対応をとるよう強く求めるものである。

記

- 1、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するとともに、国の制度として大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2、無利子奨学金を充実させ、延滞金への加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と充実を図り、柔軟に適用させること。
- 4、大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣、文部科学大臣）

議員提出議案第8号

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保
等に関する法律案」について慎重な審議を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年6月28日

提出者 塩竈市議会議員

| | |
|-------|-------|
| 小野幸男 | 菅原善幸 |
| 浅野敏江 | 西村勝男 |
| 阿部真喜 | 阿部かほる |
| 山本進 | 伊藤博章 |
| 志賀勝利 | 今野恭一 |
| 菊地進 | 鎌田礼二 |
| 志子田吉晃 | 土見大介 |
| 伊勢由典 | 小高洋 |
| 曾我ミヨ | |

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」について慎重な審議を求める意見書

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」は、第190回国会に提出され、現在、衆議院文部科学委員会で継続審査となっています。

この法案は、超党派の議員立法として協議されており、夜間中学等において授業を行う学校における就業の機会の提供と、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等で構成されております。

一方、この法案で不登校の子供たちに対し、法律によって不登校児童生徒等に対する教育機会の確保を進められるならば、不登校の子供たちの圧倒的多数とその親たちに心理的重圧を与えることとなります。

不登校の子供をもつ保護者やその関係者から「不登校問題と性格の違う中学校夜間学級の問題とを分けて取り扱い、また、関係者の意見を聞き、慎重な審議を重ねてほしい」等の意見が出されております。

不登校の子供とその保護者等にとって安心して休める権利と過ごせる居場所を保障し、フリースクール等の教育、福祉、医療の面での支援が受けられる環境づくりが必要であります。

以上の点を踏まえ、下記について要望します。

記

1. 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」の審議に当たっては、不登校の子供とその保護者、不登校の経験者、不登校問題にかかわる個人や関係団体等が、「子供たちの権利を侵害し、苦しめるもの」として、懸念を抱くとともに反対を表明していることから、これらの多様な意見を十分に聴取する場を設け、審議に反映させるとともに拙速に審議せず、慎重に取り扱うこと。
2. 不登校の子供たちにとって、学校を休む自由を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣）

議員提出議案第9号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年6月28日

提出者 塩竈市議会議員

| | |
|-------|-------|
| 小野幸男 | 菅原善幸 |
| 浅野敏江 | 西村勝男 |
| 阿部眞喜 | 阿部かほる |
| 山本進 | 伊藤博章 |
| 志賀勝利 | 今野恭一 |
| 菊地進 | 鎌田礼二 |
| 志子田吉晃 | 土見大介 |
| 伊勢由典 | 小高洋 |
| 曾我ミヨ | |

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

雇用労働者の3人に1人が非正規雇用、年収200万円以下の状況となっており、賃金の低下が、消費の低迷、生産の縮小につながり、雇用悪化と中小企業の経営危機を生み出しています。

東日本大震災からの復興も遅れている中、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

また、地域間格差も大きく、平成27年度の地域別最低賃金は、東京都で907円、宮城県で726円であり、働き手の県外流出を促しておりますことから、最低賃金の地域間格差の是正と全国一律の改正による大幅な引き上げが必要となっています。

最低賃金について、2010年に行われた政労使の「雇用戦略対話」では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」として合意されております。

最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、先進諸国においては購買力平価換算で時給1,000円以上となっております。日本の最低賃金平均は798円（全労連編2015年春闘白書）でありますことから、一層の格差と貧困を是正するために、政府においては中小企業への支援策を拡充し、最低賃金を引き上げることが求められます。

以上の点を踏まえ、下記項目の早期実現について要望します。

記

1. ワーキング・プアをなくすため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差をなくすための施策を行うこと。
3. 中小企業とそこで働く労働者の社会保険料の負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）

議員提出議案第10号

沖縄県の米軍属による女性殺害・遺棄に対する抗議の決議

上の議案を別紙のとおり地方自治法第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年6月28日

提出者 塩竈市議会議員

| | |
|-------|-------|
| 小野幸男 | 菅原善幸 |
| 浅野敏江 | 西村勝男 |
| 阿部眞喜 | 阿部かほる |
| 山本進 | 伊藤博章 |
| 志賀勝利 | 今野恭一 |
| 菊地進 | 鎌田礼二 |
| 志子田吉晃 | 土見大介 |
| 伊勢由典 | 小高洋 |
| 曾我ミヨ | |

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

沖縄県の米軍属による女性殺害・遺棄に対する抗議の決議

沖縄県うるま市の女性会社員（20才）が米海兵隊キャンプハンセン近くの恩納村の雑木林に遺体で見つかった事件で、元米兵で軍属の男性が逮捕され、その後、男性は殺害・遺棄を認める供述をしているとの報道がありました。

これまで、沖縄県で起きた米軍関係者による事件・事故等に対し、米国政府は米軍の綱紀粛正を何度となく行っておりますが、実効性がありません。

戦後71年が経過しますが、国土面積の0.6%の沖縄県には、在日米軍専用施設の約74%が集中しており、米兵及び米軍属による事件・事故が起きており、今回の事件も沖縄県民を初め、日本全国民に衝撃を与えました。

事件の背景には沖縄県の米軍基地の存在があります。よって当市議会では、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記について早急に実現されるよう強く求めるものである。

記

1. 女性殺害・遺棄に対して抗議し、遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 日本政府は再発防止策を講じ、日米地位協定の改定に努めること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

塩 竈 市 議 会

平成28年 6 月 16 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成28年6月16日(木曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議案第45号ないし第59号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 市立病院事業管理者 | 伊藤喜和君 | 市民総務部長 | 神谷統君 |
| 市民総務部 政策調整監 | 佐藤修一君 | 健康福祉部長 | 桜井史裕君 |
| 産業環境部長 | 小山浩幸君 | 建設部長 | 阿部徳和君 |

| | | | |
|---------------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 震災復興推進局長 | 熊谷滋雄君 | 市立病院事務部長 兼医事課長 | 荒井敏明君 |
| 水道部長 | 高橋敏也君 | 市民総務部次長 兼総務課長 | 佐藤俊幸君 |
| 健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 | 川村淳君 | 産業環境部次長 兼商工港湾課長 | 佐藤達也君 |
| 建設部次長 兼都市計画課長 | 阿部光浩君 | 震災復興推進局次長 兼復興推進課長 | 鈴木康則君 |
| 水道部次長 兼工務課長 | 大友伸一君 | 市民総務部 危機管理監 | 千葉正君 |
| 会計管理者長 兼会計課長 | 小林正人君 | 市民総務部 政策課長 | 相澤和広君 |
| 市民総務部 財政課長 | 末永量太君 | 市民総務部 税務課長 | 武田光由君 |
| 健康福祉部 保険年金課長 | 志野英朗君 | 産業環境部 環境課長 | 菊池有司君 |
| 建設部 下水道課長 | 佐藤寛之君 | 水道部 業務課長 | 菅原秀一君 |
| 市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長 | 伊藤勲君 | 教育委員会 教育長 | 高橋睦麿君 |
| 教育委員会 教育部長 | 菅原靖彦君 | 教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長 | 渡辺常幸君 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 坂井盾二君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 相澤勝君 |
| 公平委員会 委員長職務代理者 | 佐浦弘一君 | 監査委員 | 高橋洋一君 |
| 監査事務局長 | 佐藤勝美君 | | |

事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|-------|------------------|-------|
| 事務局長 | 安藤英治君 | 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木忠一君 |
| 議事調査係主査 | 平山竜太君 | 議事調査係主事 | 片山太郎君 |

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る6月9日、告示招集になりました平成28年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る5月31日、東京国際フォーラムで開催されました第92回全国市議会議長会定期総会において、長年にわたり市議会議員として市勢の発展に寄与されたことに対する表彰状の贈呈がありましたので、表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（安藤英治君） それでは、全国市議会議長会の議員在職25年以上の表彰でございます。

菊地 進議員、演壇にお進みください。

○議長（香取嗣雄君） 表彰状

塩竈市、菊地 進殿。

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読でございます。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

○議長（香取嗣雄君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番志子田吉晃君、15番土見大介君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は13日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第1号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、専決第2号平成27年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第3号平成27年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第4号平成27年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第5号平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第6号平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第7号平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第8号平成27年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第9号塩竈市市税条例等の一部を改正する条例、専決第10号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第11号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上11件については、3月31日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月9日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、報告第1号一般会計、魚市場事業特別会計、下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計繰越計算書については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号水道事業会計繰越計算書については地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ6月9日付にて議長に報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告6件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成28年度第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君） それでは、私のほうから主に2点ということで、報告について質疑させ

ていただきます。

1点目は、専決第11号の塩竈市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例ということで確認をさせていただきます。

今回、条例改正は地方税法の一部改正、3月30日、そして31日、そして4月1日の施行ということで専決処分がなされました。そこで、その専決第11号にかかわって、限度額の引き上げ等々についてということでお聞きをしていますので、まず、そこから今回の所要の改正について確認をさせていただきます。

まず、限度額引き上げについてどうなったのか、ひとつその点から再確認させていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま伊勢議員から専決第11号の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご質問をいただきました。

限度額引き上げの内容ということでございますけれども、内容についてご説明を申し上げたいと思います。これは国民健康保険税のうち、医療分に係る賦課限度額を従前の52万円から54万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援分に係ります賦課限度額を17万円から19万円にそれぞれ2万円引き上げるというものでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そうしますと、トータルで前年からざっと4万円引き上がったということで考えられるわけですが、そうすると、最高限度額ですので、全体としてはどのぐらいの世帯、9,000世帯の国民健康保険の世帯あるいは1万3,000人ぐらいの加入者というふうに聞いておるわけですが、そういう中で、この限度額引き上げに伴う引き上げの世帯ないしは対象人数について、医療分ないしは後期支援分について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 限度額引き上げに伴います世帯の数と人数というご質問をいただきました。

今回の引き上げでは、まず、医療分でございますが、172世帯、528名が対象でございます。後期高齢者支援分といたしましては、238世帯、706名が対象となるというものでございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、その限度額引き上げに伴うおおよその年間の収入といえますか、あるいは所得になるのかもしれませんが、その大体、引き上げに係る収入ないし所得の

関係でいえば、どのぐらいの年間収入の方々が該当するのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） 限度額の世帯の収入がいかほどかというご質問でございますけれども、対象世帯の構成人数、家族の人数等によりまして若干の振れはございますけれども、限度額に至る収入につきましては、恐らく700万円から800万円。ただし、課税額につきましては、その後、控除額がありますので、実際の課税ベースで見ますと600万円程度ではないかというふうに推測しております。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。そうすると、大体今述べられた700万円、800万円、控除を引いて600万円だろうというふうになります。限度額、毎年、毎年引き上げられて、国民健康保険、去年もたしか引き上げられた記憶があつて、諸般の報告において質疑をしたという経過がありますので、その辺はひとつ、毎年、収入がある方についての課税の引き上げという点でも、その方々のご負担はやはり大変だなというふうに思います。

そこで、そこも含めて、今度は、今回、軽減策が講じられているというふうにお聞きをしております。これまでも7割、5割、2割という軽減策がございましたが、これらも含めて、大体どういうふうな制度になっているのか、今回の改正点について、ポイントだけ教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 今回の条例改正に伴いまして、低所得者の被保険者に係ります保険税の軽減措置というご質問をいただきました。

軽減措置でございますが、被保険者の所得と世帯ごとの被保険者の数に応じまして、平等割と均等割をそれぞれ2割、5割、7割軽減しておるところでございますけれども、今回の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を5割軽減の対象となる世帯につきましては、従前の26万円から26万5,000円に増額をさせていただいております。また、2割軽減の対象となる世帯につきましては、47万円から48万円にそれぞれ増額をさせていただき、軽減対象となる所得の幅を拡大いたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、所得の幅をふやしたということは、その分、軽減策の対象になる世帯がふえるのかなというふうに思うんですが、それは前年との比較、今回の改正に伴う関係で前年と比べてどのぐらいの、例えば5割軽減がどのぐらいの世帯あるいは人数なのか、あるいは2割についての関係でどのぐらい、前年との比較でどういう関係になるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまの軽減対象の世帯というご質問を頂戴いたしました。

所得軽減の対象となる世帯と人数でございますけれども、新たに5割軽減に該当するものが60世帯、110名、それから、新たに2割軽減に該当するものが110世帯、170名程度になるものと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。

これは、低所得というのは、大体、おおむね年間の収入ないしは所得でいえば、概算でどのぐらいの方々の収入なり所得になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） 軽減世帯がどの程度の所得になるかというご質問についてお答えさせていただきます。

まず、7割軽減でございますけれども、課税の所得としては33万円以下の方々が7割軽減。新しい制度、今回の専決をもちましての5割軽減になる方につきましては112万5,000円以下の方々、さらに、2割軽減になる方々につきましては177万円所得以下の方々になります。ただ、年金生活者につきましては、この額に控除額、年金控除が120万円であったりとか、あるいは給与所得ですと給与の所得額によりまして加算額は若干上下する形になりますけれども、今申し上げた所得の金額が7割、5割、2割軽減の基準の所得となります。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、そういう軽減策も含めて、そういう人数、対象というのはわかりました。

そこで、前段、医療保険分で税率改定を行いました。今年度、新年度の予算の中で、税率改定は、今まで所得割額を7.70%から7.20%、均等割額を2万8,000円から2万4,000円、平等割

を2万6,000円から2万4,000円ということで、軽減の方々の、今回の税率改定の引き下げと予算化がされております。こうしたことも含めてトータルで考えた場合、こういう税率引き下げについては医療分の関係で引き下げを行われましたが、トータルで考えて、先ほどの軽減策、低所得者の方々の、先ほど、大体このぐらいですよということで説明がございましたが、これはさらに今回の新年度の税率引き下げとの加味も含めるならば、かなり下がるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。前年というか、前の税率の関係でいいますと。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） 今のご質問につきましては、総税収が相当下がるのではないかとご質問と捉えておりますけれども、私どもとしましては、平成28年度課税につきましては、12月定例会でお認めいただきましたとおり、平均6.5%下がっております。加えまして、今申し上げた軽減分の部分につきましても拡大しておりますので、税収は下がるということになります。なお、限度額の拡大分につきましても、今、健康福祉部長から申し上げさせていただきましたとおり、拡大しますので、税収は拡大いたしますが、こちらの情報につきましては、平成28年度賦課については現在まだ算定中でございます。先ほどの数字につきましては、平成27年度の算定数字でございますので、現段階では、先ほどの平成27年度の推計数字ということになりますので、現段階でどの程度になるかというのは現在未定ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。算定中ということですね、わかりました。

一つ、実は確認の意味合いは、これは6月の広報でしょうかね、こういうふうな平成28年度の国民健康保険税の賦課の納税通知を7月中旬に送付するというふうになっているようですね。ぜひ、保険者においては一人一人の保険のやはり関心を持って、納税について、市民の関心が大変高いものですから、ぜひ賦課の際に、きちんとこういう、ここには書かれております。書かれておるんですが、例えば限度額引き上げとか、そういうものを書いています、ぜひ、賦課する上でのそれぞれ納付通知の中に、丁寧な説明書を入れていただきたいというふうにちょっと思うですね。

この間、ある市民の方とお会いしたら、国民健康保険税の引き下げを知らなかった市民もいるんですね。ですから、やはり今年度で、新年度で税率が下がりましたということや、今回は

限度額の引き上げですから、その方々にとっては額がちょっと大きくなるということはあるものの、低所得者の世帯の方々へのそうした対応について、しっかりやってほしいなという思いがあるものですから、その辺について、もし策が、考えがあれば、ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまの対象となる市民の皆さんへのお知らせということでございました。

ご案内のとおり、広報の6月号に国保特集号ということで内容を記載させていただいております。昨年、頂戴いたしましたご意見、ご要望をもとに、ことしの特集号には軽減制度についても詳しく内容を記載させていただいたところであります。

なお、その不足分につきましては、7月の中旬に、皆様に本賦課の納税通知書を発送する予定でございますので、その中でさらに詳しくお知らせしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。ひとつよろしく納税者の皆さんに丁寧な説明といたしますか、そういうものはひとつ要望しておきたいと思えます。

次に、繰り越しのほうの関係でお尋ねをしたいと思えます。

繰越明許費のところの関係でちょっと確認させてください。資料No.4のところ、3ページのところに海岸通地区震災復興市街地再開発事業、221万円ぐらいでしょうか、翌年度繰り越しということになっております。財源等の内訳は除きますが、これは今回の繰り越しになった案件について、どういうことで繰り越しの対象事業になったのか確認をさせてください。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 海岸通地区震災復興市街地再開発事業の繰り越し内容についてお答えいたします。

再開発組合に対する平成27年度補助金として、権利変換計画策定のための委託業務分として建築物実施設計、敷地地盤調査等8業務に対する事業補助を行っております。このうち、土地確定測量業務につきまして、再開発組合から地権者との立ち会い等に時間を要したことから年度内に完了が難しいということを受けましたので、当該業務の補助金である221万1,840円を繰り越すことになったものです。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、ちょっと確認をさせていただきたいわけですが、今現在、海岸通地区震災復興市街地再開発事業の地権者というのは何人ぐらい、50数人とは聞いているんですが、改めて現時点で地権者並びに実際に組合に加入をしている方々の人数について確認をさせてください。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 伊勢議員にお答えいたします。

組合員数、60名でございます。そのうち、地権者59名でございます。1名分につきましては、マンションデベロッパーの事業協力者1名、組合員になっておりますので、地権者59名、組合員としては60名という対応になってございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、60人、そのうち、マンションの方が、マンション事業者というふうに言ったほうがいいと思うんですが、土地も権利変換の確定、59人だとしますと、今回の再開発事業に同意をしているというのは何人ぐらいの方なんですか、今現在。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 現在、権利者の同意の取りまとめを行っておりますけれども、口頭によります同意ですけれども、これは9割以上承諾を得ています。書面としての取りまとめが、6月15日現在では、権利者59名のうち43名の約73%になっております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、私ども、再開発事業にとってはその同意が前提ということでこの再開発事業が動くというふうに捉えているわけですが、これは先ほど、59人のうち43人、そうすると、実際に地権者が59人、あるいは組合員の方が60人いても、果たして事業の実際上の同意も含めて、書面上の書類提出も含めて、再開発事業が進むのかどうか、ちょっと実際の状況についてどうなのか。

というのは、実は2月の定例会の、もう一回、資料12番を見せてもらったんですね。そこで8億2,000万円ほどの予算化がされておって、4月から6月にかけて、建物の除却工事というのがスケジュール上は工事の予定として行われております。しかし、実際にこの段階、再開発事業の整備として、今6月ですから、既に済んでいなければならないわけですが、結局のところ、再開発組合への正式な一人一人の地権者の書面が出ていないということは、再開発事業

そのものの事業が大幅におくれているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 伊勢議員にお答えいたします。

その関係も含めまして、5月10日に産業建設常任委員会のほうに、開催いただきまして事業スケジュールのおくれ等をご説明させていただきました。そのときのご説明と重複するんですけども、本来でしたら年度末に権利変換計画が終わりまして除却工事が始まるという予定で進んでおりましたけれども、ただいまお話出ましたとおり、権利者の同意がまだいただけないということで、権利変換の計画に入れないと認可がいただけないということで、それが終わりましたら除却工事が始まるということですので、まずその権利変換の申請をしましょうということで、今、組合のほうでは地権者合意を100%とろうということで努力しているという状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 組合の努力はわかります。そういうことで努力はされているとはいうもののですね。

もう一つお聞きしたいと思います。そうすると、59人のうち43人書面で出されましたというお答え、6月15日ですね。これは必ず県への届け出を進める上で、再開発事業として進める上で、例えば上部機関の宮城県への、同意というのは全て完了した上で、県として認可するというふうになるのかどうか、確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 県のほうでは、口頭の同意ではなくて書面をもって確認をして、ほぼ全員から同意をいただいていたほしいというご指導をいただいているという状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、県で、書面が出さなければ、これは言ってみれば、再開発事業そのものの新年度予算に入ってそういうことでの状況だというのはやっぱりちゃんと捉えていったほうがいいのかなと思うんですね。

そこで、そういうことも含めて考えていくなれば、本市議会は2月定例会の時点で附帯決議というものを出しているんですね。その中で、海岸通地区震災復興市街地再開発事業についての事業執行するに当たって、ビジネスとして予測されるキャッシュフロー云々ということで、

可能な採算ラインを理解すべきだと。速やかに市民と議会にこの問題について、先送りをさせないで報告しなさいという、こういうふうな附帯決議を付しているわけです。そうすると、この案件について、産業建設常任委員会のほうでは文書上の報告もありましたが、そうすると、市議会の附帯決議の重みというものを、予算上はさまざま地権者あるいは地元の方々の再開発という熱意やあるいはそういうことも含めて、しかし、一方で、議会としては過去の再開発事業についていろいろな意味で失敗した事例というか、あるいはそういうことも含めて、十分市民の納得を得られないままの再開発事業もありましたので、もう一回確認させてほしいんですが、附帯決議そのもの、議会が出した議案第29号に係る附帯決議、当時の2月定例会のこの附帯決議の市民と議会に報告するということでの意味合いについては、当局としてはどのように受けとめているんですかね。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 2月定例会の附帯決議をいただきまして、私のほうも組合のほうにそれを書面でお示ししまして、市の立場も含めて、議会の皆様の立場もご説明しております。それを含めて、市のほうでもチェック機能を果たせということですので、事業の中身も含めて、いろいろ権利変換計画の出資計画等も見させていただきまして、いろいろご議論している状況でございます。そういったことも含めまして、スケジュールのおくれ等を5月に開催いたしました産業建設常任委員会のほうにご報告をして、現状をご報告しているという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 私が聞いたのは……、確かにそのとおりかもしれませんが、2月定例会で附帯決議。問題は、私どもがこの再開発事業について一番懸念をしている問題がやはりあったので附帯決議を出したということですので、言ってみれば、この再開発組合の一地権者である塩竈市も地権者の一員でもあるわけですね。そうすると、組合に、議会に、あるいは産業建設常任委員会にということでは理解はするものの、この附帯決議の重みを市長としてはどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、お話だけ、見解だけ聞かせてください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま担当のほうから、現状についてはご報告をさせていただいたと思っております。また、事業促進のために組合の皆様方と県のほうに足を運びまして、現在の状況について説明をさせていただき、また県のほうからもさまざまな指導をいただいております。

して、そういった指導に基づいて、今、それぞれ役割分担を決めながら問題解決について動き始めているという状況でございます。そのような状況につきまして、産業建設常任委員会のほうにまずはご報告をさせていただいたということで、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 最後になりますけれども、結構、あの周辺の方から、実際に同意していないんだよという話は既に随分広がっているようです。ですから、その点でも、附帯決議のやはり役割、そして市民と議会に速やかに報告をすると。やはり一方で、震災で痛手を受けた中心市街地であることは間違いないわけですし、この手法しかないということの前段の話もありましたので、これはこれでしっかり受けとめて、市民と議会の皆さんに速やかな報告はぜひしていただきたいと思います。この点については以上とさせていただきます。あとは、取り扱いについては、なかなか地権者のまだ書面上の同意をいただいていないということですので、今後の推移を引き続き見守っていきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） 私からは、定期監査報告について、2点質問をさせていただきます。

まずは、監第13号、産業環境部のものですが、改善を要する事項ということで、まれな事項がここに加わっております。これについては、どういった内容といいますと、緊急雇用創出事業の委託契約において履行確認の内容が明確にわかるような書類の整備が必要であるというような事項が盛られているわけですが、これについての概要、経過を簡単に報告を願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 産業環境部のほうの定期監査をさせていただきました。その中で、ここにも書いてありますように、緊急雇用創出事業の委託契約において、例えば写真がないとか、概算契約だというお話ですので、その精算書が添付されていないというような事例がありました。やっぱり履行確認については客観的にわかるような形での書類の整備が必要だということで、議選の監査委員さんとも協議させていただきました。そして、こういう形で報告しようということで、今回、余りない事例ですけれども、改善を要する事項という形で報告させてもらったということです。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

それから、もう一点、監第16号、選挙管理委員会の事務局のものです、農業委員会の選挙についての項目があります。ここの中で、予算配当額が107万5,000円と、それから支出負担行為済額が13万6,326円と、かなりの開きがありまして、12.7%というふうになるわけですが、なぜなのかなど。予算と支出がかなり違うなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 相澤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（相澤 勝君） 監第16号、監査報告についてでございますけれども、農業委員選挙費の予算執行に関する質疑でございますので、選挙管理委員会事務局のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ご質問の予算につきましては、農業委員会委員の任期満了に伴います一般選挙の執行経費といたしまして、通常に選挙が行われた場合の経費、それを当初予算に計上したものでございます。昨年7月に執行されました農業委員会委員一般選挙につきましては、5人の定数に対しまして5人の候補者の届け出がありまして、無投票となりましたので、当初見込んでおりました経費、支出がございませんでしたので、執行残額が多くなったものでございます。

なお、執行残額につきましては、2月補正により決算整理で減額をいたしております。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

しかしながら、そうすると、選挙がきちんと行われた……、きちんとという言葉は表現悪いんですが、行われた場合は、やはり約100万円、このぐらいの予算の経費が必要だということで解釈でよろしいのでしょうか。通常選挙が行われた場合は100万円ぐらいということで解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 相澤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（相澤 勝君） 今回支出している内容につきましては、立候補受け付けに関する費用の支出が主なものでございます。したがって、実際投票を行った場合の経費というものは執行していない。これが主な執行残額が投票所、あるいは開票所経費の執行金額が残額として残ったということでもあります。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） じゃあ、私のほうからまた監第13号の監査の報告のことでお聞きしたい

と思います。

今、鎌田議員のほうからも質問がありましたけれども、履行確認の内容が明らかになるような書類整備が必要であるということで、わかるような書類を整備するという回答があったわけですが、わかるような書類というのは何を指して言っているのか、教えていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 履行確認で確実に履行がなされたかどうかというようなものが客観的にわかるような書類の整備をしてほしいという意味でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、客観的にわかる書類というのはどういう書類のことを言っているのか教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 一般的には、契約の段階で提出してもらうような書類を整備するか、客観的に一番わかりやすいのは写真とかというものがあろうかと思います。このケース、緊急雇用につきましては、概算契約だということで精算書というようなものが必要なんだろうというふうに思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） それだけでチェックできるんですか。お伺いします。今回の問題はそういうところに問題があるわけですね。決算書だけでわかりますか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） それだけということではありませんけれども、おおむね履行されたかどうかという部分については大体確認できるのかなというふうには思っております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 監査では、納品書とか領収書とか、そういったこともチェックしないというようなお話も前お聞きしたことあったんですけども、そのところをチェックせずして、本当に正しいかどうかというのは、金額わからないわけですよ。去年の12月の定例会で私その辺ちょっとお聞きしたわけですが、領収書の確認について質問したところ、県の補助金は県の規則の中でやられているということと思うが、私自身ちょっとまだ不案内なもので、要綱等をチェックさせてもらわないとお答えできないというような高橋監査委員のお答えがあったわけですが、この事業は平成23年度から行われているわけですよ。こういう事業があったときに、

こういったものは、当然、精算という業務が入るわけですから、監査の立場としてそういう精算事業の手続の内容とか、そういうことはチェックするということはされていないんですか。

お答えください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 定期監査の部分では、監査としての視点といたしましては、明らかに違法なものがあるかどうか。あとは、明らかではないけれども、どうかというところまでの判断はしておりません。判断しているのは明らかに違法な支出なり、そういったものがあるかどうかという観点で見えております。あとは通常の事務処理として、おおむね適正といえる範囲の事務処理がなされているかどうかというような観点で定期監査では見ております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、明らかな違法であるかどうかということ判断するのに、それだけで判断できるんですかと私はお聞きしているわけですよ。今回の問題というのは、領収書も納品書もチェックしない中で多額のお金が払われているというところに問題があるわけですよ。そういった問題を、現実には起きたわけですから、そういう高橋監査委員がお答えになったようなあり方で、本当に今後も監査委員として監査の役目を果たせるのですかということを知っているわけです、私。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほどお答えしましたように、定期監査では、そのような観点で見えております。大体、監査委員の会議等にはありますけれども、一般的にはそういうような形で見えておるのがほかの団体でもそういうような状況にあります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ことしの2月についてもこの問題についてチェックしているんですかという質問をしたわけですが、していないケースもあるが、大きな補助金についてはチェックしていると答弁されています。じゃあ、この大きな補助金という金額は、幾らから大きな補助金なのか教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 委託事業と補助事業では違います。市から補助金を出している部分については、領収書とかそういったものはチェックしております。委託事業については、そういうことはやっておりません。委託事業と補助事業の違いはあります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私の質問にちゃんと答えてください。大きな金額というのは幾らから大きな金額なんですかと私質問しているんですよ。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 失礼しました。補助金については、大体100万円を超える部分については、そういった厳しいチェックをさせてもらっております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 100万円以上についてはチェックしていると。ただ、委託事業だからチェックしないと。ところが、この委託事業については、平成23年度途中から、ちゃんと県は完了検査というものをやりなさいよという指導をしているわけです。これは今朝、私確認しました、県のほうに。ということは、完了検査という中には必ず領収書のチェックというものは含まれているということなんです。そういうことを監査が認識せずに、補助金が払われた、こういった委託事業のお金が払われていることに対して、何もしていなければ、監査の認識がなければ、監査が素通りで、監査委員が監査としての役目を果たしていないんじゃないかなと私思うんですが、その点についていかがですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 緊急雇用創出事業が補助事業かどうかということは、県のほうから見れば補助事業だと思いますけれども、市と業者の間の契約というのはあくまでも委託契約だということで、補助事業、市ですといわゆる「補助金交付要綱」というものが該当はしてこないという形になります。そうすると、通常の委託契約と同様の形の見方をするというのが通常の監査ということになります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私が言っているのは、こういった新しい事業が起きた場合、監査の最低限の注意義務として、そういうことをきっちり把握するというもの監査の役目じゃないんですか。委託事業だから、今までどおりだから、何もしなくて、確認もしなくていいんだということなんですかということをお聞きしているわけです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 市と業者との契約の中では委託事業だということで、監査はそういう立場では見ております。市当局が県に対して補助申請をするというのは、当局の判断でやっ

てもらわなくてはならないと。これは監査が関与する問題ではないというふうを考えております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、簡単な話、じゃあ、行政側がそういった不正支出した場合、この委託事業で、監査は何も手の打ちようがないということになろうかと思えますね。委託事業だからといって。だけれども、今回の委託事業はそういうことが起きているわけですよ。監査が、結局、そういう認識がない。監査はこの前の2月の定例会では間違いが出てきたときは監査が責任をとるのか、担当課長が責任をとるのかという私の問いかけに対して、監査は監査として見逃すとか、見抜けなかったという部分については責任を感じることがあるということで。今回の問題は、4年間にわたって我々議会に報告された収支表なるものの経費の内訳と、議会として領収書等の請求を求めて、やっと1年2カ月がかりで出てきた資料をチェックしたときに、収支表と確認表の金額が大幅に違っていたということが、現実があるわけです。この現実を見て、高橋監査委員はどういうふうに感じられましたか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） こちらとしましては、委託事業としてその金額に見合う仕事をしてもらったかどうかという観点で見ておりますので、その後の整理の段階、いわゆる補助申請とかという部分については、監査の対象ではないというふうを考えております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） これは概算契約ですよ。ですから、当然、経費、人件費が50%以上占めること。まず、そこは多分監査のチェック項目になろうかと思えます。そのほかに、経費、これについてもやはり決められた経費の範囲があるわけですね。直接その事業に必要な経費、まず、これが第一義的なものだと思います。そういうところのそれらチェックは監査としては一切しないと、委託事業だから。そういうことで理解でいいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 前段に話ありました人件費の割合については、委託契約の中の仕様書にそういったものがうたってあります。契約そのものがそういう形、条件をつけているということで、それについては監査の対象になるという形になります。それ以外については、通常の委託契約だということになりますので、あとは委託業者の方がどのような形で経費を使うか、工夫しながら費用を負担するといえますか、使うかどうかという部分については、委託を受け

た業者、受託者の判断だということになろうかと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃあ、簡単に言うと、経費については、監査は一切感知しませんよという話でいいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 緊急雇用の仕様書にない部分ということになりますけれども、そういった部分については、請負契約でもそうですけれども、監査のほうとしては、どのような形で使われたかというところまではタッチしないという形になります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、1億円近い経費がこれで使われているわけですね。それを、じゃあ、監査はチェックしないということでもいいんですか。経費、それを結局、担当者が、当局の方が窓口になっていて、それが認めたから監査はチェックしないでいいんだと、委託事業だからと。でも、委託というのは、これは入札してちゃんと金額が決まった中での委託事業だったらいざ知らず、経費は当然チェックする必要はないはずですよ。しかし、この事業は概算契約なんですね。概算契約の場合は、経費まで計算して、経費がちゃんと使われたかどうか確認して、余ったら国に返すという中での契約なはずなんですよ。だとしたら、必ず経費はチェックする必要があるはあろうかと思うんですね。そこの辺の認識が、監査として足りないのか、なかったのか、わかりませんが、監査という責任の範囲においては、私は監査の責任があるはずだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 委託契約が結ばれた。この委託契約はちょっと特殊な委託契約だというふうには認識しております。ですけれども、見積合わせをしながら委託を契約しているわけですので、その委託した内容の仕事がその金額でおさまったかどうかという判断です。そのチェックはしております。それが今度100%補助事業になるかどうかというのは、こちらの判断の範囲外だということになります。それは当局が費用を整理して県に補助金の申請をすることになるので、それが補助対象に認められるかどうかはこちらの範囲じゃない。全部100%補助対象でないにだめだということにはなりませんので、その違いは出てきても、当然出てくるというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、出てきてもおかしくないことだというふうに我々は認識しております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） これは平成23年度からこういった事業は行われていると、先ほど話しました。結局、こういう事業が行われて、概算契約である。そういった中身が起きたときに、私が監査の立場だったら、この事業の支払い関係どうなっているんだろうかということで私はチェックしますね。それで内容がどうなのかと。どういうところを認めてやるのかと。だけれども、高橋監査委員の場合は、そういうことは別に委託であるから、何もチェックしなくていい、済んでたと。昨年の、先ほども言いましたけれども、去年の12月の時点では、質問の中では、そういったものが認識なかったと。ことしの2月のところでは、一応調べられたんでしょうけれども、手引きみたいなものを入手して、事業の契約が概算契約だから、費用については、一点一点、本当に使われたのかどうかチェックすべきだったという中身に変わっていたというコメントを高橋監査委員がお話しされているんですよ。今の話と、きょうこの答弁と違っていませんか。

もう一回言いましょうか。去年の2月です。高橋監査委員がおっしゃった話ですよ。「決算後に事業の手引きみたいなものを入手し、この事業の契約が概算契約だから、費用については一点一点、本当に使われたのかどうかチェックすべきだという中身に変わったとを感じる」と、こう話されています。今のお答えと違いますよね。前回は何か勘違いされたんですか。どちらが正しいんですか、見解として。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 昨年の決算委員会的时候だったか、ちょっと覚えていないんですけども、そういうお話をしたと。その時点で、それ以前に私が緊急雇用創出事業に対して思っていた部分と、4月付の手引き書をその後にもらったんですけども、それで中身が違っているということは、違ってきていたということは事実です。ただ、定期監査の視点としては、先ほど言ったように、明らかな違法性があるかどうかという観点で見ている、例えば住民監査請求のようなケースとは違いますので、そちらとはまた違う観点で見ているということです。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私は住民監査請求の話をしているんじゃないかと、この議会で行われた監査委員の答弁についてお聞きしているんですよ。違ったか、違わなかったのか。違うでしょう、言っていることが違いませんかと。余計なことは言わないで、ただ違っています、違っています。どちらが正しいんですかということをお答えいただければいいだけのことであって、や

っぱりそういうところの認識の違いなんですか。

ちょっと、今住民監査請求の話が出ましたので、ちょっと、一つこれもお話しさせていただきますけれども、塩竈市の住民監査請求については、本当に内容を知らないと住民監査請求できない仕組みなんですよ。一般の方はできません、この条件では。事細かくおかしいところを列記してくださいと。私が資料をこれだけもらって、その中でもクレームつけられるわけですよ。じゃあ、一般市民の方、住民監査請求できません、絶対。そういう形だけの住民監査請求制度というものに甚だ私は今回疑問を感じました。

それと、高橋監査委員は平成23年から出ているそういうことを知らないでいたということで、作為があるのか、ないのか、返答されませんでしたけれども、じゃあ、瓦れき問題で、ここに今、今野議員いらっしゃいますけれども、今野議員が二重請求の問題で住民監査請求しました。それはいろいろな資料が出てきたから、わかったから、1年以内に請求したわけですよ。ところが、監査の拒否の理由は、平成23年9月まで、今野さんは議員をやっていたはずだから、その事態はわかっていたはずだという理由で却下しているんですよ。

だったら、私から言わせたら、高橋監査委員は県からそういう書類が当然塩竈市に来ているんですから、それを見過ごしてこういった監査をした。ましてや、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、我々に対する、議会に対する報告の収支表というものは全く違った数字を報告されていたという事実があるわけですよ。それに対して責任を感じられないのかどうか。先日、ほかの事業についても、一応、中途半端な資料が出てきました。全部で16事業の資料を要求したわけですが、その中で確認できる範囲では、金額が完全に一致していたというのは1事業のみであります。15事業が金額が違っております。私の住民監査請求の中の文言に、担当者が受託者に聞き取りをして収支をつくったということが書いてあって、だから、間違いないんだと。では、その受託者から聞き取りで、どうやって収支をつくったかというのは、監査委員、担当者の方にお聞きになりましたか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず、監査の一般的に、塩竈市の住民監査請求についてはなかなかわからないというお話ありました。その部分については、全国同じということで、塩竈市だけが特例ではございません。一つの制度の中で皆やっていることだということになります。

住民監査請求の個別の内容についてはお答えできませんので、その辺はご了承願いたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 聞き取り、個別に聞いたということで、個別に聞き取りをしたということと監査委員はちゃんとその内容をお聞きしましたかと聞いているだけで、「聞いたよ」「聞かないよ」でいいんですよ。細かいことは聞いていませんよ。どういう聞き取りをしたのか、お聞きになりましたかということをお聞きしているだけです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほどもお答えしましたように、住民監査請求については、監査委員の判断を求められて判断したということで、議選の監査委員さんと最終的に結論が一致したということで回答を申し上げておるところです。

その後、制度としましては、今度は訴訟という形での裁判がありますので、その中でやられることで、監査委員の役割というのはそこで終わりだという形になります。それに対して、一切、説明とかそういったものはすべきでないということになりますので、そういった部分については、回答はできませんので、ご了解お願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。

ただ、この4年間、議会に対して、そういう実際の数字と違った決算報告書と同一のもの、収支を提出してきた。それを見逃してきたという監査の責任はあるんですか、ないんですか。それをお答えください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 決算の数字は間違っておりません。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私が聞いているのは、議会にそういう間違った数字を決算特別委員会でずっと4年間報告してきた。そのことに対して、監査は責任があるのか、ないのか、聞いているんです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 決算特別委員会に間違った数字を報告したという認識はございません。決算の数字は正しいと思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 経費違うんですよ、中身が。経費の中身が違うんですよ。合計金額合っ

たつて。税務署では認められませんよ、経費の使い道は。それが塩竈市の会計規則にのっとっているんですか、じゃあ。お聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） それは監査請求の内容ということになるかと思imasので、そこについては……（「違いますよ。資料に基づいてそういう話しているんですよ」の声あり）資料に基づいてということですけども、それは監査請求の中身だと思っておりますので。

○議長（香取嗣雄君） もう一回、志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 何で監査請求の中身なんですか。我々、みんな資料をもらって、それを貸借対照表をつくって全部分析しているんですよ。別に監査請求の中身じゃないですよ。そこに収支表の金額の個々の経費の項目と、確定項目の金額が違ってきますよという話です。我々一般企業なんかで見ますと、接待交際費と消耗品と備品とつけ間違いしたら怒られますよ、税務署から。そういうことを言っているわけです。会計の勘定科目の仕分けというのは、一貫性がなければおかしいわけですよ。一貫性がないことに対して、塩竈市の会計規則にそれは認められているんですかということを知っているわけです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 緊急雇用の部分は、委託費ということで、13節にまとまっておりますので、委託費自体は何も数字は違ってないというふうに認識しております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 質問したことにちゃんと答えてくださいよ。さっきも言ったけれども、これはことしの2月の定例会で高橋監査委員がお話しになっているのは、「平成27年の決算の後に事業の手引きみたいなものを入手し、この事業の契約が概算契約だから、費用については、一点一点、本当に使われたのかどうかチェックすべきだという中身が変わっていた」というふうにご自分で答弁されているんです。そういう事実がある、今のような事実もある、どちらが本当なのかわかりませんが、結局、監査すらも、私にとっては信用できない。だから、外部監査を導入すべきだというふうに、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会では、そういう委員長報告をしています。だけれども、佐藤市長は、一切それを取りあおうともしないようですし、予算も計上されていません、残念なことですね。これが今の塩竈市の実態であります。

結局、この補助金の問題については、本当に全国まれに見る事態なんですよ。普通は、業者がずるして報告して、それを見つけて返金させる。ところが、この事件については、塩竈市が

認めると全部経費になりかねない。その支出の内容がどうであれ、こうであれ。そういうような、本当に税金がそういった事業に正しく使われたのかどうかということを今回の資料で見ますと、これはでたらめだなという思いを持っている議員さんが多くいらっしゃいます。その疑念を払うためには、監査がしっかりと監査しなければこの疑念を晴らせるシステムが塩竈市役所の中には構築できないんだらうなということを今実感いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進君。

○8番（山本 進君） 先ほど、16番伊勢議員が専決第11号塩竈市国民健康保険税の一部改正する条例に質問されておって、大体、当局との質疑応答で理解はしたものでありますけれども、若干、その部分は割愛させていただいて、私から何点か確認させていただきたいというふうに思います。

まず、今回の改正につきましては、課税限度額引き上げで医療分として52万円を54万円に、それから後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額17万円が19万円、それぞれ限度額を引き上げたわけでありまして、もちろん低所得者に対する保険税軽減措置の拡充もされております。通常国会の日程でもって、どうしても会期末、3月31日ということで、地方自治法第180条第1項によって議会が専決指定を与えているわけがございますけれども、このように限度額が上がる、いわゆる被保険者にしてみれば、いわゆる不利益をこうむるような改正につきましては、私としては、限度額の増額変更は不利益不遡及の原則というものからするならば、やはり議会を開催し、その中できちんと条例案を提案し、そして議論すべきであるというふうに考えますが、この点についてまずお尋ねします。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 専決第11号の塩竈市国民健康保険税の一部を改正する条例についてご質問いただきました。

議会を開催して議論すべきではないかというご質問でございましたけれども、経過について、若干ご報告を申し上げたいというふうに思います。今回の改正でございますけれども、さきの市議会2月定例会におきまして、平成28年度分の国民健康保険税から適用されます地方税法等の改正が見込まれておりましたことから、国民健康保険税条例の改正についての専決指定を頂戴していたところでございます。その後、地方税法及び関連する政令等の一部を改正する改正法などが平成28年3月31日に交付されまして、翌4月1日から施行されましたことを受けまし

て、国民健康保険税条例の一部を改正させていただいたものでございまして、今回、その報告をさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） それは私も十分承知しています、基本的なことから。ありがとうございます。

私言っているのは、不利益不遡及の原則というのが一つの法理、法の基本であります。裁判例もありまして、いわゆる租税法に絡めて、税が上がったことによる不利益、それについては遡及はしないという裁判例もございますので、国保においても限度額が先ほど、影響額を見ますと172世帯、あるいは後期高齢で238世帯という影響があるわけですが、実際、そういう方々のために、やはりここできちんとなぜ上げなければいけないのか。もちろん、法律であったにしても、法律の範囲内であれば、条例でもって上げなくてもいいんですよ、これね。法律が変わったから、じゃあ、条例も右倣えと上げなければいけないということではないんです。実際、全国の自治体の中でも、わざわざ臨時会を開催して、この限度額について議論し、そして条例を改正したという自治体もあるわけですが、その点、どういうふうに考えていますか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 専決処分の手続については、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

今回の国民健康保険税改正に至りました国のちょっと動きをご報告差し上げたいというふうに思いますけれども、今回の改正点の一つでございます賦課限度額の引き上げでございますが、平成25年8月に国がまとめました社会保障制度改革国民会議の報告におきまして、相当の高所得の方であっても保険税の賦課限度額までしか負担しない仕組みになっていることを改めるために、賦課限度額を引き上げるべきというご指摘がありまして、これまでも国におきまして、地方税法施行令の改正等による段階的な引き上げを、低所得者に対します保険税の軽減措置の拡大とあわせて、国のほうで進めてまいったという経過がございます。

このように、今回の賦課限度額の引き上げでございますけれども、低所得者に対します保険税軽減措置の拡大でございますが、国の社会保障制度改革の一連の流れの中で示されたものでございまして、市町村といたしましても、地方税法等の改正内容を年度当初から速やかに適用する必要があるということございまして、今回、このような手続をさせていただきました

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 厚生労働省の社会保障審議会でそういう見解が出されたというのは十分承知しておりますが、果たして、一般の国保加入の方々はその事実を知っているでしょうか。さらに、平成30年度は、今度はそれぞれ市町村から県のほうに国保事業の運営主体が変わると。そのために、今段階的に平準化を図るような引き上げをしているという流れの中で、これがあ
るわけですね。実はこれまで、5月開催の塩竈市国民健康保険運営協議会の中で、その辺の平成30年度からの新制度移行の内容は説明されたようでありましてけれども、果たして、これは一般の市民の方々が理解されているでしょうかということの一つです。

それから、せっかく昨年の平均改定率3.33%、平均改定額5,339円の国保の減額をされたわけですね。そうすると、「ああ、塩竈も幾らか下がったな」というふうな安心感を持たれた方も結構多いと思うんですよ。一方では、この専決でもって限度額が上がるということになってくると、一体、私たちはこれはどうなんだろうというふうな、やっぱり不安というものはあるのではないのでしょうか。

さらに、今度、その制度改革になってしまうと、国保事業でいわゆる病院にかかる人が多くなってしまふと、今度は市町村の負担がふえてくるわけですね。ふえてくると、ですから、余り病院にはかかるなと。ぜひ健康でいてほしいというふうなものがこの新しい制度設計ですね。そういったようなものをやはりきちんと議論する場というものが必要ではないのかなということで、私はあえて今問題提起させていただきましたけれども、この点についてどう考えていますか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 専決処分に至る経過、それから国の動き等については、先ほどご答弁を差し上げたとおりでございます。私ども、市町村といたしまして、国の社会保障制度改革の一連の流れの中で改正する必要があったというのは、お話し差し上げたとおりでございますけれども、今回、軽減措置の適用だけではなくて、賦課限度額の拡大という、議員おっしゃいますように、市民の皆様には負担を求める内容も含まれておりましたことから、不利益不遡及の考え方に立ちまして、市議会2月定例会での専決処分の指定を受けまして、今回このような処分をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 後段のものはちょっと私理解できませんね。不利益不遡及の原則の理解がされていないんじゃないかというふうに思いますけれども。

いずれにしても、新制度移行に当たって、じゃあ、塩竈市は、平成28年度、平成29年度、どのような財政措置をしていかなければいけないと思いますか。さらなる値上げということはないのでしょうか。恐らく、国は5,800億円の財政出動をして全国の自治体の平準化を図るといふような方針ではおりますけれども、消費税も10%が2年後になったということで、どうなるかわかりません。そうした場合に、県に移行する、新しい制度移行するに当たって、負担は、新たなる負担というものはないのでしょうか。現時点で、お答えください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 国保会計の運営状況ということでお話を頂戴いたしました。この5年間で、私ども国保の財政状況、中期的な見通しのもとに4回ほど税率の引き下げを行わせていただいたというのはご案内のとおりでございます。その際に、私ども意識いたしてまいったものは、平成30年度から国保財政の運営主体が都道府県に一本化されるということがございまして、その一本化に向けても十分塩竈市の国保として運営できるという見通しのもとに引き下げを行わせていただいた経過がございます。そのようなこともございますので、当面の財政運営については、しっかりやっていけるだろうという見通しのもとに行っておりますので、ご安心いただければなというふうに思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 大変心強いご回答で、私も安心して国保加入させていただきたいというふうに思います。

ただ、先ほど伊勢議員の質問の答弁にありましたように、割賦が7月発送であるので、6月特集号で周知するそうですけれども、その辺等、きちんと丁寧に市民の方々に理解できるような形でやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



○議長（香取嗣雄君） 日程第4、議案第45号ないし第59号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第45号から第59号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます

まず、議案第45号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」であります。復興推進計画に定める復興産業集積区域におきまして、対象施設等を新設または増設した事業者への固定資産税の課税免除の適用期限を1年間延長するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に移転されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成28年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。（「済みません」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） 12番菊地 進君。

○12番（菊地 進君） 今市長さん述べていられるのは十二分にわかるんですが、資料がどこのか、ちょっと理解できないんですよ。全然抜けているんですよ。（「ミスプリントでないか」の声あり）いや、抜けているので、チェック、市長の発言というか、説明をチェックしながら聞こうかなと思っても、できないんですよね。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

改めて、当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは議場で配付をさせていただきました提案理由説明要旨に落丁があり、大変ご不便をおかけいたしましたことに心からおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

早速、提案理由の説明に入ります。

ただいま上程されました議案第45号から第59号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げ

ます

まず、議案第45号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」であります。復興推進計画に定める復興産業集積区域において、対象施設等を新設または増設した事業者への固定資産税の課税免除の適用期限を1年間延長するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成28年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第47号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」であります。市営清水沢東住宅3号棟の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第48号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、傷病補償年金及び休業補償等が同一の事由により障害厚生年金等と同時に支給される場合の調整率等が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第49号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」であります。宮城県の地域再生計画に基づき、本市の地方活力向上地域内に本社機能の移転あるいは拡充を行う事業者に対し、税制上の優遇措置として固定資産税の不均一課税を行い、企業の地方拠点強化の促進を図るため、新たな条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第50号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」であります。第15回塩竈市復興交付金事業計画の申請に基づきます本市東日本大震災復興交付金基金への積立金の計上のほか、被災地域交流活動活性化推進事業などの災害関連事業や塩竈水産物ICT化事業、みなと塩竈・ゆめ博開催事業などの本市の長期総合計画実現のための予算を計上し、歳入歳出それぞれ6億707万円を増額いたしまして、総額を398億9,707万円とするものであります。

歳出の主なるものとしたしましては、

東日本大震災復興交付金事業のうち、第15回復興交付金申請額の本市基金への積立金としたしまして

4億8,336万円

同じく、復興交付金効果促進事業を活用した新魚市場展示スペース整備のための設計費等、地域資源活用促進支援事業としたしまして

1,513万1,000円

災害関連事業のうち、県の補助金を活用して、NPO法人に対して補助金を交付します被災地域交流活動活性化推進事業といたしまして 100万円

同じく、熊本地震による被災自治体への支援のための災害支援事業費といたしまして 679万3,000円

通常事業のうち、一般財団法人自治総合センターがコミュニティ活動用備品を整備する町内会や防災資機材を整備する自主防災組織に対して助成金を交付いたします、コミュニティ助成事業といたしまして 1,060万円

同じく、みなと塩竈・ゆめ博開催事業といたしまして 2,000万円

同じく、水産加工品をデータベース化し、流通の効率化・販路拡大を図ることで水産加工業の振興に取り組む塩竈水産品ICT化事業といたしまして 4,600万円

同じく、一本松大橋の大規模修繕工事におきまして、国庫補助金の増額配分が認められたことにより、工事の一部を前倒しし、実施するための増額補正予算といたしまして 1,200万円

市内小学校及び浦戸小中学校にタブレット端末等を整備し、放課後の学習支援のためのICT器機等整備事業といたしまして 540万2,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、東日本大震災復興交付金の第15回申請分や塩竈水産品ICT化事業、一本松大橋大規模修繕工事に係る国庫支出金といたしまして 5億3,596万円

被災地域交流活動活性化推進事業や学習支援のためのICT器機等整備事業などに係る県支出金といたしまして 888万7,000円

東日本大震災復興交付金基金やふるさとしおがま復興基金などの基金繰入金といたしまして 3,844万2,000円

コミュニティ助成事業に係る諸収入といたしまして 1,060万円

一本松大橋大規模修繕工事に係る市債といたしまして 480万円

を計上いたしております。

一方、歳入の減につきましては、東日本大震災の被災者支援のための固定資産税、都市計画税の減免に係る市税の減額といたしまして 3,305万9,000円

を計上しており、あわせまして、市税減免分や各種事業の本市負担分に係る地方交付税といたしまして 4,144万円

を計上いたしております。

地方債につきましては、一本松大橋大規模修繕工事の財源といたしまして、橋りょう整備事業債を増額変更いたすものであります。

次に、議案第51号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります、歳入歳出それぞれ199万8,000円を追加し、総額を73億5,229万8,000円とするものであります。

歳出では、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴いますシステム改修費の増により、一般管理費を増額いたしますとともに、歳入では、国庫補助金を増額するものであります。

次に、議案第52号「工事請負契約の一部変更について」であります、内容につきましては、25-復・交 中央第2貯留管築造工事の一部変更でありまして、工事の施工に伴います残土の処分地の変更及び事故防止のための安全対策費が増となりますことから、契約金額20億3,904万円を1億8,520万2,720円増額をいたしまして、22億2,424万2,720円に変更いたすものであります。

続きまして、議案第53号から議案第58号までは「工事請負契約の締結について」であります。

まず、議案第53号につきましては、「平成28年度浦戸地区漁業集落防災機能強化事業集落道整備その1工事」であります。

桂島地区及び石浜地区の道路工事及び造成工事であります、去る4月14日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社からの参加申し込みがあり、5月11日に入札を執行いたしました結果、東北重機工事株式会社が1億8,684万円で落札し、5月13日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第54号につきましては、「平成28年度寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業ポンプ場整備工事」であります。

これは、寒風沢地区におけます雨水ポンプ場の土木工事及び電気・機械設備整備のための工事請負契約でございます、去る4月14日に一般競争入札の公告を行いましたところ、3社からの参加申し込みがあり、5月11日に入札を執行した結果、昱機電株式会社が1億4,979万6,000円で落札し、5月13日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第55号につきましては、「27-大・補 一本松大橋大規模修繕工事」であります。

これは一本松大橋の老朽化に伴います大規模修繕のための工事請負契約でございます、去る4月22日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社からの参加申し込みがあり、5月20日に入札を執行した結果、東鉄工業株式会社東北支店が3億1,860万円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第56号につきましては、「27-復・交 港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）」であります。

これはマリゲート塩釜に隣接する津波防災拠点施設の建築工事等におけます工事請負契約でございまして、去る4月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、4社から参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が4億748万4,000円で落札をし、5月26日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第57号につきましては、「28-復・交 越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事」であります。

これは越の浦雨水ポンプ場から雨水を排水するための放流渠を整備するものでございまして、去る4月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、5社からの参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、坪井工業株式会社東北支店が3億7,238万4,000円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第58号につきましては、「28-復・交 中の島地区雨水枝線築造工事」であります。

これは中の島地区におけます雨水枝線の下水道整備事業でございまして、去る4月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、11社からの参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、株式会社エム・テック仙台支店が1億5,680万5,200円で落札をし、5月26日に仮契約を締結したものでございます。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

続きまして、議案第59号につきましては、「財産の取得について」であります。

これは、清水沢地区の災害公営住宅であります清水沢東住宅の3号棟に係る財産取得でありまして、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたものであります。平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計及び基本設計を行い、平成26年12月4日に譲渡予約契約を締結いたしまして実施設計を進め、平成27年4月30日に建物工事に着手してきたところであります。

取得する財産であります。鉄筋コンクリート造の共同住宅31戸でありまして、延べ床面積2,539.77平米であります。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成28年5月19日に取得金額が確定をし、翌5月20日

をもって取得金額10億1,948万7,600円で譲渡仮契約を締結したものであります。

以上の内容につきまして、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市当局の説明を続行いたします。神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から、まず議案第49号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について」ご説明をいたします。

説明の都合上、資料番号8、市議会定例会議案資料の13ページをお開き願います。8番の資料の13ページでございます。

この資料にございますように、宮城県の地域再生計画である「富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト」に基づきまして、本市の指定地域に本社機能の移転・拡充を行う事業者に対しまして固定資産税の不均一課税による税の優遇を行い、企業の地方拠点強化の促進を図るため新たな条例を制定しようとする内容でございます。

1の対象事業者でございます。宮城県の計画の期限であります平成30年3月31日までに県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者となります。

2の対象資産であります。新設または増設した家屋及び機械装置の取得価格の合計額が3,800万円以上、中小企業等の場合は1,900万円以上で、その事業用の家屋償却資産及び家屋の敷地である土地となります。

3の対象期間でございますが、対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年間となります。

4の税率減少補填でございますが、対象は東京23区内からの本社機能移転を対象とする移転型事業と、本社機能の拡充及び23区以外からの移転を対象とする拡充型事業がございます。表にございますように、それぞれの事業に応じまして、1年目の税率ゼロから始まりまして、2年目、3年目の減額税率を経て、4年目には本市の固定資産税の税率1.4%になるものでございます。

13ページが一番下のところに記載しておりますが、軽減される税額につきましては、市の減収として取り扱われ、普通交付税算定の際に反映されることとなります。

なお、本条例案につきましては、資料番号5の定例会議案7ページ、8ページにお示しをしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、議案第50号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明を申し上げます。

同じ資料No.8、次のページの14ページをお開き願いたいと思います。14ページでございます。

ここがございます表は、一般会計及び特別会計の6月補正後予算額の総括表でございます。今回、補正いたします金額は補正額の欄にございますように、一般会計で6億707万円、特別会計では、国民健康保険事業特別会計で199万8,000円、合計では、一番下の段にございますよう、6億906万8,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正額の予算総額はその右側にありますように、635億56万8,000円となりまして、補正前に比べますと1.0%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明をいたしますので、17ページ、18ページをお開き願います。17、18ページでございます。

ここでは歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で、費目2の総務費4億9,396万円ですが、右ページ備考欄にございますように、市民活動推進費は一般コミュニティ助成事業として市内4町内会への助成を、被災地域交流活動活性化推進事業は、県の補助金を活用しNPO法人に補助金を交付する事業費を、東日本大震災復興交付金基金費は第15回復興交付金事業計画に基づく復興公金基金への積立金を計上いたしております。

この後、同様に各費目の主な内容を右側の備考欄でご説明をさせていただきます。

費目6の農林水産業費1,790万5,000円ですが、松くい虫対策事業は県の補助の増額によりまして効果的な伐倒駆除等を行うための事業費用、地域資源利活用促進支援事業は、復興交付金効果促進事業を活用いたしまして水産物・水産加工品の販売促進計画の策定や新魚市場の展示

スペースの設計業務委託費を計上いたしております。

費目7の商工費6,600万円ですが、みなと塩竈・ゆめ博開催事業は、みなと塩竈・ゆめ博を開催する塩釜商工会議所に対する補助金を、塩竈水産品ICT化事業は、地方創生加速化交付金を活用し水産加工品データベース化等を行い水産加工業の振興に取り組む事業費を計上いたしております。

費目8の土木費1,523万5,000円ですが、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費は、交付金の増額に伴います塩釜陸橋伸縮補修工事の増額補正を、橋りょう整備事業は、補助金の増額配分に伴います一本松大橋大規模修繕工事の増額補正を計上いたしております。

費目9の消防費779万3,000円ですが、地域防災組織育成助成事業は、第三小学校少年消防クラブに対する地域防災組織育成のためのコミュニティ助成事業を、災害支援事業費は、本年4月に発生いたしました熊本地震により被災いたしました自治体へ被災地支援を行うための事業費を計上いたしております。本市では、全国市長会からの派遣依頼を受け、熊本県宇土市に職員派遣を行っているところでございます。

費目10の教育費617万7,000円ですが、学習支援のためのICT器機等整備事業は、放課後学習の環境整備などを目的とし、市内小学校、浦戸小中学校にタブレット端末を整備する事業費を、エネルギー教育支援事業は、玉川中学校を実施校といたしまして実験器機等の整備のための事業費を計上いたしております。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明いたします。

前のページになります。15ページ、16ページをお開き願います。

費目1の市税3,305万9,000円の減でございますが、右ページ備考欄にございますように、東日本大震災による被災者に対する固定資産税、都市計画税の減免措置を平成28年度も実施いたしますことに伴います減額補正でございます。

費目10の地方交付税4,144万円ですが、災害支援事業費に対して財政措置されます特別交付税や市税の減免、復興交付金事業の財源となります震災復興特別交付税でございます。

費目14の国庫支出金5億3,596万円ですが、塩竈水産品ICT化事業の財源としての地方創生加速化交付金や橋りょう整備事業に係ります社会資本整備総合交付金や大規模修繕更新補助金のほか、第15回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます東日本大震災復興交付金でございます。

費目15の県支出金888万7,000円ですが、NPO法人に補助を行います被災地域交流拠点施整

備事業補助金や松くい虫防除対策事業費、エネルギー教育支援事業の実施に伴います県補助金などがございます。

費目18の繰入金3,844万2,000円でございますが、各事業費の計上に伴います財政調整基金繰入金や各事業の財源としてのふるさと塩竈復興基金、あるいは東日本大震災復興交付金基金などからの繰入金でございます。

費目20の諸収入1,060万円でございますが、コミュニティ助成事業のための助成金でございます。

費目21の市債480万円ですが、橋りょう整備事業に係ります地方債の増額補正でございます。

なお、この資料の19ページ、20ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。また、次の21ページにつきましては、投資的経費の内訳となりますので、後ほどご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第52号「25-復・交 中央第2貯留管築造工事の一部変更について」ご説明を申し上げます。

資料No.8の39ページをお開きいただきたいと思っております。資料No.8の39ページでございます。

左上をごらんいただきたいと思っております。平成26年1月16日に20億3,904万円で奥村組・成和特定建設工事共同企業体と契約締結をいたしました工事を1億8,520万2,720円増額し、約9%増の22億2,424万2,720円の請負額へと変更するものでございます。

変更となる工事内容をご説明いたします。ページの右下をごらんいただきたいと思っております。黒字で「発進立坑（変更前）」とその隣、赤字で「発進立坑（変更後）」と書いてある箇所でお示しておりますように、発進立坑の場所を約60メートルほど変更してございます。これはその発進立坑変更後のところに水色の矢印であらわしておりますが、中の島雨水枝線、これは後ほど議案第58号で説明する案件でございますが、この工事の雨水管の到達立坑としても共用できる位置に発進立坑を変更したものでございます。このことによって、経済性、施工期間の短縮を図るべく近接の現場の相互調整を図ったというものでございます。

中ほどの金額のほうの表をごらんいただきたいと思っております。今申し上げました発進立坑の位置の変更によって減少した金額が一番上の5,286万6,000円、それから中ほどのマイナス5,097万6,000円、これは発進立坑の位置が変わりましたことによって、土がかたいところから柔ら

かいところに結果的に移動することになりました。そのことに伴いまして地盤改良費の減というふうになったものでございます。合わせまして、マイナス要素が1億384万2,000円となりました。

増加した部分は、表の3番であります流入管工として記しておりますが、8,518万7,000円でございます。シールド工法ではないために、資料の工種では流入管工としておりますが、貯留管としての全体の延長、それから貯留量約9,000トンという基本的な能力には変更はございません。

そのほか、ページの上部の写真①にありますように、「支障物撤去工」というふうに書いてございますが、地下約8メートルの土中から木の杭が5立方メートルほど出てまいりました。それが障害となってシールドマシンが回転しなくなりまして、推進ができなくなりました。この支障物を取り除く費用といたしまして1,319万6,000円が必要となりました。

また、残土処分地の変更による8,597万1,000円の増については、当初の積算では場内仮置きという積算でございましたが、ページの右側にあります写真②にありますように、残土の搬出先として東松島市の野蒜地内、県の東部土木事務所発注の須崎復興道路事業の盛土材のほうで受け入れていただきまして、その運搬費、また搬入条件に見合った土壌への改良費の増額となったものでございます。

表の4番をごらんいただきたいと思います。安全費でございます。安全費として、国道管理者、警察署の指導で昼夜間の交通誘導員の増員のために3,095万1,000円の増となっております。資料では、ページの一番下をごらんいただきたいと思いますが、図中のNo.5の場所でございます。No.5の尾島町交差点における夜間の交通整理の誘導状況を写真でお示しておりますが、当初は1カ所3人の配置の積算でございましたが、国道管理者、警察署の指導で最大で1カ所当たり12人の交通誘導員を配置することというふうなご指導をいただきました。このことにより、このような施工を実施しておるものでございます。

今ご説明申し上げました変更内容に共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税等の経費を入れて、合計で1億8,520万2,720円の増となるものでございます。この変更額につきましては、中の島公園から錦町までのシールド工事が完了し、発注当初からこれまでの変更要素を積み上げたものでございます。

現在、貯留管本体に流入させる立坑を5カ所ほど国道に築造してございまして、当該工事では、最終的な環境整備までが契約範囲となっておりますので、今後、それらの進捗を図ってま

いるものでございます。

議案第52号については以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 続きまして、議案第53号「工事請負契約の締結について」
ご説明いたします。

資料No.5の10ページをお開き願います。

工事名は、「平成28年度浦戸地区漁業集落防災機能強化事業集落道整備その1工事」であります。契約方法は、一般競争入札にて業者を選定しておりまして、契約金額1億8,684万円で東北重機工事株式会社が落札しております。契約期間は、平成29年3月31日までとしております。

工事概要についてご説明いたしますので、資料No.8の40ページをお開き願います。40ページでございます。

平面図左下の凡例に基づきまして、工事箇所を3色に塗り分けておりますが、黒が既に発注を終えている工事で、赤が本定例会に契約案件を提出した工事、緑が今後発注する予定の工事の箇所を示しております。

資料上側の桂島地区では、3号集落道150.3メートルのほか、5号、6号、8号の集落道、合わせて4路線を延長404.4メートルの区間において、下段中央の標準断面図に示しておりますが、約1メートルの路床盛土、それと道路の舗装、排水側溝一式を整備する内容となっております。

さらに、同地区の1号避難路につきましては、舗装工事が昨年度までに完了しておりますので、本契約では、利用者の転落防止柵を212.2メートル整備するほか、太陽光発電式LED照明灯10基を整備する内容であります。

次に、資料右下の石浜地区であります。1号、2号集落道、合わせまして124.8メートルの区間において、約50センチ程度の路床盛土、あとは道路の舗装及び排水側溝一式を整備するほか、同地区の高台に存在しております現在空き地になっております市の所有地、これは有事の際に一次避難場所としてご活用いただけるよう、土留め擁壁を整備し整地造成する内容となっております。

41ページは、工事契約台帳でありますので、こちらはご参照いただきたいと思います。

次に、議案第54号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

資料No.5の11ページをお開き願います。資料No.5の11ページです。

工事名は、「平成28年度寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業ポンプ場整備工事」であります。契約方法は、一般競争入札にて業者を選定しておりまして、契約金額1億4,979万6,000円で昱機電株式会社が落札しております。契約期間は、平成29年3月31日までとしております。

工事概要についてご説明いたしますので、資料No.8の42ページをお開きください。42ページです。

寒風沢地区では、震災による地盤沈下が発生したことから、これまでの間、仮設ポンプによる暫定的な内水排除を行ってまいりましたが、皆様のご意向を踏まえながら本契約に基づき本格的な内水排水対策を図ろうとするものであります。

工事概要といたしましては、契約対象流量、毎秒0.67立米の処理能力を有する雨水ポンプ場を整備するものであり、土木工事としましては、自由勾配側溝27.8メートル、ボックスカルバート10メートル、集水升・分水升等のほか、ポンプ施設に係る機械及び電気工事一式となっております。設置場所は、宮城県漁業協同組合塩竈市浦戸東部支所西側の市有地となっております。

次に、平面図を用いまして排水能力の流れについて説明いたします。工事における地域の雨水排水を図中央の自由勾配側溝にて分水升を通じてポンプ施設に集水し、県の基準に基づき算定しました大雨被害にも耐え得る2基の電動ポンプを用いまして、放流先となる寒風沢水路に強制排水する流れとなります。

なお、あわせまして、平時におけるランニングコスト低減を図るため、干潮時においては、分水升から側溝、集水升を経由して、今後、防潮堤の整備とあわせて施工する黒字の部分のボックスカルバートと書いてありますけれども、ここを通じまして自然流下させる排水路も整備し、同地区における内水排水対策を万全に期す内容となります。

43ページは、工事契約台帳でありますので、こちらはご参照いただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第55号「工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

資料No.8の44ページをお開き願います。資料No.8の44ページでございます。

「27-大・補 一本松大橋大規模修繕工事」についてでございます。

契約内容については、提案理由のとおりでございますので、割愛させていただきまして、工事の概要についてご説明を申し上げます。

44ページの赤字が修繕対象としている部分でございます。右下に表でまとめてございますが、詳細を45ページのほうでご説明を申し上げますので、45ページをお開きいただきたいと思います。

45ページの一番上でございますが、支承補修工でございます。支承というのは、橋桁と橋脚の間にある橋の変型、伸縮を吸収する装置でございます。写真の①、②に当たりますのは、この支承が地震によりずれたり、経年劣化により腐食変形しておりますので、これを橋桁のジャッキアップを行い補修、部材の交換をするものでございます。

上の2番目、上部・下部工補修工でございます。橋桁の継ぎ目に伸縮装置があります。橋桁を温度変化により伸縮させる装置でございますが、この装置のゴムの劣化により漏水している写真が③でございます。これを交換し、漏水対策のほか、走行性の向上を図るものでございます。写真の④、⑤は、劣化によるひび割れや腐食でございます。表面を清掃した後、セメントやさびどめ剤の処理を行い、再塗装を行います。

3番、橋面補修工でございます。路面部及び防護柵の補修になります。写真⑥の舗装面のひび割れは舗装の打ち換えを行います。写真⑦、これは防護柵の破損箇所の交換を行うものでございます。一番下が階段工の撤去、階段を撤去して新設するものでございます。写真⑧にありますように、劣化により腐食しており、現在通行どめとなっております。これを製作し、新たに設置をいたします。

そのほかといたしまして、照明灯の設置や防鳥ネットを設置して対策を行います。

議案の第55号は、以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 続きまして、議案第56号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

資料No.5の13ページをお開き願います。

工事名は、「27-復・交 港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）」であります。契約方法は、一般競争入札で業者を選定しておりまして、契約金額4億748万4,000円で東北重機工事株式会社が落札しております。契約期間は、平成29年3月31日までとしております。

工事概要についてご説明いたしますので、資料No.8の47ページをお開きください。47ページ

です。

平面図上段のマリンゲート塩釜東側に位置する赤字で囲んだ部分が津波防災拠点施設となります。構造は、鉄骨構造2階建て、延べ床面積1,272平米であり、2階部分の床面積は640平米となります。その他、マリンゲート塩釜との接続部分における改修工事、施設内の設置する昇降機設備、外構工事等一式となります。

本契約により整備いたします津波防災拠点施設の機能といたしましては、大きく3つの機能を備える施設を計画しております。

第1に、一次避難場所としての機能であります。津波襲来時にマリンゲート塩釜周辺において想定される避難者は、地域住民の皆様、観光客、車両運転者等で、最大1,386名に及ぶものと捉えております。このうち、1,202名についてはマリンゲート塩釜内に収容可能ですが、残る184人については津波防災拠点施設に一次避難していただく計画としております。

第2に、浦戸地区の支援拠点としての機能であります。浦戸地区は、今次津波により甚大な被害を受けておりますが、特に発災から2週間は生活物資を輸送する市営汽船の運航ができず、交通隔絶状態になっておりました。今回整備する津波防災拠点施設は、交通船発着栈橋にも隣接しており、浦戸地区における被災情報の収集、災害対策本部との連絡調整、生活物資の輸送基地として適地であることから、離島の防災支援センターとして機能させる計画であります。

最後に、平時における交流の場としての機能があります。平時においては、浦戸地区にお住まいの皆様とマリンゲート塩釜含めた施設利用者をつなぎ、例えば離島のPRや震災写真の展示、防災研修会等の利用が可能となっております。これにより交流人口の拡大に資する施設としてまいりたいと考えております。また、気象・海象の条件により市営汽船が運休となる場合においては、帰島困難となる皆様にも配慮しまして、一時滞在していただける施設を備えております。

以上の機能を充足させるために、図面右下の配置図にありますとおり、多目的に利用可能なホール、研修室、防災備蓄品倉庫を設けるほか、高齢者の利用も配慮し昇降機等も備える施設としております。

48ページは、工事契約台帳でありますので、こちらはご参照いただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第57号「27-復・交 越の浦雨水ポンプ場放流渠築

造工事」についてご説明を申し上げます。

資料№.8の49ページをお開きいただきたいと思います。資料№.8の49ページでございます。

こちらも契約内容については、提案理由のとおりでございますので、割愛させていただき、工事概要についてご説明をいたします。

越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事は、越の浦のポンプ場から排水を行う放流渠を築造する工事でございます。放流渠の排水能力につきましては、越の浦ポンプ場へ流入する越の浦、庚塚、楓町などの排水区域面積115ヘクタール、ポンプの排水能力1秒当たり8.5トン、毎分当たり510トンの水を全量放流する能力を確保してございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。図面の赤い着色部分が整備箇所でございます。図面左側が越の浦雨水ポンプ場でございます。放流渠はポンプ場からJRの仙石線、国道45号線の地下を口径2,200ミリの管渠、延長117.2メートルで横断し、越の浦漁港部分は、2,200ミリ掛ける1,800ミリのボックスカルバート、延長で申し上げますと112.64メートルを設置してまいるものでございます。

縦断図をごらんいただきたいと思います。越の浦漁港に設置いたします発進立坑からポンプ場側へ泥濃式推進工法によりまして築造をしております。JR仙石線の土かぶりは約5メートル、国道45号線の土かぶりは4メートルとなります。また、推進工事の前段階では、掘っていく部分に地盤強化を図るための薬液注入を施工いたします。そのうち、JR仙石線の下部となります延長28.7メートルの部分につきましては、JRとの協議によりまして、JRへの委託工事ということで施工をしております。発進立坑から下流側につきましては、開削工法によるボックスカルバートを設置していくというものでございます。

議案第57号については以上でございます。

続けて議案第58号を説明させていただきますので、資料の51ページをお開きいただきたいと思います。

件名が「28-復・交 中の島地区雨水枝線築造工事」でございます。こちらも契約内容については、提案理由のとおりでございますので、割愛させていただき、工事の概要についてご説明をいたします。

中の島雨水枝線築造工事でございますが、中の島地区約7ヘクタール、排水量は1秒当たり1.77トン、毎分当たり106トンの排水を受け持つ雨水管渠の整備でございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。図面の赤着色が整備箇所を示してございます。図

上の、図の上のほうが中の島中央公園でございます。中の島雨水枝線は、市道新富町貞山通線と、市道中の島1号線の交差点から中の島中央公園の到達坑まで口径1,350ミリ、延長では149.6メートルの雨水管渠を築造していくものでございます。

右側の縦断図をごらんいただきたいと思います。市道中の島1号線の現道に設置いたします。この両発進立坑というのは、越の浦ポンプ場放流渠築造工事と同じ泥濃式推進工法によりまして管渠を築造してまいります。市道の交差点の土かぶりは約4メートル、中の島中央公園での土かぶりは約5メートルとなります。最終的に中の島雨水枝線の雨水は中の島中央公園の到達立坑内で中央第2貯留管に接続し、中央第2ポンプ場から貞山堀のほうへ排水するというふうな計画となっております。

議案第58号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 続きまして、議案第59号「財産の取得について」説明いたします。

資料No.5の16ページをお開き願います。16ページでございます。

これは清水沢地区災害公営住宅整備事業により整備する住宅のうち、先行して完成した東工区整備分の3号棟を取得するものであります。

1の財産の種類は、建物でありまして、下表のとおり、3号棟、戸数31戸となります。2の取得金額は、10億1,948万7,600円でありまして、3の相手方は、独立行政法人都市再生機構であります。

では、取得内容につきまして、資料No.8でご説明いたします。

53ページ、お願いします。

左下の位置図をごらんいただきます。位置は、県営清水沢住宅9号・10号棟北側の敷地のうち、図中右側の高台に位置する箇所となります。

建物の内訳であります。集合住宅1棟で、延べ床面積2,539.77平米となります。鉄筋コンクリート造3階建てで、間取りは階層により、中央にお示しした配置図兼1階平面図を、ちょっと若干異なりますが、1LDKタイプが6戸、2DKタイプが9戸、2LDKタイプが6戸、3DKタイプが3戸、3LDKタイプが7戸の5タイプ、合計で31戸の共同住宅となります。

図面下の南立面図にありますとおり、住宅中央の開口部に南北方向に通り抜ける通路を設けておりますほか、31戸分の物置、駐車場、駐輪場、敷地内にごみ箱等を整えております。

今後であります、取得の議決をいただきますれば、6月下旬に都市再生機構からの引き渡しを受け、6月末から入居を開始してまいりたいと予定しております。

54ページは取得金額の内訳になっておりますので、こちらはご参照いただければと思います。説明は以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより議案第45号ないし第59号の総括質疑に入ります。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。

議案第50号のうち、塩釜陸橋伸縮部補修工事について及び一本松大橋大規模修繕工事について、総括質疑をいたします。

塩釜陸橋も一本松大橋も橋りょうであり、橋りょうに関してはある程度損傷してからの補修ではなく良好な状態を維持する小まめなメンテナンスが主体ではないかと私は考えております。特に一本松大橋については、橋りょうにとって重要な支承も含まれており、本来、支承については損傷する前に対応する必要があるものと私は思いますが、塩竈市としての橋りょうのメンテナンスなどの管理の考え方について、ご説明をください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま鎌田議員から議案第50号、石油貯蔵施設立地対策等交付金並びに橋りょう整備事業についてご質問いただきました。前段、橋りょうの維持管理の考え方についてのご質問いただきました。

本市におきましての橋りょうのメンテナンスの基本的な考え方についてであります、橋りょうを含めた公共施設の維持管理につきましては、ご指摘のとおり、従来の損傷などの発生を受け補修するいわゆる対症療法的な維持管理から、計画的かつ予防的保全からの維持管理に切りかえているところであります。

具体的に申し上げます。本市では、長期的な視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行います公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでいるところであります。特に橋りょうにつきましては、現在、市内で20橋を管理いたしておりますが、平成24年度から25年度にかけて、国の橋りょう点検要領に基づき、鋼部材やコンクリート部材、その他附属物について、目視点検あるいは触診等による点検、調査を実施をさせていただきました。この点検結果をもとに耐荷重性や走行安全性等を指標化し、交通条件や道路種別なども勘案し

ながら、個々の橋りょうの補修の緊急性や重要度を改めて考慮した上で優先順位を決定し、計画的に補修を進めさせていただいているところであります。

今、議員から一本松大橋については、既に支承が傷んでいるのではないかと。まさに支承については橋りょうの生命線であります。こういったものを傷んだ状況ではというご指摘でありました。このような状況を勘案いたしまして、一本松大橋あるいは高架道路等につきましては、優先順位の高いという位置づけをさせていただき、先ほど申し上げました石油貯蔵施設立地対策交付金でありますとか、橋りょうの大規模修繕費を活用して、今、維持管理に着手をさせていただいているところであります。

橋りょうの長寿命化を念頭に置いた計画的な維持管理に今後努め、いわゆるライフサイクルコスト、長寿命化といったようなことについてもあわせて促進をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 回答、ありがとうございます。回答の中にもあったと思うんですが、やはりメンテナンス状況によっては、長寿命化ということを言われましたけれども、まさにそのとおりだと思うし、あとは壊れてから補修するんじゃ、やっぱり経費もかかるという、そういったコストの点でもかなり安く仕上げられる手法なのかなと私は思っております。

ところで、といたしますか、橋りょうの関係ですから、やはり安全面についても大切だと思うので、この心がけをもって先に持って行っていただいて、少しでもこういうことがないようにお願いしたいなというふうに思います。

この写真を見ますと、橋りょう支承部のずれと、それから腐食によるつぶれですかね、そういう説明があるので、これは先ほど市長が言われたように、橋にとっては致命的なところがあるのかなというふうに思いますので、きちんとした考えのもとに少しでも先回りしてメンテナンスしていただきたいなというふうに思います。

あとは、はしごなんかにもついても交換、階段についても交換するようになっておりますが、これはいわゆる定期的な塗装工事がなされておればこういうことはまずないだろうなというところなんですよね。十分わかってくれるとは思いますが、今後ともひとつよろしく願いします。

それから、ちょっと1点忘れておりました。塩釜陸橋のほうですが、あそこは下が貨物の関

係でああいうふうにつくられたというふうには認識をしているわけですが、今は貨物の通過もないと、JRもですね。そして、下も特別何かが、建物が建っているわけでもないということを見ると、補修工事も結構な金額になるわけですから、将来的には、橋を撤去し、いわゆる道路に道路化する、そういう方向性で検討願えればなというふうに思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、塩釜駅への陸橋についてご質問いただきました。

過日の議会におきましても、塩釜駅前の五差路の解消をというようなご質問をさまざまな議員の方々から頂戴いたしております。今、宮城県と、それから多賀城、塩竈市で今後の関連する道路の整備方針のあり方について、調査、研究を進めさせていただいております。そういった結果がまとまりましたら、また議会のほうにもご報告をさせていただきながら、今後の対策を講じてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進君。

○8番（山本 進君） 平成28年6月定例会提出議案第56号及び第59号につきまして、総括質疑を行います。風の会の山本でございます。

まず、議案第56号、工事請負契約の締結、港町地区津波防災拠点施設整備工事についてでございます。この工事内容は、建設される津波防災拠点施設をマリゲートとつなぐ連絡通路等の建設工事案件であります。この津波防災拠点施設の管理運営についてお聞きします。具体的にどのような管理運営をされるのか。さらに、公の施設としての平常時、緊急時での施設管理、運営手法はどのようにされるのか、お尋ねします。

次に、議案第59号ですが、このほど清水沢地内に完成いたしましたいわゆる災害公営住宅3号棟31戸を独立行政法人都市再生機構、URから、総額10億1,948万7,600円で財産取得しようとするものであります。東日本大震災で被災され住宅を失われた方々が今日まで5年3カ月もの間、不自由な生活を強いられながらも、一日も早く新しい生活ができることを夢見てこられました。ここにいよいよそのスタートを切ることができ、私たちも本当にうれしく思うとともに、どうかご安心なされて希望にあふれた生活が送られますことをお祈りいたします。

それでは、質問させていただきます。現在、塩竈市のいわゆる災害公営住宅の整備率は何%でしょうか。

次に、4月28日付で市長名にて「災害公営住宅整備計画の見直しについて（情報提供）」な

る文書が全議員宛てに配付されました。それによりますと、全体計画戸数419戸を390戸に見直すという内容であります。その理由は、本年3月に一括募集を行ったところ、空き戸数として95戸が見込まれることが判明したため、現在、計画されている北浜地区での60戸は31戸に縮小するとのことであります。

そこで、お聞きいたします。被災された方々への新たな生活基盤をどの程度提供するか。つまり、災害公営住宅の提供量の需要調査はどのようにされたのでしょうか。なぜ、計画戸数と実際の申し込み数に乖離が生じたのか、お聞きします。日々、被災された方々との面談は頻繁にされたのでしょうか。被災された方々は、日々不安な中で暮らしております。やはり行政がきちんと寄り添って、この先どうするか、どのような道を模索していくかをともに考えていくことこそが行政として大事ではないかというふうに思います。

一方、仮設住宅にお住まいの方々の今後について把握されているのか、お聞きいたします。また、どのようにするか決めかねておられる方、あるいは許されるならばこのまま仮設住宅で生活続けたいとお考えの方もいらっしゃる聞いております。そして、さらに民間のいわゆるみなし仮設住宅にお住まいの方、今後の展望をどのように把握されておられるのか。以上、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま山本議員から2点ご質問いただきました。

初めに、議案第56号、工事請負契約の締結の中で、今回整備をいたします津波防災拠点施設の整備についてのご質問でありました。完成後、どのような維持管理を行う予定であるかというご質問でありました。

前段、若干補足をさせていただきたいと思います。この該当する施設であります、平成25年9月11日の都市計画決定であります。中身については、港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設というような位置づけになっています。主に港町地区の住民の方々、あるいはマリゲート周辺を散策される観光客の方、あるいは買い物客の方々の津波来襲時の一次避難場所、避難用の備蓄倉庫、また浦戸地区住民の皆様の離島航路が欠航となった場合の待機場所等々の機能を有するものであります。

結論から申し上げますと、一次避難所と同様に、万万が一さまざまな事故が発生した場合には、直ちに職員が出向きまして被災される方々の対応に当たっていくということであります。

もう一つは、通常の管理をどうしていくのかということについてのご質問でありました。

ご質問のありましたこのことについては、都市計画施設としての位置づけ、あるいは機能面等々さまざまな視点から、今後、地域の方々のご意見等も賜りながら決定をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、災害公営住宅の整備についてご質問いただきました。

今回は、議案第59号として清水沢東の3号棟を予算計上させていただいておりますが、前段、現在の整備率というお話でありました。大変恐縮であります、平成27年度末現在であります、たしか33%程度の整備という状況になっております。ちなみに、これら清水沢地区の災害公営住宅あるいは錦町東が完成しますと、年度内に90%を超える整備率になるのではないかとこのように想定をさせていただいております。

また、入居者の方々の健康でありますとか孤立についてもご質問いただきました。

移転者の方々がくれぐれも孤立をし、大変不自由なことを強いられることがないように、行政としても最大限の努力をいたしてまいりたいと思っております。今ご質問いただきました清水沢東につきましては、そのために集会施設を整備をさせていただいております。集会所であります。あわせて、ご高齢者の方々の健康相談的な用途も果たせすような施設の内容となっております。

そういった中で、今回、409戸から390戸に規模を縮小したのではないのかと、その決定に至る経過について、つぶさに関係者の方々に意見をお伺いしたのかというご質問でありました。

今日まで、都合4度ぐらい、アンケート調査等を実施をさせていただいております。また、そのほかにも職員並びに支援職員の方々が仮設住宅、みなし仮設住宅にご入居されている方々をご訪問させていただきまして、将来の生活設計についてのご相談に乗らせていただきました。ただ、やはりなかなか意思決定ができない。未定であるという方々の数が相当数おられたところは事実であります。あわせて、みなし仮設にご入居されている方々、たしか五百数十戸でありましたが、それらの方々の動向というものがなかなか的確に把握できなかったということがございました。このようなことがございまして、都合4度ほどのアンケートをお願いしながら適時的確に建設戸数を把握をさせていただく努力に努めてまいったところであります。

今回は、こういったこともございまして、今から建設する住宅についても、一挙に入居手続を進めさせていただきたいということで取り組んだところであります。結果としては、先ほど申し上げましたような状況であります。かなりのあきが出てきたところでありますが、いまだ

意思決定ができない方々あるいは居住地が未定という方々もおられます。そういった方々にもきめ細かな対応をしながら、できる限り多くの皆様方に災害公営住宅をご活用いただくように努力をいたしてまいりたいと思っております。

なお、仮設住宅についての取り組みについてもご質問いただきました。

これらの方々についても、さまざまな機会に足を運んでお話を聞かせていただいております。確かに、このまま仮設住宅にというようなご相談をされる方々もおられることは事実であります。ご案内のとおり、一般入居の期間が平成28年度いっぱいまで切れることとなります。平成29年度からは特定入居になりますが、特定入居についてはさまざまな制約がございます。例えば入居予定の災害公営住宅ができないがために引き続き仮設住宅にお住まいになるというような条件であります。もう一つは、今ご入居いただいております仮設住宅も大分老朽化をいたしてきております。そういったことも踏まえながら、できる限り、仮設住宅にお住まいの方々には災害公営住宅にお移りをいただきますよう働きかけをやってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君） 大変ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず、第1点の防災拠点施設整備ですけれども、これは昨年当初予算に上げる際に、宿泊できる施設として拠点施設の整備をするということで予算を上げております。そして、当時、図面を見ますと避難スペースというのは3つございました。しかし、今回の図面を見ますと、平面図を見ますと研修室というふうになっています。先ほど、担当局長の話にありましたように、平時の際には交流できる場として提供するということですが、これはあくまでも災害時の避難場所としての施設ではないのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 山本議員にお答えいたします。

平時の場合は、この書き方で研修室という書き方をしているんですけれども、ここが、ホール含めまして研修室等に避難者に入ってくださいというスペースになっておりますので、あわせまして、並列して備蓄倉庫、そこにいろいろな避難物資含めまして、仮設のベッド、宿泊施設等のものを入れておくという形で今整備しているものでございます。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君） せっかくの施設ですから、多目的に使うという理由はわかりますけれど

も、では、管理は誰がしますか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、同様の質問を山本議員からいただきましたので、災害発生時については職員が対応させていただくということについてはご説明をさせていただき、通常時については、今後の管理運営のあり方について広く意見を聞きながら決定をさせていただきたいというご説明をさせていただいたところであります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 竣工すれば、当然、公の施設として条例化を図るわけでしょうけれども、余り聞いたことないですね。公の施設の利用を多くの市民にどういうふうにしていくかと聞くということは余り聞いたことがないですね。私は、これはあくまでも災害時における多くの人々の生命を守るための施設であることから、私は行政の直接責任であるというふうに考えます。したがって、平時において、もちろん有事の際においても、私は行政が責任を持って管理する施設であるというふうに考えます。安易に委託とか、そういうふうな方法で管理すべき施設では私はないと思う。これは強く言っておきます。

次に、災害公営住宅ですけれども、私聞いているのは、なぜあきが生じたかということで、やはりURの建設計画の中に、実際被災された方々がどの程度入居を希望されているかと。市長の答弁では4回ほどのアンケートと言いましたけれども、私、実は被災地を回ってまいりました。女川から岩沼、山元、名取、皆回ってまいりました。その自治体はとにかく膝詰めで皆様方と「どうする。この先、どうする」ということでの個別面談を頻繁に行ったそうです。これは市が、市の職員が行うのはなかなか大変なことです。したがって、そういう国の補助制度があったそうです。つまり、民間の力をかりながらやって、ほとんどが空き家がない状態で今建設計画されています。岩沼100%、亘理も100%、石巻に至っては56%、女川は35%、平成27年度末現在の数字です。つまり、被害が少なかった本市よりも整備率は高くなっています。したがって、今後とも、私はとにかく皆様方と膝を突き合わせて、どうしていくかと、単なるアンケートとか電話では私はわからないと思いますよ。やはり直接フェイス・ツー・フェイスでもって面談してこそ初めて被災者に寄り添った行政ができるのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 山本議員のお話しになった整備率と、それから入居率の違いについては、

篤とご理解だと思っておりますので、あえて申し上げます。ただ、入居につきましても、本当に本市の職員はさまざまな機会にご訪問をさせていただき、お話をさせていただいたということは私から自信を持って説明できます。ただ、ご本人がどうしたいか、まだ相談されても返事できないという方々がいまだに数多くおられるという現実を改めてこのたびの東日本大震災の大きさというものを実感をしているところではありますが、今後もさまざまな機会に避難者の方々に、被災者の方々に寄り添った対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君） 最後に。清水沢、これ今単純計算して、北側を希望された方がこちらに来たとしても100戸ちょっと空き室があるんですけども、これにつきましては今後どのようにしていきますか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） URのほうと協力しながら、清水沢の今あいているところに、実際、こういう場所でお住まいいただけますよということで、モデルルームのようなものとして新たにオープンをさせようかというふうに思っております。当初、そこに実際中身を見ていただいて、今回お申し込みいただけなかった方で、これから7月以降に随時募集をしていく予定になっております。そういった7月以降の随時募集の中で実際見ていただいて、まずは第一義的には被災されて住宅に困窮している方が入っていただくということがございますが、市内で被災された方、市外で被災された方、今市内にお住まいの方、市外にお住まいの方、そういった方々にそういった実際のモデルルームを見ていただきながら、清水沢はこういうところですよということを働きかけながら、入居を推進してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第47号、議案第59号、そして議案第51号、議案第52号、議案第56号、議案第50号について総括質疑を行います。

最初に、議案第47号、第59号について、先ほど山本議員からも総括質疑がございましたが、災害公営住宅、清水沢の東棟31戸についての条例化と財産取得について伺います。

この住宅については、先ほどのお話があったように、東日本大震災の皆様がこれから入居予定になっております。既に伊保石、錦町、浦戸4島も完成し、被災者の皆様の住まい確保が進みつつはあります。一方で、災害公営住宅と既存の市営住宅の今後の管理は、塩竈市ではなく、県内13市町村を宮城県住宅供給公社に平成29年度から管理委託する方向であることが、

過般の2月定例会、天下みゆき県議が県議会で明らかにしました。

そこで、質問は、災害公営住宅と既存の市営住宅の宮城県住宅供給公社管理委託化について、なぜ市議会に報告しないのか。現在、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、議案第51号、国民健康保険事業の都道府県単位化、つまり一本化についてであります。先ほどの予算の説明にもありましたとおり、国保のデータ提供との関連で、そして国民健康保険事業都道府県単位化ということになっております。先日の民生常任委員協議会に報告された内容を見ますと、平成29年4月に条例改正を行い、平成30年度の税率決定となっております。先ほど、山本議員の質問に対しましても、国保の関係で、国保制度について、引き下げをして運営ができるという回答がございました。そういうことも含めながら、これからの事業になっていくわけですが、問題は、国民健康保険の都道府県単位化に伴って、国民健康保険税の税率改正とは、現行の税率にとどまるのか、あるいは今後市民の負担がふえるのか。最大の関心は恐らくそこら辺だと思いますので、考え方について、まず最初、この点についてお聞きをいたします。

3番目に伺うのは、議案第52号、中央第2貯留管築造工事の一部変更、請負金額20億3,904万円に、先ほどの説明にありましたように、1億8,520万円の増額であります。この工事は、中の島地区、港町地区、新富町や東日本大震災、その後の水害のさまざまな抜本対策として行われておるわけでございます。国道に総延長で、深さでいきますと15メートル下、15メートルあたりでしょうか、総延長1.3キロにわたる貯留管を築造しております。

そこで、質問については2点であります。

1つは、増額の重立った理由については先ほど説明がございましたが、地下8メートルの木杭の障害物撤去が一つ、それからもう一つは、当初、先ほどの説明で場内の仮置き場として残土処理ということになっておりましたが、その残土処理がなぜ東松島市になったのか、お伺いをいたします。2点目は、その二つの障害物撤去などについて、どの場所なのか、お示ししていただきたいと思っております。

次に、2点目は請負金額の増額変更にかかわって、その予算措置は、なぜ補正予算に出ないのか。予算の増額措置についてどのような取り扱いだったのか、お聞きをいたします。

議案第56号、港町地区津波防災拠点整備工事、議案第50号、平成28年度塩竈市一般会計補正予算について関連なのでお伺いいたします。

平成28年6月定例会に提案された一般会計補正予算6億707万円であります。そのうち、東

日本大震災復興交付金基金化 4 億9,849万1,000円としております。第15回の復興交付金申請事業の内訳が示されておりますが、その中で、港町地区津波復興拠点整備事業として 1 億3,732万5,000円が含まれております。議案第56号の工事請負契約の締結、この港町地区津波防災拠点施設整備工事で 4 億748万4,000円が契約の議決案件として提案されております。

そこで、質問は、1 点目は、震災復興交付金申請事業の内訳で港町地区津波復興拠点整備事業 1 億3,732万5,000円の追加申請としていますが、その理由と内容についてお聞きをいたします。

質問の 2 点目は、港町地区津波防災拠点施設整備工事とその追加補正、避難デッキを合わせると、全体総額は一体どのくらいになるのか、お聞きをいたします。

質問の 3 点目は、港町の避難デッキ、防災拠点整備のため、債務負担行為を過去行っておったと思いますが、その設定額などについてお伺いをし、最初の質問とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま伊勢議員からご質問いただきました件に順次お答えいたします。

まず、議案第47号、塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第59号、財産の取得についてお答えいたします。

既存の市営住宅や災害公営住宅の管理についてのご質問であります。今回、議案として提出いたしております清水沢東住宅の管理運営は、既に供用開始をいたしております他の災害公営住宅同様に、直営で管理をいたしてまいります。

なお、宮城県議会についてのご質問をいただきましたが、過日、宮城県住宅供給公社より、本市の担当課のほうに「今後の公営住宅の管理のあり方について」というアンケート調査があったそうであります。今さまざまな分野について直営管理あるいは指定管理、さらには委託等々検討させていただいておりますが、今回の場合につきましても、将来の可能性ということで回答したと担当から聞かされております。委託と、必要と判断される場面になりましたら、利用者の方々としっかり協議をしながら決定をさせていただきたいと考えております。

次に、議案第51号、塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算についてお答えをいたします。

まず、補正予算の内容についてであります。国民健康保険事業の財政運営主体が、ご案内のとおり、平成30年から県に移行する、いわゆる都道府県単位化に合わせて、都道府県が事業主体となる保険事業納付金等算定標準システム構築に当たり、本市電算システムに保有してい

る塩竈市国保に関する基礎データ情報を定められた仕様に合わせて提供するためのシステム改修費について、補正予算で計上させていただくものであります。

国保運営主体の都道府県単位化の進め方についてのご質問でありましたが、これらについては、まだ全く決定をしていないという認識であります。例えば、税が県で一本化をするのか、あるいは旧来の基礎自治体単位で課税をするのかといったようなことについては、いまだ明確な方向性は示されておりません。したがって、税率云々ということについては、今の段階で明確にお答えできる材料がないことをご理解をいただきたいと思っております。

次に、工事請負契約の一部変更であります。中央第2貯留管築造工事の変更等について、かなり多額の増額変更になりまして大変恐縮をいたしております。理由につきましては、さまざまご説明を先ほどさせていただきましたが、主に材木という障害物が発生し、それを除却するために約1,300万円の費用を要したこと。あるいは、当初、場内処理等々を検討いたしておりました残土処理であります。塩釜保健所のほうに、3,000平米を超える開発といいますが、こういった工事を行う場合には、事前に届け出を行うことになっております。そのため、塩釜保健所のほうに当該工事についても届け出をさせていただきました。その中で、さまざまな調査をさせていただいたところでありまして。その結果、一部基準に該当するようなものがございまして、それらの処理についてもさまざまな検討をさせていただいてまいりました。先ほど、なぜ東松島市かというようなご質問でありましたが、東松島市のほうで、県道整備工事の中で、こういった土砂でありましても、一定程度の安定処理を行えば受け入れをいたしますというような回答がございましたために、距離的にはたしか33.5キロぐらいあるわけでありまして、受け入れ先として、そういったところしか見つからなかったということで、運搬費及び先ほど申し上げました土質の安定処理のために要した経費が八千数百万円ということでありまして。それに諸経費を入れまして、今回提案させていただきました増額をお願いをさせていただいたところでありまして。

次に、港町地区津波復興拠点施設整備についてであります。

初めに、補正予算につきましては、基金への積み立てに係る復興交付金第15回申請における増額分として、交付対象事業費1億8,310万円でありまして。そのうち、8割の金額であります復興交付金として1億3,732万5,000円を計上させていただいております。

増額となった理由についてであります。同事業により整備をいたします津波防災拠点施設の詳細設計の段階で、基礎工事並びに仮設工事の内容が確定をいたしましたので、既に採

択された事業費に不足を生じますことから、この1億8,310万円を計上させていただいたものであります。

また、津波復興拠点施設の建築工事請負契約として4億748万4,000円の契約案件を提案をさせていただきます。

工事概要といたしましては、津波防災拠点施設建屋の建築工事、マリゲート塩釜との接続部における改修工事、建屋内に整備する昇降器機施設の整備、外構工事一式に係る費用であります。

これらの総額として、津波復興拠点整備事業といたしましては、総額22億3,070万円の事業採択をいただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、このうち津波防災拠点施設に係る事業費として、平成28年度当初に5億4,780万円を計上させていただいたところであります。

なお、ご質問の債務負担等につきましては、担当からご説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、中央第2貯留管の増額となりましたその財源についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、前段、ご理解いただきたいのは、東日本大震災復興交付金につきましては、交付金という形で市のほうに既に申請したものがお金が来ていまして、基金化されております。それで、事業間の流用については、これは自由にしてよろしいということが復興庁のほうから認められてございます。今回、この1億8,500万円の流用元はどこかと申し上げますと、越の浦のポンプ場の交付金事業のお金が流用元になっております。既に下水道事業特別会計のほうに、東日本大震災復興交付金としての繰り出しを受けておりまして、それを財源として今回変更とさせていただきます。

第15回申請、じゃあ、これは何なのかというと、越の浦ポンプ場のほうのお金を流用してしまいましたので、そちらのお金が足らなくなってしまうので、その流用戻しということで、お金を15回申請で「策定支援会議」のほうで認めていただきましたので、それを、金額を今回計上してお認めいただいたというものでございます。

なお、金額のずれについてでございますけれども、今回、支障として、国道45号線、木杭が出てきたというふうに申し上げます。その木杭が国道45号線に中の島の公園から木杭が出てきまして、我々としてはこの先本当に木杭が出ないのかどうかというものを非常に危惧してお

ります。今も流入管のほうを工事しておりますし、同じ同様の現場で放流渠の工事もやっておりますし、第2中央ポンプ場の工事もしております。そういった支障がある程度……、細かく、申請というのは非常に難しい部分がございますので、そういった意味で、言葉としてあれですが、多目にお認めをいただいているというものでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 津波拠点施設の債務負担の関係でございます。

先ほど申し上げましたように全体事業費で22億3,000万円ほどっております、そのうち、津波避難デッキに係る分が事業費ベースで14億7,000万円ほどがデッキ分でございます。今回の拠点施設の予算でございますけれども、昨年の9月定例会のほうに補正予算1億2,000万円と債務負担ということで4億2,780万円ほど計上させていただきまして、予算をお認めいただきました。その際も、年度内に契約発注いたしまして、平成28年度中ということで債務負担を設定させていただいたんですけれども、なかなか詳細設計に時間がかかりまして、年度内発注が難しいということで、2月定例会のほうに、この平成27年度分の予算の1億2,000万円を一回おろしまして、債務負担額として5億4,780万円につけかえて、平成27、28年度の債務負担を設定させていただき、今回の新年度予算の当初予算として5億4,780万円を再計上させていただいたという経過でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 子細は委員会のほうに委ねまして、いずれにしても、この件について、契約案件としてかなり出ておりますので、しっかり議論は進めさせていただきたいと思っております。

最初のほうの住宅供給公社の管理については、ある意味、将来の可能性という、含んだような話です。先ほど、山本議員がおっしゃったように、やはりこういう災害公営住宅等については、やっぱり被災者に一番寄り添うのはやっぱり市の職員や多様な形態だと思いますので、そこはやはり、行く行くは災害公営住宅にお住まいになる方々のさまざまなケアといいますか、そういうものも含めて十分やはり管理していただくということが必要ではないかなというふうに思います。安易に県の住宅供給公社のほうでの管理になってしまいますと、かなり、供給公社のほうから、今度はそれぞれ市営住宅や災害公営住宅等の管理になると、直接災害公営住宅にお住まいの皆様の声が十分聞けない、あるいはさまざまなメンテナンス等々も含めて十分対処できないのではないかなというふうな危惧を抱いておりますので、そこら辺でどうなのかなと

いうところです。もしお考えがあれば、ひとつよろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 山本議員からも、先ほど、くれぐれも被災者の方々にしっかりと寄り添った対応をしていただきたいと。今、伊勢議員からも同様のお話いただきました。我々しっかりとそういった方々の思いを達成できますように、なお努力をいたしてまいります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 3番浅野敏江君。

○3番（浅野敏江君） 公明党を代表いたしまして、私からも総括質疑をさせていただきます。

議案第57号、工事請負契約の締結につきましてお聞きいたします。

28-復・交 越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事に関しまして、今回3億7,238万4,000円の契約額で、平成29年3月完成予定の工事請負契約の締結案件が議案として提案されております。そこでお聞きいたします。

まず、工事に関しまして、ポンプ場からJR仙石線と国道45号線の地下を横断して放流渠が設置されますが、これまでJRとの協議はどのように調べて工事が進むのか、お聞かせください。

また、現場は交通車両も多い国道とJRを横断する位置にあり、地盤も緩い軟弱地帯でもあります。今後の工事計画についての具体的な部分をお示してください。

次に、越の浦ポンプ場設置箇所のため池まで流入してくる水路の整備とダブル踏切の周辺の工事は、その後、どのような経過になっているのか、お聞かせください。

これで一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま、浅野議員から議案第57号、工事請負契約の締結について、越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事であります。JRとの役割分担についてのご質問でありました。

JRとの協議経過についてであります。当初は、JR区間についてはJRさんの施工というようなことで話を進めてまいりました。しかしながら、6月13日付でJRさんと委託の協議が調ったところではありますが、その内容であります。仙石線の下に推進管を入れるために薬液注入工事、いわゆる地盤改良的なことを行います。この部分については、地盤改良の薬液注入についてはJRで施工します。それから、軌道観測、要するに線路が動かないかどうか、1ミ

りでも動くことは許されない構造物でありますので、そういった軌道観測、あわせて異常時即応対応、今、これがまさに浅野議員からもご質問いただいた部分であります。電車で万が一があってはならないということで、異常時即応対応というような、そういった役割をJRに委託する内容となっております。したがって、その他の工事、基本的に管路工事については推進工事として、全て市が発注をして進めていくというようなことに整理がされたところであります。

また、今私が申しあげました委託の範囲であります。施工範囲につきましては、14.67メートルがJR線の幅であります。それに前後に影響範囲ということで余裕幅を加えて、全体で約28メートルの区間についてJRさんのほうの対応となるところであります。

2点目であります。交通量あるいは電車の通行が非常に多いと。そういったところで進める工事でありますので、くれぐれも安全性が大切ではないかというご質問でありました。

前段申しあげましたように、軌道観測でありますとか異常時即応体制については、鉄軌道の専門家であるJRさんのほうでしっかりと対応していただくということであります。また、現在、国道管理者であります仙台河川国道事務所ともこのことについて協議をさせていただいておりますが、基本的には、地下に入りますので、全く地上に出ない工事でありますので、今のところ道路工事等についての懸念というものはないものかなと思っておりますが、なお、工事中の安全点検といったようなことについて、一定程度ご指導をいただいているところであります。

さらに、ダブル踏切付近の環境整備についてのご質問もいただきました。

実はこの部分につきましては、越の浦ポンプ場と同様に基幹事業として復興交付金の中で実施をさせていただきたいということで、宮城復興局とたびたび協議を重ねさせていただいております。ただ、残念ながら、いまだ了解をいただくというところまでには至っておりません。その間、暫定的な環境対策として、既設のボックスカルバート、1メートル掛ける1メートルのボックスカルバートであります。これと併設して口径600ミリの雨水管、延長13メートルを築造し、工事期間中の不安解消に努めてまいりたいということであります。

実はこの工事につきましては、昨年10月、12月と二度発注をいたしました。残念ながら、2度とも不調でありましたので、今年度は近接箇所が発注予定の工事とあわせて6月中旬に発注をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ご丁寧なご説明ありがとうございました。

J Rとの協議につきましては、本当に大切な鉄道と国道という、これまでのポンプ場の設置とまた違う条件にもなっておりましたので、大変その点が心配でありましたが、今、市長のご説明を聞きまして、まず安全対策、それから軟弱地盤ということで薬液を注入するという事をお聞きいたしましたので、なおなお、本当に安全に来年の完成を目指していただきたいと思っております。

それと同時に、国道45号線、あそこは結構、大雨とか台風のときに冠水する場所ですので、以前国道のほうでもかさ上げ工事をするというような事をお聞きしていましたが、今後、ポンプ場の放流管の工事とあわせて、45号線のその部分の冠水の安全をどう対応されるのか。それから、万万が一、台風シーズンになったりするときにあそこが冠水した場合、どのような対応をされるのか。その辺をお聞きしたいと思っています。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 国道について、当該箇所と、それから、もう少し市内のほうに近づいてきまして洋服屋さんの前のところ、2カ所ほど、国道の維持出張所のほうでかさ上げ工事をするというふうな予定になっております。そういったところの、今、雨水の処理の仕方、我々のほうと国道と、それから協議をしているというところでございます。速やかに実施いただけるように協議を続けてまいりますとともに、放流渠の工事をする事によって、国道のほうも、国道そのものの安全性が高まるということで非常にご理解をいただいております。そういった中できちんやっていきたい。

それから、施工中でございますが、施工中、今、国道45号線の海側のほうに雨水のポンプがございまして。これはそのまま生かした状態で施工いたしますので、現在の何か施工中に能力が低下して排水できなくなるということではなくて、現在の排水能力はそのままに施工はやっていくと。工事完成の暁にはさらに増強されるというものでございますので、施工中についても、まだちょっと不十分ではありますけれども、悪くなるという状況にはございませんということをご理解いただければと思います。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。なおなお、安全、そして周辺の方々が大雨のたびに不安を抱くということのないようにお願いしたいと思います。

それから、ダブル踏切の工事の件ですが、一応、復興局のほうにはもっともっと大きな全体的な工事をお願いしたいと思っておりますけれども、とにかく不安を解消していただいて、大雨が降るたびにあそこのダブル踏切のところが冠水して、本当に周辺の方たちが心配なさることがないようにお願いしたいと思います。

また、水路が2系統あると思うんですが、石田川のほうと、それから越の浦のほうと。石田川のほうはずっと用水のため池までつながっているように見えますけれども、反対側の越の浦のほうが何か途中で水路が切れたような部分があるんですね。その水路の周辺の護岸、そこも崩れたりしないかどうか。やはり、越の浦のほうの町内というのは、建てているお家も少ないので、なかなかこれまでも工事が入らなかったという部分もありますけれども、やはり取り残しのないようというか、ポンプ場がせっかくできるので、周辺の方も本当により一層安心ができるというふうに、その水路の形態の部分も安全対策をしていただきたいと思いますので、その点、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 越の浦地区の、今、浅野議員おっしゃられた問題点については、我々も同様に認識しております。先ほど、伊勢議員のご質問に流用戻しをするといった、そういった既に対策が可能なお金というものは交付金事業として塩竈市のほうに既にあるんですが、ただ、その使途について、こういうふうなことをやりたいんですというお話を復興庁のほうにご協議を申し上げております。ダブル踏切のところを抜本的に道路の上を水があふれてくるようなそういったことのないように抜本的な解消をしたい。それから、道路の先、側溝についても、今、土側溝でただ素掘りの堀がずっとあるような状態ですけれども、そこをきちんとした3面張りの少し大き目の断面の側溝にして、それを越の浦のポンプ場のほうに速やかに流していくというような、そういった整備をやらせてくださいということをもってお話を申し上げますが、ちょっとなかなか、まだ持ち帰って検討するというので、さまざまあちらから言われる資料についてはお出ししている状況でございます。何とかこれを勝ち取って事業化をしていきたいというふうに思います。そのために流用戻しというか、きちんとお金を戻して、財源としては確保して、それをベースに、これは上回りませんので、この範囲の中でやらせてほしいというような交渉を今しているところでございますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 市民クラブの志賀でございます。

議案第50号から3点について質問させていただきます。

まず、第15回復興交付金事業計画から、先ほども一応ご答弁があったようですが、港町地区津波復興拠点整備事業というところで事業内容についてお聞きしたいと思っていたんですが、一応概略はお聞きしましたので、答弁は省いていただいて結構ですから、別の質問をしたいので、そのところで質問させていただきたいと思います。

それと2つ目としては、地域資源利活用促進支援事業ということで1,510万円、こういったものが計上されておりますが、この具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

3つ目としては、塩竈水産品ICT化事業ということで、食品加工のデータベース開発とか市場、それから消費者等を対象としたモニター調査、それから商談会や各種フェア等を開催し、販路の開拓を含めた事業というようなことで、トータルで4,600万円という大きな金額が水産業界のほうに予算づけされておるわけですが、この具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

一回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志賀議員からは3点にわたる通告をいただいたんですが、1点目については省略をさせていただきます。

2点目の議案第50号の一般会計の中で、地域資源利活用促進支援事業についてご説明させていただきます。

東日本大震災以降、漁業施設や加工場などのハード面におきましては、さまざまな復旧・復興に係る交付金等を活用して整備を進めてまいりましたが、その生産量や売り上げにつきましては、65%の事業者の皆様が販路の喪失でありますとか風評被害、あるいは生産コストの増加などの要因によって大変厳しい環境であり、震災前の水準にはいまだ戻っていないというご報告をいただいております。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標として、水産加工品生産高を平成26年度の553億円から平成31年度までに600億円に引き上げることを目標とさせていただいております。この計画の中で、大消費地への販路拡大や地産地消への取り組みに係るアクションプランを策定して、本市水産業の真の復興に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目であります。新魚市場展示スペースについてでございます。新魚市場は、ご案内のとおり、高度衛生管理による安心でおいしい魚を消費者にお届けしていくという魚市場本来の機能向上はもとより、市民の皆様や観光客の皆様に親しみを持って訪れていただく施設としての側面も有するものと考えております。このため、C棟には食堂や地魚販売のスペースを設け、全ての建物を連絡デッキでつなぎ、A棟には展望デッキを備えております。展示スペースにつきましては、A棟2階の見学説明室を活用して、楽しみながら基幹産業であります水産業への理解と親しみを持っていただける仕掛けをしてまいりたいと考えており、本事業ではその基本プランと基本設計を行わせていただきたいと思いますと考えております。

内容と具体的な取り組みということについてのご質問でありました。

販売促進計画策定に当たりましては、コンサルタント業務の委託を行いますが、販売促進事業につきましては、行政と業界が一体となって取り組まなければならない課題と考えております。したがって、計画策定に当たりましては、行政と水産業界、市民などからなる販売促進戦略策定委員会のような組織を設置し、さまざまなご意見をいただきながらこの計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、塩竈水産品ICT化事業についてお答えいたします。

事業の概要についてでございますが、まず本市で製造される水産加工品のデータベース化を行います。データベース化を行う水産加工品の商品情報といたしましては、主に商品の取引や流通で使用される基本情報、そして商品の品質や消費者等に知らせる品質系情報、また商品の画像であります画像情報の3つの情報を基本に考えております。

このデータベース化により、2つの効果を期待をいたしておるところであります。1つ目は、商品情報のアクセスを容易にすることで、商品の取引機会の拡大を図る。2つ目でございますが、煩雑かつコストがかかり、小規模事業者の負担となっている食品衛生法適用ラベルでありますとか、大手スーパーなどの取引に必要な商品企画書の作成を支援し、生産性の全体の向上を図ることを期待をいたしております。

さらに、データベースの活用により、市内事業者の連携を深め、流通の効率化や販路拡大につなげることで、水産加工品生産額を平成26年の553億円から計画目標の平成31年には10%増の600億円、また相乗効果として、雇用者数の増にも波及させ、水産加工業の振興を図りながら、定住人口の減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

事業内容についてでございますが、1点目として、市内で製造される水産加工品のデータベー

ス化を行い、いつでも、どこでも、何でも、誰でも、簡単に商品情報などを入手できる環境を整備をいたしてまいります。2点目でありますが、市場ニーズの把握のため、マーケティング調査や消費者等を対象としたモニター調査を行ってまいります。3点目であります。データベース化によって整備した商品情報をもとに、商談会や各種フェア等を開催し、新たな商品開発や販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

事業の進め方でありますが、市内の水産加工業者の皆様にご事業概要を説明させていただいた上で、事業内容を一定程度ご理解をいただきましたら協議会組織への参加をお声がけをさせていただき、組織を立ち上げてまいりたいと考えております。当面は、市が事務局となって協議会組織を運営し、事業者の意見もいただきながら委託仕様をまとめ、協議会として業務を発注し、データベース構築着手をいたしてまいります。その後、データベース構築の作業が一定程度進んだ段階には、並行して、商談会、各種フェアの開催、市場調査やモニター調査などに拡大をし、年度内に業務を完了させてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃあ、先ほど、港町地区津波復興拠点整備事業の中で、基礎工事の追加が入ったというようなお話でしたが、基礎工事の追加というのは具体的にどういうところがあつたのか、ちょっとご説明いただきたいと思ひます。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） これにつきましては、もともと基礎設計、基本設計をやっておりまして、それが詳細設計になっています。もともとの基礎設計に関しましては、既存の地質データ、近傍のデータを使いましてやっています。これを今回、詳細な地質のボーリングデータを使いまして詳細設計をしたことによって、もともとの基礎構造が概略で設計したものよりはもっと強いものになったと。そういった意味での工法にして、基本的には基礎構造の増額が大きいです。それに伴う仮設関係、そちらもふえています。大きな点はその2点です。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 素人にもわかるように、何でそれをしなければいけないのかということ。地盤が弱いからやらなければいけないのかとか。というのは、疑問に思っているのは、マリゲートをつくりましたね。そうすると、あの辺の地盤というのは大体わかるわけでしょう、ど

ういう地盤なのか。そうすると、最初の基礎設計の中でそういうものを勘案してやるのが私は普通の技術者、プロとしての技術者じゃないかなと思うんですよ。ところが、基礎設計をやって、強固にするために基本設計を起こしたときにそれを見直ししてやったということが、何か納得できないんですね。最初の設計のときにそういうことをやるべきである。だから、結局、この4年間、私議員になって、本当に常に追加、追加、追加なんですよ。じゃあ、その追加というものの原因は本当に何なのかというのが非常にわかりづらいんですね。だから、そこはなぜそうなったのか。もし、これがそういうことがわかったのだったら、一応何か4億700万円が入札しましたね。この4億700万円の中に既にこの分も見込まれているんですか。それともまた別途会計になるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 最初の想定金額というのは、基礎工事、本当の概略での金額でやっています。（「だから、この4億700万に入っているか、入っていないかだけ教えてください。この1億8,500万円の追加の分」の声あり）入っています。

○10番（志賀勝利君） じゃあ、入っているということでもいいんですね。これがまた別途かかるのかなと私思ったものですから、その辺がちょっと理解できなかったの、心配したわけですけども。4億700万円の中に1億8,000万円の追加工事も含まれてやっているとこといいわけですね。そうすると、別に、最初から言っていた金額とほとんど変わらないですよ。この計画の中で我々に提示された金額がね。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） ちょっと確かにわかりにくいので、ちょっと説明させてください。

当初予算の中では、建築工事と電気と機械、全部一式建物を建てますよということで考えていました。今回、このものが出てくることによりまして、建築工事だけで当初とっていたお金よりもオーバーしてしまうということがわかりましたので、今回は既存の、全部とっていた、今まで機械とか設備のものも合わせて建築工事本体だけを今度は発注したということになります。（「いつも別なんですか」の声あり）

今回増加した部分については、今後、機械設備、電気設備等の工事を追加でまた別に本体工事のできぐあいによって、追加で発注していくということの考え方に変わったということです。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、結局、その1億8,000万円が当初の予定よりオーバーするということですね。だから、結局、そういうこと、さっき言った地盤がわかっていたのだったらそれなりの設計があつてしかるべきでしょうということだと思ふんですよ。これがまたここにきて、地盤が悪いので、改良のために云々かんぬんでまた1億8,000万円も使います、オーバーしましたとかというのを、我々にもうちょっとわかりやすく説明していただかないと…。本当にこうやって聞かないとわからないほうがばかだと思っているんですか、市長。わからないですよ、実際、説明が。わからないんだから、市民の方がわかるように、誰が聞いてもわかるように説明してくださいよ。そうすると納得できるわけです。

それと、この地域資源利活用促進支援事業についてですが、1,500万円。これは設計委託料で924万円、計画策定調査委託料で588万円、そうすると、これは全部コンサルの相談料で消えていくわけですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 志賀議員のご質問にお答えいたします。

基本的には委託料ということで組ませていただいておりますので、委託の発注ということで支出はさせていただきたいと思ひますが、先ほど、市長の答弁にもございましたとおり、やはり計画策定の過程こそが重要だというふうに考えておりますので、その過程の中で計画を策定する際に、やはりこの地域でどんなことが販売に必要なのかということをお皆さんの意見を聞きながら、それぞれお互いに気づきながら、いろいろな共同での作業ですとか、そういったものが、発現が期待できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） せっかくお金をかけるんですから、実のある計画にさせていただきたいと思ふんですが、何かごちゃごちゃという説明で、何かいまいちすっきりしないわけですけども。例えば魚市場の展示施設ということで、かつて古い市場にも資料室というものがあつたわけです。つくったところはちょこちょこ人が訪れたわけですが、後は開かずの間になって、そのまま放りっ放しになっていたということもありますので、そういうことにならないように、ぜひやっていただきたいと思ふんですが、結局、こういうものを立派にすると、今度は維持管理費がかかるわけですね。その維持管理費というのは、誰が、どういうふうに負担することになっていくんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） この施設自体をちょっと有料にするかどうかというところまではまだ検討の過程でございますけれども、余り陳腐化しないようなものを入れるということで、ちょっとこれから設計業務の中で検討していきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 計画はいいんですが、そういう計画を出すのであったら、やっぱりそういうようにきっちりそういうところを計算して、我々に予算を提示していただかないと、賛成しようもないわけですよ。これからですと、常に同じことの繰り返しですね。駐車場にしても、採算性を問うたら、これからです。いまだに我々に提示されていませんよね、海岸通の再開発について。わかりました。

最後に、ICT化は4,600万円という大きなお金が使われるわけです。これが先ほど協議会組織でという市長のお話がありました。今、水産振興協議会という立派な協議会があるわけですから、その傘下、その下に置いて、それなりの組織をつくられたらいかがなんですか。結局、水産振興協議会そのものが今活動が形骸化していますよね。うちでも今1万円、年会費取られて、未納2万円ありますけれども、そういうものを払って、やっぱりやるのだったら、そういうところがやっぱりきちっと活動できるように、結局、せつかく4,600万円使うわけですから、新たにつくるというよりは、それを使ってその傘下にそういう組織をつくるということにしたほうが、いろいろな形もできるのじゃないのかなと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま水産振興協議会というところでは、形骸化しているというようなお話もございましたけれども、やはり魚市場の整備に向けていろいろな協議を行ってまいりましたし、衛生管理をどうするかというような話ですとか、漁船誘致をどうするかというようなことは取り組みとしては行ってまいりました。ただ、確かにそういった組織がございますので、その中にやはり部会的なものを設けるとか、そういったことの仕組みは考えていこうかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ぜひ後で反省することのないようにしっかりと頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君） 日本共産党市議団を代表して、主に議案第50号、一般会計補正予算について数点お伺いをしてまいりたいと思います。さまざまな事業についてお伺いをしてまいります。

1点目は、被災地域交流活動活性化推進事業についてであります。

資料を見ますと、その事業内容として、歴史的な景観を生かしたまちづくり、コミュニティの活性化を行ってきた先駆者の方々を講師に招いて、被災地域交流拠点施設として改修をした塩竈まちかど博物館、旧ゑびや旅館でのまちづくり塾の開催や塾講師と参加者の交流会の実施に要する経費の補助として100万円というふうにございますけれども、この実施母体、参加対象者、あるいはまちづくり塾の狙い、内容、こういったところを総括的にお聞かせをいただきたいと思います。

そして、2点目でありますけれども、先ほど志賀議員のほうからも質問がございました地方創生加速化交付金を活用した水産加工業の振興についてというところの、塩竈水産費ICT化事業であります。

まず、1問目として、その具体的な内容をお聞きしようと思ったのですが、先ほど志賀議員のほうからの質問でお答えいただきましたので、2問目のところで深めてまいりたいと思います。

それで、3点目になりますけれども、学習支援のためのICT器機等整備事業でございます。国の事業を活用しまして、市内の各小学校にICT器機を整備するほか、さらに寄附金等を活用して、浦戸小中学校においても整備を行っていくということで予算計上されておりますけれども、国における事業対象、当市においては学び支援コーディネーター等配置事業ということで、主に放課後学習に関する部分になってくるのかと思いますが、そういったところで各学校に整備をされたタブレット端末及びアクセスポイントがどのように活用されていくのか総括的にお答えをいただきたいと思います。

以上3点についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま小高議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、被災地域交流活動活性化推進事業についてお答えいたします。

当事業は、自治組織等が被災地域交流拠点施設整備事業で設置または改修した施設で、住民

主体の活動を実施するために要する経費について補助金を交付する内容であります。財源としては、宮城県の被災地域交流拠点施設整備事業補助金を活用するもので、補助率が10分の10であります。補助対象者であります特定非営利活動法人NPOみなとしほがまは、昨年度、宮城県の被災地域交流拠点施設整備事業補助金のほか、経済産業省の地域商業自立促進事業などの財源を活用し、当時、保存活動と交流活動に取り組んでおられました旧ゑびや旅館にコミュニティカフェを開設するための施設改修や多機能トイレの整備、あるいは建物の耐震改修等を実施をされております。

今回の具体的な内容についてであります。被災地域交流拠点施設として改修いたしました塩竈まちかど博物館、旧ゑびや旅館におきまして、歴史景観を生かしたまちづくりや地域コミュニティの活性化などを行ってきた全国の先駆者の方々を講師に招き、まちづくり塾や交流会を開催するための経費として100万円を補助する内容となっております。

2点目につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、3点目であります。平成28年度一般会計のうち、学習支援のためのICT器機等整備事業についてのご質問でありました。

まず、市内の小中学校のICT化のこれまでの取り組みを若干説明させていただきます。子供さんたちがわかりやすい授業を実現するとともに、子供たち同士が教え合う、あるいは学び合う共同的な学びを推進するため、平成25年度に全ての小中学校の情報教育器機を更新をしたところであります。小学校にデスクトップ型のパソコン212台、中学校にノートブック型パソコン160台、計372台を設置し、従来までパソコン教室で児童生徒2人に1台というような状況から1人1台とし、情報教育環境の充実を図ったところであります。

また、タブレット型パソコンを各校6台ずつ、浦戸小中学校におきましては2台、計62台を配備し、1学級の6つのグループが授業で同時に使用できるようにしており、子供たちの興味関心を引き出し、高い学習効果があらわれているところであります。

今回提案いたしております放課後の学習におけるタブレット端末の具体的な活用方策についてであります。浦戸小学校を除く市内の各小学校で実施をしております放課後の学び支援の時間で使用させていただきます。今回、30台程度を整備し、各校五、六台の配備を想定をいたしております。参加生徒のうち、2人に1台程度で使用できる見込みで、宿題等が終了した生徒に対しタブレット端末を活用した補習学習を考えております。例えば計算ドリルや漢字練習等の無料ソフトや1年間無償の能力に応じた問題に取り組めますソフト、あるいは宮城県教育

委員会で作成しております「チャレンジ5」でありましたか、そういった学習教材の活用も検討いたしてまいります。また、これらにつきましては、放課後の学習以外での活用等についても、今その方策を模索をさせていただいているところでございます。以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

1点目のところから順次さまざまお伺いしていきたいと思いますが、いわゆるまちづくり塾というものをやるということでもありますけれども、委員会にてさまざまあるでしょうから、詳しくはあれですが、まちづくり塾というものがどういった方が受講をされて、どういった内容になっていくのかというところのイメージがちょっとまだ湧かないものですから、そのあたりをちょっと深めたいと思います。

よろしく願います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） この事業につきましては、中身につきましては、NPOみなとしほがまというところが検討を進めている内容でございます。基本的には、この事業を活用してできるかどうか、事前に宮城県の担当部署とやりとりをしながら、基本的にオーケーだということも含めて、最終的な補助のスキームとしては、塩竈市を經由して補助を出すという間接補助という形になっております。

今、みなとしほがまが想定している内容でございますが、例えばいろいろなそういう地域活動に取り組んでおられるような方を講師として呼びをするということで、平成28年度、3回ぐらいのそのような講演会というものを予定させていただく。その中で、あそこの施設、2階が結構広いスペースがございますので、例えば60ないし70名ぐらい、入れれば入るでしょうか、基本的にはそういうことに対して、市民に対してそういう参加者を公募して募集をするという仕組みでやるというようなこととお伺いしておるところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

せっかくの歴史的な景観を生かしながらということで、確かに歴史的な建造物さまざまある中で、そういったところを市民の方々と一緒にまちづくりというものを進めていくという観点から、そのあたり、しっかりといいですか、NPOの方々にもやっていただきたいというふう

に思います。

その参加者の交流会等も行われるということであるんですが、ぜひたくさんの方々に、どうせお金をかけるならば参加をしていただきたいということもありまして、例えば市としてその取り組みをどこかで周知をするだとか、そういったところというのはあるんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） いろいろなイベントといいますか、このことに関してはNPOがみずからいろいろなチラシを使って広報はされると思います。場合によっては我々も市の広報等も使って、そういうものをお知らせする機会ということは提供させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 17番小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。次に移ってまいりたいと思います。

先ほど志賀議員からもありました塩竈水産品ICT化事業のところですけども、先ほど、具体的な内容をお聞きをいたしまして、商品情報等を集約をしてクラウド化をして、バイヤーの方々がそこに簡単にアクセスをできると、さまざまな商品情報に触れる機会を設けて販路の拡大を狙うというところ、そういったところ、ざっくりとしたところかと思いますが、地方創生加速化交付金の関係では、先日の協議会の際にこの交付金の一次募集で3事業を申請をして不採択となったと、こういった経緯をお聞きをしました。そして、二次募集に関して、この3事業のうち、新名物PR事業をベースとしてさまざま検討を深め、再度応募をするということで先日ご報告をいただいたわけですが、最初に、今回提案されている内容は、この新名物PR事業を深め検討したものだという解釈でよかったですでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 新名物PR事業というよりは、これまで、どうしても塩竈の交付金の応募した内容につきましては、水産加工品を含めて、広く塩竈の産業全体に波及できるような形での割と間口の広い計画づくりをさせていただいたんですが、やはりちょっと、どうもそれではなかなか、もっと絞り込んだほうがいいんじゃないかというようなことのご意見等もいただきましたので、新名物PR事業でも取り扱った水産加工等も生かしながら、むしろそれにフォーカスしながら今回の計画を立てたというような形でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

となってくると、やはり重要となってくるのは採択をされるかどうかという観点も含めて、さまざま見ていかなければいけないのかなと思いますが、そういった点から見た場合に、今後の見通しといたしますか、二次募集との関係で今後どうなっていくのか、ある程度具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 実は、今回の地方創生加速化交付金の二次募集につきましては、あした正式な締め切りでございますが、既に県あるいは国とやりとりをさせていただきながら、今回、もちろん、その前提としましては、水産加工業者の方々といろいろな意見を聞いたりしながら組み立てをして申請のほうをさせていただいてございます。やはり交付金事業につきましては、通常の補助事業と違いまして、補助事業であれば、例えば平成29年度に予算を組むのであれば平成28年の5月あたりから、概算要求から始まって、内々、予算付けがある程度、一定程度わかりながら予算の提案をさせていただくんですが、今回の場合は、交付金の申請をして、一方で、補正予算を組むこと、予算組みが条件ということで交付金の申請を出させていただくような形になっておりますので、正直、今の時点で、二次募集でどのくらいの確率でこれが採択されるのかというのは、今までの結果も踏まえますと申し上げづらいところではありますけれども。いずれにしても、私どもは2回の反省を踏まえて、今回、さらに努力が必要だと思いながら今回計画をつくっておりますので、8月に一応その結果が出るということでございますので、それを期待をして待っていきいたいというふうに思っております。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。非常にタイトなスケジュールで二次募集というところに臨まなければいけないというようなこともご報告の中でいただいておりますので、そういった中で、例えば前回不採択となった経緯というものも、なかなか詳細教えていただけない中でさまざまご検討をなさって、こういう形になって出てきたのかなというふうに思ったわけでありませう。

やはり、塩竈市においてつくられている、例えば歴史のある、あるいは数ある水産加工品の中で、ひとつ、ぜひ力を入れていただきたいといたしますが、重要なことだと思いますのは例えば非常に規模が小さいような業者さんの方々にもしっかりと光の当たるような取り組みとなるのかどうかという観点で、このクラウド化というところがひとつ鍵になってくるのかというふうに思っています。

そういった点から見た場合に、例えばバイヤーの方々など、このデータベース化されたものを利用される方々にとって、これがどのように使いやすいものになっていくのかというところを深く検討しなくてはいけないのかなというふうに思っておりますけれども、そのあたり、例えばどのように周知をしていくといたしますか、そのあたりの考え方、そういったところを多少聞いてみたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 恐れ入ります、議案資料の8番の32ページを改めてごらんいただければと思います。

今、小規模事業者というお話がございましたが、今回、この32ページの下イラストの部分で、2つございまして、左側のイラストの部分では、商品情報をデータベースクラウドに入力した上で、青い矢印で二つございまして、商品カルテというものを、これはいろいろな取引に必要なものでございまして、大手の量販店ですとか外食産業なんかにお出しするものです。もう一つは、コンプライアンス統一ということで食品表示法対応ラベルとありますが、この食品表示法も実は平成27年4月に施行されておまして、5年以内にきちとしたラベルをつくっていくということになってはいますが、大手の加工屋さんのほうはこの辺の対応は既にできておるんですが、なかなか小規模事業者さんがむしろこういったところ苦心していらっしゃるという話を聞きますので、こういったところは非常に役に立つのかなと思っております。

また、議員おっしゃるとおり、ウェブ上に商品情報を出しますので、大手も、小さいところも、同じ条件で商品の情報を見ていただけるという意味では、小規模事業者様にとっても有意義なシステムになるのかなというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） あすが締め切りということで、ぜひ採択といたしますか、そういったところも含めてしっかりと取り組んでいただきたいと、そのように思います。

3点目のところですが、放課後学習において、児童生徒の学力向上につながるものになるのかどうかという点では、さまざま試行錯誤の中でどのように使うかというものが今後深められていくのかなというふうに受けとめておりますけれども、その一方で、関連しまして、例えばスマホ依存、タブレット依存等が問題となる中で、このあたりも含めた考え方で何かあれば、ひとつお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） スマホ等のことにつきましては、ひとつ、社会問題ということもありまして、本市の生徒会、それから児童会なども含めまして、問題視して、それぞれの対応について話し合いを持ち、本年度、スマホ宣言という形で自分たちの生活を守っていかうということに取り組んでおるところでございますが、このこととタブレットの活用ということはまた別というふうに考えてございます。あくまで自主学習の一つのツールとして活用していきたいということでありまして、本来、学ぶ場所、学ぶ機会に恵まれない子供たちが放課後学習会に来て学ぶ。そして、基本的には宿題等をして自主学習をするわけですが、そのときに、ツールとしてのタブレット端末、その中に入っている授業ソフトなどを活用しながら、学習意欲に結びつけていくということでありまして、ほかのゲームとかそういったものが入っているわけではございませんので、その点の心配はないかというふうに思っております。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

当然ながら、社会問題としてスマホ依存、タブレット依存が挙げられる。そういった観点から見て、この事業はどうか、反対だ、どうかというお話をするつもりは全くないんですが、そのあたり、やはり整合性を持って取り組んでいただければいいのかなというふうに思います。

最後になりますが、日本共産党市議団といたしましては、さまざまな事業、市民生活の向上につながるのかということを考えて、いいものはいい、ならぬものはならぬ立場で、今後審議に臨んでまいりたいというふうに考えております。今回、さまざま施策についてお聞きをいたしましたけれども、国や県の施策に乗ってみたいはいいけれども、効果が上がらないですとか、市民生活の向上に寄与しないだとか、こういったことのないように、市として自主性、見通しを持ってさまざまご検討いただきますように求めまして、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明17日から22日までを常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日から22日までを常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後5時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月16日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 土 見 大 介

平成28年 6 月 23 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成28年6月23日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 市立病院事業管理者 | 伊藤喜和君 | 市民総務部長 | 神谷統君 |
| 市民総務部 政策調整監 | 佐藤修一君 | 健康福祉部長 | 桜井史裕君 |
| 産業環境部長 | 小山浩幸君 | 建設部長 | 阿部徳和君 |
| 震災復興推進局長 | 熊谷滋雄君 | 市立病院事務部長 兼医事課長 | 荒井敏明君 |
| 水道部長 | 高橋敏也君 | 市民総務部次長 兼総務課長 | 佐藤俊幸君 |

| | | | |
|---------------------------------|---------|-----------------------|---------|
| 健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 | 川村 淳 君 | 産業環境部次長 兼商工港湾課長 | 佐藤 達也 君 |
| 建設部次長 兼都市計画課長 | 阿部 光浩 君 | 震災復興推進局次長 兼復興推進課長 | 鈴木 康則 君 |
| 水道部次長 兼工務課長 | 大友 伸一 君 | 市民総務部 危機管理監 | 千葉 正 君 |
| 会計管理者長 兼会計課長 | 小林 正人 君 | 市民総務部 市政策課長 | 相澤 和広 君 |
| 市民総務部 財政課長 | 末永 量太 君 | 市民総務部 税務課長 | 武田 光由 君 |
| 健康福祉部 保険年金課長 | 志野 英朗 君 | 産業環境部 環境課長 | 菊池 有司 君 |
| 市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長 | 伊藤 勲 君 | 教育委員会 教育長 | 高橋 睦麿 君 |
| 教育委員会 教育部長 | 菅原 靖彦 君 | 教育委員会教育部次長 兼教育総務課長 | 渡辺 常幸 君 |
| 教育委員会教育部 学校教育課長 | 遠山 勝治 君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 相澤 勝 君 |
| 監査委員 | 高橋 洋一 君 | 監査事務局長 | 佐藤 勝美 君 |

事務局出席職員氏名

| | |
|------------------|---------|
| 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木 忠一 君 |
| 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木 忠一 君 |
| 議事調査係主査 | 片山 太郎 君 |
| 議事調査係主査 | 片山 太郎 君 |

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから6月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番伊勢由典君、17番小高 洋君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。私は今までの一般質問や施政方針に対する質問に教育関係と市立病院については欠かさず取り上げてまいりました。今回の一般質問では、その他の質問も多いことから、取り上げておりませんが、未来の塩竈を担う子供たちの教育は何より重要なことであり、また、学力向上は定住人口の増加にもつながるという思いは変わりはありません。また、市立病院に関しては、全職員一同が改革に取り組み、ある程度成果は認められるものの、今後のことについては、何度か一般質問で取り上げてまいりましたが、現在のところから移転するか、または民営化の道しかないと思います。今後の動向に注意していきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひ質問してまいります。

まず、18歳選挙権について。

きのう公示になりました参議院議員選挙より、投票権が18歳以上となります。マスコミでは投票率のアップにつながるのかなどがたびたび報道されています。自治体によっては啓発

活動に精力的に取り組んでいるところもあり、学校でも模擬投票や出前講座などを実施しているといった報道がかなり見られます。

この18歳選挙権に関して、塩竈市としてどういった対応をしてきたのかをお聞かせください。

次に、待機児童についてお聞きいたします。

6月11日の新聞に、「待機児童数 高どまり」と第1面に掲載されました。そこで塩竈市内の公立・私立の認可保育所の入所状況はどうなっているのかをお聞かせください。

また、新聞によると、1つ目に、自治体を通えると判断した施設に入らなかった場合、2つ目に、自治体が補助する認可外施設に入った場合、3つ目に、親の求職活動を休止したなどの場合は含まれず、認可施設に入れず、育児休業を延長した場合を含めるかどうかは自治体の判断に委ねられていると掲載がありました。こういったカウントされなかった児童については、「隠れ待機児童」と言うようであります。

塩竈市での隠れ待機児童の実態はどうなっているのかをお聞きいたします。

次に、市内の道路整備についてお伺いいたします。

市内の道路を見渡すと、アスファルトのひび割れやへこみ、破損などが目立ちます。また、側溝や縁石の傷みも目につきます。これは震災の復興工事の絡みもありますが、塩竈市の一般市道の整備の考え方と整備計画についてお聞かせください。また、私道整備事業の実績、そして補助の規定と予算額についてもお聞かせください。

次に、災害公営住宅についてお伺いいたします。

東日本大震災から5年3カ月が経過し、災害公営住宅が完成し、もう入居されている方、これから入居の方もおられるわけですが、改めて災害公営住宅の整備計画とその入居状況についてお伺いいたします。

最後に、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業についてお伺いいたします。

平成25年5月に東松島の議員会派より、市民クラブの前身である新生クラブへ、寒風沢・宮戸間の架橋について相談があり、その後、平成26年2月に寒風沢区長より塩竈市議会へ要望書を提出いたしました。そして、平成26年3月に現在の市民クラブより市長へ要望書を提出し、平成26年9月30日に塩竈市議会で宮戸・寒風沢間架橋の決議をいたしました。このときは一部退席者がおりましたが、全会一致での議決でした。

この決議により、浦戸諸島における集落コミュニティの再生や日常生活における利便性

の向上を図るための定住促進環境を形成するに当たり、その一つの方策である架橋の設置などについての可能性を調査する浦戸地区定住促進環境可能性調査が行われました。この調査結果については、ことしの5月18日に開催された総務教育常任委員協議会で報告を受け、私は知ってはおりますが、市民の皆様にも知っていただくよう一般質問として取り上げました。

この調査結果の概要と塩竈市としての考え方はどうなっているのか。また、今後の方向性についてもお聞かせください。

以上5項目について、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から5項目にわたりますてご質問いただきました。

初めに、18歳選挙権についてお答えをいたします。

選挙権年齢の18歳以上への引き上げに伴う市のこれまでの対応についてでございます。本市選挙管理委員会では、若い有権者に対する選挙権年齢の18歳以上への引き下げの周知と、政治や選挙に関心を促すことを目的といたしまして、塩竈市明るい選挙推進協議会の会員の皆様のご協力を得まして、公民館まつりなどのイベントの際、選挙権年齢18歳引き下げのチラシを配布をさせていただきますとともに、塩釜高等学校の3年生約400名に対し、学校の協力をいただきながらチラシ配布等をさせていただきました。

さらに、選挙権年齢が18歳以上となって初めての選挙となる参議院議員通常選挙を7月に控え、広報しおがま6月号では、若者の選挙に対する意見について、今回の選挙から投票できることになった世代を代表し、塩釜高等学校の生徒さんの生の声を紹介する取り組みを行わせていただきました。

なお、昨年度になりますが、近隣の二市三町で構成します二市三町選挙管理委員会委員の会の初めての事業として、選挙の模擬体験ができる宮城県選挙管理委員会などが主催する出前授業を多賀城市の2つの小学校、高等学校で開催し、二市三町の選挙管理委員会委員と職員が参画をさせていただき、見識を深めさせていただいたところでございます。

次に、保育所の待機児童についてのご質問でありました。

まず、塩竈市の待機児童の実態についてご説明をさせていただきます。公立及び私立の認可保育所10カ所の平成28年4月1日現在の入所児童数であります。定員715名に対し692名の入所であり、入所率は96.8%となっております。その後、市外への引っ越しなどで退所し

た児童が5名、新たに入所した児童が6名おりますので、6月1日現在の入所児童数は、年度当初よりも1名多い693名となっております。また、厚生労働省の定義による待機児童の本市の状況であります。4月1日現在ではゼロとなっており、8年連続で待機児童ゼロを達成したところであります。

次に、隠れ待機児童問題についてのご質問いただきました。

いわゆる隠れ待機児童、新聞報道等では「潜在待機児童」とも呼ばれているようですが、明確な定義はないものの、例えば特定の認可施設だけを希望し、別の施設にあきがあっても入所を希望しなかった児童など、希望する認可保育所に入らなかったのに、待機児童に参入されていない児童の数等とされております。

4月1日現在の本市の状況でございますが、これまでは単純に入所申込み数から入所前に転勤等により申込みを取り下げた数、育児休暇明けを控えて、事前予約として申込みを行っている数、入所児童数及び待機児童数を差し引いた人数でご報告をさせていただきます。入所申込み数は777名でありましたが、ここから入所申込みを取り下げた17名、事前予約の5名、入所児童数の692名、待機児童数ゼロの合計であります714名を差し引きますと、63名が待機児童に含まれない人数ではないのかなというふうに思慮いたしております。

この63名を、先ほど議員のほうからもお話をいただきました厚生労働省の待機児童の定義を踏まえ、待機児童に含まれないとされる事由について分析をさせていただきました。一つは、保育所の入所が決定してから求職活動を行うという方が約8割の51名と最も多く、次に、自宅や勤務先の近くの保育所、あるいは兄弟で同じ保育所を希望するといった特定の保育所を希望している方が6名であります。また、既に認可外保育所を利用している方が3名、あるいは育児休業中の方が3名という状況でございました。

次に、道路整備についてご質問いただきました。

まず、一般市道の整備についての基本的な考え方をご質問いただきました。

市道認定路線といたしまして、現在、市内には706路線、実延長が165キロメートルとなっております。この市道の管理に当たりましては、平成24年度と平成25年度の2カ年度をかけた、国の点検要領に基づいて路面の状況調査を行わせていただきました。その結果をもとに、平成25年度から平成32年度まで8カ年間の道路整備計画を策定をいたしております。

この計画の中で、今後、改修が必要な市道につきましては、この8年間で10路線、延長約1.3キロでございますが、このために必要な事業費といたしまして、道路維持工事費と合わ

せまして、年間、本市におきましては約7,000万円を計上させていただいており、道路の傷みぐあいや交通状況、さらには学校でありますとか福祉施設等々の配置関係などを勘案し、緊急性の高いものから順次整備に着手をさせていただいているところであります。

次に、私道でよろしいですか。（「はい」の声あり）私道整備についてであります。

私道等整備補助金交付事業として毎年100万円を当初予算に計上し、整備費の一部を補助させていただいております。この事業の補助割合であります、整備後の管理形態や道路幅員等によって異なりますが、整備費の3分の2、2分の1、3分の1の3区分となっており、一般的な事例を申し上げますと、通り抜けが可能な幅員2.7メートル以上の私道でありますれば、整備後も地元で維持管理をする場合は2分の1の補助率となっているところであります。

この事業は申請に基づいて補助を行う事業であります、過去3カ年間の実績を申し上げますと、平成25年度は1件で50万円、平成26年度が1件で88万2,000円、27年度は2件で78万8,000円の交付金で、3カ年間の平均では72.3%の予算執行率となっております。これまでも私道整備について相談がございました場合は、制度の紹介等を行ってきたところでありますが、予算措置額が十分に活用されていない状況にありますことから、なお積極的にご活用いただけますよう周知を図ってまいりたいと思っております。

次に災害公営住宅についてご質問いただきました。

災害公営住宅の整備の概要と計画戸数について改めて説明をもらいたいというご質問でありました。

5月の産業建設常任委員協議会におきましてもご報告をさせていただきましたが、災害公営住宅整備事業として、全9地区390戸の整備を計画いたしており、現在までに伊保石地区、錦町地区、浦戸の4地区で計119戸の住宅が完成し、供用開始をいたしておりますので、完成率といたしましては30.5%となっております。

今、入居状況がどのような状況であるかというご質問でありました。

清水沢東地区の170戸、北浜地区31戸、錦町東地区70戸の全ての公営住宅が今年度中にはほぼ完成ということになりますが、現在完成しております災害公営住宅にご入居の方々であります、例えば錦町地区では、40戸建設をいたしましたが、入居後に2世帯の方が退去をされています。また、浦戸地区では、入居されていない4戸のあきがあり、完成戸数119戸に対して、現在、113世帯の方々にご入居をいただいておりますという状況であります。

次に、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業の結果についてご説明をさせていただきます。

まず、今回の調査であります、浦戸4島を結ぶ島内架橋と寒風沢・宮戸間を結ぶ島外架橋など全体を整備した場合について、課題の抽出に取り組んだものであります。調査結果といたしましては、島内架橋のみの整備といたした場合、島内・島外架橋を合わせて整備した場合という区分で取り組ませていただきました。

島内架橋のみの整備といたしましては、事業費が230億円であります。一方、医療や介護、あるいは就業や雇用といった面では、島内のみの整備となりますため、整備後の効果の発現としては限定的になるのではないかとすることを想定をさせていただいています。また、この場合であります、島内だけの市道整備という形になりますので、事業化ということについては、全て本市の一般財源で負担するというようなことになるのではないかとという大きな課題があるものと判断をいたしております。

次に、島内・島外架橋をあわせた整備をした場合であります。事業費で292億円、また医療、介護、就業や雇用面では、本土との接続が確保されますため、整備後は一定程度の効果が想定をされるところであります。島外架橋が東松島市との接続となりますことから、県道整備としての可能性が残るといった内容とはなりますが、一方では、建設費用とその効果、いわゆる費用便益比で見ますと0.1程度ということで、事業化に向けては非常に厳しい内容となっております。

また、文化財保護の関係であります、浦戸諸島全体が特別名勝松島の第一種保護地区に指定され、うち一部は特別保護地区となっております。このことから、整備環境といたしましてもさまざまな規制下にあると認識をいたしております。事業実施までの手続についても相当数の時間がかかるのではないかとすることを改めて確認をいたしたところであります。

また、100億円を超えるような事業に着手する場合には、大規模事業評価というものを受ける必要がございますが、こういった評価委員会でご申し上げましたようなことを説明をさせていただくことになるわけではあります、整備に要する経費と効果ということになりますとかなり厳しい環境にあるのではないのかなというふうに考えているところであります。

「これらの結果を踏まえて、市では……」というご質問でありました。

今回の調査結果から、特別名勝松島の文化財保護との調整や、先ほど申し上げました建設費用に対する費用便益比の評価結果、また、大規模事業を進める上で必要となる大規模事業評価の実施、さらには、県道や宮城県の離島振興計画へ離島架橋として改めて登録をする必

要がある等々多くの課題がございますが、これらの課題・問題解決については相当数の時間を要するのではないかとといったようなことを今考えているところでございます。以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） 回答をいただきました。

まず、18歳選挙権についてお伺いしたいと思います。

いろいろアピールはなさっているようですが、これは6月22日の、ですから、きのうですね。新聞に高校生の一票を考える授業ということで載っていたんですが、今、いわゆるチラシを配布したり、そういったことではなくて、それからまた進んで、選挙の知識を教えることだけではなくて、投票について深く考えさせる授業が広がっているらしいんですね。

この中では、紹介されているのは、棄権した人が投票していれば第1党は過半数割れをした可能性があるということである。いろいろ論議して、一票の重さやら何やらを訴えるような授業だったようなんですがね。ですから、こういった形にも、今後、これで選挙が終わりというわけじゃないので、市としてもいろいろ取り組んでいただきたいなと考えています。

そして、その中でも、18歳になった方を対象ではなくて、いずれみんな18歳を超えるわけですから、中学生やら、そういった主体にも、攻めの態勢として、私はそういった授業が必要なのではないかと。それが年齢が上がった際にいずれは投票率のアップにもつながるし、政治への関心も高まると。ひいては塩竈市の市民としての意識も上がってくるのではないかと、一石二鳥なのかなんていうふうに考えますので、今までの枠から外れて、発展させて、そういったことにも取り組んでいただきたいと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 鎌田議員から18歳の対象者だけではなくて、将来有権者となる小中学校の児童生徒を対象に啓発を行ってはどうかということでありました。

今現在も、明るい選挙啓発ポスターあるいは明るい選挙啓発標語といったようなものについて、市内の小中学生に呼びかけをさせていただいておりますし、また、そういった呼びかけをされる際に、学校の先生方から選挙の大切さということについても既に啓発に着手をいただいているというふうにお伺いいたしております。

また、小中学校の生徒会の選挙の際には、本市が保有する投票箱でありますとか記載台の

貸し出しを行って、選挙というのはこういう形でやっておりますよというようなことについても体験をいただくというような取り組みを既にさせていただいておりますが、今後も引き続き、そういった啓発を強化をいたしてまいりたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

しかしながら、現在の枠にとらわれずに攻めの態勢で将来的にはプラスになることは受け合いかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

待機児童について、話題を移らせていただきます。

この中で、先ほど聞いた中で、申し込んで実際入った人が693名と、96.8%の方が入所と。いろいろな諸事情といいますか、あれで入っていない方が、それに近いのが63名ということでしたけれども、この中で、先ほどちょっと聞き損じたんですけれども、入れる状態になってから仕事を探すという求職、これは、私はちょっと反対なのではないのかななんて思ったりはしたんですよ。保育所に入れないので、自分が見なくてならないので、求職活動を休止しているというところがあるのかなと私は、保育関係、全然詳しくないんですけれども、今回初めて一般質問でも取り上げていろいろ調べてみたりはしたんですが、そういった私の考えは間違いなのか、そういうことはないのか、いわゆるどちらが、卵が先なのか、鳥が先なのかという話になるのでしょうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま鎌田議員から、いわゆる隠れ待機の関係で求職活動を休止しているのが先か、保育所の入所決定が先かというようなお話を頂戴いたしました。

私ども、入所申込書を保護者の方から提出されたときに、それぞれお一人お一人、保護者の方を対象に面談と意見交換、状況の確認をさせていただいております。その中で、全国的に保育所が不足しているというような状況もございまして、親御さんの中には、まず、とりあえず入所申込みを出しておきましょうという方が結構いらっしゃるというような状況もございまして。当然、私ども、仕事につかれてお子さんを見る手がないという場合には、保育所入所の措置をするわけでございますけれども、そのような状況を勘案しまして、求職活動を再開した後に、もう一度、市役所のほうにご連絡いただければと。そういうやりとりをさせていただいておりますので、鶏が先か、卵が先かというのはございますけれども、現在、塩竈市の保育の現場、窓口も全国と同じような、そういうやりとりをさせていただいていると

いう状況でございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

保育関係についてはいろいろやられているよう、「よう」というような表現は悪いんですが、やられているようですが、より一層きめ細かな連絡を取り合って、やはりそういった方の満足度を上げるような努力をより一層やっていただきたいなというふうに思います。こういったことが、いわゆる定住人口の増加策に一つの要因にもなるだろうし、そういった評判がね。より一層努力していただきたいなというふうに思います。

次に、道路関係に話題を移させていただきます。

市道の整備についてはわかりました。全長165キロで調査を行ったと。その調査に基づいて10路線を整備していくということで、わかりました。

その次の私道についてお伺いしたいんですが、平成25年、平成26年、平成27年の実績を先ほどご説明いただきました。平成25年は1件50万円、それから平成26年が88万2,000円ですか、それから平成27年には2件ありまして78万8,000円ということでしたが、これはそれぞれの補助率はどういったものだったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） お尋ねは、平成25年の1件のときの補助率はどうだったかと、そういうお尋ねでしょうか。済みません。ちょっとそこ、今、手元に資料がないものですから、後ほど。（「パソコンに入っていないの」の声あり）入っていないです。申しわけありません。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 例えば、ちょっと私道整備をしようと。そして100万円かかると。その中で、やっぱり3分の2補助なのか、半分補助なのか、もう一つ、4分の3でしたか、これは全く違ってくる話なんですよ。いわゆる基準を設けてそれをやるのは、私は必要だとは思いますが、実際、応募された実績がどれに当たるのか、多分、補助率が高いものではないのかなと私は思うんですが。なかなか一般の人が道路整備をすると、かなり舗装やら、側溝まで入れてとなると結構なお金がかかるということで、ちょっと二の足を踏んじゃうんじゃないかなというふうに思うんですが、その面で、私は、この予算執行率が何ぼでしたか、72.3%ということで、平均でという説明を先ほど受けましたけれども、まず、

なぜ執行率が低いのかというのは、件数が少ないかというのは、多分補助率の問題ではないかと私は考えるんですよ。

ですから、その意味では、この5件、今挙げていただいた5件がどういった割合なのか知りたいのと、補助率はこれでいいと考えているのか。私はやはりもっと補助率を上げて……。予算もこれを見ると高々、年間、多い年で88万円じゃないですか。もっとかけてもいいんじゃないかというふうに思うんですね。ちょっと予算が少ないと思います。執行率から見ればね、72.3%ですから、十分だという考え方もありますけれども、この予算をふやして補助率を上げればもっと使ってくれて、塩竈が住みやすい塩竈になるのではないかと。それが先ほど言った子育ての関係もそうですが、やはり塩竈に住みたいという定住人口の増加をもたらす一つの要因にはなると私は思うんですよ。その辺の考え方、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 鎌田議員から私道整備についてご質問いただきました。

先ほど申し上げましたように、本来、本市で管理する市道につきましても、まだ十分な整備が行き届いていないということについては大変申しわけなく思っているところであります。まずは、やはり我々は市道の整備を急ぐ必要があるのではないのかと。私道で、先ほど、3分の2、4分の3というのはございませんので、3分の2、2分の1、3分の1という区分をつけさせていただいている理由であります。例えば行きどまりの道路で、その道路に面した方々だけがお使いになられるのが大半であるといったような場合については3分の1ということにさせていただいております。事例として申し上げました、幅員が2.7メートル以上で通り抜けが可能といったような場合については、ある程度公的な意味合いも持つのではないのかということで2分の1にさせていただいております。さらに、私道であります、両側の土地をご提供いただきまして、全線が4メートルなりの幅で整備できるようになりましたときにとり行う事業がたしか3分の2のはずであります。基本的には私道でありますので、我々のほうとしてはこういったところではまずご理解をいただければというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 先ほどのお尋ねでございましたけれども、平成25年度の1件、26年度の1件、27年度の2件については、全て補助率が2分の1ということの補助率での執行

でございました。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

補助率の割合は3分の2、それから2分の1の場合、3分の1の場合、どういう要件かというのは理解はしました。しかしながら、いわゆるこの割合がこれでいいかという論議は、今まで決まっているのでこうだという考えは、ちょっと私は違うんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり道路も、市道も、私道も、それぞれつながっているわけですよ。ですから、相互に利用するし、そして道路については誰もが恩恵をこうむるものなんですよ。お年寄りも、子供たちも、それから寝たきりの人も、そこに通うデイサービスの人が通ったり、いろいろするわけですから、誰しもうも恩恵をこうむるものだと思うんですよ。そんなものに対して、私道整備の中で、状況によって3分の1、2分の1、3分の2はわかるんですが、これをもっとレートを上げていってもいいんじゃないかと。今までの3分の1を2分の1にするとか、2分の1を3分の2、それから一番の3分の2だったものが4分の3にするとか、そういった対応というのは考えられないんでしょうか。私ならそうしたいなという、たかだか年間100万円もしない予算をとって話ですよ。これをみんな市民が全部恩恵をこうむるのですから。市道についてはわかりました、そういった計画でやるというのは。市道にもつながっている私道ですから、このレートを上げていただきたいという考えで私はいるんですが、これについていかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まずは公道と私道という区別をぜひ議員にはご理解をお願いしたいと思います。先ほど、もし、議員が言われるような、そんな多目的でお使いいただくのであれば、市道認定とかというような手続があるわけでありまして。これは本当に不特定多数の方々の交通の用に供するものが9割であれば、それは私道ということ自体がおかしいということになるんだと思います。でありますから、そういったケースであれば市道認定の申請を上げていただきまして、適正に審査をしながら、今までも市道に編入したというケースが恐らく塩竈市でもあるかと思いますが。ですから、補助率を上げるということよりは、そういったことで、不特定多数の方々が数多く使われる路線であれば、市道認定ということのご申請をいただければ、また塩竈市のほうではしっかりとご審査をさせていただきながら取り組みをさせていただきたいと思います。今現在、この率を上げるということについては、

この場ではご答弁は差し控えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 市道認定という措置があるということですが、多分ですよ、ちょっと表現は悪いんですけども、結構難関なのではないのかなという思いがあるんですね。それもそうでしょうけれども、それとあわせて、やっぱり補助率もアップしていただきたいなど。もともとの予算が、先ほど言うように、100万円未満の予算ですよ。ちょっとしたあれで、工夫でできそうなものじゃないですか、これを倍にするとか、3倍にするとか。それだって200万円、300万円のことでですから、私はぜひともそのレートを上げる努力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、災害公営住宅関係ですけれども、応募者数に対して、この中で、まず一つは、入居をしたものの転居されたということを先ほど説明されたと思うんですが、その辺、この辺でいくと、錦町、それから浦戸、野々島、寒風沢関係なんですかね。その辺、どういった理由で、ずっと今までやりとりしてきて、アンケートもとって、多分やってきたと思うんですよ。そんな中で、どうして退去された人が、入居して退いた人がいるのか、その辺ちょっと理由を教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 災害公営住宅に入居されてから退去なされた方というのは、高齢者福祉施設等への入所というか、そちらのほうの取り扱いになって退去ということでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） それから、総括質疑でもちょっと話が出たんですが、ことしの3月でしたか、北浜の復興住宅をいわゆる集計し直しをしたんでしょうか。そうすると余ってくるということで、最後の建設地になる北浜を減らすということでしょうけれども。

実は私のところに、3月だったかと思うんですが、北浜の市民から相談がありました。「私はずっと北浜に住んでいて、北浜で被災して、そして最初から、ずっと一番最初から北浜の復興住宅に希望しているんだ。それなのに、なぜ抽せんになるんだ」というね、そういう話が私のところに届きました。

いわゆるずれが生じてきたので、最後の建設地である北浜で調整せざるを得ないのだろう

という話を私はさせてもらったものの、私はその立場なら納得いかないなという思いがあるんですよ。そんなわけで、この事情を簡単に説明すればどういうことになるのか。それをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 総括質疑の中でも経過についてはご報告をさせていただきましたが、一括募集の結果として、どれぐらいの応募があったかということについては、当然、数値として明らかになったわけでありまして。再三繰り返すようではありますが、100戸近いあきが出てきている。それは追加募集を今からさせていただきますので、それが丸々空き戸数にはならない努力は今からもいたしてまいります。そういったことが明らかになってもなおかつ29戸数建設するということについては、これは数字が明らかになっているわけでありまして、それは我々としては、再三申し上げますけれども、税金を使わせていただいているという立場からすると、これはここで一旦、計画を凍結すべきではないのかということを決断させていただきました。その旨を職員に話をさせていただいたところであります。

なお、入居の状況については担当部長のほうから。私の思いとしては、できるだけ北浜地区で被災された方々についてはご入居いただけるようなという配慮をしたと思っておりますが、その辺のいきさつについては担当部長から説明いたさせます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 災害公営住宅の入居に関しましては、まず、仮設のプレハブからコミュニティーをそのまま維持するというので、グループ入居という配慮をいたしました。それから、第1配慮世帯、第2配慮世帯、第3配慮世帯ということで、例えば単身の高齢者であるとか、障害を持っていらっしゃる方であるとか、母子家庭であるとか、そういったことで第1配慮世帯、第2配慮世帯、第3配慮世帯、それぞれこの住宅で何戸というふうな確保をしたんですけれども、その何戸の内訳でも1LDKがあったり、2LDK、3LDK、3DK、4DKというものがあまして、その前から北浜に住んでいて、北浜にいち早く入居希望を出してという方が、どのご希望の間取りだったのかはわかりませんが、第1、第2、第3配慮世帯で確保した戸数、そこをまず配慮世帯で抽せんをして、残ったところをその希望の間取りのところで抽せんをするということで、北浜は最終的に2.26倍というふうな倍率になりましたけれども、間取りによってはさらに、平均で2.26倍ですから、2LDK等の間取りでは最終的には7倍、8倍というふうな競争率になったものでございます。

最初に申し込んだというのは、平成25年6月から8月に入居希望の仮登録というものをさせていただきました。そういうものをベースにそれぞれの地域での何LDKを何戸つくろうかというふうな計画を立てて予算取り、それから整備計画等をつくってまいりましたけれども、残念ながら、第1から第3配慮までの抽せん、それから残った間取りに対する抽せん、北浜が非常に高かったということで、希望がかなえられなかったものというふうな流れになったのかなというふうに思っております。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今の説明で、配慮してきたということなんですが、配慮したら、そういうことはあり得ないと私は思うんですよ、ずっと配慮してきたのであれば。そして、最初の調査から小まめに、心変わりする人もいるでしょうし、常に調査といいますか、アンケート取り直しというか、訪問して話を直接聞くとか、そういう小まめな対応があれば、そういったことはあり得ないと考えるんですけれども。どのぐらい、そういった調査といいますか、訪問してどうのこうのと、例えば1人に当たり何回ぐらい実施しているものなんですか、今まで。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 済みません。ちょっと言葉足らずでしたけれども、前、どこに住んでいたからという配慮ではなくて、やはり年齢であるとか、身体状態であるとか、それから土地を災害公営住宅の土地に提供したとか、そういったことの配慮ということでございます。

それから、調査をどのぐらいやったのかということですが、まずは第1回目ですけれども、平成23年10月に全壊判定を受けた世帯を対象に意向調査を実施しました。そのときは全壊世帯じゃないと災害公営住宅に入居できなかったというふうな前提条件での調査でございましたが、国の要綱が改正されたために、平成24年10月から12月に第2回ということで意向調査を実施しております。これは半壊以上で住宅の解体を余儀なくされた世帯ということも含めて2回目の調査ということで実施しております。それから、平成25年の6月から8月に3回目の意向調査を行いまして、このときに初めて仮申込みというものを受け付けをさせていただいたものです。それから、平成26年12月、その後の動向ということで、自主再建される方、民間の賃貸に入られたというふうな動向を把握するための第4回目の調査をしております。それから、今回の一括募集を終わった後に、申込みされていない世帯へということで、そち

らは限定的ではありますが、5回の意向調査というものをさせていただいております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ちょっと説明を聞いても、何か私は頭が悪いせいか、何かよくわからないですね。いわゆる最初の段階で調査をして、どういうところに住みたいということを中心に把握をしているんでしょうから、それに沿って、その場所に合うだけの戸数を計画を立てるのが私は普通の考え方だと思うんですよ。これでちょっと論議していると次の話ができなくなってしまうので、ここでやめますけれども、私はちょっと変だなと。その調査をきちんとやってきて、聞き取り調査をやって、やりとりをずっとやってきたなら、そんなはずはないなというふうに思うんですね。

次の浦戸の定住促進環境可能性調査事業について、ちょっとこちらのほうに移らせていただきます。

この中で、いろいろデータ、結果がありますけれども、ちょっとここには、皆さんのここに、手元にはないデータではあるんですけども、協議会で使ったデータはここで話をしてよろしいですか。いいですね。

この調査データによりますと、浦戸地区に架橋が必要だと思いますかという問いに、「必要である」という人が69.0%、70%近くの人が必要だと。「必要でない」と言っているのは19.5%ということなんですね。それから、「必要である」と回答した人が、架橋を整備する場合はどの場所に設置すべきなの、どこに橋をかけるべきなのという問いに対して、69.0%の人に対して、「塩竈市側との間に」という人が44.9、約45%、それから「東松島と宮戸との間」は24.4%、約4分の1の25%近辺と、「島内架橋」という人、島内を結ぶ橋だよという人が20%。断然多いのは市との結合なんですけれども、これはちょっとかなりほど遠い話で、次になるとやっぱり東松島市と宮戸との間だというふうになるんですね。ですから、私のこの一点に絞っていったらいいのではないのかなと。とりあえずは。これが完成した後、あと島のそれぞれを結んでいくほうに進めばいいので、一括してやろうというのが難しい話ではないかと思うのが一つですね。

この本土との架橋道路整備が実現した場合、生活環境はどのような影響が出てくるのという問いに対して、一番多かったのは、やっぱり「日常生活の利便性向上」だよと、30.8%。それから「定住人口の増加」につながるよと、22.9%。それから「地域の産業の活性化」に

なるよと、15.8%。「交流人口の増加」15.4%と。断然、皆さんやっぱり利便性と定住人口の増加関係、ここ、やっぱり皆さんそうだというふうに納得はしている話なんですよ、要望している人はね。

こういったことを加えると、総合評価がありましたよね、先ほど市長が説明してくれましたけれども、これをちょっとかみ砕いて説明してくれたと思うんですが、浦戸諸島内架橋については、総合評価として、市単独事業となるため、整備が困難だと。いわゆる経費的にも市独自でやるので、これは無理ですよということをはっきりうたっているわけですね、ここで。ですから、これは島内全部の架橋は無理だと言っているわけですね。困難だと。それから、島内も結ぶ、なおかつ東松島との、宮戸間の橋もかけると、そうなるとちょっと事情が違ってくると。これは補助事業になると。つまり、100%市の事業ではないと。そして、事業化の可能性が残ると。残るということは可能性があるということを書いてあるんですね。ですから、まず4島を結ぶのは無理だと。全部結ぶのは可能性があるよと。その可能性がある中で、宮戸と寒風沢間を結ぶのはもっと可能性が高いのではないかと私は考えるわけですよ。これについてはどう考えるでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段、説明をさせていただく際に前置きをさせていただいたかと思えます。まずは、島内架橋という形だけで終わった場合、それから島内架橋、プラス、宮戸架橋と言ったらいいのでしょうか、そういったものを実現した場合には、こういった事業費がかかりますという二通りの案をご説明をさせていただいているということについては、ご案内のとおり、離島振興協議会の皆様方からは島内架橋をやってくださいという要望を出されているわけでありましてね。これは議員の皆様方も篤とご案内のことかと思えますが。でありますから、離島架橋促進、プラス、宮戸に橋をかけるということにするとすればこうなりますよという比較をさせていただいたということがまず1点目であります。

ただ、いずれの場合も200億円を超えるような事業費がかかりますということは、今回明らかになったところでありますし、加えまして、全ての施設が特別名勝松島の特別保護地区、あるいは第一種保護地区内、さらには、先ほど来申し上げておりますとおり、大規模事業評価委員会、これは第三者で組織されるものであります。そういったところの判断もいただかなければならない。そして、何よりも、例えば県道昇格というものを認めていただけなのか、あるいはその事業そのものが本当にどういった期待を受けるかというようなことについ

て、これから検証する必要があるということとその報告書の中で書かせていただいたということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 市長の言わんとするところはわかる、理解はできるものの、先ほどの離島の協議会でしたか、それで話し合っているのではなくて、これは個々の住民にアンケートをとった結果なんですね。その中で、必要だと言っている人が70%いると。そして、その中でも、市と結ぶ以外の2番目に来るのが、宮戸と寒風沢ですよという、この数値の大きさは、数値はうそをつかないんじゃないかと思うんですよ。ですから、その離島振興協議会でしたか、そのあれではなくて、これは住民の意思ですから、私はこれをもとにすべきだと、反映すべきだというふうの一つは思うのと。

それから、総額で結構な金額になるもので、これは相当の金額になるんですね。金額は幾らでしたか、292億円、約300億円の試算なんですね。しかし、寒風沢と宮戸間の整備費は62億円ですね。ですから、これだったら、この総額の5分の1ですよ。現実味が帯びてくるわけですよ。そして、なおかつ、私は問題なのは、景観のほうがかなり大変なんじゃないかなという、そういう問題があったんですが、これは橋じゃなくて、私たちは橋で議決をして、橋でお願いしているわけですけども、トンネルの場合もあり得るんですね。トンネルの場合のほうももしかすると安く上がってしまうのかもしれないしね。そういった景観も考えれば、そういった手法もあるというところなので、私はまずやる気の問題ではないかと思うんですよ。ですから、やる気があれば、笑っていらっしゃる議員もいますけれども、浦戸に関する経費は、普通の市内の市民と比較すれば格段に税の使用率は高いわけです。50倍ぐらいなんですかね。そのぐらいになると思うんですよ。50倍か60倍。

これがまた費用対効果が上がらないからという話ですけども、これはそういったことを、じゃあ、島に費用対効果を当てはめるのかと。じゃあ、みんな当てはめたらどうなのという極端な話には私はなりませんよ。ですから、やっぱり島には島にそういった費用対効果も見た、そういった考え方も必要じゃないのと。それが人口を呼び戻す、ないしはふやす、観光人口もふやす、産業も活発化する、そういうことにつながるのではないかと。それがとりあえず寒風沢と宮戸間でやるにしても、あとは次の計画として、ステップ2として、寒風沢と野々島を結ぶと、それができたら次という、そういう長期にわたった計画で、そういったことが

あること自体が塩竈に夢があるし、活気が出てくると私は思うんです、元気も出てくると思うんですよ。私はそういう政策も必要だし、その費用対効果だけ言っているような話じゃなくて、これはもっと大きな効果が生まれるのではないかと、私はそういうことを考えているんですよ。

そんな意味で、ぜひとも、どこかの一つの団体からの要望だけとか考えずに、このデータはそれぞれ個人から上がったものですから、これを大事にして、少しでも検討を加えて、もうちょっと進めていただきたいなというふうに考えます。

大体、時間なので、これで質問は終わります。どうもありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で鎌田礼二君の一般質問は終了いたしました。

6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） 平成28年6月定例会オール塩竈の会の阿部かほるでございます。質問の機会をいただきました。同僚議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。また、当局におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

去る4月14日21時26分、さらには28時間後、4月16日1時25分、熊本県を中心に震度7の地震が連続し、激震災害に指定されました。多くの被災されました方々が今なお避難所生活を強いられております。心からのお見舞いと亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げたいと思います。

私たちも今なお地震・津波の災害から復旧・復興の真ただ中であり、官民挙げて町の復旧に取り組んでおります。その成果は、ことしに入り、復興の新しい町の景色も目に見えてきております。今後、さらに加速して復興を達成していただきたいと思います。新たなまちづくりを考えて、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく1番といたしまして、地域資源を活用したまちづくり。

1番目に、塩竈市景観計画と日本遺産認定についてであります。

本市におきましては、平成25年度より3カ年をかけて、定住・交流につながる魅力ある景観形成を推進するために景観計画の策定に取り組み、このたび計画が取りまとめられました。

また、今年4月19日に開催されました日本遺産審査委員会の審議を経て、宮城県仙台市・塩竈市・多賀城市・松島町の3市1町が「政宗が育んだ“伊達”な文化」として、日本遺産に認定されました。その文化は、政宗の時代にとどまらず、歴代の藩主、さらに仙台から全

国へ、武士から庶民にまでさまざまな方面に広がり、定着し、熟成を加えていったことが評価されたようです。

塩竈市の歴史・文化・伝統に日本遺産という光が差し込みました。塩竈市の景観計画の中に取りまとめた地域資源としてのこの遺産を今後どのように生かし、さらに深めてまちづくりにつなげていくのか、お考えをお尋ねいたします。

2番目といたしまして、日本遺産認定のストーリー、塩竈市の内容についてであります。

日本遺産は、地域で継承し保存されている建造物、遺跡、景観、祭りなど幅広い文化財で構成し、それらを通じて日本の文化や伝統の魅力を伝えるストーリーを認定したものであります。日本遺産認定のストーリーとしての塩竈市の部分の内容をお聞かせください。

3番目に、タイムトラベル写真の活用と市内観光案内板の設置についてであります。

景観計画の中に掲載されておりますタイムトラベル写真は、塩竈の昔、そして今を、それぞれの各所における歴史・文化・伝統・景観を伝えております。このたびの日本遺産認定を機に、市内各所にタイムトラベル写真の観光案内板を設置してはいかがでしょうか。

また、訪日外国人客もふえております。その対応に外国語の説明文をつけて設置されるとよいと思いますが、お尋ねをいたします。

4番目、塩竈市景観計画と電線共同溝についてであります。

景観計画の中に、主要幹線道路は、周辺の町並み景観に配慮した形態、意匠、色彩の道路施設とするとともに、多くの人を通ることから、美しい舗装整備や植栽などによる良好な道路空間の形成を図ると記されております。これは電柱や電線を地中に埋設する電線共同溝を考えてのことと思います。市におかれましては、どの程度の整備が行われ、また今後どのような整備計画で進められるのか、お尋ねいたします。

5番目、地域資源と健康保養の活用についてであります。

自然環境を健康に生かす、旅を通して健康や保養を行う、これを健康保養、ヘルスツーリズムと言います。塩竈市内で自然環境を健康に生かせる最適な地域は浦戸諸島です。ヘルスツーリズムは市民の健康、観光、産業、地域活性化など多方面に好影響を与えるすばらしいプログラムです。市は、ヘルスツーリズムの地域を指定、整備し、取り組んでいただきたいと思いますが、お尋ねいたします。

大きく2番目に、離島の現状と課題対策についてであります。

海水浴場の環境整備についてお尋ねをいたします。

ことしの夏も7月から海水浴場の海開きとなります。海に親しむ多くの市民や海水浴客の訪れることを願っております。ところで、受け入れ態勢として必要なシャワー、トイレなどの設置、そして安心して遊泳していただくための安全対策、事故を未然に防止するための監視員などの事前準備について、特に高齢化が進む島では、若手監視員の配置を求めています。お伺いいたします。

2番目に、島内遊歩道の整備について。

歴史愛好家が興味を持つ浦戸歴史探訪、これに加えて、市民の健康増進を求めるヘルスツーリズムへの高まり、これらに最適な地域が塩竈市の浦戸諸島、この地域の創造的地域活性化を図るためには、まず人口交流を盛んにすることです。安全で楽しく、健康的な島巡りに多くの人を受け入れるには遊歩道の整備が必要となります。遊歩道整備計画についてお尋ねをいたします。

3番目に、簡易浮き桟橋の設置について。

朴島、寒風沢島では、漁業に従事する人たちが使用しております岸壁が干潮時にはこれまでより高低差が大きくなり、日々の作業に難儀している実態があります。作業を容易にするための方策として、簡易な浮き桟橋の設置などが考えられます。市長の見解をお伺いいたします。

4番目、介護サービスの充実について。

浦戸諸島においては、平成27年4月より浦戸地区に地域包括支援センターを設置し、住民の健康維持と介護サービスに取り組まれております。現在、浦戸諸島から市内各施設へのデイサービス等介護サービスを利用するときの移送サービスについての現況をお尋ねいたします。

大きく3番目、文化財保存のあり方について。

有形民俗文化財についてお尋ねをいたします。

浦戸寒風沢島にあります神明社に奉納されていた「鮭を運ぶアイヌ」の大絵馬は、市有形民俗文化財であります。今どのように保存されているのでしょうか。お伺いいたします。

2番目に、史跡の保存と塩竈浦戸諸島貝塚群の学習と活用について。

浦戸縄文文化遺跡としての貝塚群や多くの史跡などは、古代遺跡として一大宝庫とされており、子供たちの学習の面で活用されているのでしょうか。また、史跡についてはどのように保存されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

大きく4番目に、熱中症対策について。

1番、高齢者における熱中症対策。

毎年夏になると心配されるのが熱中症です。屋外で活動する人たちにとって心得ておくべきはその予防法です。特に高齢者の発症、重症化を防ぐ対策が重要であります。市の対応をお伺いいたします。

2番目に、小中学校における熱中症対策について。

気象庁は、6月に入り、ことしの夏は猛暑になる可能性が高いと予想が出されました。熱中症は、高温にさらされることにより引き起こされます。小中学校では、屋外での運動活動中の生徒に対する予防措置も重要な課題であります。学校でとられている予防対策をお伺いいたします。

大きな5番目といたしまして、塩竈市スポーツ賞の基準について。

対象基準の見直しについてであります。

6月に入り、「中総体」「高総体」が行われました。日々、厳しい練習を重ね、それぞれの競技大会に臨まれた生徒の皆さんに心より健闘を讃えたいと思います。その中で、塩竈のゼッケンを背に県内外で奮闘された選手の皆さん、秋になれば新人戦で塩竈の名を輝かせてくださる生徒の皆さん、このような若い世代の人たちにこそ、塩竈市の名において表彰してあげることが現在の少子化時代にふさわしいことではないかと思っております。特にスポーツ奨励賞は、全国大会出場者だけを対象にするのではなく、十代の若い人たちが多く活躍する県大会や地方大会にも対象を広げていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から5点にわたりご質問いただきました。

初めに、地域資源を生かしたまちづくりに関し、塩竈市の景観計画と日本遺産認定についてお答えいたします。

まず、塩竈市景観計画についてであります。本市は、風光明媚な島々でありますとか、鹽竈神社を初めとする歴史的建造物、また風情を残す町並みなど、他の地域にはない数多くの貴重な景観資産を有しておりますが、残念ながら、東日本大震災の地震や津波により、多くの景観を喪失をしてしまいました。今後新たなまちづくりを進める上で景観計画の策定が必要不可欠と判断し、震災直後の平成23年4月に景観行政団体に移行し、今年4月に塩竈市

景観計画を策定をさせていただきました。

景観形成を通じたまちづくりであります。塩竈ならではの塩竈らしい特徴を有する自然や地域の歴史と文化をこれからも脈々と継承していくため、市民の間にしっかりと計画内容の定着を図ることが目的であり、景観資源を活用して市民の思いをさまざまな場面で具現化しながら、計画の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

現在、景観計画の推進に当たりましては、これまで以上に地域資源を活用するために、各地区で市民懇談会を開催をさせていただいており、懇談を通して皆様の地域に対する資源を発見をしていただき、自分たちのものとして大切にさせていただき取り組みを大切にまいりたいと思っております。そして、地域の皆様方からさまざまなご意見やご提案をいただきながら、地域資源を生かした景観計画の具体的なアクションプランの検討を進め、目指す都市景観として「海と社が織りなす美しいまち塩竈」を実現をいたしてまいりたいと考えております。

日本遺産の認定についてご質問いただきました。

文化庁では、地域の歴史的魅力や特色など、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定をいたしておりますが、平成28年4月19日に開催された文化庁日本遺産審査委員会の審議を経て、「政宗が育んだ“伊達”な文化」が東北で初めて平成28年度日本遺産に認定をされたところでもあります。申請は宮城県が主体となり、仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町と共同で行ったところでもあります。

本市は、仙台藩の時代から、海の玄関口でありましたが、御舟入堀と御舟曳堀の開削により、衰退した当時の塩竈の窮状を見かねて、4代藩主であります伊達綱村、肯山公により貞享の特令が発せられ、にぎわいが戻り伊達文化が花開いたという深いゆかりがあるものと認識をいたしております。

今回の日本遺産の認定を契機に、伊達な歴史や文化を紡いできた本市の伝統を市民の方々にもご認識いただけますよう、伊達な文化とのかかわりを再現できますような市内の身近な地域資源の掘り起こしを行い、これまで日の当たらなかった文化遺産に光を当ててまいりたいと思っております。これらの取り組みを通じ、景観計画との連携も図りながら、本市の歴史的・文化的魅力の発進活動に努めてまいりたいと思っております。

次に、日本遺産認定のストーリーと塩竈市の内容についてのご質問でありました。

まず、「政宗が育んだ“伊達”な文化」のストーリーについてであります。仙台の藩祖

伊達政宗公は、戦国大名として名を残しておられますが、一方では、文化人でもあり、文化的な都をつくり上げようといいたしました。すなわち、伝統的な文化の上に桃山文化の影響を受けた豪華絢爛、斬新さ、国際性などを取り入れた伊達な文化をこの地に開花させていただきました。そして、その文化は、政宗にとどまらず、後の藩主に、仙台から全国へ、そして武士から庶民へと広がり定着、熟成をしまいいりました。以上が、認定された3市1町にまたがる50の構成文化のストーリーの概要であります。

次に、塩竈市における構成文化財についてのご質問でありました。

本市の構成文化財は、鹽竈神社、松島、おくのほそ道の風景地籬が島、鹽竈神社歴代藩主奉納太刀、鹽竈神社帆手祭・花まつりの五つとなっているところであります。

次に、タイムトラベル写真の活用と市内観光案内板の設置についてのご質問をいただきました。

歴史写真を掲載した観光サインであります。また一部に過ぎませんが、市内に4カ所ほど設置をいたしてありまして、合計9枚の歴史写真を掲載をさせていただいております。まず、1カ所目ですが、西塩釜駅西口側の旧国鉄塩釜線の歴史サインに3枚、2カ所目として、マリゲート塩釜の西側に設置した築港の碑の歴史サインに4枚、残り2カ所につきましては、壱番館前の鹽竈神社の鹽竈海道の両側に設置した鹽竈神社標柱の歴史サイン2基に1枚ずつとなっているところあります。さらに、今年度の都市再生整備事業といたしまして、本塩釜駅前の神社参道口周辺が明治時代の開港場であったことを伝えるため、当時の写真を掲載した歴史観光サインを数基設置する予定となっており、現在、設置場所の検討を行わせていただいているところあります。今後は、庁内においてさまざまなサインの計画がございますので、各部各課で連携しながらタイムトラベル写真の活用を図ってまいりたいと思っております。

また、議員から訪日外国人向けの外国語の説明文はということのご質問をいただきました。

ただいま紹介いたしました4カ所の観光案内板を初め、市内に設置をされております観光案内板などにつきましては、ほとんど、残念ながら、外国語の説明がないのが実態でございます。今後は、表記する言語をどうするかなどの課題を解決しながら、少しでも本市の魅力を外国の方々に説明文で伝えるよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、塩竈市景観計画と関連しまして電線の共同溝についてご質問いただきました。

まず、共同溝事業の現状であります。平成9年度から平成19年度にかけて塩竈海道の

景観整備にあわせまして、西町から宮町までの約900メートルの区間において県事業として整備が行われております。さらに、海辺の賑わい地区の整備を契機に、平成21年度より国道45号線につきましても、尾島町の中の島交差点から壱番館北側の交差点までの約1,100メートルの区間におきまして市事業あるいは国の事業として整備が行われております。この事業が完了いたしますと、市内では約2,000メートルの無電柱化が実現をいたすこととなります。

先ほど、景観計画とあわせまして、もっと無電柱化事業を促進されたいかがでしょうかというご提案をいただきました。

この事業につきましては、東北地方無電柱化協議会というところでおおむね5カ年間の計画を策定をされております。残念ながら、今市内でこの5カ年の計画に搭載されている事業はございませんが、特に今回の景観計画の中で景観重要地区というものを指定をさせていただきました。これらの地区につきましては、今後、積極的に無電柱化の取り組みを進めますよう、なお計画を促進いたしてまいりたいと思います。

次に、地域資源の健康保養の活用。具体的にはヘルスツーリズムについてご質問いただきました。

平成24年に閣議決定された観光立国推進基本計画におきまして、名所・旧跡や温泉などを含むような従来型の観光旅行に対しまして、これまで観光資源としては気づかれていなかったような地域固有の資源を活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態、これをニューツーリズムと呼んでおりますが、その振興が位置づけられております。

ご質問のヘルスツーリズムであります。グリーンツーリズムやエコツーリズムと並ぶニューツーリズムの一つとして、旅行という非日常的な楽しみの中で心身を癒し健康の回復や増進を図ることを目的としており、ストレス社会といわれる今日において極めて注目を集めている取り組みの一つであります。

これらの場所として、浦戸を活用されてはどうでしょうかというご提案でありました。

この取り組みを本市に当てはめた場合、やはり自然豊かな浦戸諸島において島歩きによる体力づくりを行いながら、栄養講座の一環として海の幸を楽しみ、また島特有の文化・風習に触れていただく体験ツアーをニューツーリズムの中のヘルスツーリズムと位置づけることにつきましては、極めて有意義なことではないのかなと思っております。

ただし、その一方で、このヘルスツーリズムの推進に当たりましては医学的な裏づけということも大変重要な課題となっております。これらの関連性についてなお精査をさせていただ

だきたいと考えているところでもあります。

次に、離島の現状と課題について、何点かご質問いただきました。

初めに、海水浴場の環境整備、具体的にはトイレやシャワーはどうなっておりますかというご質問でありました。

現在、年間を通じて設置をしております仮設のバイオトイレのほか、海水浴場開設期間に仮設トイレの増設と簡易シャワー室、更衣室を設置して海水浴客をお迎えをいたしており、今年も同様に対応させていただく予定であります。なお、昨年は8,600人の方々に浦戸を訪れていただいて海水浴を楽しんでいただきました。

また、安心して遊泳するための安全対策についてはというご質問でありました。

島の方々こそって海水浴客の皆様方の安全対策に配慮いただいているようではありますが、昨今、桂島についてもジェットスキーの利用者等も、残念ながら、入ってきているようであります。こういった方々の安全性についての啓発等もあわせて行ってまいりたいと考えております。

また、海水浴場の監視員についてのご質問もいただきました。

このことについても、島の皆様方が交替制で取り組ませていただいております。ただ、島の方々も高齢なので、なかなか厳しいというふうなお話もいただいておりますことから、本市といたしましても、島民の高齢化による監視員の充実強化といったようなことで、今、島外から若い監視員が配置できないかどうか、島民の方々とお話をさせていただいているところでもあります。

また、遊歩道の復旧・復興を急いでいただきたいというようなお話でありました。

桂島、寒風沢の遊歩道につきましては、復興交付金の効果促進事業を活用して、平成27年度において国・県との文化財関係の協議を行い、その協議をもとに設計業務をようやく完了させていただいたところでもあります。本年度は、できるだけ早く工事の発注に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

同様に、浦戸の課題であります。でき上がった物揚げ場が大変高いと、ご高齢者の方々が、例えばノリ・カキの作業に大変ご苦労されているということ踏まえ、簡易栈橋の設置ができないかというご質問でありました。

今の浦戸の施設の整備状況であります。天端高をT P 1.3に設定して災害復旧事業によって整備をさせていただきました。ただ、マスコミ報道等でご案内のとおり、どうも浦戸地

区につきましても20センチから30センチ地盤の高さが戻ってきているようであります。したがって、私どもは1メートル30センチということで整備をさせていただいたわけですが、どうも地盤が高くなったことによりまして、結果的に1メートル50センチぐらいの高さでお使いいただくということでご不自由をかけております。

これらの対策として、これまで物揚げ場の一部を階段式にさせていただくというような取り組みもさせていただきました。また、今後、施行する箇所につきましては、天端高を当初計画より30センチ引き下げをさせていただくというような計画の変更もさせていただくところであります。ただ、既にでき上がった部分については、やはりかなり高いという状況でありますので、例えば簡易の陸上に荷揚げするための施設を整備するのか。あるいは、議員のほうからご提案いただいた浮き桟橋的なものがあるのかどうか、島民の方々と意見交換をさせていただきたいと考えております。

次に、浦戸地区の介護サービスの現況についてご質問いただきました。

現在、浦戸地区にお住まいの介護サービス利用者の方々であります、11名でございます。その内訳であります、本土のデイサービスセンターなどに通う通所サービスのみの利用者が4名、自宅でホームヘルパーなどの訪問を受ける居宅サービス組の利用者が4名で、このほかに通所と居宅の両方のサービスを利用されている方々が3名おられます。これらの方々に対しましては、担当ケアマネジャーが、ほぼ毎月、自宅を訪問し状態の確認や相談に応じさせていただいております。

このうち、浦戸の利用者の方が本土の施設に通う通所サービスは、現在5つの事業者が実施をさせていただいておりますが、往復の乗船時間等の関係から自宅玄関まで送迎を行うことができず、塩竈の観光桟橋を自宅玄関と設定した上でこれらの事業者が受け入れを行っているとあります。その際、利用者の状態によっては家族が各島の桟橋や塩釜桟橋まで送るケースもあり、家族の付き添い等の負担も増しているところでもあります。介護事業者による各島の桟橋までの送り迎えにつきましては、介護保険制度上、事業者の人員確保の課題に対応できる制度がなかなか見当たらない状況にありますので、当面、市営汽船乗務員による協力をもらいながら、乗船時の見守りや上下船時の介助、下船後の引き渡し等のサポートをさせていただきたいと考えているところでもあります。

次に、文化財保存のあり方についてであります。

具体的には寒風沢の神明社にごございました絵馬、「鮭を運ぶアイヌ」についてですが、こ

の作品の作者は不明ですが、江戸時代中期から後期にかけて製作されたものと推定をされており。ご案内のとおり、寒風沢は江戸時代から明治時代にかけて廻船の中継基地として栄えた歴史があり、この絵馬は、三陸沿岸の港や北海道との交流を裏付ける資料として、平成10年、本市の有形民俗文化財に指定をされており。その保管についてのご質問でありました。

劣化、滅失を避けるために、修繕を施した上で、状態を維持するため、寒風沢区の申し出によりまして、現物の保管を、現在、東北歴史博物館に寄託をいたしております。一方で、多くの市民の方々にこの絵のすばらしさを体感いただくため、複製、レプリカではありますが、市民交流センター4階タイムシップ塩竈に常設展示をさせていただいているところでもあります。

次に、史跡保存と塩竈浦戸諸島貝塚の学習活用についてご質問いただきました。

浦戸諸島の埋蔵文化財包蔵地ではありますが、貝塚は32カ所とされており。そのうち、現地調査で貝塚の露出が確認できるものは、桂島の桂島貝塚、舟入島の舟入貝塚の2カ所となっているところでもあります。しかし、いずれも目視できる範囲はわずかであり、直接学習に活用するのはなかなか難しい状況にあるというのが教育委員会の見解ですが、なお、これらの貴重な文化財を、今後、学校教育にどのように活用していくかということにつきましては、教育委員会と意見の交換をさせていただきたいと思っております。

熱中症対策であります。

高齢者の熱中症対策についてご心配いただきました。

これは重度になりますとけいれんを伴い意識を失うなど、命にかかわるケースも発生することになります。ちなみに、昨年1年間、熱中症の症状により救急搬送された市民の方は21名であります。うち、16名が実は65歳以上の高齢者といったような状況にあります。本市といたしましては、発生を予防するため、広報紙等での注意喚起、あるいはさまざまな健康づくり、老人クラブの催しの際に、くれぐれも熱中症については予防に心がけていただきたい。具体的には水分を小まめに補給すること、バランスのよい食事やしっかりとした睡眠をとっていただきたいというようなことを繰り返しお伝えをしているところでもあります。

なお、学校教育での予防対策については、後ほど教育長からご答弁をさせます。

最後に、塩竈市スポーツ賞の基準についてということで、スポーツ賞あるいはスポーツ奨励賞の枠を広げていただきたいというようなお話でありました。

このことにつきましては、本市と塩釜市体育協会、共同で取り組んでいる事業であります。スポーツ賞、スポーツ奨励賞については市長から、それから功績者表彰については塩釜市体育協会が行うというすみ分けをさせていただいております。平成27年でありますが、スポーツ賞はたしか三、四名、スポーツ奨励賞については6名から7名といったような状態でありました。また、功績賞については、平成27年度は32人、1団体という状況であります。

議員のほうから、スポーツに頑張る方々の激励になるようにしっかり対応してもらいたいというようなお話でありました。体協とお話をしながら、この制度を今後どのような形で継続していくかということについても議論をさせていただきたいと思っています。私からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 学校での熱中症対策についてお答えいたします。

暑さに体がなれていない時期に熱中症が起こりやすいことから、今後、運動や部活動中にくあいが悪くなることが十分に考えられますので、教育委員会といたしましても、熱中症事故の未然防止及び早期対応が大変重要であると認識をしておるところであります。学校の管理下における熱中症事故は、ほとんど体育やスポーツ活動に発生しておりますけれども、その防止対策といたしまして、熱中症が起こるメカニズムや防止策を教師自身が理解するとともに、文部科学省の指導に基づき、気温や湿度等の環境条件を把握し、適切な水分を補給を励行し、活動時の服装や個人の体調に留意するなどの予防措置を講じております。万が一、児童生徒のくあいが悪くなった際には、速やかに活動を中止し必要な措置を講ずるとともに、校長会や教頭会などを通じて熱中症防止を徹底を図ってまいりたいと思っております。

ある学校におきましては、熱中症の未然防止、対処方法について教師全員が共通理解を図るため、養護教諭が講師となり熱中症対策研修会を実施しております。また、温度計や湿度計の数値等から警戒危険レベルをブザー等で知らせる防災器具を準備し、部活動の実施継続を判断している学校もありますことから、熱中症防止対策として、このような器機を全ての学校に今後配備してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

一番初めの質問から順次質問させていただきます。

このたびの塩竈市景観計画、取りまとめていただきました。関係されました市民の皆様、また有識者の皆様、本当に感謝を申し上げたいと思います。大変立派な、そして内容的には大変細やかに、私たちが常に見なれている、あるいは見過ごしている、気づかないでいる地域の資源というものを再認識いたしました。そんな中でこんなにも塩竈に宝物があるんだということを感じまして、ぜひこれをまちづくりに活用しないでおくことはできないと、もったいないことだということで、今回いろいろと質問させていただきます。

まず、今、市長からもご答弁いただきましたけれども、立派な景観計画ができました。しかし、これ1冊を市民の皆さんに知らせることは大変難しいことだろうというふうに私も思いますが、まず、こういった景観計画の中で、地域の資源というものがたくさんあるんだという認識、そしてそれをまちづくりの活性化に生かしていくということは、市民の皆さんの意識を喚起することがとても大切だと思います。

それでお尋ねしますけれども、市民の皆様への周知をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、景観計画のほう、市民の方々に広く知っていただくために、市長からもご答弁させていただきましたように、各東西南北の地区において、市民懇談会のほうを開催いたしておりますけれども、さらに市民の皆様にも周知するように、もっと見やすい景観計画の概要版のほうを今作成中です。それは市内全戸にお配りさせていただいて、さらに市民の皆さんに景観に対しての興味を持っていただきたいというふうに考えています。あと、機会を見まして、市の広報紙なんかでもさらにPRのほうを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。そのような形で周知をしていただければありがたいと思います。

ただ、私も思いますけれども、そういったものができたときにどのような、手渡しで市民の皆さんに周知してもらうか。それともう一つは、広報に特集を組んでいただけたらいいのかなと、景観計画の策定できましたということで。毎回、部分的にずっと、案外、シリーズ物だと読むんですね、皆さん、結構興味を持っている方たちが多いので。ぜひ、広報紙面の

活用ということを十分に考えていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） 去年は、広報紙のほうに景観コラムということで1年間、塩竈の景観資源のほうを特集させていただきました。議員がおっしゃられるように、これからの活動推進の中でそういった特集のほうも検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。これが観光交流の源になればという、本当に私もそのように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、同時期に日本遺産に認定というすばらしい知らせが入ってまいりました。これはもちろん仙台、塩竈、多賀城、松島といった一連の地域として、私たちはこれから観光政策、あるいはこういった部分で広域でやっていかなければならないということがまず全面に出てまいりました。市としては、どのような考えをお持ちなのか。もうちょっと簡単に一言で結構ですので、お知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 詳しくご説明した後に、簡単にということでもありますので、今、戸惑っておりますが、綱村肯山公のゆかりでこの塩竈は伊達な文化が花を開いたということでもあります。「貞享特令」を読んでいただきますと、こんなにもという伊達藩の皆様方の思いがしっかりと伝わってくるような、そういう文化をもう一度見直しをしてまいりたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

まず、日本遺産に認定されました。ぜひ、ポスターの掲示をお願いしたいと思います。塩竈は入りましたので、ぜひそのポスターをつくっていただけたら、市民の皆さん、一回眺めれば、「あ、塩竈が選ばれたんだ」という意識、そういったものを喚起していただければということで、これはひとつお願ひを申し上げておきます。

日本遺産の認定されたことによって、さまざまな事業がこれから展開される部分があるかと思ひます。もちろん塩竈だけではございませんので、今私が申したように、広域的な部分もあるかと思ひますけれども、結構予算もちょっとついているようでございますので、もし

塩竈市の部分として活用を考えていらっしゃる、あるいは事業をちょっと考えていらっしゃる、こういったことをやりたいと思っただけでいらっしゃる、あるいは、知らせていただきたいと思っただけです。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、私から現在の取り組み状況につきまして、改めてお知らせ申し上げたいと思っただけです。

日本遺産の認定をされたということで、これから進めていくということになるわけですが、推進体制といたしましては、まず実行委員会を設けるということがございます。宮城県と、それから4市町の共同でございますので、その共同での実行委員会を立ち上げております。これからその実行委員会をベースにいたしまして進めていくということがございます。実行委員会全体としての捉え方といたしましては、本年度は、まず日本遺産に認定されたことのPRの年度ではないかというふうな捉え方をしております。また、平成29年度以降、具体的に一つの狙いでございます観光についての推進に役立つような具体策について、準備の調ったものから進めていくというふうなイメージでいるところでございます。

平成28年度につきましては、現在の事業内容につきまして計画を立てておまして、それを文化庁のほうに申請していくというふうな段階でございます。具体的な内容といたしましては、項目立てといたしまして、一つは、情報の発信ということで、映像公告の作成、PRのためのツールの作成、そしてまた普及啓発といたしましてPRイベントの実施というふうなところの項目立てをしておりますけれども、文化庁との申請の中でその内容については定めていくというふうなことを予定してございます。

およその進行状況は以上でございますので、具体的な内容につきましては調い次第またお知らせしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

早速実行委員会を立ち上げということで、いち早く立ち上がっていただいております。期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っただけです。

次に、タイムトラベル写真の活用ということなんですが、先ほど、市長からもいろいろお話をいただきました。塩竈市には何カ所か設置されておりますが、今回は機にもっともっと観光スポットとしてのタイムトラベル写真の活用ということを進めていただければと思っただけです。

す。

そしてまた、訪日外国人の方もふえております。神社等にも随分来ております。ぜひ、多言語といいますか、外国語の案内板というものもつけるということがとてもやさしい観光に対する施策であるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、次に、ちょっと今、申しわけありません。時間がないので、ちょっとお聞きしたいところ、電線共同溝についてなんですけれども、塩竈市、鹽竈海道と、それから国道45号線の一部ということで、埋設工事がされて景観計画にとっても寄与しているということなんですけれども、これは日本の各都道府県における市街地などの幹線道路の無電柱化率として、非常に宮城県もおくれている部分があります。塩竈の部分としては国道45号線というふうな割り振りで指定されているんですけれども、これは国道45号線以外にも可能でございますか。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） 電線共同溝の割り振りにつきましては、先ほど市長からもありましたように、協議会のほうで決定されるんですけれども、やっぱり内容のほう、大体、電線共同溝採用道路というのは、やっぱり歩道があつてトランスとかがきっちり整備できるような道路になりますので、これから市内で、中心部でそういった道路計画が出てきましたら、そういった道路の計画に合わせて電線共同溝の推進のほうを進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

実は無電柱化進めていただきたいという部分には、よく横断歩道のところに電線が立っているんですね。そうしますと、子供さんたちがその横断歩道を渡ろうと思つて立っている。車から見えないところが何か所かあるんです。そういったこともチェックしていただければというふうに思ひます。やっぱり、皆さんが安全に安心して暮らせるために、そういった大きな電柱が陰になってしまつて本当にはつとすることもありますので、その辺のことも十分に憂慮されて、この無電柱化というものは、災害時は電線とか電線の倒壊というものを防ぐわけですので、その辺のこといかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） ただいまお話がありましたように、やっぱり交

通安全上、電線の地中化というのはかなり重要であります。これから市内の道路計画を進めていく中でこういった電線の中化のほうを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、地域資源、ヘルスツーリズム事業についてですが、今、ご丁寧なご答弁をいただきました。大変今国のほうでも、地方活性化、あるいは健康問題解決の一つとして注目されております。海、あるいは山、あるいは温泉、そういったところでウォーキングなどをしながら健康維持、あるいは病気の回復といったことが目されているところであります。まず、塩竈市の浦戸諸島、海風を浴びながら、まず歩け、歩けということで、私の身近な方たちもお医者さんに定期的に行きますと、歩きなさいと、皆さん言われるそうなんですが、なかなか町中を歩くということは、車も激しいですし、非常に危険もありますので、難しい。それから、コンクリートの上を歩くということもまた余り体にいいものであるのかどうかということも、私わかりませんが、ぜひ、これは実行していただければということで、小さな一歩から、市民の皆さんの健康のために、こういったヘルスツーリズム、事業化していただければということでお願ひをしておきたいと思います。

離島の課題・問題ですけれども、今、丁寧にご答弁いただきました。海水浴場の監視員の確保、これに関しては、やはり高齢化が進みまして、溺れた人を助けられないんだということの言葉が出てまいりまして、本当にそれはもっともだということで、今、現実問題として若い監視員の方をぜひどうぞひとつ手配をしていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、島内の遊歩道の整備ですが、避難道としての整備も入っているようですが、その辺の遊歩道と避難道の兼ね合いについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 遊歩道のルートのことをちょっとご説明させていただきたいと思いますが、桂島と寒風沢の遊歩道につきまして、復興交付金事業で整備できるということで、設計のほう完了しております。ルートのほうが、桂島の海水浴場の観月崎展望台というものがあります。そちらから松崎神社に至るところまでの間、あずまやですとか防護柵、あるいは誘導案内板、そういったものを整備を行います。また、寒風沢につきましては、日和山の展望台から神明社のところまで、やはりこれもあずまやとか防護柵、あるいは途中の

階段の整備、さらにはやはり誘導とか案内板、そういったものを整備するというので、やはり高台にありますので、避難道も兼ねているということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。本当に重要な地点でございます。そこが避難道として、高台ですので、そのところで一緒にやっていただければ大変有意義な工事になるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、簡易浮き栈橋の件ですけれども、ちょっと海に詳しい方にもお聞きしましたが、やっぱり2段、3段の階段式の浮き栈橋、そうすると荷物を揚げられる、徐々に揚げていける、置けるという、そういった利便性もありますので、そういった形での浮き栈橋ということをご願ひしたいと思っておりますけれども、とにかく干潮時に、満潮になるのを待たなければいけないという作業の非常に非能率的な現実がありますので、これはぜひ早急に何とか対応していただければということをお願いをしておきます。

それから、介護サービスの充実については、今ご答弁をいただきました。通所の場合、岸壁まで来てくださると、マリンゲートまでということですが、今、島民の方、送って行って、その舟でまた戻ってくる。こういう作業を家族の方がなされると、仕事をやっていられないということなんですね。それで、ぜひ、家までとはいいませんので、各島の対応される方の岸壁まで迎えに来てほしいんだという話がありますけれども、これは再度、ちょっとお話を伺いたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 浦戸地区の介護サービスの状況ということで、先ほど、市長から基本的な内容についてご答弁をさせていただいたところでございます。

今現在、浦戸諸島から本土の施設に通所してサービスを受ける場合には、往復の乗船時間の関係から、自宅の玄関まで送迎を行っていただける事業者がなかなか見つからないということで、両者の取り決めの中で、塩釜栈橋を便宜上自宅の玄関として設定した上で、その利用者の受け入れをさせていただいているという状況でございます。

その場合に、利用者の状態によっては、ご家族の方が浦戸の各島の栈橋まで送り届けたり、あるいは塩釜観光栈橋のほうまで送り届けたりという例がございますけれども、その送迎についても、今、阿部議員さんおっしゃるように、家族の負担となっているというような状況があるということでございます。

私ども、その事業者に対して、できれば浦戸のほうにお迎え、それからお送りということで足を運んでいただければというお話は差し上げるのでございますけれども、いかにせん、人一人が、職員一人が丸一日送迎に費やされるというような状況もございますので、なかなか受け入れていただける事業者がないという状況がございます。

それで、先ほど市長からご答弁申し上げたのは、市営汽船の乗務員さんの協力をいただきながら、市営汽船の中での介助あるいは乗降、乗船・下船時の介助、それから下船後、事業者を引き渡すまで、市営汽船の乗務員が引き渡しまで利用者を支援していただくと。そのような方法で対応させていただければというお話を差し上げたところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。本土におきましては、介護サービスの移送は、玄関から玄関まできちとなされているわけですが、島の方たちがやっぱり岸壁まで送ってくるということは大変な時間と労力があるわけです。島にも老老介護になられて、おばあちゃんが、とってもじゃないけれども、おじいちゃんの手椅子を押せないという、つまり現実がありましてこういうお話が出てまいりました。せめて、誰かお一人迎えに行つて、その船で受けとっていただければというような話も出ております。これは今後の大きな課題かと思っておりますけれども、ぜひ善処していただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

時間の都合上、大変申しわけございません。遺跡の問題やいろいろあるんですが、一番大事なところで、熱中症対策についてちょっと触れさせていただきます。高齢者の方の搬送数というのは非常に多いわけなんですけど、大変、市のほうでも広報にも載せていただきました。ありがとうございます。

ただ、こういったパンフレットがいっぱい出ているんですけども、私も改めて拝見いたしました。気になるのは、「水分を小まめにとりましょう」と。「小まめに」といっぱい出ているんですね。一般の方は、小まめにとりましょとどの程度だかわからないんです。お聞きしますと、「水分とっていますか」と聞くと、「とっているよ」と。どのくらい飲んでるのか、わからないんですね。それで、ぜひ、私ちょっと調べてみましたけれども、おおよそ一回でとる量というのは、1時間にコップ半分という目安があるらしいんですね。それともう一つは、汗をかかない日でも、1日当たり成人で2.5リットル程度、そして食事でもとれるのが1.3リットル、そして外から自分でとらなければならないのが1.2リットル、ただ、1.2リットルとるんですよ。どの程度かわかりません。ぜひ、こういったチラシを出すときに、コップで

このくらいですよという目安があると大変ありがたいです。

それから、塩分とりましょう。塩分、どうやって……、塩をなめればいいんですかみたいな、私たち、みなと祭のとき、お塩をなめたりしましたけれども。実際にどんな食べ物に塩分が入っているのかということで、血圧が高い方はちょっと気をつけなければなりませんけれども、こうした、出るときにそういったことが明記されているとありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小中学校における熱中症対策ですが、これは経口補水液というものが今出ているということで、いろいろと対策が練られております。学校へのこういった救急に対する備蓄というのもの、どのように考えていらっしゃるか、一言で結構です。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 各校で配備している状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で阿部かほる君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君）（登壇） 平成28年6月定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます。小野幸男です。佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、防災・減災対策強化について4点お伺ひいたします。

1点目に、防災拠点などへの無線LAN整備促進についてお聞きをいたします。

東日本大震災で浮き彫りになった課題の一つに、安否、交通、給水などの情報や連絡を取り合ったりするための通信手段の確保ということがありました。大規模災害時には無線LAN、Wi-Fiが有効であると言われております。総務省の研究会が昨年5月に取りまとめた報告書では、庁舎施設が9%、避難所1%、避難場所0.1%と、ほとんどWi-Fiが整備されていない現状があります。無線LANは外国人観光客などの需要は高く、経済効果が

見込まれる施設では民間事業者によるW i - F i 整備が望めますが、防災拠点のように、いざというときの備えは自治体の主導のはずであります。しかし、費用に見合う効果が期待できないと後ろ向きな自治体が多いと伺っております。

そこで、政府は、避難所などへのW i - F i 整備を進めるために、自治体などに対し費用の一部を補助する事業を始めております。そこでお聞きいたしますが、本市の防災拠点などへのインターネットに無料で接続できる公衆無線LAN、W i - F i の環境整備の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目に、公衆電話についてお伺いをいたします。

携帯電話やスマートフォンの普及を背景に年々減少している公衆電話が緊急時や災害時に有効な連絡手段として改めて注目を集めております。携帯電話やスマートフォンが広く普及し、多くの方が戸外での通話に利用をされており、いつでも、どこでも、自分専用で使え、電話番号なども登録され、便利であります。しかし、携帯やスマートフォンを持っていない子供や高齢者の方も少なくありません。自宅に忘れて外出したり、紛失したり、バッテリーが切れて使えないときもあります。そんなときは、通話する手段として基本的に公衆電話しかありません。2011年の東日本大震災では、地震が発生した3月11日に電話の発進が急増し、固定電話は最大で90%、携帯電話は最大95%の通信規制が実施され、つながりにくかったことから、公衆電話に行列ができたということでもあります。公衆電話は電源も安定しており、電話局から給電されるため、周辺一帯が停電の場合でも電話をかけられます。

そこでお聞きいたしますが、公衆電話はいざというときに頼れる存在であり、その役割は大きいと考えますが、本市の戸外での最低限の通信確保についてのお考えをお聞かせください。また、常設の公衆電話とは別に、自治体の要望をもとに、あらかじめ避難所となる施設に回線を引いておき、災害時に電話を接続し通話ができる特設公衆電話もありますが、本市の避難所への回線設置状況についてお伺いいたします。

3点目に、住民意識と防災教育についてお聞きいたします。

減災には住民意識の高まりが欠かせないと感じております。ある自治体では、二重、三重の体制で早期避難、そして減災につなげるために住民主導の避難体制の構築や住民が主体的に避難ルールの作成を行うなど、各地区独自の避難路整備など支援の充実を図っております。小中学校でも防災危機管理アドバイザーを招き、早期避難・率先避難につなげる防災講座の実施をしたりと取り組んでおります。

そこでお伺いいたしますが、本市の住民意識の向上と小中学校の防災教育充実について、これまでの取り組みについてお聞きをいたします。あわせて、さらなる充実に向けて、今後の取り組みについてもお尋ねをいたします。

4点目に、安全な学校SPS認証制度についてお伺いいたします。

東京都台東区の小学校では、東日本大震災をきっかけに、その一環として事件や事故、災害から子供を守るために、安全な教育環境の整備に取り組む学校を認証する制度であるセーフティプロモーションスクール、SPSに取り組まれております。認証に必要な具体的な取り組みとしては、校内に学校安全委員会を設置し、日本セーフティプロモーションスクール協議会の研修を受けた学校安全コーディネーターの配置を行い、生活・災害・交通の3分野で中長期的な計画や目標達成の取り組みとその結果を分析し、次年度への計画に反映させることなどが求められます。東京都台東区の小学校でもSPSの指標に基づき、防災や不審者対策、事故の防止策などに力を入れており、こうした取り組みによる成果も出始めていると聞いております。

SPSの認証校は現在4校ほどありますが、宮城なども含む数十校で認証に向けた活動や検討が進んでいるそうです。政府におきましても、2016年度補正予算補助金事業の中に、学校の安全対策の先進事例としてSPSを初めて明示されており、認証取得に係る経費の一部を助成する方針が打ち出されております。

そこでお尋ねいたしますが、私は子供の安全を守るシステムづくりとして大変有効であると考えております。SPS認証制度の取り組みについて、本市のお考えをお聞きいたします。また、これまで生活・災害・交通の安全対策の取り組みについて具体的にお聞かせください。

次に、救命率の向上について2点お伺いいたします。

1点目に、ドクターヘリのランデブーポイントについてお聞きいたします。

医師や看護師が同乗して空から救急現場に急行し治療を行うドクターヘリ、国は今年度に5機ふやす予算を確保しております。これにより、全国へのドクターヘリの配備が51機体制と拡充されます。公明党が当面の目標として訴えてきた全国50機の配備が実現をされ、宮城県におきましても公明党が長年にわたり導入を推進してきたドクターヘリがことし秋から運行が開始をされます。

そこで、宮城県では、現在、ドクターヘリのランデブーポイント、離着陸場の選定を県内400カ所を目標として進めております。ランデブーポイントはドクターヘリと救急車が合流

する場所のことですが、空き地や駐車場、学校のグラウンドなどが候補地となっております。ただし、その場所が砂場の場合など、ドクターヘリが着陸する際に砂ぼこりが巻き上がってしまうため、ヘリが着陸する前に消防ポンプ車による散水が必要となり、1分1秒を争う救急医療ではこの散水による時間的なロスが命とりとなる恐れもあります。そこで、県では、平成28年度予算に砂ぼこりが舞うようなランデブーポイントを舗装したりするための予算を計上されております。これは市町村がランデブーポイントの改良工事を行う場合に、県が1カ所当たり500万円を上限に助成されると聞いております。改良方法としては、アスファルト舗装や芝生化、さらには周辺住民に周知するための看板の設置などが考えられます。

そこで、お伺いいたしますが、本市でのドクターヘリが着陸し救急車と合流するランデブーポイントは何カ所予定されているのか、お聞きをいたします。また、県の予算を活用し、ランデブーポイントの整備を進めてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目に、自動体外式除細動器、AEDについてお伺いいたします。

AEDは、心肺停止などの緊急時に必要に応じ電気ショックを与え心臓の動きを戻すための医療機器であります。本市におきましても、これまで本庁舎や小中学校、体育館や壺番館など主な公共施設に設置されていると思います。現在、日本は世界で最もAEDの普及が進んだ国となっており、日本では年間7万人を超える方々が突然心肺停止となっています。心肺停止となった際にAEDが使われるケースはほんの一部と言われておりますが、AEDを効果的な場所に配備し有効に活用すれば救える命がたくさんあると思います。

そこで、今後の課題として、AEDの設置場所と設置方法が挙げられます。例えば学校のような広い場所では複数の設置が望ましいと思いますが、数が限られることから、運動場やプール、体育館の近くなど、効果的な場所に置く必要があると考えます。そこで、本市のAEDの設置の現状についてお伺いをいたします。

また、AEDの設置が、24時間営業のコンビニエンスストアの設置や交番などへの貸し出しを推進するなど効果を発揮している自治体もあります。そこで、24時間利用可能なAEDの設置場所として、市内のコンビニエンスストアなどへの設置の推進について、本市のお考えをお伺いをいたします。

次に、水道施設の安心・安全水道インフラの整備についてお尋ねいたします。

水道は、私たちの暮らしになくてはならないインフラ、社会資本であります。しかし、水道管の老朽化対策は待ったなしの状況であり、市民生活に甚大な影響が出かねないと心配を

しております。日本の水道管の多くは1970年から80年代に整備されております。既に40年が過ぎており、各地で老朽化が進んでいる状況があります。しかし、老朽化した水道管のうち、1年間に取替えられるのは0.7%程度にとどまっているのが現状であると聞いております。このため上水道の管路事故は毎年2万5,000件に達しております。各家庭などの蛇口につながる注水管に鉄さびができたり、激しい下痢や腹痛を引き起こすクリプトスポリジウムという原虫が発生する可能性もあると言われます。たとえ蛇口に浄水器を取りつけていても、安全な水道水を使用できなくなるため、水道管の老朽化は待ったなしの状況です。

そこで、公明党では、2014年10月に上水道事業促進委員会、2015年9月に上水道・簡易水道問題議員懇話会などを立ち上げ、国会でも国の積極的な財政支援が不可欠であることを訴えてきました。その結果、2015年度当初予算、そして2016年度予算の総額で620億円が計上されております。そこで、お聞きいたしますが、本市の水道の老朽管更新についての現状と、今後の老朽化対策への計画についてお伺いをいたします。

次に、災害公営住宅入居後の建物改善についてお聞きいたします。

東日本大震災から5年3カ月が経過し、震災復興の最重要課題として取り組んできた住宅環境の整備は、災害公営住宅の建設が着実に進められており、入居される方もふえてきております。その一方で、住宅に係る要望も多様化しつつあります。

そこで、公明党宮城県本部では、5回目となる仮設住宅のアンケートに加え、今回は災害公営住宅でも初めて聞き取り調査を行いました。災害公営住宅は4市1町で実施をいたしました。災害公営住宅に関するアンケート調査結果の報告では、入居者の家族構成は単身が29.41%、2人が42.53%と、約7割が単身や夫婦のみとなっており、そのほとんどが高齢世帯であることがわかりました。「災害公営住宅での行事や地域の行事に参加したいか」という問いには、72.30%が「参加したい」と回答され、「住宅内に話し相手はいるか」という問いには、約2割の18.25%が「いない」と答えております。ほかにも、現在の生活、今後必要だと思う支援についてなど聞いております。

その中で、建物の改善という声も8%ありました。先日、浦戸に足を運んだ際に、災害公営住宅に移られた方々より、入居後の建物に対する使い勝手の悪さや、隣同士の音などが響くとの声が聞かれました。そこで、お尋ねいたしますが、入居者の方々の率直な思い、ニーズに対し、本市では建物など環境改善の対策についてどのようなお考えをお持ちなのかをお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から4点目にわたりましてご質問いただきました。

初めに、防災・減災対策強化についてお答えいたします。

防災拠点などへの無線LAN整備促進についてのご質問でありました。

無線LANを利用したインターネットへの接続は、例えばスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を利用しての情報収集や伝達が容易となり、平常時における観光等の情報収集手段としていただけるだけではなく、災害発生時においてもライフラインの一つとして大変有効であるものと認識をいたしております。市内の公共施設や店舗、観光施設等にも設置が進められており、今後も設置傾向は強まるものと考えております。

ご質問の本市避難所への無線LANの整備についてであります。平成25年度に携帯電話会社からご協力をいただき、当時の指定避難所14カ所のうち、浦戸地区を除く11カ所に設置し、携帯会社3キャリア全てでインターネットの利用しやすい環境を整えたところであります。今後は、震災後に追加指定いたしました6カ所への設置について、施設管理者と協力するとともに、他の防災拠点となる関係施設への設置についても検討させていただきたいと考えております。

次に、公衆電話の整備についてのご質問でありました。

公衆電話につきましては、近年、携帯電話等の普及による利用率の低下などから、全国的に台数が減少いたしており、現在、市内に設置されている公衆電話の台数であります。78台と伺っております。東日本大震災時には、大幅な通信規制がしかれた携帯電話や家庭の固定電話に比べ、規制対象外の災害時優先電話である公衆電話は利用が容易であったこと。さらに、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、一部の機種を覗き、通話料が無料とされたことから、改めてその利便性と効果が確認をされたところであります。大規模災害時に有効とされる公衆電話ではありますが、設置者は電話会社となりますことから、情報交換をしながら、必要な台数が確保されますよう、今後とも求めてまいりたいと考えております。

また、指定避難所への災害公衆電話の導入についてであります。これまでも、これにつきましても平成25年度に電話会社のご協力をいただき、14カ所の指定避難所に発信専用の避難所用特設公衆電話用として1避難所当たり4回線を敷設いたしました。この避難所用特設

公衆電話は前段ご説明いたしました公衆電話と同様に大規模災害時でも通信規制の対象外となっており、また無料でご利用いただけるものであります。この避難所用特設公衆電話につきましては、市の総合防災訓練の際に各指定避難所で開放し、通話を体験していただくことでその利便性を確認をいただいているところであります。

なお、震災後に追加した6カ所の指定避難所への設置につきましても、設置促進を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、住民意識と防災教育の充実についてのご質問でありました。

本市地域防災計画では、自助・公助・共助の連携を基本とし、とりわけ自助と共助に対する防災啓発を重点的に取り組んでおります。特に共助の柱として位置づけられます自主防災組織には、地域の実情に応じた避難体制の構築や組織ごとの防災訓練など積極的な防災活動に取り組んでいただいておりますことから、本市といたしましても、組織の立ち上げに必要な地域防災マップの作成費用の助成や防災研修会を開催しながら、組織化の拡充を推進をいたしております。

また、地域には防災リーダーが必要でありますことから、県と連携しながら防災指導員養成講座を開催いたしましたところ、自主防災組織を中心に、これまで247名の方々に受講いただき、改めて防災意識の高さを感じているところであります。そのほか、平成26年度から、お体が不自由な避難行動要支援者への情報伝達手段の充実対策として防災ラジオをお配りしておりますが、昨年度は、あわせて民生児童委員の方にもお配りし、発災時の地域における支援体制の強化を図ったところであります。今後とも、行政と町内会や自主防災組織などの地域住民等が一体となって地域における住民意識の向上とともに防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、小中学校における防災教育の充実につきましては、教育長からご答弁をさせていただきます。

次に、安全な教育環境の創出に向けた学校SPS認証制度についてのご質問でありました。

これも教育長からご答弁をいたさせますが、本認証制度につきましては、大阪教育大学附属池田小学校で起きた痛ましい事件を教訓にスタートをいたしましたと認識をいたしているところであります。さまざまな角度からぜひ検証させていただきたいと考えております。

私からは、次に、救命率の向上についてご質問いただきました。

まず、ドクターヘリのランデブーポイントとしての本市の予定箇所数についてのご質問で

ありますが、宮城県では、本年10月以降に東北大学病院と仙台医療センターを基地病院とするドクターヘリの本格導入を予定をされております。ドクターヘリの有効活用を図るためには県内各地に臨時の離着陸場、いわゆるランデブーポイントの確保が必要であります。県では、既に各消防事務組合消防本部と話し合いを始めており、消防本部から推薦をされた学校グラウンド等の公共施設約400カ所を、現在、候補地として選定を行っているようであります。今後、県が施設管理者との協議を経た後、正式にランデブーポイントとして決定するという運びとなりますが、本市では、本市の地域防災計画に宮城県防災ヘリコプター場外離着陸場及び臨時ヘリポートとして指定をしております公園や小中学校のグラウンドを中心とし6カ所が選定される予定となっております。

次に、ランデブーポイントの整備についてのご質問でありました。

例えば学校のグラウンドが指定された場合であります。離発着時に砂ぼこりが発生する、あるいはほかの方々が立ち入りができないような規制が必要であるといったようなことから、利用の安全性の確保をまず行わなければならないと思っております。あわせて、施設や周辺住民に配慮した環境対策等も必要となるものと思われま。今、小野議員のほうからご質問いただきました緑化等もこの中に含まれるものと思っております。

県では、平成28年度に市町村に対する補助制度を創設し、20カ所程度の整備費補助金として1億円の予算を計上しておるようであります。補助の具体的な要綱等については県で現在調整中とのことですので、今後、内容が明らかにになりましたら、ぜひ塩竈市におきましても指定状況に応じて補助金の活用を検討いたしてまいりたいと思っております。

次に、自動体外式除細動器、いわゆるAEDについてのご質問でありました。

以前は医師や救急救命士だけに使用が認められておりましたが、2004年からは一般市民の使用が可能となりましたことから、現在は公共施設や商業施設などにも設置をされるようになってきております。

市内各所における設置状況といたしましては、塩釜消防署調べによりますと、公共施設や医療・福祉施設等で103カ所の設置が確認をされておりますが、設置の届け出の義務がないことから、民間の方々の配置の実数等については把握ができない状況であります。本市の公共施設におきましては、本庁舎や壺番館を初め、全ての小中学校や公立保育所などのほか、集客施設の塩釜ガス体育館、マリングート塩釜にも設置をされておりますが、設置については1カ所1個というような状況が実態であります。それぞれの施設では、施設内にAED設

置を表示した看板や保管ケースなどを職員や施設利用者から見やすい位置に設置をし、万が一の際に容易にご使用いただけるよう工夫をさせていただいております。今後も塩釜消防署と連携を図り、より多くの市民の皆様方にAEDに対するご理解をいただけるよう取り組んでまいります。

また、議員から、コンビニエンスストアや交番など、いわゆる24時間体制が可能な場所にAEDの設置を推進してはどうかというようなご質問でありました。

24時間所員が常駐する塩釜警察署や消防署等には既にAEDが設置をされておりますが、一方、市内20店舗のコンビニエンスストアや3カ所の交番にはいずれも設置がされていないことを確認をいたしております。万が一の際には24時間利用可能な施設へのAEDの設置効果は期待されますことから、今後、どのような形で施設導入をしていくかということについて話し合いをさせていただきながら、本市としてとるべき方策等もあわせて検討させていただきたいと思っております。

次に、水道施設の安心・安全についてご質問いただきました。

市内の送水・配水管の総延長であります、322.3キロメートルであります。そのうち、法定耐用年数の40年を越えた管であります、71.36キロメートルで全体の22.1%の割合となっております。これらの老朽管の更新状況であります、過去3年間の全国平均では、先ほど議員のほうから0.7%というお話をいただきましたが、0.79%であります。それに比較しますと、本市では1.48%と若干更新率が全国よりは高い状況ではあります、ただ、それでもまだこのような状況であります。

現在、本市では、老朽管更新事業と第6次配水管整備事業、そして災害復旧事業の三本柱で老朽管の布設がえを行っておりますが、管路の更新に当たりましては、耐震性構造を有した長寿命管を採用し、ライフサイクルコストの縮減に努めているところであります。また、沿岸部で土壌が悪く、管路劣化が急速に進んでおりました北浜地区などでは、法定耐用年数前ではありましたが、管路更新を実施し、安全でおいしい水をいつでも供給できる水道水の提供になお努めてまいりたいと思っております。

老朽管の更新であります、多額の費用を要するため、全国の水道事業者が財源確保に苦慮している実態があり、本市でもさまざまな補助制度を活用して財源確保に努めているところでありますが、なお、先ほど議員がお話しになりました国の予算に基づく補助事業につきましては、老朽管更新事業と災害復旧事業で既に活用させていただいているところであり

ます。

次に、老朽管更新の今後の計画についてのご質問でありました。

現在実施している老朽管更新事業、第6次配水管整備事業の2つの事業であります。平成30年度に期間が完了いたします。このため、平成31年度以降の老朽管更新につきましては、管路の老朽化の状況や口径、あるいは重要施設への配水経路、埋設土壌、事故歴などを勘案した計画を策定し、あわせて耐震性の向上と施設整備の促進を図ってまいりたいと思っております。

計画を進めるに当たりましては、限られた財源の中でありますので、補助制度の活用を積極的に取り組んでまいります。また、これまでも浄水場や料金窓口の委託を実施してきており、安全・安心の確保と経営規範の強化の両立を目指し、引き続き、効率的な事業運営を目指してまいります。

最後に、災害公営住宅入居後の建物改善についてのご心配をいただきました。

浦戸地区の災害公営住宅につきましては、住宅の計画時点から、入居予定者の方々とさまざまな住みやすさの打ち合わせを行い、要望を最大限取り入れながら計画を進めさせていただきました。また、浦戸の建物は地域の環境にも配慮し、木造の低層住宅として建設しており、災害公営住宅の建設基準についても、壁の厚さなどの防音対策等一定の基準を満たす構造となっております。

本市では、各地区の災害公営住宅に入居されてから1年後を目安に、お住まいの住宅に関することや周りの環境に対することなど、アンケートによる満足度調査を行っており、浦戸地区におきましても野々島地区と桂島地区で調査を行い、約8割の方々からはおおむね満足をしているとの回答をいただいたところであります。

なお、ご質問の入居後の問題については、引き続き実態の把握や調査を継続してまいりたいと考えております。また、建物等についても入居後でありましても、ふぐあい等があった場合には即座に塩竈市にご相談をいただきたいということを周知をさせていただいているところであります。なお一層の努力をいたしてまいります。私からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） それでは、小中学校の防災教育の充実と今後の取り組みについてお答え申し上げます。

防災教育の狙いは3つであります。みずからの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等であります。

各学校では、震災の教訓を生かすべく、震災発生時やその後の対応について冷静に分析し、避難場所の設定、誘導の仕方、避難所開設や学校の対応等について検討を重ね、防災計画の見直しを図っておるところであります。

学校防災マニュアルの改善についても、授業や休憩時間ばかりでなく、校外学習や下校途中の災害を想定し、それぞれに対応した緊急措置を定めておるところであります。

県教育委員会では、小中学校別に防災教育副読本を発刊し、各学校では年間カリキュラムの中で各教科や行事等と関連させながら防災教育を行っております。

また、本市では、東日本大震災体験作文を集めた独自の防災教育副読本も発刊しております。あの日、あのときに子供たちが感じたそれぞれの思いを教材とすることにより、思いやりや感謝の心、そして人のために貢献する心などを育むことができるよう努めておるところであります。

さらに、教員を対象とした防災教育講演会を開催し、子供たちを指導する側が震災を風化させないための取り組みも行っております。

また、各学校では、市の総合防災訓練の取り組みに毎年工夫を凝らしており、ある学校では、避難所や日常生活で起こり得る認知症を理解するために認知症サポーター講習をプログラムに組んだり、身近にあるものを使って簡易マスクや簡易担架づくりを行うなど、子供たちが主体的に対応できるプログラムを実施しております。

今後も、防災教育の評価と改善による防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、安全な学校SPS認証制度についてであります。

本認証制度につきましては、ただいま市長からご説明申し上げたとおり、大阪教育大附属池田小学校で起きた痛ましい事件を教訓に、我が国独自の新たな学校安全の普及を目指した活動であり、企画の新設から1年半で全国で4校が認証されたと聞いております。宮城県では、石巻市立鮎川小学校がSPSの認証を受けるべく活動しているとのことでもあります。

SPSは、主に学校内での児童生徒の安全確保のためにさまざまなリスクを事前評価し、共有、計画、実践、評価、改善のもとで計画的に安全対策を講じようとするものですが、本

市各学校でも防災教育全体計画や安全教育全体計画に基づく次のような取り組みを行って安心・安全な学校づくりに努めているところであります。

1つ目として、全校児童生徒による市総合防災訓練への参加。2つ目として、年間に複数回実施する避難訓練、3つ目として、校舎施設や通学路の安全点検の実施、4つ目として、交通安全教室や防犯教室の実施、5つ目として、学級活動による防災な安全に対する意識の高揚を図るなど、必要に応じて各関係機関と連携した取り組みを行っております。

本市は、東日本大震災を教訓として防災教育については積極的に取り組んでおりますが、今後も安心・安全な学校づくりを推進するとともに、SPS認証制度については、その内容や県内各自治体の動向などについて引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、項目前後するかと思えますけれども、一つずつ、ちょっと2回目の質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに、Wi-Fiということで、Wi-Fi無線LAN整備促進ということで質問させていただきます。今、詳しく市長のほうからも答弁をいただきまして、ありがとうございます。今後の避難場所へのWi-Fiのアクセスポイントの設置、どの辺ぐらいまで、どの期間でいけるのか。あとは、これは電話会社との提携なども必要になるシステムもあるし、またそういったものも必要でなく推進できるようなシステムもあるとも聞いていますけれども、本市ではどういったシステムづくりということで推進をされているのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） ただいまWi-Fiについてのシステムづくり、もしくは整備期間というような視点でのご質問をいただきました。

私どもといたしましては、これまで設置いたしておりますWi-FiにつきましてはN社、A社、S社、この3社のキャリアのアクセスが可能となっているという環境になってございますので、同様のものを今後とも整備を促進してまいりたいというふうに考えてございます。

整備期間でございますが、新たに指定避難所にしてございます箇所につきましては、例え

ば塩釜高校でありますとか、一森山道場、それから塩釜港湾合同庁舎というようなところで、それぞれの施設管理者もいらっしゃいますので、そちらの方と詳細に今後進めさせていただきながら早期設置ができるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

W i - F i といいますと、やっぱり観光拠点への無料公衆無線LANということで、これは外国人の需要も高いということ。また、若い方の声、要望も大変多いW i - F i 整備の環境整備となっておりますけれども、そういった意味で、観光拠点への無料公衆無線LAN、こういった環境整備は今後どのように進められるのか、その点もお聞きをしておきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 議員おっしゃるとおり、観光客の需要ということでも無線LANの整備というものが求められているところでございます。具体的には、宮城県のほうで観光施策としまして観光集客施設無線LAN設置支援事業という制度がございまして、これにつきまして、宮城県内でも観光施設の多いエリアということで、塩竈市も含めて整備いかがでしょうかということが、実は昨年度末に商工会議所さんが音頭をとっていただくような形でさせていただきましたが、ちょっと補助限度額の関係ですとか、その後の維持管理の関係がちょっとあって、その段階では、県の補助制度を使うということについては多くの方々のまとまりというものがなくて、今のところはまだちょっと具体的にいつということにはなっておりませんけれども、補助制度の見直しとか、あるいはその他、別な形の整備も含めて、やりたいという方もおりますので、塩竈市としても何らかの形でそういったことを応援していきたいなというふうには考えておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） ありがとうございます。

今のW i - F i の整備でありますけれども、今、ICT活用による地域活性化、またふるさとテレワークの推進という、そういったもの、そういったイメージ的なものも出てきているところでありますので、こういったICT情報通信技術の利活用というものが今後不可欠になってくるわけで、防災拠点であれ、観光拠点であれ、やっぱりこういったものはかなり

整備が必要となってくる点ではないかなということでも思っていますので、さらなる積極的な推進をお願いをしてこの点は終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、ドクターヘリのランデブーポイントについてお聞きをいたします。

今、さまざま市長のほうから、塩竈市、公園も含めて6カ所ということでお話をいただきました。あと4カ所は小中学校ということになっていとお聞きをしておりますけれども、このランデブーポイントの候補地について、現在、消防機関が選んで、先ほども話ありましたけれども、県に推薦する仕組みになっているんだと。できるだけ多くの設置の推進ということで、これは町内会などそういった地域住民からの意見とか、そういった情報も聞きながら進められてはどうかということ1点と。

また、全てのランデブーポイントにやっぱり看板を設置している自治体も今出てきておりますけれども、こういった住民の方にランデブーポイントの場所の周知とか、ドクターヘリの活動についての理解を深める意味でも、看板の設置もどのような検討をされるのか、この際、お聞きをしたいと思ひます。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） ただいまランデブーポイントに関しましての2点、地域との連携を図るべきではないかというお話をいただきました。

当然、地域のご協力がなければこういったポイントというのは実現できませんので、十分にその地域の皆様方と意見交換させていただきながら、地域の安全の確保を図ることが重要かなというふうに考えてございます。

また、そういうポイントであることを皆さんたちに周知をする観点から、看板等の設置をというお話でございました。当然これは必要なことでございますので、いろいろな、例えば先ほどお話ちょっとありましたように、県の補助事業等を活用しながら、そういった中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。ありがとうございます。

今のランデブーポイントの安全確保について、原則、消防職員が担当すると聞いているわけですが、消防職員が対応できない場合もないとも言えないと思ひますけれども、かわりに自治体職員または民間、安全確保に協力している、そういった例もござひますけれども、この辺、ランデブーポイントの安全確保の協力体制についてはどういうふうに今現在で

考えられることをお聞きをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 消防との協力体制ということでございますが、基本は救急車等がそういうポイントに行って、それからヘリコプターに乗ってでありますとか、逆のパターン、そういうことで、当然消防が主体的なかかわりを持つということになるかと思えます。

ただし、一方で、消防の体制が整わないということも場合によってはあるかもしれませんので、その辺につきましては、消防のほうと今後十分に意見交換をしながらきちとした体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

やっつと、ことしの10月と聞いておりますけれども、宮城県でもドクターヘリの導入が決定されたということで、こういった着陸場ということで、砂ぼこり等さまざまな影響が出るところがございますけれども、そういったところの整備は重要だと考えますので、こういったところ、県等の予算、補助事業を使いながら、またしっかりと検討していただいで進めていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次にいかせていただきます。

続きまして、AEDということで、自動体外式除細動器ということで、AEDについて質問させていただきます。

消防署のほうでも聞いてみますと、やっぱり最初は観察から始まって、その次に心肺蘇生なり、またAEDを使わないという、まずは観察で、AEDありきではないんだという、そういう消防署的な、そういった見解はございますけれども、このAED、やっぱり備えということで大事なところになっておりまして、日中は使えても、夜または早朝とか、使えないというところがありまして、そういった24時間使用可能なところに設置をということであります。それから、コンビニ、交番とはいいまして、やっぱりそのほかでも設置場所によって24時間対応可能なところもないとも言えないと思いますので、この点、ちょっとと検討していただいで、考えていただけたらなと思っております。

人が倒れて、心肺蘇生を実施したのと、しないのでは、とにかく生存率も1.8倍、または社会復帰率も2.5倍ということで高くなります、心肺蘇生の場合。さらに、AEDを使用し

たときの、使ったときと使ったときじゃないときでは、6.0倍高くなりますし、またはそういった実施しなかった場合も10.1倍ということで、こういった結果にもなっていますので、積極的にお願いをしたいと思っております。

AEDの設置場所についてホームページ等に掲載しているのか、していないのか。その点をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 現時点では掲載はさせていただいていない状況かと思えます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。こういったことを可能な限り、やっぱりホームページ等にも掲載したりというのも大事なのかなと思っております。

また、小中学校での設置は職員室等になっているのでしょうか。その点を確認したいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 渡辺教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（渡辺常幸君） 各小中学校でございまして、1台ずつ、主に玄関に設置しておるような状況でございます。校庭での非常事態に対応できるよう玄関に設置し、現場にいち早く持ち込めるよう、そういった連携訓練なども行っておるといようなことでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

ほかの、じゃあ、小中学校の屋外型収納ボックスなどを使いまして、AEDが使用可能な温度というと零度から50度ということに維持できるものということになっているようですけれども、こういったものがあれば気候や天候に左右されず保管することができるんだということで、こういったものを使って、本当に学校関係者しか使用できなかったものが、やっぱり屋外に設置されることで誰でも使用できるようになったと、こういった例もございまして。

また、本市では、コンビニエンスストア20カ所ぐらいあると思っておりますけれども、うちの人口で同じくらいの愛知県の長久手市というところがございまして、現在23店舗にAED設置の取り組みをしまして、平成26年度から推進をしているというところがありました。これはやっぱり市民の方からの要望も強くてこういったことを推進したということで、あくま

でも設置場所としてコンビニ等に協力を頼んで設置をするということで、経費はやっぱり市が負担をしているんだという話がありまして、これはリースですね。ですので、当初は26台で90万幾らの予算ということで、考えますと1台年間3万5,000円で、月でいうと2,900円ぐらいかなということで考えていたわけですがけれども。こういった部分であると、推進するのは可能かなということで私も感じているところがございます。コンビニとか、交番とか、活用方法を考えて検討していくというお話がございますけれども、その点、再度確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本当に一刻を争う患者さんの救命というのは、地域にとっても大変大切な課題であります。先ほど申し上げました消防事務組合では、そういった出動ができる体制を常に意識して取り組んでいるところでありますし、今、議員のほうからご質問いただいております町の中での安心・安全ということがどうあるべきかということについては、このAEDに限らず、ほかの面でも我々常々検証させていただいているところであります。そういった町なかの安全・安心の一環として、このAEDをどのような形で町の中に網羅していったらいいかといったようなことについても検討させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） ありがとうございます。ぜひ検討のほどをお願いして、何とか1カ所でも早くにつけられるように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、水道インフラ整備についてお聞きをいたします。

本市は、水源でいうと大倉ダムと七ヶ宿ダムということで、広域の受水関係と2つの水源を抱えているということ。どちらか一方、万が一のことがあったとき、即、影響がないようにということで、そういった水源の確保も図っているということは前にも聞いております。一方では、昭和40年代に大倉系の導水管路、頻繁に漏水事故が発生したというような、そういったこともございますけれども、この導水管と市内の管路状況など水道管に関する事故の傾向について、この点、お聞きをしておきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） まず、導水管の状況でございますけれども、導水管の耐用年数につきましては50年となっております。本市の導水管は布設から53年ほど経過しております。ただ、導水管につきましては耐震管とされておりまして鋼管を使用しております。また、腐食

対策としまして、腐食の原因となります土中の迷走電流を相殺する電気防食装置を設置いたしております。さらに年2回の定期点検をいたしておりますので、管の状況はおおむね良好であると認識いたしております。

また、漏水の状況でございますけれども、震災前の3年間平均で本管漏水が7件、給水管漏水が66件ということで、合計73件が平均でございました。直近3カ年では本管漏水が5件、給水管漏水が70件、75件となっております、ほぼ同程度となっておりますが、やはり震災の影響が若干あるのかなと思っております。導水管については、先ほどのとおりでございますけれども、配水管につきましては、市長答弁申しましたように、今後、優先度を決めながら順次整備してまいりたいと考えております。

○副議長（伊藤博章君） 小野議員。

○1番（小野幸男君） 水道におけるクリプトスポリジウムということがございますけれども、本市の安全のところをお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 大友水道部工務課長。

○水道部次長兼工務課長（大友伸一君） クリプトスポリジウム、これは平成8年ごろから問題になってきているものでございます。これは耐塩素性原生生物というふうな種類になっておりまして、塩素で死なないというふうなことになっておりまして、この対策といたしましては、毎年、指標菌検査というものがございます。大腸菌とか嫌気性芽胞菌という部分が出ているとこれが出てくるというふうな指標がありますので、そういった独自検査も今やっております。塩竈市の場合は、急速ろ過池というものを採用しておりますので、そういった部分の濁度管理を行えば一定程度こういう部分は除去できるというふうな形になっておりますので、濁度管理も通常は0.1以下という、かなり濁度の徹底をしておりますので、こういった部分の心配はないというふうな状況になっております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。今回、6月定例会において一般質問の機会をお与えくださり、関係各位の皆様に感謝申し上げます。

さて、あの大地震から5年3カ月がたち、市内の復興も順調に進んでいると感じられるところです。昨日から参議院の選挙運動が始まり、政治に対して関心が集まる時期でもござい

ます。塩竈市におきましても、この6月定例会において市政運営のさらなる向上に向けて議論が続いております。私からは市立病院事業など市民生活に直結する5点について、当局の見解を賜りたいと思います。市民の皆様当局の方策をお聞かせくだされば幸いです。

早速、質問です。

まず初めに、1点目、病院事業についてお聞きします。

塩竈市立病院では、現在、今年度が経営健全化計画の最終年度であるとして事業の運営に当たっておりますが、これまでの改革プランの取り組み状況についてお知らせください。

具体的質問は、経営健全化対策について、どのような状況なのか、お聞かせください。

また、新しい改革プランの策定が急務となりますが、病院事業の将来展望について、どのような方向で取り組むのか、お聞かせください。

そして、民営化あるいは売却、移転、あるいは指定管理者等について、将来像としてご検討なされているのか、お聞かせ願えれば幸いです。

次に、2点目、企業誘致についてお尋ねします。

震災後、市内産業の活性化のためにさまざまな企業誘致策がなされています。そこで、現在、塩竈市では企業誘致策としてどのような実績が上がったのか、その進捗状況について現状をお知らせください。

また、市内の遊休土地の活用については、どのような調査や方策をお持ちか、お知らせくだされば幸いです。

続きまして、3点目、浦戸架橋についてお伺いします。

先ほど、同会派の鎌田議員からも質問がありました。私からは、特にアンケート調査の結果を受けての当局の基本的な考えと、環境可能性調査事業住民意向調査を受けて、これからの取り組みの方向性について、お答えいただければ幸いです。

次に、4点目、仮設住宅についてお尋ねします。

この件は、昨年12月の定例会で質問させていただいておりますが、仮設住宅の縮小化とその後の展開について具体的にお聞きします。今宮町の仮設住宅については、塩釜ガス体育館を会場に来年のインターハイが予定されていることから、また、12月に質問した折にご回答はいただいておりますが、この件についてお尋ねしたいと思います。

次に、撤去時期と取り組みの方法について、プレハブ住宅無償譲渡の申し込み状況や空調機等の備品の活用法についてお伺いします。

最後に、5点目、NEWしおナビ100円バスについて、本年7月から、旧来の3ルートに加え、新たに3ルートの増設が予定されていますが、NEWしおナビ100円バスの新ルートについて、基本的な事業内容についてお知らせください。

また、停留所については、停留所の位置の適否について、どのようにお決めになれるか、お伺いいたします。

以上、大きく5点についてお尋ねしました。塩竈市のさらなる復興と市民の更なる生活向上を祈念して私の1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から5点にわたりましてご質問いただきました。

初めに、市立病院事業についてお答えをいたします。

まず、経営健全化についてであります。

市立病院では、平成19年度末でありました。不良債務が21億円を超えましたため、国の公立病院改革ガイドラインに基づきまして、平成21年度から27年度の7カ年計画を策定いたしました。市立病院改革プランという名称にさせていただきました。各種の目標数値を設定し、経営健全化に取り組みまして、おかげをもちまして、平成25年度にはすべての不良債務を解消することができました。改革プランが平成27年度で終了となりましたため、現在は、本年2月に中間答申を受けました新改革プランに基づいて、引き続き経営の健全化に取り組んでいるところであります。プランに掲げた目標の達成に向けまして、管理職員全員が参加する経営健全化会議を毎月開催し、各月の収支状況や各課の目標達成状況を確認しながら、病院経営の課題を明らかにするとともに、その対応策を速やかに実行に移させていただいております。

また、平成28年度におきましては、4月に新たに内科の常勤医師1名を招聘し、6月には耳鼻科の金曜日午後の診療を開始するとともに、現在休診といたしております小児科につきましても、火曜日の診療再開に向けて準備を進め、診療体制の充実を図ったところであります。

このような取り組みによりまして、本年度の5月までのプラン目標の達成状況についてご説明させていただきたいと思いますが、入院患者数では93.1%の達成率でありましたが、収

益では100.2%と目標を達成したところであります。また、外来につきましては、患者数では達成率が85.5%と若干厳しい状況でありましたが、収益では110.8%の達成となっており、入院・外来ともに収益目標を達成をしたところであります。

次に、病院事業の将来展望についてのご質問であります。国におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、どの地域の患者も状態に応じた適切な医療を適切な場所で受けられますよう、医療機関の病床、医療ニーズの内容に応じて機能を分化し、切れ目のない医療・介護を提供することを目指し、これまでの病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療への転換が進められているところであります。あわせて、地域包括ケアシステムの構築も進められており、今後、医療機関では高度急性期・急性期が大幅に削減され、反対に、回復期への転換や在宅医療などによる長期療養患者の受け皿の確保が求められる見込みとなっております。

このような医療環境の中での市立病院における課題として、3点が挙げられるものと考えております。

1点目といたしましては、二市三町圏域で唯一認定を受けております在宅医療支援病院としての役割でございます。訪問診療や訪問介護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療も積極的に実施をしております。地域医療として果たすべき役割を担っているところでありますが、一方で、慢性期医療や在宅医療については採算性が厳しいといった現実を突きつけられております。これらの地域医療において、公立病院としてこれらの役割をしっかりと果たしていくことと経営の健全化の両立がまさに求められているところであり、この両立を確実に実行していかなければならないと考えているところであります。

2点目の課題であります。収益の確保であります。現在の取り組みといたしましては、収益の目標として、入院における病床ごとの病床利用率、診療単価、1日当たりの入院患者数を設定をするとともに、外来につきましても、診療単価や1日当たりの外来患者数を設定をいたしております。数値目標の達成に向けましては、例年4月から9月の患者数の少ない時期における患者対策として、人間ドック・健康診断受診者で、要検診・要治療となった方々の当院での二次検診の増加策など、年間を通じて安定的な収益の方策について検討させていただいているところであります。

3点目であります。費用削減であります。移送の業務の効率化や適正な人員配置に向けまして、業務フローの見直しを行っております。また、安価な診療材料の導入や在庫管理の徹

底を図りますとともに、医薬品では使用期限の管理の徹底や後発医薬品のさらなる活用等に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

将来像につきまして、ご質問いただきましたが、このように塩釜医療圏で唯一の公立病院としての役割を引き続きしっかりと果たしてまいりたいという考えでございます。

次に、企業誘致についてお答えいたします。

進捗状況というご質問でありました。震災後の企業誘致の取り組みといたしましては、雇用機会の確保に寄与する業務を行う法人や個人事業主に対しまして税制上の特例措置を適用し、業務の拡張や新たな事業所の進出のため、宮城県及び県内自治体共同での民間投資促進特区と市独自の千賀の浦観光推進特区の2つの特区制度を活用してまいりました。また、震災で特に大きな被害を受けました浸水地域の商業復興を加速するため、国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や県の水産業共同利用施設復旧整備事業補助金等々も活用させていただいたところであります。

これまでの取り組みの成果であります、ものづくり特区や国・県等の補助金を活用し、市内で30社、平成28年6月現在であります、工場や倉庫等の新設あるいは増改築に取り組んでおり、業種別では水産食品製造業が22社、運輸・菓子製造業・その他が8社となっており、既に28社が新たな工場等での稼働を開始をいたしているところであります。また、観光特区につきましては、飲食店などの観光関連業10社を指定し、事業拡大に伴い83名の雇用創出につながったところであります。

今後の企業誘致の取り組みにつきましては、これまでのいきいき企業支援条例に加えまして、今議会に提案させていただいております塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例により、本市の地方活力向上地域に本社機能の移転、拡充を行う事業者は税制上の特例措置が拡大されることと考えております。それぞれ対象となる業種や地域、施設、機能などの要件がございますので、県とも連携し積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致への遊休地の活用についてのご質問をいただきました。

平成26年度に、市内の工業団地及び準工業地域にある遊休地のほか、空き工場及び事業所の位置、面積、価格のほか、取り扱い業者など、500平米以上の物件情報を調査した事業用遊休地等調査を行わせていただきました。この調査結果から、市内では500平米以上で45件、1,000平米以上で28件の遊休土地を確認をさせていただきました。その後、調査から約2年

が経過した時点で改めて調査をさせていただきましたところ、利用可能な遊休土地は、現状では45件から36件に、1,000平米では28件から14件へと減少いたしていることを確認をいたしました。

次に、山林等についてであります。市街化区域内の未利用地については、5年に一度、1万平米以上の大規模未利用地の調査を行っておりますが、例えば法規制がかぶせられているなど立地環境に課題を抱えることが改めて認識をされたところでもあります。

次に、浦戸架橋についてご質問いただきました。

前段、鎌田議員からも同様のご質問をいただきましたので、重複する部分については避けさせていただきます。浦戸島民のアンケート調査について、特に志子田議員からご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど、鎌田議員にもご質問いただきましたが、浦戸にお住まいの方々を対象としたアンケート調査結果では約7割の方々が浦戸地区に架橋が必要と回答し、その5割近くの方々が塩竈市との連携、架橋というようなお話でありましたし、また、3割の方が宮戸との間へ架橋を求めています。これらの調査やアンケート結果を踏まえまして、市はどのように考えていくのかというご質問でありました。

これらに関しましても、先ほどご答弁を申し上げましたが、今回の調査結果から、特別名勝松島の文化財保護との調整や事業費投資に伴う費用便益比の評価、あるいは大規模事業評価、そして、これらの調査とあわせまして、例えば宮城県の離島振興計画の中に浦戸の架橋を計画に入れていただくというさまざまな手続がございます。今後、事業化に向けましては、これらの問題・課題の解決が求められているところでもありますので、どのような形で調整・整理をしていくかということについてはお時間をいただきたいと思いますということでご回答申し上げたところでもあります。

次に、仮設住宅についてのご質問でありました。

仮設住宅の縮小とその後の展開についてというご質問でありましたが、平成23年9月段階で、浦戸地区を含め最大で5カ所、204世帯、492人が入居しておりました仮設住宅であります。本年5月末現在におきましては、伊保石ステーションと塩釜ガス体育館の2カ所に75世帯、159人と、整備戸数に対する入居率は約3割というところまで減少いたしております。このように入居者が減少している状況にありますが、本市では今年度中にほぼ全ての災害公営住宅の整備が整い、仮設住宅の供用は基本的に平成28年度の6年目をもって終了するとい

う見通しであります。したがって、現時点で集約化といったようなことについては検討いたしていないところであります。

次に、プレハブ仮設住宅の備品及び住宅本体の無償譲渡等の取り組み状況に関するご質問をいただきました。

まず、備品については、平成26年4月から、プレハブ仮設住宅の入居者を対象に、退去する際にエアコンや物置などの無償譲渡を開始をいたしました。ただ、この時点では、あくまでも入居者ということに限定をいたしておりました。その後、平成27年4月からは、譲渡の対象が入居者以外にも拡大をされ、市町村や公益性を有する団体、町内会などの自治会及び非営利活動法人に対し譲渡が可能となりました。なお、備品譲渡の申込みは本市が受け付けの窓口となります。

参考までに、譲渡の実績であります。平成28年5月末現在で延べ81件の申請があり、主なるものとして、エアコン63台、物置40台を譲渡したところであります。

次に、プレハブ仮設の住宅本体の譲渡であります。供用終了後の利活用を図るため、平成27年4月から可能となりましたが、譲渡の対象住宅は県が買い取り整備したプレハブ住宅であり、リース物件についてはこの譲渡の対象にはなっておりません。譲渡の対象者につきましては市町村や町内会等、備品と同様の団体であり、団地の供用が終了した時点で棟単位、1戸1戸ではなくて、棟単位で譲渡することとなり、宮城県がホームページで公募し、申し込みの受け付け窓口となっております。

次に、具体的な撤去の時期と撤去後の取り組みについてであります。まず、浦戸地区の仮設住宅の撤去は、桂島及び野々島で平成27年度中に終了し、寒風沢が本年8月には終了の見込みとなっております。一方、伊保石ステーション及び塩釜ガス体育館の仮設住宅については、6年目の供用期間終了後、平成29年度中に撤去をさせていただく予定であります。なお、塩釜ガス体育館のプレハブ仮設住宅につきましては、議員のほうからもご説明がありましたが、南東北インターハイの少林寺拳法の会場となりますため、駐車場の確保が必要となることから、来年6月までには改定撤去できるよう宮城県初め関係機関と調整をいたしてまいりたいと考えております。

最後に、100円バスについてご質問いただきました。

まず、NEWしおナビ100円バスの新ルートでございますが、災害公営住宅に新たにお住まいの方々や既存のバス路線の空白地区、そして乗り残し等が発生していた課題等の解決に

対応するため、NEWしおナビ100円バスの運行ルートを拡充させていただいたものであります。

今後、7月中の運行開始を予定し、来年4月から本格運行を目指してまいりたいと考えております。新ルートにつきましては、既存のバス路線に加え、新たに実施するものであり、現在運行しておりますNEWしおナビ100円バス等につきましては、これまでどおり、引き続き運行いたしてまいります。新ルートの運行形態であります、運行日は平日であります。1日に4便の運行とするほか、利用料金等につきましては、現在運行しておりますNEWしおナビ100円バスと同様であります。運行経路につきましては、本塩釜駅を発着点に北西部コース、南西部コース、北東部コースの3ルートを1便として運行するものであります。

なお、詳細につきましては、広報紙や市のホームページ等を通じ市民の皆様方に周知をさせていただきます。

次に、停留所についてのご質問でありました。

今回、設置するコース別の新しい停留場の個数についての質問であります。

北西部コースは14カ所、南西部コースは6カ所、北東部コースは6カ所で、合計26カ所の停留所を今回新たに設置をさせていただく予定であります。停留所設置の考え方についてありますが、前段申し上げましたように、災害公営住宅にお住まいの方々の利便性向上、あるいは既存路線の空白地域の皆様、そして現在乗り残しが発生している停留所を主に設置をさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 毎回ご丁寧な回答をいただき、ありがとうございます。

2回目以降の質問をさせていただきます。時間のある限り、順番に追って最後までいきたいと思いますが、最初に、病院事業についてお聞きします。

ご回答いただきました。大きく言うと、経営健全化の計画、今年度からのもので5月では収益目標が達成しているし、それから、そのために経営健全化会議を毎月行っているということでした。本当に病院の担当の方、ずっと、平成21年からの地方公営企業法の全部適用のときから本当に皆さんご苦労されてここまで来られていると思います。そして、塩竈の市立病院ばかりでなくて、日本全国の公立病院は皆同じような悩みを抱えていて、本当に担当の方だけの努力では限界があるという、そのような仕組みにもなっているというところ

ろの中で、本当に皆さん努力されているなというふうに思います。

そうなのですが、私の質問の病院の将来展望ということについて、大きく言いますと、このようにみんなしてご苦労して、それから一般会計からも毎年繰入金入れながらやっているわけですが、これからもずっとやっぱり公立病院として置いて置かなければならないものなのかどうか、本当に悩ましいところでございます。

市長からは、公立病院としての役割を果たしていかなければならないんだと。そういうことでご回答をいただきました。本当に公立病院等の役割というものを果たさなければならぬ。考え方として、公立病院としての役割というものもあるし、塩竈にある病院の役割、そういう考え方もあるのではないかと思います、私はこのように2つの質問をさせていただきました。

ご回答いただきましたので、最初の質問のほうでございます。

経営健全化対策について、本当にやられていると思うので、現場の、きょう、病院の方、いらっしゃっておりますので、事業管理者の伊藤管理者さんですか、ご苦労されていると思いますけれども、その辺のところの現況、経営健全化会議を毎月行って、どのように大きく改善されているいろいろやられていると思うんですけれども、その辺のところの現状について、内容をお聞かせいただければなおよろしいんですけれども、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃあ、私のほうからお答えいたします。

経営健全化会議等、どのような形で、どのようなことが行われているかということですが、毎月行っています。100回近くになります、始めてから。先生方、管理職の方、看護師さん、それからメディカルの方も全部入っていただきまして、毎月の収支の問題、もちろんありますが、各部署でいろいろ取り組んでいること、看護師はどんなことを取り組んでいるか。あるいは患者さんのアンケートをやりまして、その辺の評価はどうなっているかとか、そういうこととか、放射線科に関しますと、いろいろそういう画像診断がどれほど有効に使われているとか、各部署でいろいろ行われております、薬剤部などもそうです。現在、どのような指導をしている、あるいはジェネリックをどの程度使っているとか、そういうことでいろいろ、いろいろな問題を洗い出しまして、問題点はその場で議論しまして、じゃあ、この次はこういうことを改善していこうとか、そういうことを話し合っております。

それと同時に、健全化会議でいろいろ話が上げられたことは、後で医局へ帰って、先生同

士の話し合いも、これは毎週月曜日の朝行っておりまして、そういう場でも話を徹底しまして、みんなでいい医療をやる、それから経営健全化に努める、そんなことも努めております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

本当に現場のほうはずっと毎年、毎年、ずっと一生懸命やられているのは、本当、伝わってくるんですよ、わかるんです。それなのに、何でそんなにちゃんとやっているのに質問するかということなんですけれども、先ほど答弁がございましたように、平成19年のときは不良債務が21億円あって、それは解消された。地方公営企業法の全部適用された。そして、毎年こういうふうに関業健全化やってここまで来たということなんでございますが、これまで、ちょっと長期的に考えると、平成19年のころからの、今、平成28年、10年間ぐらい、ちょっと10年間ぐらいのことを考えて欲しいんですけれども、これだけ一生懸命やった、これだけ、不良債務を解消するためにも一般会計のほうから繰り出しもしている。このくらいかかった。それと毎年予算を組むときも4億円前後の、今年は3億4,500万円くらいなんですか、繰出金、最初のね。そういうことで、繰出金は毎年、10年間、そのほかにもかかっているわけですよ。そういうことで、これだけ一生懸命してやっとな黒字化というような状態で、公立病院というものを塩竈市がどこまでも、あと10年後も、20年後も持ち続けなければならないのかどうか。その辺のところを考えると来ているのじゃないかなと思ったわけです。それで、ちょっとその辺のところ、不良債務解消するに当たってのその辺のいきさつ、10年間ぐらいの、今回今、病院の改革プラン、ちょっと10年ぐらいのことをこういうふうにして改革してきたんですよというところ、そしてやっとな黒字になりましたというところ、10年分をちょっと文章にしてというとな変なんですけれども、その辺の努力されたところをちょっと市民の方にお聞かせ願いたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 経営健全化の10年間とおっしゃいましたが、簡単にちょっと一言ではなかなか言えないところではございますが、最初の取り組みは、やはり急性期医療といいますか、そこが平成18年当時は非常に少なくて、救急車の受け入れも今の半分以下でしょうかね。そんなことがございまして、意識の改革といいますか、皆さんで、とにかく先生方初め、とにかく救急車、日中はまず断らないで診ようという、そういう意識から

始まっていきました。夜間におきましては先生1人で当直したりしていますので限度がありますけれども、それでも皆で協力して以前よりはそういう形を見えるようにやってきました。そこが大きいということと。

あと、市長答弁にもありましたように、いろいろ数値目標をつくりまして、患者数の問題、それから単価の問題、検査件数とかいろいろな目標を掲げまして、ある程度それに近づく、もちろんそれに近づくことによって収支改善ができていくということがありますので、それを目指して各科とも取り組んできたところです。内科なら内科、外科あるいは整形とか、皆それぞれの目標値に向かってやってきたというところですね。大きいところはそういうことと、あとは経費的なところもありまして、まだちょっと問題あるところはありますけれども、やっぱり支出の削減といいますか、薬をとりましても、ジェネリックとかを多く使いながら、経費の削減にも多く努めてきたというところもございます。

あと、人材に関しては、人数的にはそう以前から変わっていないんです。先生方、あとはもう一点言いますと、最初の時点では医師がやっぱり10名くらいしかいなかったということがございまして、その後、やはり16名とか、最高やっぱり17名くらいいったのでしょうか。やっぱりそういう先生方を集めるということが一つの大きなあれにもなって、医師が集まればまた当然いろいろな救急も含めて携わることができる。少ないとどうしてもまた診療自体が縮小してしまうということがありますので、その辺のことも一つは大きかったのかなと思っております。あとはいろいろ大学等で協力していただいたというものもございまして、いろいろ一人退職すれば、また補っていただくとか、そういう大学、大きいバックでの協力もやはりあって、そういうこともいい方向には来たのじゃないかと思っております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。

だから、うんいろいろやられているからね、本当に頑張っているなというのはわかるんです。でも、その苦勞が、こういう体制、公立病院としてのことには、本当に皆さんの苦勞がなかなか報われてこないような体制、限界があるんじゃないかなというふうに思ったので、病院の将来展望についてということで、これからも後ずっと、10年も、その先も、やられる方向でいいのかという方向性のところを検討しなければならない時期に来たんじゃないかなと思って聞いたんです。本当に苦勞されたと思います。

その間の10年間くらいのちょっと財政的なことで、病院にかかった、一般会計からの援助

なしでは成り立たない、どこの、塩竈ばかりじゃなくて、日本全国の公立病院はそのようになっていますので、その辺の負担というものは、それは伊藤管理者さんよりも、裏方をやっている方のほうが数字をよくつかまえているんじゃないかと思うんですけども、その辺のところ、どのくらい、これからも繰出金を持っていかないと維持できないのか。もしこれからもこの市立病院で10年間やったらどのくらいかかるのかとか、その辺のところも大ざっぱでいいんですけども、基本的な将来展望について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） お答えいたします。

一般会計からご負担いただいていますいわゆる繰入金、繰出金という金額につきましては、おおむね大体4億2,000万円程度を毎年いただいている。そのほかに、前回の経営健全化計画、先ほどの21億円もの赤字、平成19年度の赤字と、これも全て一般会計のほうでのご負担の中でやってきたということになりますので、7年間の計画の4億円、おおむね大体30億円近い、それに21億円をプラスしますと、前回のプランですとやはり50億円くらいの一般会計からのご負担はいただいたという形になろうかと思えます。今後につきましても、やはり病院としての不採算部門であります在宅医療等でやっぱり一般会計からのご支援をいただくということが必要になってまいりますので、やはり4億円前後の繰入金をいただきながら病院のほうの使命を果たしていくということにならざるを得ないのかなというふうに認識してございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。

余り細かいことよりも、大きくばんと言われたほうが大体わかるものですが、そのようにして、今までも、これからもずっとそういうふうにかかっているのに、塩竈市としては、どうしても塩竈市立病院というものがなくてはいけないのか。あるいは、それに変わるような、塩竈市から病院がなくなったのでは困りますけれども、かわりをやってくれるような、ですから、事業自体を指定管理者あるいは民間に売却ということで、そのような形でもって、病院の役割、在宅医療の充実、市民のための、それを肩代わりしてくれる医療機関があれば、別に塩竈市立病院という名前がつかなくても、市民病院でも、塩竈何々病院でも、塩竈に病院が、その役割を果たしてくれる病院が、もし、かわりをやってくれる病院があら

われるとしたら、その市民の医療のことは守れるんじゃないかと私は個人的には思うんですけれども。そのように、どうしても塩竈の公立病院として、二市三町唯一の公立病院だということで、ずっとこれからも続けていかなければならない、市立病院としての、市としての義務があるのか。あるいは、市内に病院があればいいのか。その辺のところ、医療は守らなければならないんですけれども、市立病院としてそのように、大ざっぱに言って5億円ずつ毎年かかる病院を維持していかなくてはならないのかどうか。その辺のところ、大きく考えなければならないと思うんですけれども、その辺、市長さんはやっぱり市立病院、公立病院の役割をしっかりと果たしたいという意味では、公立病院として、市立病院でないにだめだという考えなのか。役割だけ果たせば、塩竈に役割を果たすところがあればいいとお考えなのか、この辺のところを本心をお聞かせ願えば幸いなんですけれども、よろしく申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、それぞれの部署から市立病院を維持していくためにどれぐらいの経費が必要かということについてはお話をさせていただいたと思います。管理者はお話しなかったようではありますが、例えば不採算部門と言われる訪問診療等についても、塩竈市立病院では今たしか七、八十件担当させていただいております。実は、塩竈市民だけじゃなくて、他市町にも出向きながら地域医療を支えるということで、そういったことをやってきております。そのほかにも、非常に専門性の高い分野についても、市立病院が先駆的な取り組みもいただいております。ただ、総合病院かと言われると、どちらかといえば消化器系あるいは外科に特化した病院ではあります。しかしながら、市民の方々からはいまだに市立病院の存在というのは私は期待をされていると思います。

もし、市民の方々が要らないということであれば、それはそのときにしっかり我々も考えなければならないと思います。ただ、逆に今我々の役割は市民の方々から、そういうことが言われぬようにしっかり頑張るのが我々の役割だろうということを職員に申し上げながら、大変厳しい管理内容をしてしておりますが、私は病院の職員はそれに答えてくれているところでありますので、先ほど来、先ほども申し上げましたとおり、公立病院として私は考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

私もそちらのほうの席の立場だったとしたら、やっぱり公立病院の役割をしっかりと果たし

たいという回答しかないかなと思いつつも質問しているんですけども、本当に病院の役割を果たさなければならぬけれども、市立病院でなければだめだということで、その辺のところを考え直す時期に来ているんじゃないかなと思いつつも質問させていただきます。塩竈にはやっぱりそういう意味で、いろいろな意味での病院の役割で、市立病院がなくなれば、それは私もなくなるということ自体には賛成しかねますけれども、かわりになる病院があるのであればいいんじゃないかなという意味で質問させていただいているので、今まで市立病院に携わってきた方の努力を無視して質問しているわけではございません。重々、いろいろやられていることはわかった上で、余りにも、これだけ頑張ってもそういう状況だから、制度上どうしようもないんじゃないかというふうに思いつつも質問しているわけです。だからもっと制度を変えた運営の方法を、別のものになれば、そういうものから、皆さんが苦勞されているものから開放されるんじゃないかと。そういう思いです。

それから、市民の方も、病院そのものが同じような役目をもった病院があるのであれば、反対される方もいないんじゃないかなあという考えを持ちながら質問させていただいているので、別に市長さんの考えと私の考えが真っ向から反対しているというふうに、私はそういうふうには理解しておりません。そういうことですので、そういうこともぜひ長期的には考えてもらいたいと思いました。

病院事業調査審議会というところで大体方向性が決まると思うんですけども、その中で毎年報告書を出されているところを見ると、やっぱり公立病院としての限界というところ、それから一病院だけの対策では、今、この医療業界、それから介護業界、1社だけ、一つの企業だけ、一つの団体だけで回れる、やれる問題、そういう社会的情勢じゃないですよという方向性も出ていると思うんですよ。ですから、もっと大きく、市立病院だけの方だけで一生懸命やるというのも実は私は限界があるから、別な仕組みにしないと最終的に市民の負託に応えることができないんじゃないかなと思いつつも質問させていただいていますので、「なんだ、あのやろう、また市立病院のケチつけやがって」と、こういうふうに思われると困るので、私も言いわけを言っておきたいと思いつつも。そういうことで、そういう方向性をぜひとも検討していただきたいということでございます。

2番目の企業誘致について。

2回目以降の質問で聞きたいと思いつつも。

お答えいただきました。本当に30社ほど、震災以降、新しく入っていただいて、それから

観光特区のほうも10社、83名の方が新規に働いていただいた。それから、今、この定例会の議案にもなっておりますけれども、いろいろなそういう税の固定資産税とか税の免除とか、そういう制度も活用して、いっぱい、本当に復興に向けて企業誘致、一生懸命やられたと思います。それで、実績をお聞かせいただきました。ずっとやられて、そういう方向性でいいと思うんですけれども、空き工場なんかも調査されて、あいている土地の物件をいろいろあつせんしていただいて、そして有効に活用させていただいて、大分その空き地も少なくなってきたということを聞きました。だから、それを、復興というのはそういうところなので、これまでどおり一生懸命にやっていただきたいと思います。

それから、遊休土地の活用についてなんですけれども、山林等の1万平米以上の調査というところがございますけれども、地図上で見れば、塩竈市のまち、いっぱい空き地がないくらいのところなんですけれども、地図上で見れば山林等の1万平米以上のところがやっぱり何カ所か残っている状況でございますので、そういうところをもう少し開拓できるような方策を考えていただきたいと思います。今回の質問をさせていただきました。そういうところをいっぴいつくって、ここあるよ、ここあるよということで、シティーセールをこれまでどおり、いっぴいやっていただければ結構かと思っておりますので、その辺を私期待してこの質問を聞きました。

それで、土地の、具体的な土地があったらどういうふうに紹介しているとか、それから、土地の売却の情報発進なんかはこうしているとか、その辺のところを、今具体的に空き土地とか、あるいは企業誘致についてやられているところをちょっと、実はこういうふうにしてやっているんだというところがありましたら、現状をお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業観光部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 市内のほうの誘致物件等の紹介等の対応なんですけれども、基本的には、私どものほうでホームページ等を活用して企業誘致の制度的な部分をPRをさせていただいております。その際、誘致というか、うちに申請するような企業さんについては、市の方の、例えば産業環境部のほうに訪問をしていただいて、例えば具体的な物件等はないかといったようなそういった紹介なども来ております。その際に、先ほどの空き物件のほうの調査の資料などを活用しまして、こういったところにこういった物件がありますよといったところの情報提供をさせていただいております。

今後なんですけれども、これまでは水産加工業を中心とするものづくり特区への企業誘致という取り組みをしてきました。継続して、今後ともそういった取り組みはしていきたいなというふうに思っておりますので、リストアップした候補地、こういったものを少し物件情報を精査しまして、実際、誘致の企業に対応できるようなものかどうか、その辺の整理もした上で、場合によっては所有者の方の承諾をもらいながら、例えばホームページ上に載せられれば載せたり、あるいはパンフレット上につったりとかというふうな形で、誘致情報も具体的にPRしていきたいというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。

うまくいっているなと思うので、その辺の資料提供とかして大いに復興を早めるようにしていただきたいと思って聞きました。ありがとうございます。

3番目の浦戸架橋のことについて、さっき鎌田議員が聞いたから、また同じことを聞くんですかと思われるかもしれませんが、よろしくお願いします。

それで、鎌田議員にも説明あったんですけれども、大きく言って、可能性調査事業というところ、鎌田議員も言いました。総務教育常任委員協議会の5月18日の資料でいうと6ページのところの島内架橋と、それから寒風沢にかけるほうの意見が二つあるんだというふうに、寒風沢にかけるというのと、寒風沢から島内全部をかけると、3通りあるんでしょうか。それで、島内だけの架橋ということ、そういう意見をお持ちの方もおりますが、この調査結果を見ると、最後の総合評価というのは、島内だけだとやっぱり市単独の事業としてやらざるを得ないから、予算的に困難ですよと。だから、島内だけ、島の中だけで結ぶということは、市の単独事業ですから、何年たってもできないと、これはそういうふうにこの調査結果から出たと思うんですよね。どうやったら、島内の架橋もつながるかといったら、やっぱり寒風沢のほうから、一回、宮戸島のほうにかけて、それからでないと島内架橋も進まないというのが、可能性としては終わらないという調査結果、一番大きな調査結果は、ここじゃないかと思うんですよね。その辺のことについて、私の認識でいいのかどうか。当局の、私の認識が間違っているのが、いや、そんなことはないというのか、イエスか、ノーかの簡単なくらいでいいんですけれども、一言くらいで説明をお願いします。ご回答を。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 一言で言いあらわすのはなかなか難しいんですが、先ほど来、申し上げておりますとおり、もちろん島内架橋ということにこだわるということじゃなくて、島内と島外を結ぶ。であれば、それが全体計画になるということでもあります。その中から宮戸の橋だけを切り出して、これが事業計画ですという言い方は、やっぱり今の事業計画からすれば言えないわけです。ですから、先ほど来、ご説明をさせていただいている大規模事業評価委員会というものがあまして、そちらのほうに説明するときは、例えばこの全体の区間がまずは離島架橋であります。その中で、この部分を優先してやりますというのは、もちろん説明の手順としてはそういうものはあります。ただ、全体事業という捉え方をしたときに、事業費が何ぼかかるんですか。じゃあ、どういうふうな事業予算でやりますかということになるわけでありまして、先ほど、私はというか、この調査の中で、宮戸架橋をやれば県道認定の可能性はある。これはあくまでも可能性の問題であります。可能性があるとといったことについては、やっぱり一つの地域内で完了する道路は今基本的には県道認定はしないと。2つなり3つの市なり町を連絡する道路でなければ県道認定に要件には当たらないということでもありますので、そういったところを全体としてやはり話ししていかないといけない。そのときに、県道は、じゃあ、その架橋の部分だけですかというわけには、これはいかないので、島内の道路整備も県道としてということになりますので、そういった意味合いからご説明をさせていただいたところでもあります。ただ、事業について切り離すということは、それはできるかと思えます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございました。

そういうことで、説明するのも難しいですよ。でも、私みたいに、まず宮戸島にかけないことには変わらないよというふうに言ってしまうと誤解を生むから、市長さん、詳しく言いました。そうすると、島内もかかるのでございますということでございます。

予算のことも言われました。292億円という調査結果も出ておりますが、これは全部を朴島のほうまでかけた場合の話です。金額的に、292億円ですけれども、朴島のほうにかけようだけでも100億円なんです。それを引くと190億円なんです。それから、考え方として、寒風沢と宮戸のほうだけの計画というのもございますから、大きな金額と言われても、いろいろやり方はあると思えます。

それから、計画では、橋をかけるということですが、埋没トンネルというのでし

ようか。あるいは水中トンネルというのでしょうか、浚埋トンネル、底のほうにあるトンネル、それからすっきり掘るトンネルもありますけれども、そちらのほうでは金額が高くなる。それから水中だけのトンネルということもございますので、費用のほうも、計画、いろいろなやり方があると思うので、予算がどうのというよりも、そういうものも、かけようと思ったらいろいろな方法が出てくると思いますので、長期的にかかる方向で動いてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、4番と5番ですが、時間がなくなりましたので、終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後5時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月23日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 小 高 洋

平成28年 6 月 24日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成28年6月24日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 市立病院事業管理者 | 伊藤喜和君 | 市民総務部長 | 神谷統君 |
| 市民総務部 政策調整監 | 佐藤修一君 | 健康福祉部長 | 桜井史裕君 |
| 産業環境部長 | 小山浩幸君 | 建設部長 | 阿部徳和君 |
| 震災復興推進局長 | 熊谷滋雄君 | 市立病院事務部長 兼医事課長 | 荒井敏明君 |

| | | | |
|---------------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 水道部長 | 高橋敏也君 | 市民総務部次長 兼総務課長 | 佐藤俊幸君 |
| 健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 | 川村淳君 | 産業環境部次長 兼商工港湾課長 | 佐藤達也君 |
| 建設部次長 兼都市計画課長 | 阿部光浩君 | 震災復興推進局次長 兼復興推進課長 | 鈴木康則君 |
| 水道部次長 兼工務課長 | 大友伸一君 | 市民総務部 危機管理監 | 千葉正君 |
| 会計管理者長 兼会計課長 | 小林正人君 | 市民総務部 政策課長 | 相澤和広君 |
| 市民総務部 財政課長 | 末永量太君 | 市民総務部 税務課長 | 武田光由君 |
| 健康福祉部 保険年金課長 | 志野英朗君 | 産業環境部 環境課長 | 菊池有司君 |
| 市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長 | 伊藤勲君 | 教育委員会 教育長 | 高橋睦麿君 |
| 教育委員会 教育部長 | 菅原靖彦君 | 教育委員会教育部次長 兼教育総務課長 | 渡辺常幸君 |
| 教育委員会教育部 学校教育課長 | 遠山勝治君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 相澤勝君 |
| 監査委員 | 高橋洋一君 | 監査事務局長 | 佐藤勝美君 |

事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|-------|------------------|-------|
| 事務局長 | 安藤英治君 | 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木忠一君 |
| 議事調査係主査 | 平山竜太君 | 議事調査係主事 | 片山太郎君 |

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番曾我ミヨ君、1番小野幸男君を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

3番浅野敏江君。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 平成28年第2回定例会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き一般質問をさせていただきます公明党の浅野敏江でございます。

市長を初め、当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げまして、通告に従い順次質問をさせていただきます。

初めに、市民の健康福祉についてお聞きいたします。

日本人の死亡原因の第1位は、依然がんであります。毎年約50万人が新たにがんにかかると言われており、誰でもがんに罹患する可能性はあります。がんの予防や医療の資質向上などを目指し、公明党が制定を強力に主導したがん対策基本法の成立・施行から今月で約10年を迎えます。以来、がん対策は公明党の重要施策と位置づけて、乳がん・子宮がん検診の無料クーポンなどを配布いたしました。今後も、がん対策を一層充実させていかなければなりません。

がんの種類の中でも、日本人がかかるがんはやはり胃がんが圧倒的に多く、特に50代から増加し、高齢になるほど高くなっています。過去1年間に新たに胃がんを発症した人は13万3,000人、死亡数は4万9,400人と、国立がんセンターの2015年のがん統計予測で発表されて

おります。

発症者数は依然多いものの、死亡率が下がっているのは、2016年4月から胃がん検診に内視鏡が追加されたこともあり、エックス線検査や内視鏡の診断技術、根治を目指す手術が大きく進化を遂げているためと報告があります。

また、胃がんの大きな原因とされているピロリ菌の除菌が保険適用になった2013年から推定で年間150万人が除菌治療を受けており、今後、胃がんの罹患率も低下していくと予測されています。

そこでお聞きいたします。

私は、2年前の平成26年6月定例会におきまして、ピロリ菌除菌の保険適用の周知と胃がん検診時のリスク検査を加えてはどうかと質問をさせていただきました。その際、市長を初め、市立病院事業管理者の伊藤先生からも、大変前向きなご答弁をいただきました。市長からは、「ピロリ菌を除菌することにより、一定程度胃がんの予防効果が図られるとともに、将来の医療費軽減効果が期待できるものと考え、ピロリ菌の抗体検査などについても、胃がん検診にあわせて行う場合や胃がん検診とは別に若い世代を対象に実施する場合などについて、検査対象年齢や検査の具体的な方法など、国の動向を見据え、医師会、近隣の取り組みも調査します」とのことでした。その後、現状はどのようになっているのでしょうか。

また、伊藤事業管理者からも、「慢性胃炎の段階でピロリ菌を除菌すればがんが防げるのではないかと」、「市立病院でも自由診療で除菌を行い、保険が適用になってから希望者もふえた。また、若いうちに除菌するほうがいいのではないかと」のご答弁をいただいております。その後のご見解はいかがでしょうか、お聞かせください。

現在、全国でもリスク検査を始めている自治体がふえてきました。2014年時点で胃がんリスク検査を導入している自治体は116、全体の6.6%という状態です。また、新聞報道によりますと、福岡県福岡市では、ピロリ菌検査の実施及び助成を求める10万人の署名簿を提出し、取り組みを要請したと掲載されていました。

そこで、改めて本市において、まずピロリ菌の有無を確認するリスク検査の導入について、お考えはないかお尋ねいたします。

あわせて、個人負担の軽減にも配慮するお考えはないか、改めてお聞きいたします。

次に、中学生を対象とした無料のピロリ菌検査についてお尋ねいたします。

現在、中学生を対象にピロリ菌検査と除菌を無償、または助成をして行っている自治体が、

大阪府高槻市を初め、北海道や岡山県などにあります。日本でピロリ菌に感染している人は少なくとも3,000万人以上と言われておりますが、その主な感染ルートは家族です。ピロリ菌は、ほとんどが5歳以下の乳幼児期に家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすため、若い時期に除菌治療することが胃がん予防に効果があるとされております。

平成26年度から高槻市では中学2年生1,764人を対象に検査をした結果、57人がピロリ菌に感染しており、市の制度を利用して除菌した結果、ほとんどが治療に成功しているとのことです。

そこでお聞きいたします。中学生を対象に早くからピロリ菌の検査・除菌を試みてはいかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、高齢者・障がい者福祉について4点お尋ねいたします。

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える改正発達障害者支援法が今国会で可決成立いたしました。従来、障がい者として認定されていなかった自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、法律上障がいとして認定し、発見後、できるだけ早く必要な支援を行うことを目的に発達障害者支援法が2005年4月に超党派の議員立法で成立・施行されました。

今回、約10年ぶりに改正されました改正発達障害者支援法は、従来 of 支援法とどのような点が改正になったのでしょうか。その概要と本市の取り組みについてお聞きいたします。

発達障がい児の対応は、乳幼児期に始まり、1日の大半を過ごす時間が長い小学校や中学校の取り組みが大きく子供たちに影響を与えると思いますが、今回の改正を踏まえて教育委員会での対応はどのようなものになるのかお聞かせください。

さらに、改正後の就労面での取り組みなどもどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

発達障がいにおいては、少しでも早く気づくことがその後の療育支援に大変に重要になってきます。現在、本市において発達上の健診はどのようになっていますか。5歳児健診についても、以前ご質問いたしました。今日、検討はされているのでしょうか、お聞きいたします。

また、支援は何につけても切れ間のない継続と複雑煩多の関係機関との密接な連携、相談者のワンストップ相談窓口が大切です。これらの支援環境、今後周辺自治体、また県とどのよ

うに話し合っていくおつもりなのか、お聞きいたします。

最後に、高齢者に優しい公共住宅をと思ひまして質問させていただきます。

高齢になりますと、どうしても腰や膝が痛く、日常の生活に支障を来すものです。特に、膝の曲げ伸ばしに大変痛みを感じている高齢者の方も、和式トイレの使用が困難な人も少なくないのが現状です。

現在建設中の災害公営住宅は、全て洋式トイレになっております。また、学校も洋式トイレに大分改修されました。今や洋式のトイレは日常生活では当たり前になっております。市営住宅も、昭和51年以降に建設された建物は全部洋式トイレになっていますが、それ以前に建てられている市営住宅は、依然和式トイレを使用されています。その数は幾つで、全体の何%になりますでしょうか。

改修となると時間も費用も大分かかりますので、できれば和式トイレにかぶせるだけで洋式トイレになる簡易式のものではないのでしょうか。それをお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から2点にわたりご質問いただきました。

初めに、市民の健康福祉に関し、ピロリ菌検査の実施及び助成についてのご質問にお答えをいたします。

浅野議員からは、平成26年6月定例会におきまして、私に対しまして、胃がん検診時、ピロリ菌のリスク検査を加えてはどうかというご質問をいただいております。

現状についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のヘリコバクター・ピロリ菌につきましては、昨今の予防医学の研究成果によりまして、胃がん発生との因果関係が明らかになりつつあります。このことは、胃潰瘍、十二指腸潰瘍に限って保険が適用されておりましたピロリ菌の除菌治療が平成25年2月からそれよりも症状がさらに軽い慢性胃炎についても適用となったことから明らかで、この保険適用の拡大が市民の胃がん予防対策となり、健康増進につながっていくものと認識をいたしたところであります。

その一方でありますが、ピロリ菌の有効性につきましては、国立がん研究センターが昨年取りまとめられました有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインによりまして、胃がんの死

亡率減少効果の有無を判断するにはまだ不十分であり、偽陽性、偽陰性の問題もあるといったような指摘がされたところでもあります。

このことから、国におきましては、ピロリ菌検査を集団全体の死亡率減少を目的として行う集団健診としては推奨できないといたしております。現時点において、このような結果を受けて、宮城県内におきましては、近隣一市三町を含め、集団健診として実施をしている自治体はないという状況であります。

市といたしましては、引き続き国・関係機関の動向を注視しながら、このピロリ菌除去の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、改めましてピロリ菌の有無を確認するリスク検査を導入し、あわせて助成を行う考えはないかというご質問でありました。

現在、本市におきましては、各種のがん検診として、胃がんを初め、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの検診を実施をさせていただいております。その中で、胃がん検診につきましては、30歳以上の方を対象として現在の病状や家族歴等について問診を行った後にバリウムを飲み、エックス線を照射して胃の粘膜を撮影する方法がとられているところでもあります。この方法は、国が示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づくものでございます。

ご質問のリスク検診としてのピロリ菌検査の実施につきましては、有効性等の観点から、現在のところ国の実施方針に加えられていない状況でありますので、本市におきまして集団検診として実施するものには、なお慎重を期する必要があると考えております。

その一方、任意型の検診として実施する場合には、一定程度市町村の裁量幅が広がりますので、国や関係機関における有効性評価の動向等も踏まえながら、医師会の皆様方の所見をお伺いするなどして、助成のあり方も含め、今後とも調査検討を深めてまいりたいと思っております。

なお、市立病院で任意型検診であります人間ドックのオプションとしてピロリ菌検査を既に実施をいたしておりますが、このように人間ドックのオプションとして一体としてやりますと、比較的安い費用でこのピロリ菌の検査ができます。そういったことも踏まえまして、市立病院での人間ドック受診にあわせてピロリ菌検査を受けられている市内にお住まいの方々を対象に検診費用の公費助成等が行えないかどうかといったようなこともあわせて検討させていただきたいと思っております。

また、新たにご質問いただきました中学生を対象とした無料ピロリ菌検査を行ってはどうかというお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。

議員のほうからもお話しいただき、ピロリ菌の感染率は、高齢者の方々に比較的高い率であります。10代では5%ぐらいと低い感染率であります。将来を担います若年層のがんリスクを低減するために、ピロリ菌感染率の低い若年層での検査の実施は、早期発見して除菌治療をすることが可能となりますため、大変有意義な取り組みではないかと理解をいたしております。既に先進事例として、北海道、あるいはその他の地域でも実施をされている地域があるようであります。

本市といたしましては、そういった事例なども参考にしながら、若年層の健康づくり支援策の一環として、医療関係者のご意見等も伺ってまいりたいと考えております。そのような結果を踏まえて、また検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、高齢者・障がい者福祉についてのご質問をいただきました。

改正発達障害者支援法に関する1点目の改正後の総合的取り組みについてのご質問であります。

まず、従来の支援法からの改正概要であります。国は平成17年4月1日に施行されました発達障害者支援法について、約10年が経過した中で、障がい者をめぐる国内外の動向を踏まえ、発達障がい者支援により一層の充実を図るために法律の全面的な改正を行い、去る6月5日に改正法が公布をされたところであります。

この改正の背景であります。平成18年に国連において採択をされました障害者権利条約について、平成19年に署名、平成26年に締結したことを踏まえ、障害者基本法改正や障害者差別解消法の制定等、一連の法改正の中で改正に至ったものでございます。

今回、改正内容としてのポイントとしては、大きく4点と理解をいたしております。

1点目ではありますが、切れ目のない支援が位置づけられたところであります。

2点目には、障害者差別解消法の理念が盛り込まれ、共生社会実現がうたわれたことであります。

3点目であります。支援に当たっては、関係機関の密接な連携と相談体制の充実が盛り込まれました。

4点目であります。地域の相談体制の整備を図るために県を主体とする発達障害者支援地域協議会の設置について、新たに設けられたことであると認識をいたしております。

その具体的な内容であります。改正法において、その目的の中に切れ目のない支援の重要性を新たにうたい、共生社会の実現に資することが位置づけられております。

さらに、その目的達成に向けて基本理念を新設し、個々の発達障がい者の状況や生活の実態に応じて関係機関が緊密に連携し、本人及びご家族の意思を尊重しつつ、切れ目のない支援を行うことが明記をされたところであります。

また、国及び自治体の責務に関しましては、新たな項目として、相談に総合的に応じるために関係機関との緊密な連携のもとに必要な相談体制を構築することが、また国民の責務としては、個々の発達特性等についての理解を深めるとともに、自立社会参加への協力が位置づけられております。

本市の取り組み状況についてご質問いただきました。

平成24年度から平成29年度までの6カ年を計画期間とする「第2期障がい者プラン」の重点プロジェクトに障がい福祉サービス提供体制の充実、障がい児への支援充実等を掲げ、支援体制の充実に努めているところであります。

さらに、発達障がいは、従来、概念的に精神障がいに含まれるとされておりましたが、発達障がい者が障害者自立支援法の対象となるということが明確化されたことを踏まえ、地域での療育システムの構築に向けた取り組みを推進をいたしてまいりたいと考えております。

具体的には、乳幼児健診等を通じた発達障がいや臨床発達心理士等による療育相談の充実を図るとともに、切れ目のない支援に結びつけるために、幼稚園、保育所、保健センター、学校等が連携した連絡会議を開催しながら、「すこやかファイル」を平成26年度から導入し、発達障がいのあるお子さんの継続した支援に活用させていただいております。

改正法の趣旨を踏まえた今後の基本的な施策の方向についてご質問いただきました。

まずは、平成29年度に策定予定の「第3期障がい者プラン」において、発達障がいについて市民や地域社会への理解促進を図る啓発活動に重点的に取り組む方向を位置づけてまいります。さらに、障がいをお持ちの方々の「困り感」や悩み、ニーズに寄り添いながら相談にしっかりと対応できる体制づくりと関係機関とともに切れ目のないトータルライフの支援ができるよう、緊密な連携を確保いたしてまいります。

教育面での取り組みについてのご質問でありました。

改正法におきましては、発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮することが位置づけられました。いわゆるインクルーシブ教育のさらなる充実が必

要であると考えており、現在も取り組んでおります特別支援教育の体制充実を基本としながら、通級授業の拡大や、今後第二小学校に整備されます利府支援学校分校の開校に合わせ、インクルーシブ教育の浸透と本市の各学校の特別支援教育の専門性の向上に取り組んでまいります。

また、改正法で障がい児の個々の障がいの特性に応じた個別の教育支援計画及び指導計画の作成が必要とされたことを踏まえまして、平成26年度から実施をいたしております「すこやかファイル」の活用促進を図りながら、親御さん、関係機関と相互理解を深め、連携協力しながら、お子さんの特性を配慮した療養や教育についての計画を作成をいたしてまいります。

次に、就労面での取り組みについてのご質問でありました。

改正法におきましては、就労定着の支援、雇用主の雇用機会の確保と安定が規定され、その実施主体として国・都道府県を位置づけております。

本市といたしましては、今後の国等の障がい者雇用制度等の拡充を的確に捉えながら、現在行っております職親制度や地域活動支援センターの利用促進、あるいは就労移行支援事業、就労継続支援A・B型を活用した就労定着を図ってまいります。

一般就労に向けましては、公共職業安定所との連携でありますとか、宮城障害者職業センターの専門的な支援を活用いたしますとともに、例年実施をさせていただいております地元企業訪問の中で、障がい者の雇用拡大について協力を求めながら、就労を通じた自立を支援をさせていただきたいと考えております。

次に、早期発見・関係機関との連携についてのご質問であります。

現在の発達上の健診についてであります。本市では1歳6カ月児、3歳児健診における発達相談と、その後に保健師等がご家庭や幼稚園・保育所等を訪問し、フォローアップを行い、子供に対する集団遊びや保護者からの相談、保健指導を通じた育児不安の軽減等を図ることを目的とした保護者会を開催し、発達障がいの早期発見と相談、療育の指導に努めているところであります。

専門的な相談といたしましては、言葉の発達やコミュニケーションに課題があると思われる乳幼児等を対象に、言語聴覚士によることばの相談事業の実施や保育所・幼稚園等を臨床発達心理士が、あるいは作業療法士等が巡回し、保護者や関係者を交えてかかわり方の相談を行い、関係機関と連携した支援を行わせていただいているところであります。

ご質問ございました5歳児健診についてであります。

本市ではまだ実施には至っておりませんが、平成10年に鳥取県が全国に先駆的に取り組みを始めたもので、現在では東京都や北海道などでも実施され、全国的に広がりが出てきている状況と把握をいたしております。

5歳児健診は、発達障がい早期発見に極めて有効でありますとともに、親御さんにとって、さらに関係する機関が相互にそのお子様の発達特性を共通して理解し、その後の療育のあり方を考える大変有意義な場であると考えております。現在はまだ母子保健法に基づく乳幼児健診に制度的に位置づけられておりません。今後の国の動向等も見極めながら、先進事例の研究調査を行い、今後の本市の5歳児健診のあり方について早急に検討させていただきたいと考えております。

最後に、切れ目のない支援について、関係機関とどのように協議検討していくのかというご質問であります。

改正法では、都道府県を主体とした発達障害者支援センターの設置に関する規定に加え、新たに発達障害者支援地域協議会の設置についての規定が設けられております。現段階で、宮城県における設置に向けた動きについての情報はまだございませんが、地域の実情に合わせた支援を行う枠組みといたしまして、圏域単位での設置が必要でありますことから、宮城県市長会等の場を通じて早期設置に向けた要望等をまずは県に行ってまいりたいと考えております。

また、現在も行っております本市、行政機関間の連携強化をさらに進めるとともに、本市の地域自立支援協議会の場を通じて、また広域では宮城東部自立支援協議会において本地域の発達障がい支援の将来のあり方について協議検討し、議論を深めてまいりたいと思っております。

次に、老人・障がい者福祉事業の中で、市営住宅のトイレについてのご質問をいただきました。

まず、現在の和式トイレの割合についてのご質問でありましたが、平成28年6月現在の市営住宅の管理戸数であります、623戸でございます。そのうち和式トイレの戸数であります、200戸となっており、割合といたしましては32.1%という状況であります。

トイレの改修についてのご質問でありました。

現在、要支援1・2、要介護1から5のいわゆる要介護認定を受けた方々を対象とする自宅並びに公営住宅の和式トイレを洋式トイレに改修する事業制度はございます。工事費が20万

円であります。

また、和式トイレの上にかぶせて使う腰かけ便座の購入につきましても、同制度で10万円を上限とし購入する制度が既にスタートをいたしているところではありますが、このような認定を受けていない方々については、今のところ支援制度というのはないという状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） それでは、私のほうからピロリ菌の関連でお答えいたします。

平成26年度の定例会におきまして、ピロリ菌の除菌は若いうちにしたほうがいいんじゃないかということをお願いしました。現在もそういうことでございまして、とにかく早い年代、ピロリ菌は大人に感染しますと大体数週とか数カ月で急性胃炎を起こしてまいります。それが進みますと胃潰瘍とか十二指腸潰瘍、それから長年たってきますと慢性胃炎、そしてそのうちに今度はがんの発症というそういう経過になってまいりますので、やはり年齢層の低いうちに除菌するほうががんに対する効果は非常に高いということ。大人になって除菌しますと、確率的に3分の1くらいには減るんですが、小さいうちだともっと高くなるということ、完全によくなることもあるんじゃないかと思えます。

ただ、先月小児科の学会がありまして、その中でいろいろピロリ菌のことがありましたので、ちょっとさわりだけお話し申し上げますと、今申し上げたように、とにかく低年齢層のときに除菌するほうが効果は高いということは学会内でも認められております。ただ、中学生に対する検診等、治療に関しては、なかなかコンセンサスが得られていないというのが状況でございます。

また、専門家の意見をいろいろ伺いますと、現在、治療薬が子供には適用になっていないのです。保険で適用になっていないと。そこ一つ大きなのがあると思えます。ですから、そこをもう少しどういうふうクリアしていくか、はっきりしたレジメをまたつくらなければいけない。これは恐らく、現在全国で見ても、22カ所ぐらやっているでしょうか、自治体で。ことしも23カ所くらいやるような報告もありますが、ですから、そこは各施設とか、病院とか、それでどのように薬のあれを決めているか。だから、そこをしっかりとしないと、副作用の問題もあります。それから、薬の耐性の問題もあつたりしますので、私そこし

っかりクリアできていければ、もちろん若いうちにしっかり除菌したほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

市長、また伊藤先生、大変ありがとうございました。

今ピロリ菌検査の実施、またその助成について、全国的に116カ所でやっているということも先ほどお話しさせていただきました。

市長のほうからも、まだ国のほう、私もホームページでがんのほうの回答を見ておりました。まだまだ国のほうの慎重な姿勢は崩れてはおりませんが、今お話しいたしましたように、各自治体のほうでこれを先駆的に行っています。このリスク検査の件で、実は東京都の三鷹市でも行っているということで、私もちょっと知り合いの公明党の議員さんにお電話いたしまして、その状況をこの間お聞きいたしました。そうしましたら、三鷹市のほうでは、この胃がんリスクの検査をしましょうと呼びかけているそうです。それで、40歳以上の市民の方に向けて血液検査によるピロリ菌感染の有無と、それから胃の萎縮度を測定し、どれぐらいがんにかかりやすい状態なのかということを判定しているそうです。

この検査を通じて胃の健康状態をご自身が把握して、そして自分の健康生活に役に立てることが目的とされておりまして、国ががん検診とされていますバリウム検査とはこれまた趣旨が違って、バリウムのほうはもう既がんになっているかどうかを発見するための検査であります。このリスク検査は、そのがんになりやすい状況にどれだけ状態があるかというそういった程度を調べるので、目的が多少違うということでありました。

また、三鷹市のほうでは、40歳からの5年刻みでこのリスク検査を行うようになっておりまして、その費用は1回当たり500円という、これは助成されていてそのぐらいの金額で検査をしていると。当然そこで陽性となれば2次検査、そして治療となれば、そのところはまた別でありますけれども、このように市内の医療機関が、ほとんどの三鷹市の医療機関が協力をして、その後の精密検査及びその除菌の環境をつくっているというご報告をいただきました。

管理者のほうには、先ほども若いときとか、またこの自治体でのそういった取り組み等もよくご存じだと思いますが、このような自治体の取り組みのことをどのように評価されるか、

まず伊藤管理者にお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 検診に対するピロリの扱いなんですが、前回の平成26年度のときの定例会のときにもお話し申し上げたABC検診もございまして、A群からD群のあれで、それでリスクを見てカメラとか検査に行くということがあるんです。ですから、ピロリはやはり今日本でもそうですけれども、国際的にもやはりがんの大きな原因だ言われていますので、やはり何らかの形でチェックしていく、年齢層に応じて各年というか数年ごとでもいいですが、それは1つ意味あることだと思いますが、ただその場合、やはり必ずカメラをしなきゃいけないと思うんです。胃の検査もやって、胃の粘膜の状況をしっかり見ていかなきゃいけないということ。それから、もう一つ、高齢者になりますと、胃炎が進みますとピロリ菌が消えてしまう人も中にはあるんですよね。だから、ピロリ菌のマイナスだからということだけではいけないので、やっぱりそういう方でもやはり今内視鏡検診も言われていますけれども、そういうものをあわせてやっていくことは大事かと思いますが。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

そういったがんの原因になるだろうということは、もう国際的にもWHOのほうでは認められて、今日本のほうの医学界でも徐々にそれが進んで、各自治体のほうでも先駆的に取り組んでいると。やはりこういったことを取り組んでいるところというのは、年間のがんの罹患率が大変高いところなんです。中学生に対して北海道のほうでも、このピロリ菌の検査等も行っているところが、稚内とか、それから美幌町など、全部で9市町が行ってまして、北海道の北大の医学研究科が大変熱心にこれを進めているという情報もありました。

今、自治体のほうでの助成金を1人500円ということで三鷹市のほうでは行っているようですが、先ほども言いましたように、やはりさまざまながんの検診はありますが、それはもうがんになっているかどうかということを検査することとあって、またこのリスク検査はそういった状況になりやすい状況かどうかと、40代からそれを刻んでいるということで、ぜひこのことも検討課題にしていきたいなと思っております。

中学生を対象にしたピロリ菌検査ですが、高槻市のほうでは約3,300人の中学生を対象に検査をしたそうです。検査方法としましては、6月の下旬からというから、今ごろから7月にかけて市内の中学生2年生を対象に尿検査の容器とそれから説明書を配布して、全ての検査

の結果、陽性が出たとなれば次に2次検査、そして指定の医療機関で受診して除菌をする。高槻市のほうは、ここまでは無料にしてやっている。全部市の持ち出しで行っているという。先ほど伊藤事業管理者からもお話がありましたように、この中学生に対する除菌の保険適用とかというのはまだなっていないというのが現状でありまして、これは高槻市のほうで独自に行っていることだということでした。

また、先ほど言いましたように、北海道では北大が中心になってやっておりますけれども、秋田県のかほ市、また由利本荘市でも、2015年から開始されています。これらの検査の結果の発見率は、先ほど市長がおっしゃったように約5%前後で、高齢者に比べると大変少ないと。そういったことで、若い方のうちにやはり検査をして、また除菌をしていくというような考え、先ほども市長にお伺いして、これから検討課題だと聞きました。ぜひこの部分、日に日にといたしますか、年ごとにこういった自治体がふえておりますので、ぜひ塩竈市のこの胃がんの罹患率もどの程度あるのかということもお調べになっていただいで検討していただきたいと思いますが、再度お聞きします、市長のほうから。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 専門的な知見については事業管理者のほうから説明がありましたので、私のほうからは、繰り返しになりますが、若年層の方々にこの無料ピロリ菌検査をやると。今既に血液検査じゃなくて尿検査でもこういったことが発見できるということでもありますので、そういった簡易な方法でやることについては極めて有意義かと思っておりますが、後段おっしゃられましたように、その除去ということになりますと、いわゆる小児科医療の中ではなかなか難しいというような課題もありますことから、先ほども申し上げさせていただきました医療関係者の方々とも、こういったことを取り組むことについての意見交換をぜひさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） こういった中学校、学校でもいろいろ健康診断がありまして、今は尿検査もその中に入っていると思いますので、そのときあわせてこのピロリ菌の有無の検査も医療機関のほうでやっていただければと思っております。

それで、こういった情報というか、各学校でこういったことをやっているというような情報というのは、教育委員会のほうで入っているかどうか、その辺、ちょっと教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 大変申しわけありませんが、関知はしておりませんでした。ただ、ただいま伊藤先生等のお話を伺いながら、早期にリスク検査をすることの有意性についてはただいま勉強いたしました。さらに実施するためにはたくさんの課題があるということもあわせて勉強させていただきましたので、今後とも先進地などを見ながら勉強させていただきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。

ピロリ菌検査の早期発見ということを中心としておりますので、その後の2次検査、そして除菌は本当に希望者を確認してということでもありますので、必ずしも全部が最後まで助成して無料でというのではなく、その早期発見につながっていける方法があれば、ぜひそのことに取り組んでいただきたいと思います。

次に、改正発達障害者支援法についてお尋ねいたします。

先ほど市長のほうからも今回10年ぶりでこの改正法が実施されて、まだ国のほうも施行というか公布されたばかりですので、この間も福祉のほうでお聞きしたら、「来たばかりでまだこれからです」というのが当然現状だと思っております。

ただ、ここでお聞きしたいことは、これまでのこの10年間の、先ほど市長からご答弁いただきましたが、取り組みと、それからこれからどういうふうにしていこうかと、この改正法を受けての塩竈市の対応、そして本市におきましても、この発達障がいのお子様は年々ふえていらっしゃいます。学校でも、また保育所でも、それから放課後児童クラブでも、大変いろんなところでその対応に苦慮されているのが現状ではないかなと思っております。そういった意味で、今回のこの改正法、法律の中に組み込まれた先ほど市長が言った4つのこと、特に早期発見のこと、それから切れ間のない支援の方法。これまでは、10年前の改正案の中では、いわゆる早期発見と支援をしていきましょう。そして、この障がいという言葉の中に発達障がいの子供たちが障がいとして加わっていなかったと。それを法律で明記したということが大きなスタートで、ようやくそこは支援の緒についたというのが10年前でありました。この10年間、先ほど市長からもありましたように、国連の障害者権利条約に批准をし、そしてまたさまざまな差別解消法も出ております。そういった意味で、発達障がい児の子供だけでなく、障がいを持った方々全てに対して、こういった徐々に国際的に、また国内的に、

そういったバリアフリー化が今機運が高まってきております。

そういった中で、障がい者を理由とした差別禁止も明示された中で、今回改正法の中で大きな特色が1つございます。それは、社会的障壁を除去するという事です。この社会的障壁というのは何かといいますと、まずこれまでは発達障がいの子供さん、またそのものに原因を求めていました。ですから、その方をどうにか支援しよう。でなくて、これは発達障がいのお子さん、またその方の特色、特徴の一つだと捉えて、その方が困らないようにするため、どれだけ周囲に工夫とか配慮が必要か。この配慮していく、その配慮がない状況を社会的障壁と呼んで、それをどうクリアしていくか、どう壁を除去してあげるかということが今回の改正法の中で大きく特色として捉えております。このことについて、今の教育現場、それからさまざまなそういったことを取り囲んでいる中で、一つ一つ排除していこうとすれば、どのようなことがお考えになれるのか、その点、市長のお考えをお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員のおっしゃられた部分がまさに障害者差別解消法の部分に当たるのではないのかなというふうに考えているところであります。健常者にはなかなかわからない壁が実は障がいをお持ちの方々にとっては大変高い壁であるということが、我々の地域社会の中にもまだまださまざまな場面にあるものと思っております。でありますから、先ほど切れ目のないというような言葉を申し上げましたが、同じ立場にいかにしたら立てるかということをややはり地域の皆さんで真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 大変難しい質問をして申しわけございませんでした。

例えば、光がすごく気になる子とか、あと周囲の話し声がすごく気になる子とか、そういったお子さんがたくさんいらっしゃるわけです。そういったときは、本当に仕切りをつくったり、それから部屋の照明を暗くしたりということで、そういった環境を少し整備してあげることによって、その子が落ち着きを取り戻して勉強とかに専念できるということも、さまざまな療育関係者の方たちがお存じで、その子の特徴がどういったことかということをもっと知っていくということが大変大切かと思っておりますので、ぜひそういった点、療育関係にいらっしゃる方々、それから学校の先生方、保育所の先生方ともその子の特徴をよく考えられて、進めていかれることが今回の改正法案の中で大きな違いかなと思っておりますので、その点、

よろしく願いいたします。

教育現場のほうでは、この障がい者の特性に、先ほど市長のほうからのご答弁もありまして、子供たちの「すこやかファイル」、これ大変すばらしい取り組みだと思っております。やはりその子一人一人のファイルをつくって、ずっと継続してその子を見ていくというこの「すこやかファイル」は、ぜひ定着させていただいて、その中にたくさんの情報も網羅させていただいて、その年代別、年齢別、またその子が例えば塩竈市からどこか別なところに移り住んだとしても、そのファイルがずっと関係者の中につながっていける、そういったような県、またもっと広域的な部分も含めて、ぜひそれは進めていただければなと思っております。

そういった意味で、今回は教育現場のほうでも、この個別の指導計画が義務づけられておりますが、教育委員会のほうでは、この点、どのようにお考えになって取り組まれていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 特別な支援を要する子供たちにおきまして、個別の支援計画というのは、これは非常に必ずなければならない、そういったものであります。現在、特別支援学級におきましては、こういったことを作成しながら日々教育活動に努めているところであります。

なお、「すこやかファイル」につきましては、特別支援学級の子供たちについては、ほぼ活用されている状況であります。なかなか中学校までこれが伝わっていかないという課題がございますので、今後それが速やかに流れて、そういったものを活用しながら個別の指導計画に生かされるように指導してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ぜひ、切れ間のない支援をお願いしたいと思っております。

もう一点、放課後児童クラブ、この間まで今回受け入れの部分でいろいろございましたが、今現在の状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 放課後児童クラブについて、特別支援あるいは発達障がいのお子さんの状況ということでご質問いただきました。

平成27年度の末から平成28年度にかけて、私ども入級に当たって保護者の皆様からさまざまな情報を提供していただくということで、書類等の提出をお願いしたというのは既にご報告

差し上げておったとおりでございます。その資料等をもとに保護者の方々と個別に面談をさせていただいて、例えば放課後等デイサービスの利用等についてもご紹介をしてきたところでもあります。保護者の皆さん、そのような制度があるということを理解されまして、あらかたの方は放課後デイサービスと、それから仲よしクラブの併用の方法を選んでいらっしゃるということでございます。人によって通級の回数は違いますが、1週当たり2回通う方、3回通う方というふうにいらっしゃいますけれども、そのような通級を通じて専門的な療育環境でしっかり見ていただいているということもございまして、おかげさまで今4月に始めて、4、5、2カ月、あらかた3カ月たちますが、大変落ち着いたクラブ運営になっているのではないかとこのように捉えているところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

子供たちが落ち着いて通級をしているということをお聞きして安心いたしました。ぜひ、今後とも、学校の先生、それから保護者の方、そして放課後児童クラブの支援員の方々と話題を共通にさせていただいて、前にも申し上げましたけれども、やっぱり数カ月に一回懇談会なり情報交換をしていただいて、とにかく子供たちのささやかな小さな変化にも皆さんが気がついていただけるようなそういった取り組みをさらにお願したいと思っています。

就労に関しましては、この就労の定着支援を行うようにと今回法律に明記されておりますけれども、例えば職場におけるジョブコーチの配置とか、それから市内の企業における障がい者の就労状況などの現状をどのように把握されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 川村生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（川村 淳君） 就労の定着に向けましたジョブコーチ等の活用状況ということでございます。

宮城県の障害者職業センターにおきまして就労定着の支援事業としてジョブコーチというのが実施されてございます。これは、障がいを持つ方が事業所にお勤めになる際に一定期間ジョブコーチという方が一緒に同行しながら、大体2カ月から4カ月ぐらいを目安に自立できるような支援を行っていくという制度でございます。

本市の近年の事例でございますが、2件ほどご利用いただいているような状況でございます。

また、個々のご相談に応じながら、このジョブコーチというものも活用させていただきながら、就労の定着に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） やはり親御さんが一番心配されるのが学校を終わった後の自立できるかどうかという部分であります。そのために療育手帳ももらいたいというのは変ですけども、療育手帳がなければ、この子の将来の生活が心配だということで、先ほど市長にもお話がありました。その総合的な中で、精神障がいなのか、知的障がいなのかという、この二者択一の中で発達障がいという部分がありませんので、ぜひ市長、各全国市長会を通じまして、この判定の基準、精神障がい知的障がいかでなくて、その発達障がいという部分のものも国のほうにぜひお声をかけていただきたいと思っています。そうしないと、親御さんが、本当はうちの子は精神障がいでないけれども、やむなくそこで療育手帳をとらなきゃならないというそういった親御さんの思いがありますので、ぜひそれは強くお願いしておきたいと思っています。

5歳児健診につきましては、先ほど市長からもお話がありました。

事例の一つをご紹介しますと、大田原市のほうでは出前健診をしているそうです。それには、医師、保健師、心理士、言語聴覚士、作業療法士がチームで事前に保護者、また保育士にアンケート調査をしていて、気になるお子様をピックアップしておく。そこに子供たちが遊んでいるところにチームが行って、そこで日常生活を見て判断をしていくというようなことを大田原市のほうでもやっています。健診に子供を連れてきてその場で健診するのではなくて、こちらから子供たちのほうに取り組んでいくということをやっているそうですので、ぜひご参考にしていただければと思っています。

また、先ほど市長のほうから要介護の部分で事例が、トイレの改修、私もそのことはわかっていまして、やはり全国でもまだまだその域から脱していません。でも、高齢者で大変だという。自分でももちろんそういったお金を出して買ってくれば済む話でありますけれども、なかなかそれも厳しいという方もいます。ぜひそういったはざまに入った方たちに対する優しい取り組みを今後とも考えていただければと思いますので、ご回答をいただいて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 市長、お答えいたしましたように、市営住宅の現在住んでいただきながらトイレを改修するというのは、非常にトイレの勾配、構造などのこともあって、非常に難しい状況でございます。とりあえず今そういったトイレ、玄関周りにはバリアフリー対策ということで、手すりを計画的に全ての市営住宅目指して、まずはそちらのほうをやらせていただきたいというふうに思っております。

なお、あと手すりとかそういった建物に附属する、固着させるようなものは、我々所有者として対応させていただきますけれども、そうじゃない備品類であるとかそういったものについては、市営住宅という行政の中ではなかなか困難ではないかなというふうに今のところは考えております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、浅野敏江君の一般質問は終了いたしました。

4番西村勝男君。

○4番（西村勝男君）（登壇） オール塩竈の会、西村勝男です。

平成28年6月定例会において質問の機会を与您いただきました議員の皆様方に心より感謝申し上げます。

初めに、4月14日、16日未明に発生しました九州熊本・大分地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、今週に入って局地的な大雨の被害など厳しい避難所生活が続くことと思います。同じ被災地として、これからも復旧・復興が早期に達成されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

初めに、多くの自治体が実行段階に進む中、半年余りの出おくれ感を感じるまち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

第5次長期総合計画、残り4年、総合戦略、これからの5年間との整合性についてお伺いいたします。

また、具体的な政策手段の違いについてお示してください。

次に、総合戦略についてお伺いします。

総合戦略の策定は、これから5年間、自治体の人口動向や地域振興、活性化に向け、事業目標を数値化し、達成度をはかる重要業績評価指標の設定が重要とされています。今回出された総合戦略は、施策の方向性に対し、基準値の把握と目標値設定が明確に示されていません。

総合戦略の重要評価指標18項目のうち、基準値が明確でないものが7項目、また目標値が曖昧な項目が4項目、1項目が基準値と目標値が同じ、総合戦略として成立していると思われるのが18項目中8項目だけのように思います。これでは、施策の検証、P D C Aサイクルの機能である評価・改善を発揮できないのではと考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略による5年後のまちの姿が私にははっきりと見えてきません。お考えをお聞かせください。

次に、東日本大震災の検証と災害対応についてお伺いいたします。

東日本大震災から5年3カ月が経過しました。風化が進む中、被災自治体では東日本大震災の総括として、東日本大震災検証委員会が設置されています。二度と同じ惨事を繰り返さないために自治体が減災対応を初め、被災された住民の行動についても検証し、地域防災計画に反映させていると聞いております。

市として、東日本大震災検証委員会の設置を考えているのか、お伺いいたします。

次に、地震発災時における行政のための災害対応マニュアル、業務継続計画（BCP）の策定についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

自治体の業務継続計画は、災害直後でも優先度の高い業務を継続することを目的としています。それが中断した場合でも、早期に業務を再開し、外部からの応援を有効に活用することを目標としています。業務の執行体制や対応手順の継続に必要な人・物・情報の確保を定めた計画で、全国の自治体でも策定が進んでいます。

東日本大震災の経験と教訓を次の時代の行政にどのように生かすかが問われています。市としての対応をお聞かせください。

次に、海岸通地区震災復興市街地再開発事業についてお伺いいたします。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業は、多くの市民の方々が大変期待しております。また、心配の声も聞かれます。計画を進める上で、第一歩でもある地権者の合意形成を初め、さまざまな課題や問題点について現在どこまで進んでおられるのか、結果としてどのような地域に、まちになるのか、市民の方々にわかりやすく理解していただけるような説明をお願いします。

次に、観光の振興についてお伺いいたします。

塩竈市の長期総合計画に基づき、庁内各部が政策目標を掲げ、ミッションとして事業を進められています。そこで、食のまち塩竈観光プロモーション事業の内容についてお伺いいたし

ます。

まちの魅力や資源を最大級に活用し、地域の特性を広域で連携させ、修学旅行を初め観光客誘致に取り組むなど、さまざまな目標を掲げておりますが、その内容についてお知らせください。

最後に、ごみステーションの設置についてお伺いします。

震災から5年3カ月が過ぎ、市内各所で数多くの住宅、アパートの建設が進んできております。また、災害公営住宅の建設も進む中で、新しく移住された住民のごみの処理、ごみの集積所について、どのように指導・対応されているのかお伺いいたします。

特に、小規模建て売り住宅の開発業者、アパートの建設業者に対し、確認申請時などに地元の町内会との協議や新たなごみ集積所の設置を初め、指導や要請などは行っているかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。当局の誠意ある回答をよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から5点にわたりご質問いただきました。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えをいたします。

まず、長期総合計画と総合戦略との整合性についてのご質問でありました。

今回策定をいたしました総合戦略であります。本市の市政運営の最も基本となる第5次長期総合計画をベースに定住を促進するための定住人口戦略プランを初め、国及び県の総合戦略の内容を踏まえ、人口減少の克服と雇用創出という2つの視点で体系を再構築したものであります。このことから、それぞれの計画の整合性は基本的に図られているというふうにご認識をいたしております。したがって、総合戦略に位置づけております施策の方向性の内容や重要業績評価指標、いわゆるKPIにつきましては、内容により長期総合計画と同一となっております。ご認識をいたしております。

次に、長期総合計画と総合戦略を踏まえ、今後5年間何をを目指すのかというご質問でありました。まずは今回策定いたしました総合戦略に定めております5つの基本目標に沿った数値目標、さらには施策の方向性で掲げた重要業績評価指標の達成に努め、人口減少の克服と雇用創出等の実現を目指してまいりたいと思っております。

あわせて、長期総合計画に掲げます3つのまちづくりの目標と定住・交流・連携を重点戦略

に横断的かつ総合的な取り組みに努め、都市像として掲げております「おいしさと笑顔がっとうみなとまち塩竈」、そして、将来人口5万5,000人の達成に取り組んでまいります。

具体的な施策と重要業績評価指標の問題についてご質問いただきました。

重要業績評価指標において基準値を設定していない項目があり、基準値がなければ効果を検証できないのではないのかというご指摘でありました。基準値を設定していない項目につきましては、総合戦略策定時点では実績のないものでございます。したがいまして、将来目標値という形で数値を設定をさせていただいたところであります。

なお、具体的な施策についてであります。今回は塩竈水産品ICT化事業を掲げさせていただいておりますが、重要業績評価指標として設定をさせていただきました水産加工品生産高600億円の達成に向け、今後取り組みを深めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、東日本大震災の検証と災害対応についてのご質問でありました。

自治体災害対応のマニュアルについてであります。このことにつきましては、昨年2月定例会におきましても西村議員からご質問いただいたところであります。

発災時の状況を振り返ると全く想定外の事態が数多く発生をいたしました。特に、避難者数が想定した数の2.5倍以上にも上りましたことから、全ての方を屋内へ収容することが困難となり、食料や毛布などの備蓄品も全く不足をしてしまったところであります。

また、ライフラインの途絶、特に停電によりまして備蓄した電化製品等が使用できなかったことや物資を運搬するための車両への燃料供給がストップしたことなども挙げられるところであります。

これらの一つ一つの課題を防災関係機関や地域の代表者などのご参加のもと7回にわたる防災会議の中で検証した上で、平成26年3月に地域防災計画の見直しを行ったところであります。

さらに、震災当時のさまざまな記録とともに、災害に遭った職員等の反省とそこで明らかになりました課題を整理しながら、昨年3月には東日本大震災復旧・復興の記録「明日へ」を取りまとめをさせていただいたところであります。

これらは市の職員や市民の方々が当時の状況を再認識いただくとともに、次の世代に伝承する災害対応マニュアルではないかなと思っております。

現在、本市ではこれらのマニュアルを参考にしながら、次の世代の職員に伝承する機会を設

け、今後の災害減災対策に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今後の検証のための検証委員会の設置はというお話でありました。防災会議については、まだ解散をいたしておりません。折に触れまして防災会議を開催をさせていただき、折々の課題・問題についてご審議を賜っているところでありますので、検証等につきましても、この防災会議の中でご議論いただくものと考えているところであります。

次に、産業と経済の復興についてであります。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業の進捗状況についてお答えいたします。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましては、昨年12月の組合臨時総会時点では、3月末までに宮城県から権利変換計画の認可を受け、その後、建物除却工事を開始し、5月には本体工事に係る契約の締結をという予定でありました。

しかしながら、権利変換計画認可申請に必要な権利者の同意の取りまとめがおくれている状況であります。したがって、まだ同意をいただかない方がおられるため、申請に至っていないという状況であります。

このため先行して発注作業を進めておりました建物除却工事につきましては、施工業者との契約まで完了はいたしておりましたが、まだ着工できないという状況であります。

同意書の提出状況といたしましては、59名の権利者のうち、約9割の皆様が口頭で同意の意思を示されておりますが、同意書を提出いただいた方々は6月15日現在で、59名中43名、率にして73%ということについては、総括説明の際にもご説明をさせていただきました。

未提出の権利者16名の内訳であります。印鑑証明書等書類の準備を行われている権利者が10名、権利変換の内容について交渉中の権利者が6名となっており、うち3名につきましては比較的土地所有の面積は小さいということではありますが、やはり全ての皆様方からご同意がいただけますよう、組合として誠心誠意努力を重ねてまいりたいというような話を伺ったところであります。

権利変換計画の認可申請に当たりましては、できるだけ多くの権利者の方々から同意をいただくのが望ましいことは我々行政の立場としても同様であります。再開発組合では、4月中旬の申請に向け、権利者の皆様と再度話し合いを進めるとともに、事業計画の精査、テナント誘致活動などの活動を継続して進めているというふうにお伺いをいたしたところであります。

今後の見通しについてのご質問でありました。

再開発組合の目指す7月中旬の権利変換計画認可申請が予定どおり行われたといたしますと、計画認可が8月下旬ぐらいになるものと思われます。その後、速やかに1番地区から建物除却工事に着手し、10月中の本体工事というようなことを目指してまいりたいと思っております。

次に、観光についてのご質問をいただきました。

本市の観光の基本となりますが、まずは国内観光の活性化ではないのかなと思っております。

このことにつきましては、1つは塩竈市としての取り組み、あるいは二市三町としての取り組み、さらには宮城県全体としての取り組みの中で、お互いに競争、切磋をしながら進めてまいったところでもあります。また、昨今は、六魂祭に代表されますように、東北全体で東北地域の観光の活性化を図っていくべきではないかというような視点も新たになってきております。今定例会でも日本遺産についてご説明をさせていただきましたが、さまざまな材料を最大限活用しながら、国内観光の活性化ということを目指してまいりたいと思っております。具体的には、まだ超えられずにおります震災前の平成23年度の数値を何としても乗り越えたいというようなところでもあります。

もう一つの課題であります、やはりインバウンドの拡大ではないのかなと思っております。残念ながら、東北全体で年間四十五、六万人ぐらいですか。今たしか沖縄1県で100万人を超えているという現状であります。いかに東北が国際観光に立ちおけているかということでもあります。

本市におきましても、これまでも国際観光の交流についても、さまざまな取り組みはいたしてまいりましたが、大変申しわけないんですが、まだ十分な成果が上がっていないという認識をいたしております。

こういったインバウンド対策として、例えば今国際観光には不可欠と言われております多言語表示の案内板でありますとか、無線LANの整備といったようなものがと言われております。また、外国人の方々は、単なる観光というよりは、体験型の観光というものを目指されているというのが全国的な趨勢であります。

したがいまして、我々塩竈にお越しをいただきました外国人観光客の方々にどんなことを体験をしていただくかといったようなことのメニューもしっかりと用意していかなければならないと思っております。

また、外国人観光客、国内観光客の方々に限らず、本市は食のまち塩竈を標榜させていただ

いております。また、ミシュラン二つ星でもあります。さまざまな潜在観光需要を拡大できるような材料を多面的に活用しながら、今申し上げましたような目標達成に市民の皆様方のお力をおかりしながら一丸となって取り組みをさせていただきたいと考えております。

最後に、ごみステーションの設置についてご質問いただきました。

ごみステーションの設置については、今市内の各所に配置をさせていただいておりますが、議員のご質問もその点なのかなと思っておりますが、例えば新たな住宅団地が開発される、あるいは新たなマンションができる、新たな大規模なアパートができるといったような場合につきましては、開発行為等によりましておおむね20世帯を超えるような今申し上げました施設が整備される場合には、事前に事業者と協議をさせていただき、区画内にごみステーションを設置していただきますよう、指導・協力をお願いしているところでありまして、ほぼそういったことについてはご協力をいただいているところでありまして。

一方、震災後であります、小規模のいわゆるミニ開発が市内の至るところで取り組まれております。このようなミニ開発については、ごみステーション設置の事前協議という規定がございません。したがって、事業者が自主的に設置の相談をいただき、設置される場所をご提供いただいた場合にそのような設置を進めてまいっているというのが実態であります。

一方では、こういった相談もない開発が行われているのも事実であります。

結果として、既存のお住まいの方々にごみ問題で大変なご迷惑をおかけしているというケースがふえてきているようであります。本市におきましても、パトロール等を強化しながら、乱雑なごみステーションについてはご指導させていただきますとともに、新たにできましたアパート等の居住者の方々にも一定程度のご負担をいただくよう、認識を深めさせていただいているところでありまして。

今後も、パトロールを強化しながら、くれぐれも既存の居住者の方々に迷惑のかからないような取り組みを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 説明ありがとうございました。

初めに、総合戦略を策定する上で、国のほうから大分情報が提供されていましたが、地域経済分析システム、あと総務省からは産業連関表など、さまざまなツールを用意されてきたわ

けですけれども、それをどのように今回の総合戦略について取り入れられたのか、また30代、40代のワーキンググループといいまして、若い職員の方々が今回の企画に参加されたと聞いております。女川のまちづくりでは、60代は口を出さず、50代は口は出しても手は出さず、30代、40代が中心となってまちづくりをするというようなお話もあったので、私も昨年度のこの企画が出たときには期待していたのですが、今回の総合戦略策定する上で、どのようなワーキンググループのご意見等が拝聴できたのか、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今西村議員より2点についてご質問いただきました。

まず、1点目の総合戦略の策定で、地域経済システム、いわゆるRESASと呼ばれるもの、それから産業連関表等についてどう活用されたかということで、1点目、ご質問いただきました。

国のほうからは、議員が言われますとおり、さまざまな数値等が、分析ツールが示されております。例えば今ご紹介いただいた地域経済分析システム、それから産業連関表、さらには地域の産業・雇用創造チャートといったようなものも分析ツールとして示されてございます。

本市の総合戦略の策定に当たりましては、経済理論に基づきます地域経済の分析として加工・グラフ化されたものでございますが、総務省が提供しております地域の産業・雇用創造チャートを活用してございます。

このチャートにつきましては、地域産業構造が可視化され、地域の稼ぐ力、それから雇用力といったものがグラフで示されてございます。そういうことで、何が地域の基盤産業であるかがわかるものとなってございます。

そのチャートに示されました本市の状況であります、稼ぐ力では漁業、それから水産業、食料品、製造業の順で、雇用力につきましては、食品製造業、それから医療業、食品小売業の順で高くなってございまして、稼ぐ力、それから雇用力双方に塩竈市が特化しているというふうな部分につきましては、食料品製造業というふうなことになってございます。このことを踏まえながら総合戦略のほうの策定をしております。

なお、議員から言われました地域経済分析システム、それから産業連関表等につきましては、総合戦略に基づきます施策展開におきまして今後も活用に努めてまいりたいというふうにご覧させていただきます。

次に、もう一点ご質問いただきました。

総合戦略の策定の中で、若手職員の意見はどのように反映されたかということですが、今回の総合戦略の策定に当たりまして、若手職員によるワーキンググループを設置をいたしております。2回にわたる意見交換を行いまして、その中で出されました意見については、総合戦略に位置づけております数値目標、それから施策の方向性、重要業績評価指標の中に反映をさせていただいております。

具体的には、基幹産業であります水産業に若者が就職したいと思える環境の整備や競争力強化が必要ではないかといったご意見や、若い世代の結婚・子育てに関しまして、小さい子供が遊べる場所が少ない、PRが不足しているのではないかとといったご意見がございましたので、計画の中で地域産業の競争力の強化、それから安心して産み育てられる環境づくりを施策の方向と位置づけまして、魚市場水揚げや水産加工品の生産高、それから子育て支援センターの利用者数、そして子育て支援施設数の目標値を重要業績評価指標として設定をさせていただいております。

また、雇用の創出ということに関しましては、塩竈が好きで創業されるという个性的なお店がふえているということもあり、また土地を有効活用した積極的な企業誘致に取り組むべきではないかというふうなお話もありました。

そういったことですので、企業誘致の促進を施策の方向性と位置づけをしまして、今後5年間の雇用創出数を数値目標といたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

ここまで来るまでに、中学生、高校生、大学生、また商工会議所、さまざまな団体の方々が総合戦略策定に向けて今のツールを使って出されております。私もなかなか理解できない部分がありますが、職員の皆様は大学も出られて、常識、分析力のある方が多いですから、毎年毎年それを見定めていただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

それで、30代、40代の方々につきましては、これからどう評価してどう実行していくかによっては、若い方が伸びる機会でもあります、市長。ですから、そういうご意見はきちっと取り上げていただいて、これからの計画に取り入れていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、人口ビジョンの中で、市長が掲げておりました「日本で一番住みたいまち塩竈」、

長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにということでのスローガンがありましたけれども、今回の統計で6年前の調査で「住みやすい」という方が53.6%、それが昨年は52.2%、1%ダウンしています。「住みやすいとは思わない」「住みにくい」が36.9%から41.7%、5%ふえております。今までの政策結果がこの数字にあらわれたとは思わないんですが、アンケートではわからない部分があるんでしょうけれども、市長、どうい
うご感想をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まだまだ私どもの取り組んでいる成果を全て市民の方々にお見せできていないということが結果としてそのような数値につながったのかなと思っております。今復旧・復興で、さまざまな新たなまちづくりの形を整えつつある状況でありますので、できる限りそういったものを市民の方々にご評価をいただきながら、思いとしては、ぜひこの塩竈にお住まいをいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

どうしてもこういう数値目標を定め検証していく中で、今回もアンケート調査が行われました。当市のアンケートは18歳から49歳まで8割、50歳から79歳まで2割の方々に、2,000名のアンケート調査をされたようでございます。しかし、ほかの自治体、同じ5万前後のまちでは、3つのカテゴリー、つまり25歳から40歳までの独身男女に対して定住促進・結婚観のアンケート、ゼロ歳から15歳までの子供を持つ世代に対して子育て・教育のアンケート、そしてまちづくりや市民の協働とか全ての部分に対して19歳から75歳以下の男女についての3つのカテゴリーでアンケートをとられていると。つまり目的を持って、どういう状況なのかと把握するためのアンケート調査だったと思いますが、今回の当市の塩竈市のアンケートは、余りにも的といいますかターゲットを絞らないままに行われたのではないかと思うのですが、その点についてどうお考えなのかお示してください。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 議員言われますとおり、そういった見方も一部あるかと思いますが、広く、特に塩竈市の今回のアンケートにつきましては、若い世代に絞らましてご意見を頂戴したといった視点もありますので、今回はそういった取り組みをさせていただいたところでございます。

なお、そういった今ご提案いただきましたターゲットを絞ったアンケートなり、聞き取りというものにつきましては、今後議員がご提案いただきました毎年見直す必要があるんじゃないかというふうなこともお話しいただきましたので、そういった中で、できるだけ取り組めるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） どうぞよろしく願います。

P D C Aサイクルの全国での実施頻度は、年に1回やられるところが76.5%、年2回が14.6%ということで、大部分のところで1回ないし2回を進度調査といいますか、今までのアンケート調査を基準にした評価と改善を行っていると言われていまして、塩竈市におかれましても、その辺を十分に理解していただいております。

また、昨日鎌田議員のほうから選挙に対する若者の捉え方ということでありましたが、もう一つ、高校生の定住意識や仕事に対してのニーズ調査ということで、高校生の将来に対する意識調査というものもある地域ではやられております。まず、塩釜高校ですと、3年生が393人いらっしゃいます。これから社会に旅立つ若い方々、また選挙権を持たれる方を含めて今後どういう意識をされているのか調査するのも一つの手だと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 総合戦略、まちの、地域の活性化につきまして、若い方々の意見をどういった形で積極的に取り入れていくかという方法につきましては、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

塩釜高校3年生、二市三町以外に3市か4市ぐらい広域に入学してまして、塩竈市の高校ではなくて塩釜近郊に住まいする若手の考え方といいますか、18歳までの高校生の考え方が集約できるのではないかと思いますので、その辺もひとつ考えていただいて、アンケート調査に入れていただければと思います。

アンケート調査は、先ほど述べましたように、ある地域では25歳から40歳までの独身男女は1,500人、ゼロ歳から15歳の子供を持つ世代については1,500人、あとまちづくりについては15歳から75歳までは3,000人と。それで回収率を40%ほど見て、的確な数字を得て、今後の政

策につなげているということを知りましたので、その辺もどうぞよろしくをお願いします。

それで、この件でもう一点だけちょっと聞かせていただきます。

出産に関する目標ということで、普通、県でも、あるいは地域でも、合計特殊出生率、例えば県の場合は1.8%。ただ、塩竈市の場合は、出生数ということで出されておりますが、比較対照するのは難しいような気がします。その辺、どう考えてこちらのほうで出されたのか、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今議員が言われました県で合計特殊出生率1.80%ということに関しましては、本市の将来人口展望の中では同様に1.8%ということで計画を策定してございます。

それで、今ご質問いただきました出生数につきましては、平成27年の値から倍の5%程度増加するというので、5年平均で10人未満の端数を整理させていただいて設定させていただいたというふうな数値でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

どうしても数値を出す場合には一つ統一されて出されたほうが私たちにもわかりやすいし、数字だけではちょっとはかり知れない部分がありますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、東日本大震災の検証と災害対応についてお伺いします。

検証委員会の設置ということでお伺いしましたが、もう設置に値するような活動をしておられているということでお聞きしました。また、業務継続計画についても、きちっと、できれば策定をされ、書面でお残しいただければ幸いです。つまり職員の方々が今後10年で、恐らくは大事な職場にいる方々が退職されると思います。ある地域では聞き取り調査をされて、こうだった、ああだった、その災害に遭う前までの知識とはまるっきり違ったということで、今後どうあるべきかをきちっとお聞きしまして、資料として残しているということでした。

また、学校教員の方々ももう5年過ぎまして、職員の方、残っている方が10%台にもう減っているということで、職員の方々に対しても聞き取り調査をされて行政関係にかかわる方々がきちっとその対応についてマニュアルをつくられたほうがいいのではないかと、思って今回質問をさせていただきました。

やはり5年後、10年後、100年後、もしそういう災害があった場合に、これを見ればわかるというものがきちっと残っていないと、今回熊本では5年たったの復旧・復興への人の派遣を行っていますが、やはり体験を教訓としたものがあちらでは全部破棄されております。これが30年、50年後、100年後に職員の方々がもしそういう災害派遣の場合、何を基本に考えていかななくてはならないのか、その辺も含めて業務継続計画並びに東日本大震災における検証委員会の報告をされたらどうかと思ってお聞きしました。それについてどうお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） ただいまBCPについてのお尋ねをいただきました。業務継続計画でございますが、これにつきましては、大規模な災害が発生した場合、災害に対します対応に加えまして、各種証明書の発行など、平常時の業務もあわせて実際的には実施をしなければならないというようなことでございますので、この業務継続計画の策定につきましては極めて重要だというような認識を持ってございます。現在、素案を整理をいたしてございますので、これは今後関係機関との調整を図りながら、早い時期に策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

できればいつごろまでに作成されるのか、きちっと決めて進めていただければ幸いです。

次に、もう一点質問させていただきます。

さまざまな形で指摘、問題提起された災害廃棄物処理についてお伺いします。

迅速かつ適正な収集・処理のため、災害廃棄物処理計画の策定を考えているのかお伺いします。今回の経験を検証と改善をさせて、次の時代への災害時の対応マニュアルとなるものをおつくりになっているのか、それのご検討のほど、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 今西村議員お尋ねの災害廃棄物処理計画、我々としては東日本大震災があったわけですがけれども、これは全国的には阪神・淡路大震災、そういった教訓を踏まえて環境省のほうで自治体でそれぞれつくってくださいというか、そういうような指導を今受けているところでございます。上位計画といえますか、今宮城県のほうでまず災害廃棄物処理計画の策定を進めているところでございます。今回、我々も県のほうにいろ

いろいろお願いしたような、やっぱり大規模な災害で自治体が被災しておりますので、自治体職員の対応もままならないときに、地方自治法の委託ということで、県が受託した経緯もごございますので、そういった決め方もきちっと網羅した計画を今県の方で策定しております。やがてお示しいただいた上で県内の自治体も各計画の策定をしてくださいというような形で進められているところがございますので、もう少々かかりますけれども、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

ただ、先ほども申しましたように、その対応した方々が大事なポジションにいた方が5年後、10年後にはもういらっしゃらない。退職される。また別な部署に入られるということもあります。早目にいろんなご意見をいただいてそのマニュアルを作成されることをよろしく願います。

関連して、仮設と建設された店舗住宅工場荷さばき所について、確認のため2点ほどお伺いします。

水産加工業に対する仮設工場、たしか2棟ほど建てられましたが、いつまでに解体されるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 水産加工場の仮設の加工場につきましては、新浜地区に大きく分けると2カ所、県有地と団地水産加工業協同組合の敷地2カ所ございます。こちらにつきましては、今現在、まだ荷物を残している方はいらっしゃいますけれども、私どもの計画では今年度解体ということで、中小企業庁からの補助金を受けることになってございますので、今年の9月中旬に退去いただいて、10月に解体をしたいということで考えてございます。

なお、今申しましたとおり、今現在その中で水産加工場として稼働しているということではなくて、一部荷物が残っているというような状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

期日も迫ってきております。工場内にまだ私物が残っているということだったものですから、その辺の配慮もきちっとされて、早期に解体されることをよろしく願います。

また、魚市場に対しまして荷さばき所が建設されました。第1次、1回目の。建設費と解体

費は、あといつごろ解体されるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 現在建設中の新魚市場の仮設荷さばき所は全部で4棟ございます。一番最初につくられたものが市場のロータリー入ってすぐのところでございます。こちらにつきましては、事業費がおおむね8,000万円でございます、解体につきましては、今回いわゆるC棟が完成をしまして、間もなく敷地内の階段の整備、あるいは取り付け道路の整備を行いますので、おおむね11月から今年中にかけて解体のほうをしていきたいというふうに考えております。

解体の費用につきましては、いわゆる公共事業に伴って、例えば道路を取りつける場合には仮橋をつけるとかそういった考え方がございまして、いずれも補助対象で解体のほうはできることになっておりますが、その解体の費用が幾らかというのは、ちょっと今手元にはございませんので、ご容赦いただければと思います。

なお、ほかの3棟につきましても……（「結構です」の声あり）いいですか。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。8,000万円、恐らく解体費用二、三千万円かかって1億1,000万か2,000万円の建物がここに壊されるわけですけれども、荷さばき機能として何日ぐらい稼働されたんでしょうか。その辺教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ちょっと具体的に何日ということではございませんけれども、当初は平成28年の2月以降になってから荷さばき所の面積がかなり減ってまいりましたので、そちらの中で開市の日には、ほぼ毎日小魚の選別ですとか、あるいは箱詰め作業ということでは使われておりました。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

何かお聞きしますと、魚を水揚げをされて、そこで荷さばきをされて出荷されるということについては、行われなかったというお話も聞きましたので、1億円以上の建物が何か余り利用されなかったかなということがあり、また今回解体されますと、今回仮設店舗、仮設住宅につきましても、解体されてしまいますと全部忘れてしまうということもありますので、その辺も踏まえてきちっと精査されて、記憶として、記録として残していただいて、いろんな

検証結果として残していただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、海岸通地区震災復興市街地再開発事業についてお伺いします。

市長のほうから、またさまざまな形で情報はお聞きしておりました。ただ、一般市民の方にとって本当に夢があり、期待されていることも聞いております。また、心配の声も聞こえております。これから地権者の意思統一を図られて10月ごろまでには第1期工事が始まるというようなお話も聞いております。市長としても、心を据えて、また市議会としてもチェック機能を発揮しながら見守りたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、観光振興についてお伺いします。

食のまち観光プロモーション事業ということで、この前資料として見ました。その中に、観光ボランティアという形で今年間1,000名ぐらいのお客様に対してNPOみなとしほがまの方々が見守りながら活動されていますが、まちなかコンシェルジュを配置しますという文面が載っていました。昨年の2015年の食のまち塩竈観光プロモーション事業という中で。これは何を指しているのか。また、観光ボランティアとどう違うのか、ちょっとお示してください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今西村議員からご質問ございました。

まず、観光ボランティアガイドにつきましては、ご存じのとおり、NPOみなとしほがまさんのほうで無償で神社ですとか、旧亀井邸、あるいは旧ゑびや旅館等を中心に、歴史とか神社についての無料ガイドをしていただいているということで、メンバーが30名ぐらいいらっしゃるということでございます。一方のまちなかコンシェルジュということでございますけれども、こちらは現在観光物産案内所におりますスタッフ4名のことを私ども指してございます。市内の回遊性ですとか、あるいはおもてなしの向上を図るために周遊ルートの提案ですとか、ガイドブックには載っていない町なかの最新情報の提供などを行うように、塩竈をより深く楽しんでもらえるような形での情報に通じたようないろいろ研修なり勉強をしていただいている方々を私どもそういうふうと呼んでおります。日ごろから、年間大体20回ぐらい、まち歩きツアーと称しまして、島をご案内したり、神社とか花、本町界限をご案内したりする機会がございますけれども、そういった折々で事前の情報収集ですとか取材等を通して、いろいろな情報を持ってコンシェルジュということで運営いただいているということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） やっとわかりました。どう整合性を持たれてまちの案内をされるのかなと思いましたが、別だということだとすれば、やはりボランティアガイドの皆さんも、このコンシェルジュの皆さんも、ユニフォームなどをそろえていただいて、本当にお客様をおもてなしするという態度といますか、思いを伝えるようなものにしていかないと、それは伝わらないのではないかなと思っています。観光ボランティアさんの場合、無料で、自腹で食事も足代も全てやっていらっしゃるようですが、今回コンシェルジュのほうは市のほうでお持ちになってやられるとしても、やはり統一されたユニフォームでお客様をお迎えするような形もどうでしょうか。それはお考えありませんか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 済みません、ちょっと説明不足でしたが、まちなかコンシェルジュというのは観光物産案内所のスタッフ4名ということでございまして、塩竈市の観光物産協会のほうが直接的には運営されておられる方々でございまして。一方の観光ボランティアガイドの方々については、NPOみなとしほがまということで、最近ですと、ユニフォーム的にはボランティアガイドの方々は水色のジャンパーみたいなのを着ていらっしゃる、一方で観光案内所のスタッフはピンクのジャンパーを着て、それぞれやっております。一体感はあるんですが、一緒かという、そこが一緒になると別々になりますか、その辺はちょっといずれ課題として捉えていきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） よろしくお願ひします。

お客様はコンシェルジュもボランティアの方も、やはりどちらにしてもおもてなしをしてくれる方であるということは認識できるように、何か大分水色のジャンパーもなかなか見えにくくなっておりますので、その辺個人持ちという部分もありますが、やはり若干の補助も必要なのではないかなと思っておりましたので、お聞きしました。

それで、観光についてなんですが、昨日Wi-Fiの件でいろいろ皆さんから出ていました。なかなかフリーWi-Fiを整備するのにお金がかかる、県の補助金も大変だというお話承っていましたが、もう一度小山産業環境部長、お話しいただければ幸いです。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 主に外国人観光客については、スマートフォンからの情報取得

とか情報発信を行うということで、最近では無線LANの整備が欠かせないというふうに言われておるところでございます。今現在は、塩竈市内、観光目的で設置をお願いした実は飲料水の自動販売機に無線LANの機能がついているというものがございまして、徐々にふやしていければなというふうには思っておりますが、今のところまだ1台ということでとどまっておるところでございます。

無線LANの整備につきましては、きのうも若干お話しさせていただいたとおり、宮城県の観光課のほうで補助事業の予算を持っておりまして、ことしの春先、1月だったかと思えますけれども、ある程度連担性のあるエリアで、ある程度の方がまとまって手を挙げていただければ、1施設当たり25万円を限度に補助できるということで、説明会を開催いただいた経過がございます。よろしいですか。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 大分時間がなくなってきましたので、実は白石市、無線LANと防犯カメラを一緒に50台ほど配置しております。その維持管理費は自動販売機から上がる料金、またあとメーカーからの協賛ということで、無料でやられているということが載っております。白石市公衆無線LANサービス運用開始ということで、昨年10月からもう始まっております。思いのほか簡単にできたのではと思う。余りにも補助金とか県とかいうのじゃなくて、これも市のほうでは、白石市では3カ所ほど防犯カメラを設置しています。それは自前で、150万円から200万円ぐらいかけて3カ所設置しています。あと、ほかの部分は、自動販売機と一緒に防犯カメラを設置して地域の安心・安全のために利用されているというのも、そういう事例も出てきています。ですから、補助金が云々じゃなくて、そういう先見つつやっている事例をもう少し考えていただいて、早目に、もう2020年にはオリンピックが始まります。それを踏まえて早目に対応していただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

では、最後に、ごみステーションについてお伺いします。

先ほどの20棟以上の大型開発ということで、ごみ処理については対応されていると言われましたが、一町内会、そんなに数がまとまっている町内会というのはそう多くありません。千賀の台600所帯、藤倉500所帯とかという形はわかりますが、30、40所帯の町内会であるとするれば、7所帯ぐらいとか8所帯ぐらいの新築住宅が入りますと、ごみステーションが満杯になったり、大変迷惑を、迷惑じゃないですね、住民にとってはルールに従って確実にその処理は行っているんですけども、思いのほか多い場合には町内会の責任としてその対応を迫

られているということもあります。その辺も踏まえまして、新しくごみ集積所の設置などを考えられる部分については、その対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、私は北浜に住んでいますけれども、国道沿いにあるごみステーションは消火器が置いてあったり、バッテリーが置いてあったり、あと回収できないものが置いてあったりということもあります。また、あと新規でそうやって出られた方についても、大変町内会として苦勞しているということが大分多いことだと思ひます。それを踏まえまして、もう一度お伺ひしますが、新しく建てられる7戸とか、8戸、5戸ぐらいでも、結構新しい小規模開発の住宅に対し、またアパートに対し、説明対象といひますか対応についてももう一度お話しください。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 先ほど市長のほうからもちょっとお答えがありましたけれども、やはり開発行為ですとそういった事前協議で、そういったこちらからも設置の願ひをしてやっておりますが、どうしてもやはり小規模の開発、または単独の建築確認、それで建築確認につきましては、開発行為の担当課のほうで行っておりますが、今現在、十何年前からでしたでしょうかね、市だけの特定行政庁だけでなく民間のほうの審査機関でも建築確認を行っているというお話をいただいております。今ほとんど85%ぐらいがもう民間のほうで審査しているということで、どうしても各建築基準法の法令上の審査にとどまって、やはりごみステーションの設置という行政指導はちょっとなかなか難しいというような話も伺っておりますのでございます。そういった関係では、今現実的にはお困りの町内会、ありましたら、常々ご相談いただきまして、我々要望に応える形で協議を受けてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

最後の質問になります。

北浜地区復興土地区画整理事業と藤倉地区復興土地区画整理事業が今進んでおります。その中でも、ごみステーション、今工事している関係上、置いておかないという部分がありますが、どういう設置を考えているのか。やっぱり景観上、ちょっと見苦しいとか、藤倉の場合には車の通行、人の通行についても邪魔になるとかという部分もありますので、その辺、どう整理してお考えになっているのか、お知らせいただきまして、以上で質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 今現在事前協議でそういった藤倉・北浜地区の位置図と
いいですかそういったものがまだ環境課のほうに届いておりません。住民の方が利用しやす
いように、あるいは収集車が遅滞なく入れるような形で、あと協議に臨んでいきたいと思
います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、西村勝男君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

今回は、同僚の菊地 進議員の順番ではありますが、菊地議員より質問の機会を譲って
いただき感謝申し上げます。

今回の質問は、ガレキ処理問題と重点分野雇用創出事業の2点について質問させていただきます。

1点目の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会で取り扱いましたガレキ処理問題に関し
ては、まず3点お伺いいたします。

まず1つ目として、連絡協議会が100条委員会に提出した資料の中に、浦戸での家屋解体174
件分、ここは質問書にはこう書いてありますが、ちょっと確認したところ、寄せ集められた
72件分ということで訂正させていただきたいと思、の真新しい領収書が提出されまし
た。この書類には、鮮やかな朱色の市長印が押印されておりました。そこで、提出された業
務指示書の印鑑を誰が押したのか、お伺いいたします。

2点目といたしまして、今現在も浦戸の家屋解体の中で二重請求の疑いありとして1億
6,000万円の返還請求の裁判が行われております。この裁判のもとになった家屋解体72件分の
寄せ集められた原因についてお伺いいたします。

昨年の調査特別委員会の証人喚問で、前環境課長並びに実務担当者は、「対象物件の解体申

請に必要とされる書類に整わないものがあつたために会計課で支払い処理してもらえず、書類が滞っていたので、やむを得ず予算措置期限が迫っていたので書類の整っている物件に寄せ集めをした」と証言しております。

しかし、後日の証人喚問では、元会計管理者は、「会計課では必要書類が何であるか認識していない。そして、書類の滞りはなかった」と証言しております。

さらに、当日、環境課内で会計課に書類を回すための最終チェックを業務としていた前環境課課長補佐も「書類の滞りはなかった」と証言しております。

この食い違う証言内容について、どちらが正しいのか、その真偽についてお伺いいたします。

3つ目として、分別され持ち込まれたはずのアルミや銅の高価なスクラップの行方に対する質問の答弁として、このアルミ・銅スクラップ等については、越の浦に全て集積されていたわけですが、佐藤市長は平成26年7月30日の調査特別委員会で、「混合スクラップの集積場である越の浦仮置き場にて、スクラップが分別されていないのを確認している」と発言されておりました。その言葉を証明できる現場の証拠写真があるならば、提示していただきたいと思っております。

大きな問題の2点目といたしましては、重点分野雇用創出事業から2点ほどお伺いいたします。

日ごろ、行政は市民に対して書類審査に厳しい態度で取り組んでおります。本委託事業の支払うに当たり、経費の納品書や領収書の確認をしたのかお伺いいたします。

2点目といたしましては、議会に報告された決算の内容と領収書提出に伴い経費の大幅な変更がなされ、そのことを正当化するために市は本事業の支払いに関して市が損害をこうむっていないという判断で私の住民監査請求を退けております。本当にこの判断が税金の正しい使い道を旨とする行政として塩竈市が損をしていないから問題ないんだというお考えに間違いがないのかどうかお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から2点にわたりご質問いただきました。

初めに、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会のガレキ処理問題についてのご質問でありました。

まず、連絡協議会が100条委員会に提出した資料について、浦戸での解体分の業務指示書の

市長印の押印は誰が行ったのかというご質問であります。

これは、市長公印を所管する文書法令担当課であります市民総務部の総務課の職員が押印をいたしております。

公印を必要とする文書につきましては、職務権限規程に基づき、決裁者が決裁した文書、総務課で提示をし、承認を受けて押印を受けることとなっております。この場合の解体業務指示に係る起案文書は環境課が作成いたしており、職務権限規程に基づき決裁権者が環境課長でありますので、環境課長の決裁により市長公印を総務課において押印をいたしているところでございます。押印した文書、業務指示書は環境課から連絡協議会へ渡して業務をお願いしたところであります。

次に、浦戸での家屋解体の寄せ集められた原因についてというご質問でありました。

危険物の解体の受け付けであります、平成23年5月6日から始まりました。受け付けの期間は当初平成23年10月31日まででありました。ただし、遠隔地の長期避難者等の特別な事情がある方に限り、翌平成24年2月10日まで延長いたしておりました。被災者からの解体の申請を受け付け、順次解体作業を行ってまいりました。取りまとめて終了いたしました浦戸の家屋解体の72件につきましても、島民からそれぞれ解体の申請を受け付けた上で、協議会へ現地調査を指示し、調査報告を経て解体指示により業務をお願いしたところであります。

協議会からは、その都度解体が完了した後に業務報告書が提出をされております。その後、支払いに必要な書類の整理・確認が行われておりますが、登記簿謄本等の書類が一部整わない一方で、年度末という期限が迫っておりましたことから、担当の環境課において早急に業務を遂行するために取りまとめを行ったものであります。

ご質問の関係する証人の証言の食い違いであります。私どもも公開をされております100条委員会における証人喚問の会議録の中で確認をさせていただきました。会計課において支払い書類が滞っていた、たまっていたということについては、平成27年6月16日開催の第31回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会における前産業環境部長の証人喚問の中で、ある議員のご質問が記録に残されております。

その内容であります、会計のほうにその支払い書類がそのまま積み重なっていた。会計のほうにたまっていた旨の議員の質問があり、前産業環境部長は、「会計のほうでそういうような事務が滞っていたということについては承知をいたしておりませんでした」と答えているところであります。

同日、続いての前環境課長の証人喚問においても、同議員から会計のところに支払いの伝票と申しますか、相当重なっていたとの発言があり、それに対し、前環境課長が答えた内容を引用させていただきますと、「支払い業務については、確かに会計にも大変ご迷惑をおかけいたしました。平成23年度だけでも1,500件の解体の支払いがありました。毎日のように会計課のほうにはお伺いし、業者さんにとって大変な思いで仕事をしていただいているので、いつときも早く業者さんのほうに支払ってほしいというお願いをしていた。そこで書類がたまったのかなとは思いますが、だからといってまとめて云々といったのは、私の中では記憶がございませんでした」とのことでありまして、議員の質問を引き取るような形で答えているという内容でありました。

また、これに先立つ平成27年4月15日開催の第24回の同調査委員会における環境課担当職員の証人喚問の中で、その職員は「年度内に支払うべき解体物件の中で書類の一部が整わないために環境課のほうに支払いできずに残されていた何十件かの物件がございました」と証言をいたしております。

このようなことにより、会議録から確認できる限りにおきましては、質問者の質問の意図と証言者の証言の意図が一致していなかったことによる認識のずれがあったのではないかと申料いたします。書類が整わないために支払いに回せず、環境課に残されていたいわゆる支払いが滞っていたという発言から会計課において支払い書類がたまっていたというような内容に受けとめられたのではないかと推察をいたしたところであります。

また、当時は職員それぞれが震災後の復旧に向け、多岐にわたる業務を並行して行っていた状況があり、この点に関する意思の疎通が十分ではなかったということも認識したところであります。

次に、混合スクラップの件で、アルミも銅もごちゃ混ぜになっていたと。いわゆる混合スクラップになっていたという私の発言ということでもあります。

越の浦の一次仮置き場における分別作業状況写真に混合スクラップとして集積されていた現場写真等の存在を確認をいたしております。

なお、平成24年5月31日の全員協議会におきまして、越の浦一次仮置き場の視察を行っていただいております。現場の状況につきましても、その際にごらんをいただいたところでございます。よろしくご理解をお願いを申し上げます。

次に、重点分野雇用創出事業についてお答えをいたします。

事業の精算についてというご質問でありました。

緊急雇用創出事業の委託業務につきましては、市で発注する通常の委託業務と同様に仕様書で業務量を積算し、発注をいたしており、また、厚生労働省、宮城県の通知に基づき、業務完了時に精算が必要な概算契約により業務を行っております。

業務完了時の検査につきましては、市の契約規則、会計規則に基づき、履行確認を行っております。具体的には、業務完了報告書の提出後、作業内容に係る報告書によって、業務を履行したか、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいた検査を行っております。

この際には、厚生労働省、宮城県の通知に基づきます取扱要領により、受託者から経費の内訳のわかる確認資料を示していただいた上で、委託契約金額の精算を行ってきております。この時点においては、経費の納品請求書や領収書の確認は必ずしも求めてはならないところであります。

昨年10月、平成26年度の実績報告書に係る精算処理について、改めて宮城県に確認をいたしましたところ、経費の確認資料については、会計検査等の対応時に説明できるよう、裏づけとなる資料を保管するようとの指導がございました。昨年11月から緊急雇用創出事業の委託業務を実施しました庁内各課から受託者に請求し、受領書の写しと裏づけとなる資料を求めたところでございます。

現在は、精算内容が確認できるよう、受領書の写しと客観的な書類を整備いたしており、議会から請求いただきました資料につきましては、6月8日開催の産業建設常任委員会において提出をさせていただいております。

次に、事業の支払いに関する私の認識についてのご質問でありました。

緊急雇用創出事業は、補助事業ではありますが、市と受託者の関係はあくまでも委託契約により行われており、この業務の履行に対して支払われるのは委託金でございます。業務の履行確認は、ただいまご説明申し上げましたとおり、通常の委託業務と同様に業務完了時に契約書、仕様書及び設計書、その他関係書類に基づいた検査を行い、委託金の支払いを行っております。あくまでも業務が行われたことを確認し、その対価として支払うものでございますので、以上のような認識をさせていただいているところであります。

一方、この受託事業ではありますが、緊急雇用創出事業という補助事業で行われており、県が国の交付金を受け、基金を設置し、そこから市は県から補助金交付を受け、財源として活用する仕組みとなっております。

市では、事業終了後、事業費の支払いが完了いたしましたら、県にその支払い額の範囲内で補助金の交付申請を行います。震災時の状況でありましたが、所要額をしっかりと確認し、受託者へ支払いしました実績額を申請し、全額交付をされているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

わかったような、わからないような回答でしたけれども、また質問させていただきます。

まず、72件の解体指示書の件なんです。これは当然通常の流れであればそういうことになるかと思いますが、この解体は、行われたのは平成23年から24年の2月ぐらいまでですよ。その解体指示書の書類が朱肉が真新しく72枚が全部同じ穴の位置で、真っさらな紙で出てきたというところに疑義があるわけです。それは私の委員長報告でもちゃんと述べているとおりなんです。各議員さんが皆さん確認して、間違いないよねということで皆さん賛成されていることなんです。だから、市長がおっしゃるように、平成23年当時につくった書類であれば、それはそれなりの年式があって、穴の位置だつてばらばらにやっているわけですから、だつて解体指示書がなければ、まず調査も何もできないわけでしょう。伝票の流れからいって。解体指示書が出されて、その次に現地調査をして、積算設計をして、それで今度実施数量指示書ですか、やって、それから精算設計になっていくということなんです。うけれども、こういった一連の流れでいるのであれば、真新しい書類が出てくるわけないわけですよ。そこに疑義が生じているからきょうお聞きしているわけで。ちゃんと言っているはずですよ、何回も、私、この件。書類が、そうすると市長は、「警察に持っていかれたから調査できません。来てからやります」と。だから、これは先ほど市長答弁されたように、総務課で持っている、判こは。総務課で持っていて、市民総務部長なり総務課長が押すのかどうか分かりません。だけれども、これは通常どおりであればそういう流れでしょうけれども、こういったものが新しくつくられたというところで、誰が押しているんですかということをお伺いしているわけです。とすれば、市民総務部長か、課長か、副市長か、市長しか、4人しか押す人ないわけでしょう。じゃ、印鑑が足ついでどこかに歩いていったんですか。連絡協議会事務所に。そういうことを聞いているわけですよ。それについてお答えください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今志賀議員からご質問いただきました指示書の件につきましては、私どものほうからも事務局に確認をさせていただきました。

そういたしましたところ、事務局では、預かった指示書を大切な書類でありますので一括して保管をしておりましたというご説明でありました。その後今回このような状況の中で一件一件の指示書という話がございましたので、穴をあけまして、書類の中にとじ込んだという話であります。

もう一つであります。我々のほうでは、先ほど申し上げましたように、文書法令課のほうでは、市長公印を押印する場合に、当然のことではありますが、起案文書を持参をいたします。それは先ほどご説明させていただきました。その起案文書には、判をついた方が判を押すことになっております。ですから、その起案文書をごらんいただければ、誰が何日に判をついたかというのはわかるようになっておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） それでは、もう一つ続けてお聞きしますけれども、朱肉が真新しいのはなぜですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 朱肉が新しいのだがというご質問ございました。我々先ほどその指示書を手にした、ご報告を受けたという部分については、市長が今申し上げたとおりであります。その保管が金庫に入れて保管しておったということでもあります。それだからこそ私は真新しいのかなと思っております。我々は、公印につきましては、しっかりと決裁権限規程に基づきまして、そして公印管理規程に基づきまして担当者がしっかりとついておりますので、本当にその辺を確認していただければ、いつ押したかもわかるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） まず、いいでしょう。だけれども、3年も4年もたったら、朱肉は絶対沈みますよ。本当に今でもこうやってもすぐ浮いてくるような朱肉でした。そこは間違いありません。皆さん確認しています。

それと、こうやって市長に解体撤去実績表というものも出されております。我々これ望んでおりません。だけれども、協議会からその業務指示書と一緒に提出されておりました。それ

も同じように同じ紙のびったりそろって出てきました。これも新しいものでした。とても3年、4年たった指示書には見えませんでした。結局、今役所内で、この件に関しては、一生懸命前から言っていますように書類の改ざんをしているわけですね。102件のファイル、解体した、正式に解体されたファイルも、私何回も言いますけれども、5回も6回も見に行つてどんどん行くたびに書類がふえているということでありました。そのことを申し上げて、これについてはこれ以上申し上げても仕方がないのでやめておきます。

ただ、もう一つお聞きしたいのは、こういった積算設計書、実施数量指示書、積算設計、それから精算設計書、これ複写式でしたよね。課長、お答えください。菊池課長。

○副議長（伊藤博章君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） エクセルでつくっております。複写ということではないです。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） でも、カーボンになっていましたよ。複写じゃないんですか。

それと、当然これは役所で保管、控えとして何かしら保管しておくわけでしょう、書類を。全部連絡協議会に渡すんですか。

○副議長（伊藤博章君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 前にもご説明したかと思えますけれども、支払いの書類が足りないということで、協議会には再度そういった個別に……（「そういうこと聞いていないの」の声あり）はい。そういうことで、前の書類を全部協議会に返して、その面積を全部まとめる形にしてくださいということで協議会のほうに提出というかお返ししたということでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 時間の無駄なので、質問以外の回答をさせないでください、副議長、お願いします。（「はい」の声あり）

私が聞いているのは、この積算書類、実施数量指示書、それからあと精算設計書は、こういうのをつくったときに役所では保管していないんですかと聞いているんですよ。何でそんなとんちんかんなこと答えているんですか。保管しているのか、していないのか教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 答弁。菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 今の段階では保管しておりません。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 保管しているんですね。保管しているんですね。していないんですか。もう一回。

○副議長（伊藤博章君） 着座ください。菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） ペーパーとして保管ということのご質問でしょうか。

（「書類だもの、ペーパーでしょう」の声あり）はい。じゃ、保管してございません。協議会のほうにお返ししてしまったということでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ、役所ではそういう書類は保管しないで、何もしないでいるわけですか。随分すごい役所ですね。自分がつくった書類、一つもないと。傍聴者の皆さん、塩竈市というのはこういうのですよ。それで、今度はこの書類を我々は、市にいたしたら、市は、この書類を当然完了報告書の中に皆持ってくるわけですよ、一緒に。そして精算事務に当たるわけでしょうけれども、これを100条委員会で提出を求めたら、市は連絡協議会に返却したので持っていない。72件ですよ。72件について。これっておかしいですよ。そして、連絡協議会からはこの書類は出てきませんでした。これも確認しております。こういうことが現実には起きている。というのは、こういうことを推察すると、72件については結局正規に解体の業務としては取り扱いされていなかったと。後から復活して、予算が余ったので寄せ集めて解体したことにしたというふうに判断するしか私はないと思うんです。だってそれ以外、出てきていないですもん。ないから出てこないですよ。塩竈市では、こういった例えば業者から上がってきた書類を保管するシステムにはなっていないのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 答弁。菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 最終的に協議会にまとめた形での支払い書類、報告書をいただいて、それで支払いに回しておりますので、それが正式な書類としてそれは保管されておるということでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ、保管されているわけですね。だけれども、ないんですね。うん。そういうことなんです。それから、例えばこの72件の業務指示書なんですけれども、これ日付がほとんどないですよ。日付があったのは1枚か2枚でした。こういうことを塩竈市役

所では通常業務としてやられているのかどうか、確認させてください。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今回の業務指示書につきましては、先ほど委員おっしゃったように日付がないものも相当あったかと思えます。それについては、現実には先ほど市長申しましたように、決裁を受けた文書のほうで押印をした日付と押印を担当した担当者の判こを押しておりますので、その日付をもってそこに記載すべきものだったわけでございますけれども、結果としてそれが記載されていなかったということでございます。通常の場合は日付の記載がないということは、一般的にはあり得ません。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 結局慌ててつくっているからそういうことになるんだと思えますよ。通常の場合はないんですよ。だから、やっぱり慌ててつくっているからこういうことになるんですよ。みんな作りだめしているからこういうことになるんですよ。それ以外考えられませんね。

それで、さらにこの解体のことでお話ししますけれども、解体件数、総件数で174件ありました。先ほどちょっと言いましたけれども、解体する場合には、まず家屋調査があります。そうですね、菊池課長。お答えください。

○副議長（伊藤博章君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） まず、解体の依頼申請が上がって、それで現地調査の指示を協議会のほうにしておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） それで、次に解体指示書が出て、それが出てくる。そうすると、環境課で積算設計書をつくるわけですよ。しかし、不思議なことに、連絡協議会の決算報告を見ますと、帳簿を見ますと、解体家屋の調査したやつが69件しか上がっていないんですよ。ということは、174件のうち69件しか家屋調査をしていないということになるわけです。やっていたら、当然連絡協議会、請求書を上げますよね。それで上がっていないということがあります。以上、そういう疑問点をお伝えして、こういう2年ちょっとにわたる100条委員会での調査の疑問点がここで一応何回も言っても市長から返事が来ないものですから、今回この2点についてピックアップをして質問して、きょうお答えいただいたわけですが、ただそのお答えではどうも実態をきちんと説明し切れていないのかなというふうに感じておりま

す。

それから、次に重点雇用、済みません、もう一つ抜けていたな。

あと、スクラップの件ですね。混合スクラップの件は、これは市長が実際そうやって見て混合、ごちゃまぜになっていたというお話。それと、それを証明する意味で、平成24年に全員協議会で見たと。だけれども、この問題が起きたのは平成25年の3月ですよ、新聞に出ていたのは。我々は全然そこに関心なかったの、残念ながら、そのスクラップのまじっていたか、まじっていないかの認識は、私はございません。そういったことで、市長が見られたというのであれば、というのは、業者の方が持って行くのにわざわざトラックに分別して持っていっている写真が、そういう写真を何枚か私見ているんですよ。ところが、ごちゃまぜになっていたという現場写真というのは、1枚も存在しないです。我々に見せていただいたんです。ごちゃまぜになっていたんだというのであれば、それを証明する写真がないんですかという今回の質問なんです。写真があったんですか、ないんですか。教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問がそういうご質問でございましたから、その日にちを申し上げましたが、前後して搬入時のトラックの状況でありますとか、置き場の状況というのは継続して撮っておりますので、そういった写真をぜひごらんいただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そういった写真といっても、大体計量も何もしていないところだよ、現場。震災直後の1年間ぐらい。そんなのわかるわけじゃないじゃないですか。だから、写真があるかないかと聞いているだけで、写真がないんですねということで、それは市長がおっしゃったことも、じゃ、証明できませんよねとただ私言いたいだけです。それだけのことです。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今申しておりますのは、その後も継続して写真を撮っている。それから、搬入時にトラックスケールには載せておりませんが、搬出時に重量をはからせていただいているということは、ずっと言い続けてきているんですよ。それで重量は確認をいただいておりますというお話をさせていただいておりますが、その場に私が立ち会ったかどうかと言われれば、それは立ち会うということは難しいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 話ずらさないでください、市長。別に、搬入搬出のことを聞いているんじゃないんですよ。現場に山積みになっている、普通はアルミならアルミの山、銅なら銅の山、鉄なら鉄の山と分けているはずなんですよ。そうやって持っていつているんですよ。それがスクラップ屋さんの普通の一般的な考え方なんです。何度も言います。だから、市長がごちゃまぜになっているのを私も見たというから、私は、じゃその見たという写真があったら出してくださいと。なければならないでいいですよ、その答えで。だけれども、その搬出したところの写真とかなんとかの話じゃないですよ。じゃ、例えば搬出したときのごちゃまぜになっている写真があるんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、現場をごらんいただいておりますが、非常に限られた広さのヤードでありました。したがって、そのヤードの中で分別ができないために混合スクラップという形で置いた写真は継続的にございますので、そういったものはぜひごらんいただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、そういうことを言っているんですよ。ちゃんとそれがあつてですかと聞いているんですから、その写真出してくれりゃいいじゃないですか。（「あります」の声あり）だから、きょうこの場で出してくればいいんですよ。だから、ちゃんと聞いてもらえればいいでしょう、担当課から。写真の証拠はと、証拠写真はとずっと言っているんですから。何も単純なことじゃないですか。幾らここで言葉で言っても、あるかわからないですよ。そういうことです。だから、いいです。あと答えなくてもいいです。何の証拠にならないでも、市長の言葉では。（「後から出します」の声あり）出してください。ちゃんとわかるようにね。（「それで間違ったら訂正してください」の声あり）だってそんな簡単なことぐらいできるでしょう。

それでは、次に質問移ります。

重点雇用、これについてちょっとお伺いします。

先ほどちゃんと担当者が聞いて云々かんぬんというようなお話がありました。合意でつくった。4年たってから数字が違っていましたというのはどういうことなんですかね。じゃ、そのときの担当者は、お伺いしますけれども、私の住民監査請求の中にも、担当者が受託業者に聞き取りをして数字を積み上げたと書いてありました。じゃ、その聞き取りというのは

どういう形でやったのか、ちょっと教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 初めに、先ほど市長のほうの答弁の中で、精算書についてはご説明したとおりの内容になります。履行確認時に精算については……（「質問に答えてください。余計なこと言わないで」の声あり）済みません。その際に確認できるような資料を要するに示していただいて、それで精算を行ったということがあります。ただし、その内容につきましては、監査請求の際にも監査委員のほうにも報告させていただいたんですけれども、私どものほうでその書類を残しておりませんでしたので、決算委員会において委託事業に係るその他経費の明細について、このその他経費の明細というのは、市が支払った委託料を受託した事業者さんがどのような経費に充当したかを説明する内容の資料になりますので、私どものほうで議会から要請があった内容を、要するに要請を受けてからすぐ資料を取りまとめていかなきゃないというふうなことがありましたので、そのために電話で聞き取りをさせていただいてまとめたというのが内容になります。その後、昨年、宮城県の方に確認しましたら、精算をしたときの書類については、経費の確認の資料については残しておくようにというふうな指導がありましたので、昨年の12月から事業者さんのほうに改めてお願いして領収書のほうを出していただいて、市のほうでそれを整理してまとめたと。その際、数字が決算特別委員会にお示しした資料と違いがあったので修正をさせていただいたというふうなことになります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 今佐藤課長がおっしゃったのは、この問題が領収書を提出することになってからのお話ですよ。そこだけ。じゃないのか、その前の話なのか、ちょっと確認します。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 何度も申し上げるように、決算特別委員会において出した資料については、決算額、委託料として塩竈市が支払った事業者さんへの委託料についてどういった経費に充当したかといったものを電話等で聞き取りをして分類した資料というふうな形になります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、じゃ受託業者のほうから電話だけで聞き取りして、数字

を積み上げて、我々に決算書として、3回にわたって要求していますから、3回ともそういうことで委員会に提出したわけですね。そのところを確認します。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 聞き取り方法については、書類等をいただいた担当課もあったようです。ただ、電話等でやったというふうな担当課もあるので、それはあと要するにその課においてそれぞれで取りまとめたというふうな形になります。ただ、その他の経費とそれから人件費について、内訳額が一致していましたので、それぞれの担当課のほうは間違いがないだろうということで取りまとめをしたというふうなことになります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 聞いたことだけ、時間がないので教えてくださいよ。結局、じゃ伝票も何も見ないで電話だけで聞いて数字を積み上げた。その結果、消耗品が200万円なのが40万円に減ったということなんですね。領収書を出さなきゃいけなくなった時点で。油代だって、110万円が10万円になった。租税公課も四十何万円あったのがゼロになった。これというのは、聞き取りというのは何なんですか。考えられないですよ。それを4年間議会に報告しているんですよ。それで、我々決算審査して通しているんですよ。それが後になってから、いや間違いでしたと通るんですか。そんなことないでしょう。だから聞いているんですよ。

ということは、もう一回繰り返します。じゃ、最初につくった決算報告書は、一切資料を見ないで、受託業者の、電話だけで全部やりとりしました。ということは、受託業者がある意味吹かして数字をでっち上げたという理解でよろしいんですか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今回の緊急雇用創出事業の業務につきましては、先ほど市長ご答弁申し上げましたように、市から業者のほうにまず委託事業としてお願いをして、「それを聞いているんじゃない」の声あり）委託事業の精算をする段階ではそいつの担当課がどういった形でお金を使ったかというのを聞き取りで確認をしているというのがまず1段階目でございます。その後に総額を確定して決算等でお示したところ、その委員会の資料として、その内訳、どういったものに使ったのかを出してくれという資料請求がございましたので、それについては電話で聞き取りをして、あるいは一部資料をもらったところはあるようですけれども、それで、私どもその段階では内容を確認するすべがなかったので、その数字をトータルのチェック等をしてお示しさせていただいたということでございます。それで、

先ほど担当次長が言ったように、最終的には領収書の整理も必要だということでございましたので、それを私ども整理して、もう一回積み直しをしたところ、結果的にその当時お出しした決算のときの内訳の資料と違っていたというようなことでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 小山部長、自分で何言っているかわかりますか。私理解できないです。内容を確認するすべがなかった。内容を確認するすべがなく4年間億単位の金払ったんですか。そういうことでしょうか、今言っているのは。そういうことでしょうか。だって確認していないんだもの、1回も。そして、国・県は、私確認した、さつき市長ちょっとおっしゃいましたけれども、私も国・県に何回も念押ししています。国・県は、完了検査というものがあって、完了検査には領収書のチェックも含まれていますと。こういうふうにちゃんと私聞いています。その後、問題だ、つい最近もそれを確認しています。だから、私にうそついているわけないでしょう。そういうことですよ。そういうことをやらないで、トータル、この事業、24事業ですか、約5億円の事業、総事業費ですよ。それがそういうことなしにお金が払われていたと。たまたま今回は3事業について我々チェックしたわけですがけれども、その中でこういったのが出てきた。そうすると、じゃ、最初に我々に提出された金額というのは何だったのだろうか。非常に疑問に思うわけです。例えば、塩釜清掃センター、公課というのが毎年40万から50万円載っかっているんです。公課って、職員の方向になるのかわからないんですかね、自分たちで載っかけていて。公課ってなんですか。公のごんべんに果物。公課と書いてある。勘定科目にね。公。わかるでしょう。何を見せるか。税金ですよ。だけれども、この事業は税金でないですよ、今。しいて言えば、車の重量税ですよ。それしかないのに、40万円、50万円、40万円と4年間立て続けにやっつけて出しているんです、その項目で。そういう決算の内容なんです。我々に提示されたのが。それで、我々、承認しているわけです。だから、そういういい加減な決算報告を我々に提示してどうなんでしょうかねというところを我々議論しているわけですがけれども、今の塩竈の実態はそういうことであると。

それで、もう一回確認なんです、たしか前回の私、9月の質問のときでしたかね。清掃センターさん。これなぜ聞くかといいますと、この事業は全て4年間同一業者で随意契約で行われているというふうに私受け取っているわけです。そうすると、初年度は理解できます。あの混乱していた中ですから。しかし、何で入札できなかったんだろうかと。入札していれ

ば、こんな問題も起きないで済んだんですよ。それはもう入札すれば、その金額内でおさまればその事業者さんの責任であるわけですから。ところが、随意契約であると。それで、概算契約であると。ということは、概算契約の場合は、余ったお金は国なり県なりに戻さなきゃいけないはずなんですよ。ところが、1円も残さず使い切っている。その中身はというと、費用が水増しされている。悪く言えば水増しされた費用が載っかってきている。領収書を提出するようになったら、今度はその減った分を管理人件費だということでもまとめている。だけれども、それで監査の報告には管理人件費というものは当初から報告されていたと。だったら、それがあつたんなら、4年間の決算報告に管理人件費と載つけるのが筋じゃないですか。それ載っかってないですよ、全然、4年間。そういうことをやってきているんです。そして、先ほど言いましたように、入札しなかったんですかというところで、そこでまた余計な疑問が湧いてくるわけですけども、前に、去年の6月ですか、定例会で市長に私こういう質問をさせていただきました。塩釜清掃センターとの関係はどういうことなんですかと。そうしたら、佐藤市長はそのときは「どういことを聞かれているのかわからない」と。それで、私は、クリーンセンターさんの、生い立ちのちゃらっと言ったわけですけども、そのとき私も不確実な情報の中でお話したのでわからない。私は、そのときの質問では、何を聞かれているのかわからないとおっしゃったので、塩釜清掃センターは市長のお父さんがつくられた会社とそのほかの会社が一緒になってできた会社ではないですかというお話をしたら、市長は「何十年か前のお話をするのはなかなか難しいが、清掃センターに私の父親がやっていた会社が入ったのかと言われれば違うと思います」というお答えをしてくれましたが、その辺は間違いありませんよ、議事録から拾っていますからね。

それで、私、調べました。そうしましたら、塩釜清掃センターというのは、これは協業組合で、衛生処理会社3社、それから建材会社の中に衛生部門があつて、その4社が協業組合をつくつたと。この協業組合では4社以上ないと成立しないんですよ。そして、この組合員の資格は相続によって受け継がれていくというものであります。ということは、これは市長も、建材会社は市長のお父さんがつくられたわけですから、そうするとその組合員の資格としては、当然ご家族のどなたかが相続されているわけです。それで、今はどうか知りませんが、以前は市長のお母さんが相続人になり、組合員となっていたというお話も聞いています。これは間違いありませんか。（「今の質問は何」の声あり）いやいや、質問と、こういうことがあるということです。ただ聞いている。確認しているだけです。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このご質問とどういう関連性を私は述べればいいのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 結局、随意契約というのは、そういった情実を働く可能性があるという心配がある。それから、これだけの費用の違いが出てきているんでも、それでもなおかつほかの費用にくっつけて、全部その金を使わなきゃいけない。何ものがあるんだろうかと。本来であれば、そういうものが出てきたら、行政としては、これはこれだけ過剰請求になったから返還しなさいというのが私は普通ではないかなと。常識的な判断ではないのかなと思うんです。それがそういうことをしないで何とかほかの経費にくっつけて払おう、払おうというところが非常に私としては納得ができないものですから、こういったこともあるからなのかなと。これはげすの勘ぐりかもしれませんが、（「それは勘ぐりです」の声あり）けれども、でもそれは市長がおっしゃるだけで、それはわからないですよ、誰も。裏側ははっきり見えないんですから。ただ、そういう疑問があるということだけお伝えしておきます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 随意契約にした理由については後ほど担当のほうからご説明をいたすわけですが、基本的に塩竈市が発注する工事については、指名委員会というのがありまして、指名委員会の中には私は一切入っておりません。副市長がキャップになりまして、塩竈市の建設工事でありますとか、委託工事でありますとか、その他についてはそういったところで決定をされます。私の恣意的なものが今までも入ったことがないということが自信を持って申し上げます。

それから、今のお話の中で、確かに私の母親が一時その今言った相続という関係で身を置いたことがあることは事実であります。それは認めます。ただ、私が市長という立場になりましたので、たしか4年前か何かにはそういった役職もやめさせていただいておりまして、私も襟を正すべきということで、そういったことで取り組みをさせていただいてもらっているところであります。

随意契約については、担当のほうから説明いたします。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 随意契約のことにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第2項で、あるいは塩竈市契約規則第15条第1項のオというものを使いまして、契約の相

手方が特定に限定されるということとなっております。私どもとしましては、今回の業務委託では清掃工場と中倉埋立処分場の廃棄物の運搬処理業務が主なものとなっております、その管理運營業務につきましては、年度当初にその塩釜清掃センターと委託契約をしていたということと、業務関連上の一連の業務の関連性があるということと、指揮監督を行うのに技術管理者という方が必要になっておりますので、そちらの資格をお持ちのこういった組合のほうにお願いをすることが必要だということで随意契約をさせていただいております。それとまた、緊急雇用創出事業につきましては、震災後、1回雇用した方の複数年の更新が可能だというふうになっておりますので、1回雇用した方が継続的にここで雇用されているということにも着目して随意契約のほうをさせていただいているということになります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、例えばその資格云々の話ですけれども、塩釜清掃センターだけしか持っていないことなんですか、この資格は。ほかの塩竈市内の業者さんでは該当する企業はないんですか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ほかの方が持っているか持っていないかは、ちょっと私存じ上げない部分もあるんですが、この技術者を持っている方が現実はこの業務を行っていただいております清掃工場と中倉埋立処分場のほうに常時いらっしゃるということに着目している部分がございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 持っているか持っていないかわからないのに、そんないい加減な答えやめてくださいよ。問題はそこですよ。それで、その指名委員会ですか。だって、入札じゃないのに、随契関係ないでしょう。だって、その指名委員会というのはどういうメンバーでやられているんですか。お答えください。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 私が指名委員長でありまして、各部の部長さんが各指名委員となつてございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 各部の部長さんでしょう。今の塩竈市役所でそれ信用するなんてできないですよ、残念ながら。その一言です。だって、全然瓦れきの問題もしかり、この問題もし

かり、やはり今市長という、こういったら申しわけないけれども、独裁的な権限を持っていらっしゃる方が、結局こういう問題を次々と起こしていると。いろいろと市長も口がお上手で、話もお上手ですから、いろいろお話しされますけれども、ただそこには真実がなかなか私には見えてこない。要するに、こうやって担当課の方々とお話ししても、その真実が見えてこない。また車の問題持ち出しますけれども、伊藤課長、ちょっと確認させてください。いらっしゃらないんですか、きょうは。

○副議長（伊藤博章君） 誰。いや、議長側として別に出席（「書いていないんだ」の声あり）出していないですから。（「いないのね。じゃ、しょうがない」の声あり）志賀議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ誰に聞けばいいかな。じゃ、これは市民安全課は市民総務部長ですか。じゃ、市民総務部長にお聞きします。当然知っていますよね。何回も私この議会で言っていますからね。車の問題ですね。最初は、リースでしたと。ところが、リースでなくて、2トン車、新車買いましたと。ところがこの補助金では資産構成できないよと言ったら、いや、今度は所有車を使いましたと。その減価償却終わったら、じゃその減価償却ではじくのが普通じゃないのと言ったら、いやと。だけれども、その社用車は震災後、関東の同業者から無償で提供された車であったと。減価償却のその償却残示せと言ったら、情報開示請求しろと言われました。その後、今度はペストコントロール協会が発行した鳥インフルエンザの作業の中にたまたま車の使用料等で1万2,600円という数字が出てきた。この鳥インフルエンザの数字がわかったのはいつの時点でわかったか、部長、ご存じですか。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） ちょっと具体的な何年何月とかというところの記憶はございません。ただ、志賀議員のほうに担当課長がかなり説明が二転三転しまったと。かなりあやふやな状況をきちんと確認しないままにご説明をしたために、そのたびごとに説明が変わってしまったということについては、我々も大変そこは申しわけなく思っております。最終的には、今議員も言いましたように、ペストコントロール協会というところのものをもとに算出したというご説明はこれまでもさせていただいたところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ですから、今の問題は、これは当初からそういうのがはっきりわかっていたんであれば、そういう決算報告をすべきだし、これが騒ぎになってからそういうのを持ち出してきて、この費用を採用しましたということ自体、無理ないですか。部長、どうです

か。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今確かに議員のお問い合わせでいえば、信じられないということになれば、そこは大変申しわけないと思いますが、我々は最終的にここでということでご説明させていただいたのがペストコントロールということでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、もっと悪く言えば、これはもう行政主導型の税金の無駄遣いですよね、はっきり申し上げて。だってそうでしょう。経費の問題は200万円が40万円になり、110万円が100万円になり、それが最初のころは何も経費で勘定していない項目がぼんと600万円にふえてきたり、それでトータルの金額が合っているから間違いないんだというのは、これは塩竈市役所ではそういう論理が通用するんですが、これは私は一般的な、常識的な考えとしては通用しないというふうに思います。

そういうことで、通用しないぞということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。あといいですから。市長、求めているから。

○副議長（伊藤博章君） どうします。志賀議員、答弁したいと言いますから、求めますよ、答弁。（「いいです」の声あり）要らない。要らないですね。わかりました。

以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団の曾我ミヨでございます。

熊本大震災で被災された方々、加えて大雨洪水で被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々へのご冥福を心から申し上げまして、質問に入りたいと思います。

最後の質問者となりました。通告してからきょうで11日になります。この間、文章質問への回答及び前任者への答弁なども踏まえまして、できるだけ重複を避けて簡潔な質問いたしますので、どうか明瞭なご回答をよろしく願いいたします。

第1は、汚染土壌処理施設建設及び塩釜港の荷役作業の中止についてです。

5月18日、水産業界が中心となった塩竈の環境を守る会と議会の有志で1万950筆の署名を添えて県に要請を行ってまいりました。

要請は、汚染土壌処理施設建設の中止と塩釜港の荷役作業の中止でございます。市の意見書

は、十分な説明と十分な配慮をした対策をとるもので、業界や市民の中止を求める立場には立っておりません。市の意見で十分な説明と十分に配慮した対策とはどういうことなのかお伺いいたします。

また、要請したときに対応してくださった若生副知事は、知恵を出して対応していきたいと回答いたしました。しかし、その後、会にはいまだに回答がございません。県から市に対して何らかの話はあったのか、また市からの意見書以外に県への働きかけはされているのか、お伺いいたします。

市は、業者に施設の建設を断念するよう迫るとともに、県に対してはほかにふさわしい場所を考えるよう働きかけるべきだと考えますが、いかがですか、お伺いします。

第2に防潮堤の見直しについてです。

これまで当市議団は、島民の要望に沿う防潮堤整備計画の見直しを求めてまいりました。しかし、これまで市長は、防潮堤計画を見直す立場にはありませんでした。昨日の市長の答弁は、これまで市長が言ってきた計画を見直すということなのかどうか、改めてお伺いします。

第3は、住宅の問題です。

1点は、災害公営住宅への引っ越し費用の支給する時期の改善です。

6月7日、天下県議とともに仮設住宅を訪問して言われたことは、引っ越しする費用が用意できないというものでした。まず、引っ越し前に支給すれば被災者にこんな思いをさせなくても済むのではないのでしょうか。引っ越し前に支給できるように求めます。いかがですか。

また、各市町村での金額や手続に差がございます。被災者の立場に立った取り組みを求めます。

2点目は、公営住宅の退去時の原状回復に係る費用の減免です。生活保護世帯の住みかえや退去時には住宅の原状回復をしなければなりません。しかし、生活保護世帯にとっては、原状回復費用は大きな負担になっております。宮城県では、退去時の原状回復費用は生活保護者や外国人留学生を対象に減免制度で対応しております。市も県同様の制度をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

第4に学童保育所と障がい児保育についてです。

1点目は、学童保育の支援員・補助員の処遇改善を図って体制の確保を図っていくことです。6月3日、当市議団と天下県議は、杉の入小学校と第三小学校の2カ所の学童保育を訪問いたしました。支援員・補助員の方々からは、学童及び特別の支援を要する児童への援助、支

援援助の向上が求められていると話され、研修、専門性などのスキルアップを図る必要性和同時に安定した職員確保の面からも処遇改善も必要という意見も出されました。そこで伺います。現在、12クラブの専任支援員は何名いるのか。現在、支援員・補助員は何名不足しているのか。確保の見通しはどうか。処遇改善の考え方はどうかお伺いします。

2点目は、学童保育所のエアコンの設置です。

市内の学童保育所は、12教室で行われておりますが、エアコンは1カ所も設置されておられません。夏休みを控えて一日中学校で過ごす学童保育にエアコンを設置するよう求めるものですが、いかがでしょうか。

第2点は、障がい児保育に対する補助金加算に関してです。

1つは、これまで塩竈市が民間保育園に対して県の振興資金返還を求めています。返還に対して、民間保育園では、4月22日に塩竈市に対して正式に「園側には瑕疵がない、返還しない」と回答しております。正式に返還について塩竈市は撤回されているのかどうかお伺いします。

2点目は、塩竈市の障害児保育加算についてです。

仙台市では、1人月14万円、2人で18万円、3人では23万3,200円です。大崎市では、1人月7万円、多賀城市では昨年よりもさらに3万1,677円を引き上げて、今現在9万7,000円の補助をしております。塩竈市の要綱を見ますと、1人月2,600円ですが、これは本来の障害児保育加算と言えるものではありません。平成15年度から障がい児保育に対する国の補助金が交付税措置に変わりました。交付税措置されている財源は、障がい児保育に充てられるべきです。早急に障害児保育要綱を見直して障がい児保育に対する補助金を見直すよう求めます。

第5に、学校教育についてです。

1つは、心のケア及び図書整備業務の兼務についてです。

塩竈市の心のケア及び図書整備業務の兼務の財源は、県の宮城県子どもハウス通学支援事業だと思っておりますが、二とおりありますので、それが違うのであればまた訂正いたしますが、そうだと思いますが、県は心のケア、不登校児への対応がメインとしております。塩竈市は、不登校児が多く、支援体制が必要だと考えます。同時に、学校図書は、新しい図書も購入され、これまで以上に図書利用の機運も高まっています。休み時間、放課後など、いつでも利用できる体制が必要です。心のケアも、図書整備業務も、それぞれ体制が必要ですが、それぞれ対応した体制をつくるように求めますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

第2点目は、学校事務職員の集中配置から分散配置にすることです。

学校事務職員の集中配置型をしていない塩竈以外の全ての教育委員会がございしますが、私はとりあえず周辺自治体の教育委員会へ伺いました。各委員会の意見は、集中配置型は現実にそぐわない。県の指導もあるが、何かあった場合には共同することもあるけれども、求められているのは学校現場の取り組みである。他の教育委員会は、分散配置を中心に、例えば月に1回程度の情報交換を行っているということでした。いずれの教育委員会も、現実に即して分散配置で対応しているというものです。集中配置をしている塩竈の学校現場からは、たくさんございしますが、例えば、皆さんのそれぞれの担当課のところで考えてみればわかると思いますが、毎日来る郵便、メール便の処理は、学校では月2回のみ、部活動担当教員は教育特殊業務手当台帳を兼ねる支給整理帳簿の集約を行う、トイレトペーパーの発注から納品書までの提出、学校校舎の定期的管理など、学校にいた職員がやってきたことを今結局集中配置によって教員に負わされているというふうに言われております。

教育長は、これまで、「さまざまな弊害もあることはわかっている。改めるところは改めて、推進するところは推進する」と私の質問、12月議会だったと思いますが、答弁してきました。現実に学校現場で悲鳴を上げているのに、このまま集中配置を続けるつもりなのかどうか、改めてお伺いします。

第6点は、子供の医療費助成の拡充についてです。

1点は、昨日の夕方テレビを見ておりましたら、村井知事が来年度から乳幼児医療費助成を就学前まで拡大することを明らかにしました。今回、県の助成拡大で市の負担軽減されるのは幾らぐらいになるのか、まずお伺いします。

2点目は、塩竈市の子ども医療費助成制度の拡充です。

塩竈市の子ども医療費助成拡充の課題は、高校生まで拡大すること、もう一つは所得制限の撤廃であります。現在の所得制限となる所得金額は、まず幾らになっているのか。所得制限を撤廃した場合、その予算は幾らになるのか、伺います。

そして、所得制限をまず撤廃していいのではないかと私は考えていますが、その実施するよう求めて見解をお伺いしておきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から6点にわたりご質問いただきました。

初めに、汚染土壌処理施設建設及び塩釜港での荷役についてのご質問でありました。

市長としてどういう努力をしたのかというご質問でありましたが、私としては、やはり計画事業者に市民の皆様方の思いを直接お伝えすることが大切ではないかということで、3月22日、本社に赴き、社長に直接その思いを伝えさせていただいたところでありました。その後につきましても、知事、副知事、あるいは担当部長と、再三入れかえをさせていただきながら、地元の方々が大変ご苦勞されておりますというようなお話をさせていただいたところでありました。

そういった中で、今回の塩竈市の意見書がちょっと中身が違うのではないかというようなご質問でありました。ご理解いただきたいと思いますが、意見書というのは基本的に県から求められた事項に塩竈市として意見を申し上げるということでありました。ただ、今回は、そういったことを言うておれる状況ではないという認識のもとで、私のほうからは前段でまず説明が十分でない中、汚染土壌処理施設の本市への進出反対を求める声が数多くある現状におきましては、本市といたしましても進出に反対でありますということを前書きをさせていただいたと思っております。そういったことを踏まえまして、県のほうから照会があった内容について、1、2という形で記載をさせていただいています。

1は、生活環境保全にかかわる地域住民及び関係団体の不安が解消されない中で、汚染土壌処理施設が設置されることは本市にとりましても憂慮すべき事態であるというふうに前置きしながら、以下の項目を触れさせていただきました。

2点目でありました。県の指導要綱による許認可事務に当たっては、申し入れ等の内容を踏まえ、地域住民の意向に十分配慮した対策を検討いただきたい。これも向こうから出されている項目に対する意見として、最大限こういった形で書かさせていただいたものであります。

私の思いについては、前段で十分触れさせていただいたと思っております。

次に、浦戸の防潮堤整備であります。

曾我議員のご質問は、昨日の阿部かほる議員からのご質問の際に、地盤が隆起していると。そういったことを今国土地理院のほうで見直しをするというようなことを申し上げました。結果として20センチから30センチの地盤の隆起があると。そういったことを計画に反映させるのかというようなご質問と受けとめさせていただければ、いずれ平成29年2月に宮城県全体の水準点の改正が行われるはずでありますので、そういった値を基本に防潮堤の高さを検討していくものになるのではないかと想定をいたしております。

ただ、計画高については、今のところあくまでもTP3.3というものを基準にお話しをさせていただきたいと思っておりますし、このことにつきましても、県のほうには地元の皆様方の思いについてはお伝えをさせていただいているところがございますので、今後ともまたそのような努力を重ねていきたいと考えております。

次に、災害公営住宅の問題であります。

移転費用については、本市は一律20万円ということで取り組まさせていただいております。もう既にこの制度を活用して移転されている方々も数多くおられるわけでありまして。この金額については、ご理解いただければと思います。

2点目であります、その引っ越し完了後に支給という内容であります、引っ越し前にも支給できないかというご質問でありました。いろいろ他の事例も調べさせていただきましたところ、もう既にそういった取り組みをされている市町が結構ございました。我々のほうでも、移転・転居前でも支給の実施ができます方向で検討させていただきたいと思っております。ただ、解決すべき課題が若干ありますので、お時間をいただければと思います。そんなに時間はかけないつもりであります。

次に、公営住宅の生活保護世帯に対する退去時の原状回復に係る費用についてのご質問でありました。

本市では、市営住宅入居する際に退去時の修繕負担について十分な説明をさせていただき、退去する際には生活保護世帯を含め、全世帯に対し、畳の表がえ、ふすまの張りかえ、部屋の清掃をご負担をお願いいたしているところでありまして。県では、生活保護世帯の退去時の原状回復に係る費用を一定の条件、条件があるようでありまして、のもと免除されているということはお伺いをいたしております。しかし、県内の他市町の事例を見ますと、同様の扱いはまだしておらないというような状況であります。

今後につきましては、本市といたしましては、生活保護世帯の制度の適用や他市の状況を参考にさせていただきながら、その対策に当たってまいりたいと思っております。

次に、学童保育について何点かご質問いただきました。

処遇改善については、たしか昨年度、処遇改善に取り組まさせていただいたかと思っております。今年度の条件については、後ほど担当のほうから説明をさせます。

職員の数についてご質問でありました。

本年6月1日現在の支援員と補助員の配置状況であります。6つの小学校、12クラブ全体で

支援員が21人、補助員が19名、合計で40人を配置いたしております。運営上必要な人数は現在満たしておる状況であります。

また、今年4月から職員研修の強化と個別配慮が必要な児童への対応などについて、放課後児童クラブ、いわゆる仲よしクラブを巡回し指導に当たる専門職員として、元中学校で特別支援教育の経験をお持ちの方1名を配置し、各クラブの安定運営に努めているところであります。

さらに、市内の小学校の校長先生を仲よしクラブのアドバイザーに本年度は委嘱をいたしました。学校との連携でありますとか情報の共有を通じてクラブの支援体制をより強化してまいりたいと思っております。

今後とも、仲よしクラブの安定した運営ができますよう、支援員と補助員の確保になお努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、エアコン設置についてお話をいただきました。

ご案内のとおり、各クラブとも小学校の空き教室を活用させていただいております。今市内の全ての小中学校にエアコンの設置はされていない状況にあります。したがって、夏の暑さ対策といたしましては、各クラブに網戸を設置をさせていただき、複数の扇風機により、大変恐縮ではありますが、対応いただいているところであります。

次に、民間保育所に対する障害児保育事業の補助金返還についてのご質問でありました。

昨年平成26年度の宮城県市町村振興総合補助金の障害児保育事業において、県の補助金交付要綱の要件に該当しない児童が含まれているということが県の調査で判明いたしました。このことについて、県の通知を受けて過去5カ年にさかのぼって確認をいたしましたところ、平成23年度から平成25年度交付の一部が返還の対象となりましたので、補助事業者として宮城県から当該補助金の交付を受けた本市といたしまして、本年3月末までに県に対して補助金の返還を行ったところであります。

一方、対象となった私立保育園に対しましては、これまで市町村振興補助金の交付要件や交付に至るまでの経緯、今後の申請手続の改善策のほか、重度障がい児に対する市の補助金交付要綱の見直しの経過などについて説明を行わせていただきました。

その中で、要件に該当しない児童分の補助金については、県の交付要綱に基づかない交付であったため、市に対して返還していただくよう説明を行ってきたところであり、現在、担当が継続して協議をさせていただいているところであります。

次に、市の障害児保育加算金についてのご質問でありました。

平成15年度のいわゆる国の三位一体の改革に伴い、障がい児保育に対する国の補助制度が廃止され、地方交付税に算入された経過や今回の補助金の返還が生じた問題等を踏まえ、県の補助金交付要綱だけではなくて、やはり市といたしましても、障がい児保育に関する規定を設けることが必要ではないかと判断をいたしております。今後、加算措置について、市としてどの程度のことのできるのか、現在の制度を点検しながら検討を進めさせていただきます。

次に、ご質問の学校教育につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

次に、6点の子ども医療費の拡充についてお答えをいたします。

初めに、宮城県の子ども医療費助成事業の拡充についてでございます。

本年5月26日の新聞に宮城県が制度を運用する市町村への補助を拡大する方針が掲載をされたところであり、昨日は県議会で正式にご表明をされたようであります。感謝を申し上げますところであり、昨日は県議会で正式にご表明をされたようであります。

このことは、翌5月27日の県内市町村長会議の場でも、村井知事から子ども医療費助成の市町村に対する補助については平成29年度から拡充する方針であると私どもに伝えられ、ことしの秋までには具体的な拡充策を決定し、来年4月の実施に向け、合わせるとのお話をいただきました。現段階において宮城県から直接連絡はございませんが、この制度が確実に実施されるものと期待をいたしているところであります。

市内に住民登録されている各健康保険に加入されている方々のうち、定められた所得の基準額以下の世帯のゼロ歳から中学校3年生までのお子様が医療関係機関を受診される場合、医療費の自己負担額を全額市が補助する制度であります。

4月からは、昨年の12月定例会でお認めいただきましたとおり、本市独自の取り組みといたしまして、外来の助成対象も中学校3年生まで拡大をさせていただきました。

議員から高校までというお話ではありましたが、まずは現状をしっかりと定着をさせていってまいりたいと考えているところであります。

次に、助成を受けられる所得の基準額についてご質問いただきました。

受給対象者につきましては、宮城県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の基準と同額の基準を設けております。この基準は、ちなみに高齢福祉年金に係る扶養義務者の一部停止額を準用いたしているようであります。この基準額であります、扶養親族数が1人もない場

合、控除後の所得額は340万1,000円、扶養親族が1人の場合378万1,000円、扶養親族が2人の場合416万1,000円、以下省略とさせていただきますが、そのような金額となっております。

仮に未就学児まで県助成が拡充された場合の本市への影響額についてであります。現在、宮城県の補助対象年齢は外来が3歳未満児までで、入院が未就学児までとなっており、本市への県補助金額は平成26年決算ベースで1,841万9,000円程度になるものと考えております。

仮に外来の補助対象年齢を入院と同様に未就学まで拡大した場合、本市に交付される県補助金額は、平成26年度決算ベースで試算をいたしますと、先ほどの金額にさらに1,500万円上積みされると想定をいたしております。

以上のような状況が知事から示された内容であります。県のほうでは基準額の撤廃ということについてはまだ言及をされておらないということを申し添えさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、学校教育についてお答え申し上げます。

まず、心のケア及び図書整備業務員の配置についてでございます。

平成23年7月から平成27年3月まで、国の緊急雇用創出事業を活用して浦戸を除く市内各小中学校に支援員を1名ずつ、計10名を配置しましたが、平成27年度にはその予算が削減されたため、市内各中学校区に1名ずつ、計4名を配置し、小学校と兼務をいたしました。児童生徒の心のケアに係る業務と学校図書室の図書整備に係る業務を行ってまいりました。

本事業が平成27年度で打ち切られることになったものの、各学校から強い要望があり、今年度からスタートした県の補助事業である「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を活用し、浦戸を除く市内の各小中学校にこれまで同様に心のケア及び図書整備業務員を1名ずつ配置したところでございます。

心のケア及び図書整備業務員につきましては、本塩釜と東塩釜の2カ所に設置した「塩竈市子どもの心のケアハウス」から市内の各小中学校に派遣され、不登校児童生徒等の学習支援、相談活動に係る業務と学校図書室の図書整備に係る業務を行っていただいております。

次に、心のケアに係る業務と図書整備の業務の兼務についてでございます。

県の事業の性質から、主な業務は不登校児童生徒等の学習支援、相談活動になりますが、県教育委員会から図書整備の業務を兼ねることは可能であるという回答をいただいております。

現在、各学校において図書教諭と司書教諭と心のケア及び図書整備業務員が協力しながら学

校図書館の図書整備を行っております。また、図書整備業務については、これまで同様、それぞれの学校においてさまざまな工夫をするよう、市の校長会でもお願いをしているところでございます。

あわせて、今後ともさらなる学校図書館の充実について、国・県に要求・要望をしております。

続きまして、学校事務の集中配置についてお答えいたします。

県内各自治体の実態についてのご質問でございますが、学校事務の共同実施につきましては、経験の浅い若手職員がベテランの事務職員らと事務の共同処理をすることにより、専門的スキルがアップし、職員の資質向上が図られ、職員資質に伴うサービスレベルの不均衡を是正することができること、2つ目として、事務職員が複数で集中処理や総合点検を行うことにより、事務処理の正確性を高め、ミスや不正を防止できるなど、事務の適正化・効率化が図られること、3つ目は事務の高度化、学校と事務職員の連携により高いレベルで学校運営を積極的に支援できるなどの3つの狙いがあります。

この共同実施につきましては、今年度から県内全市町村で完全実施しておりますが、本市を除いて全て分散配置型であり、組織はつくったものの、この狙いを十分に達成できないと聞いておるところであります。

本市におきましては、平成27年度より県内で唯一これらの効果を最も発揮する集中配置型の事務の共同実施を開始し、これまで各学校に1名ずつ配置していた事務職員を第一中学校区の第一事務支援室に加配を含めて6名、玉川中学校の第二事務支援室に5名を集め、今年度も継続して実施しております。

昨年度の成果といたしまして、まず、これまで各学校独自で行っていた事務処理についても統一化が図られ、事務職員が集中配置されている強みを生かし、事務分担を明確にすることで各学校1名配置では抜け落ちてしまいがちだった事務処理も可能となり、当初の狙いであった高いレベルでの事務の適正化・効率化が実現しつつあります。

さらに、これまで事務職員の出張や休暇等により事務職員が不在になる事態もありましたが、事務職員の集中配置により解消し、高いレベルでの継続した事務サービスを実施することが可能となっております。

また、学校集金の未納状況が大幅に改善いたしました。事務職員が各学校に出向き、直接現金集金を行うことによって補助教材費等の集金はほぼ100%に近い収納率となっております。

また、給食費等の口座集金についても、収納率が99.24%となり、未納額は55.1%減少いたしました。

教員の現金の取り扱いが減少したことにより、現金事故の防止と教員の負担軽減にもつながりました。

教職員が当初抱いていた常駐しないことに対する不安についても、定期巡回や増設した専用電話回線による電話対応が軌道に乗っており、事務の円滑化、効率化が進み、その理解と不安の解消が進んでおると思っております。

なお、ご存じのこととは思いますが、集中配置型の事務の共同実施を行うに当たっては、市内を2つに区分し、一中学区、二中学区と、そこに属する小学校を含めた区域と、三中学区、玉中学区とそこに属する小学校を含めた区域の2つで実施をしているところであります。

なお、巡回については、第一、第二支援室とも週平均3回ぐらいということで所管の学校を巡回しているところでございます。

今後、本県教育委員会からの指導と助言を仰ぎながら、学校事務の共同実施の狙いの達成を目指してまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、仲よしクラブ職員の待遇改善について答弁申し上げたいというふうに思います。

本市でも昨年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度の実施によりまして、仲よしクラブに保育士であるとか、幼稚園の先生方、学校の先生方等の資格免許を必要とする支援員、それから支援員を補助する補助員を配置させていただいたところでございます。

その待遇改善でございますけれども、昨年の4月から支援員につきまして時給単価をそれまでの800円から1,000円に22%引き上げさせていただいて、待遇の改善に努めているところでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をさせていただきます。

汚染土壌処理施設に関しては、市長の答弁で了とはしたいんですが、やっぱり気になるのは、十分な説明や十分配慮した対策というのではないんですね、もう既に。どんなに何回聞いても、これは来ては困るというふうに中止を求めているんですね。それで、市長も業者のとこ

るも県のほうにも行っていただいたようですが、要するに私は一番大事なのは市長がどういう立場なのかをはっきりやっぱりもっと打ち出すべきだというふうに思うんです。それで、同時に、先ほども質問しましたが、私は汚染土壌処理は必要だと思っています。必要なんです、こういうものは。だけれども、塩竈市は、さっき言ったように、水産業、水産加工業、ここで働く人が圧倒的に多いと。こういう中で、これはふさわしくないから、もっと広く、県内いろいろあるわけですから、どこかふさわしい土地はないのかということをもっと、住民が不安がっているからもっと説明しろというのではなくて、もっと突っ込んでこうした業者さんの行く先もきちんと対応できるような積極的な対応をすべきだということをお願いしたいと思います。もしあれば、お答えを伺いたいのですが。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 再三申し上げますが、県からの意見書というのは、定められた書式に基づいて県から照会のあった事項に対して回答を申し上げるのが意見書であります。したがって、こういう書き方になったということをご理解をいただきたいというお話をさせていただいておりますが、異例ではあります、前文として、こういうことで本市といたしましても進出に反対であるということを確認に申し上げているものと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） わかりました。じゃ、そういうことで理解いたします。

次に、防潮堤の見直しですが、隆起した部分の辺の国土地理院とか国の流れもあるようですが、要するにそういう変化についても、また市長としては動けないのかもしれませんが、何ぼでも下げてほしいと言っているわけですから、的確につかんで、やっぱりあそこで住む人たちが住み続けられるような形にしていくべきだと。県からも、これまでのいろんなこの浦戸の防潮堤の、チリ地震津波のときの計画なのか最近の計画なのかわかりませんが、細い計画ですが、それでもそのときの計画も浦戸の場合は防潮堤は結局されていないんですよ、いまだに。それは何かというと、物揚げ場だから、県の職員が言っていましたけれども、こういった漁港施設には防潮堤は今までつけれないと。つくっているところもあるんだそうですが、つくっていないんだそうですよ。だから野々島へ行っても、ずっと後ろ側に小さな護岸のところの跡がありますけれども、つくってこない。県がこういうような計画を立てたんですってよ、TP3.2とかなんとかというの。だけれども、実際には今までつくってこなかった

と。それは漁港の場合は、防潮堤というのはその土地柄になかなかなじまないということを県の職員は言っていました。聞いてきたんですが。そういうことですから、一層こういった国土地理院のこの隆起している部分の変化もありますので、浦戸島民の立場に寄り添って対応していただくことをまず申し上げておきます。

それから、3点目です。学童保育ですが、現場で聞きましたら、支援員・補助員は不足しているというふうに聞いたんです。今の回答は、満たしていると。これは私が仲よしクラブを訪問したときのお話と今の回答では違うんですが、これはどういうふうに受けとめたらいいんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私も先ほどの回答をもう一回読み上げますが、運営上必要な人数は満たしておりますというご回答を申し上げたはずであります。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） こういう保育士さん、あるいは学童保育の支援員・補助員、あるいは介護職もそうですが、今もう本当に人材不足です。今、同一労働、同一賃金ということが言われて、最低でも1,000円という声も今社会の中では問題になっておりますが、昨年1,000円と800円にしたということですが、なかなか人が集まらないという状況も現実にありますので、引き続きこれは努力していただきたいということを申し上げておきます。

学童保育所のエアコンの設置ですが、全ての学校でエアコンは設置されていないんだということを言っているわけですが、教室1つにエアコンをつけるとするとどれぐらいの金額になるか、ちょっと。広さなんだと思うんですが、それはもう今後いろいろ検討されて、大人たちはクーラーのある部屋にいて、子供たちにはそれがなかなか、トイレもそうでしたけれども、水洗化もおくれていましたけれども、やっぱりそういった努力を、引き続きエアコンの設置も進めていただくよう、きょうすぐ言ってすぐつくというふうには思いませんが、ぜひこういった設置の方向で検討していただくようお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

それから、保育所に対する県の振興資金ですが、これはやっぱり市長がきちんとやるべきですよ。実は、多賀城市さんに聞きました。多賀城市でも、前も振興資金返還を求められた経過があったと。それで、それは、多賀城市が全部支払ったんですと。保育園には迷惑をかけるでやりましたと。そこからいろいろ検討して障がい児の保育要綱を見直して、そして地

域に障がい者の子供さんのために支援センターも大きくつくろうと今動いています。これは前段で浅野議員も言いましたけれども、今障がい者を取り巻くやっぱり整備がうんと急速に求められている中で、今ある保育要綱、あるいは間違っ、あときは木村課長が「ちょっとやっぱり保育園自体が中度だか重度だかは知る由はなかったと思います」と答えているんですから、だから保育園自体にそういう瑕疵はないんですよ。瑕疵がないというのであれば、これは延々と引きずっているのではなくて、副市長でもいいし、市長でもいいから、もう取り寄せればすぐ要綱なんかほかの市町村からとれるわけですし、交付税に算定されているのが1,260円ということはないでしょうが。やっぱりそれらを早くきちんと検討すべきですよ。皆さんそういった能力はあるわけですから、ちゃんと財政課と検討して見直すべきだと思うんですが、いかがですか。急いでくださいよ。今年度もそのままずるずるですか。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 民間の保育園に対する県の市町村振興補助金に係るその間接補助の返還について質問をいただきました。

障がい児保育等に係る補助の経過については、これまでもご説明差し上げてきたとおりでございます。一時国・県・市町村で3分の1ずつ負担をしてきたという経過から、その国の三位一体改革によって一般財源化された。それに伴って、県が軽度の障がい児を対象に補助制度を設け、市町村はそうじゃないところの補助制度を設けたということをご説明差し上げてきたとおりでございます。私ども、隣接市町等の情報を今仕入れている最中でございますが、障がい児保育について補助するという一方で、塩竈市が補助しています健常児を含めて一律に補助するという制度を廃止したやにもお伺いしております。再度、その補助制度全体の枠組みを検討させていただいて、どのような形が障がい児保育にとって望ましいのかというものを検討させていただければというふうに思うところでございます。

ただし、これまで支給し、支給の返還を求めてきましたものにつきましては、これまでも協議させていただいてございますが、継続して先方に対して説明し、ご理解をいただけるように協議してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） 今のは返還のことを言ったの。それはないよ、やっぱり。木村課長も認めたんだから、瑕疵はないと。こっちでは瑕疵がないんだと。中度か重度かは保育園側はわからないで、全部申請は市がやっていたんですから。それをそのままにしておくなんていう

のはとんでもないですよ。障がい児保育をやっている保育園は1,260円でどうやって保育士さんを雇ってやってきたんですか。だから、多賀城の例も、その辺も聞いてください。返還して求めているというふうに言っているんですから。それで聞いてください。それはやめるべきだということを申し上げておきます。

それから、心のケアの関係ですが、いろんな重点雇用を使ってとかと、ご苦労の反映だとは思いますが、ただやっぱり県のほうは図書整備員も認めたといいますけれども、ここで言っているのは、支援員の勤務は1日7時間15分、週4日の勤務、月額報酬は14万2,600円です。だから、これは不登校児や家庭・地域・関係との連携とかさまざま協力体制の支援もするんだと思うんですけれども、こういうことと日常ふだんの学校図書とがどうやって兼務できるんだろうかと。1日7時間15分ですよ。週4日ですよ。子供たちは金曜日まで5日間、そして昼休みの時間、そういった放課後の時間、いつでも本が見られるような状況というのはつくらなきゃいけないでしょう。そういうことを考えた場合に、私は教育委員会のほうでは予算がないから、これも2つのわらじを履かせて頑張ってもらおうということなのかもしれませんが、やっぱりほかの富谷だとか何かを見ても、図書整備員をちゃんと配置したり、司書を置いたりしています。これも交付税の対象になるような部分も国の制度を見ますとあるようですから、もうちょっとやっぱり子供たちの学校教育充実のために頑張っていたきたいと。学校図書は図書でこういったちゃんと位置づけもあるようです。学校の図書のやっぱり役割とかもあるようですから、そういったことも、私こういうのを見ますと、なお一層それぞれ役割を別にしてやるべきだということを申し上げておきます。

それから、もう一つ、学校教育で私問題だと思っているのは、事務職員の集中配置、いろいろ説明されましたけれども、現場で起きている悲鳴に対しては教育長はどういうふうに答えるんですか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 1年目は、やっぱり導入時でありますので、さまざまなご意見はいただきました。ただ、先ほど申し上げましたけれども、事務の高度化が図られたとか、専門的な質問にも即時回答が得られる。これはある教頭からの聞き取りであります。事務職員の経験スキルの差によって発生していた課題が解決された等、さまざまなメリットも報告を受けております。

それから、もう一つ、もともと学校の教員の職務というのは学校教育法の中で規定されてお

りますが、子供の教育をつかさどると。学校事務の事務の職員の仕事は事務に従事するという事で、もともと仕事に分かれております。したがって、事務職員がいないことで、即一般教諭に異常な迷惑がかかるということは、本来はないことであります。先ほど議員おっしゃいました職務については、もともと学校の教員の校務分掌上の職務でありまして、それは教諭がやるべき仕事であります。ですので、そういったところを徹底し、ご理解をいただくことで解消されるものもあると思います。

ただ、現に今まで学校事務の職員がさまざまなことでやっていたこと、それがいなくなってしまうことでの不都合はあるかと思っておりますので、それを巡回とか、それから電話相談であるとか、それから緊急な相談があるときには出向くとか、そういったことで対応してきているところがございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） この共同化に向けた取り組み、宮城県教育庁総務課の出している資料の中では、もちろん事務の適正化、効率化、サービスのレベルアップ評価とそういうものはあるんだと思います。同時に、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するという事なんですよ。だから、急激にそういった、ぱっと引き揚げちゃうと、混乱が起きているんだと思うんですよ。それで、やっぱり月に何回か回ると言っているけども、やっぱり週に1回回るといっても、1日いるわけではないでしょう、そこに。ちょっと回っていくという感じだから、やっぱり学校のこの部分が壊れているよとか、ここがこうだよというようなことも含めて、本当は昔は用務員さんとかいてやっていたんだよね。それが事務職員なのか教職員の仕事になっているのかわかりませんが、いずれやっぱりもう少しその辺の、何というのかな、ばさっとじゃなくて、きちっとその辺のすき間を埋める役割はやっぱりちゃんとやってほしいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） ちょっとお待ちください。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 用務員については、男子1名、女子1名、各校に全部配置しております。それから、事務のこの共同実施開始に向けて、始まる前年度からさまざまな文書を出し、周知を図ってきたところでありますし、一番関連のある教頭先生のところには説明会を開いたり、それから実質的な文書の授受を、持っていったり持ってきたりというこ

とで、用務員さんたちにも手伝っていただくことになるので、その用務員部会も開いております。そういった1年間の準備を経て、それからこれにかかわるマニュアルも1冊つくりまして、説明をしながら進めてきたところでもあります。当然いなくなることでさまざまな不都合も出てくるだろうということは予想できましたので、そういったことの対処としての巡回、週に3回平均、中には週5回行っているという学校もあるやに聞いておりますが、半日間そこで待っているということもあったようですが、なかなか先生方、その場で相談ということは、逆に言うと余りないと。相談があるときには電話が来るというようなことで、安定をしてくれているというふうに聞いております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明25日から27日までを議会運営委員会開催のため休会とし、28日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日から27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月24日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成28年 6 月 28 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成28年6月28日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第45号ないし第59号
(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 議員提出議案第7号ないし第10号
- 第4 産業建設常任委員会所管事務調査報告

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 市立病院事業管理者 | 伊藤喜和君 | 市民総務部長 | 神谷統君 |
| 市民総務部 政策調整監 | 佐藤修一君 | 健康福祉部長 | 桜井史裕君 |

| | | | |
|---------------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 産業環境部長 | 小山浩幸君 | 建設部長 | 阿部徳和君 |
| 震災復興推進局長 | 熊谷滋雄君 | 市立病院事務部長 兼医事課長 | 荒井敏明君 |
| 水道部長 | 高橋敏也君 | 市民総務部次長 兼総務課長 | 佐藤俊幸君 |
| 健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 | 川村 淳君 | 産業環境部次長 兼商工港湾課長 | 佐藤達也君 |
| 建設部次長 兼都市計画課長 | 阿部光浩君 | 震災復興推進局次長 兼復興推進課長 | 鈴木康則君 |
| 水道部次長 兼工務課長 | 大友伸一君 | 市民総務部監 危機管理 | 千葉 正君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 小林正人君 | 市民総務部長 市政策課長 | 相澤和広君 |
| 市民総務部長 財政課長 | 末永量太君 | 市民総務部長 税務課長 | 武田光由君 |
| 健康福祉部 保険年金課長 | 志野英朗君 | 産業環境部長 環境課長 | 菊池有司君 |
| 市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長 | 伊藤 勲君 | 教育委員会 教育 長 | 高橋睦麿君 |
| 教育委員会 教育部長 | 菅原靖彦君 | 教育委員会教育部次長 兼教育総務課長 | 渡辺常幸君 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 相澤 勝君 | 監査委員 | 高橋洋一君 |
| 監査事務局長 | 佐藤勝美君 | | |

事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|-------|------------------|-------|
| 事務局長 | 安藤英治君 | 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木忠一君 |
| 議事調査係主査 | 平山竜太君 | 議事調査係主事 | 片山太郎君 |

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されておる方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番菅原善幸君、3番浅野敏江君を指名いたします。



日程第2 議案第45号ないし第59号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第45号ないし第59号を議題といたします。

去る6月16日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。14番志子田吉晃君。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月20日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第45号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、復興産業集積区域（復興特区）において、対象施設等を新設または増設した事業者等に対する固定資産税の課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、傷病補償年金及び休業補償が同一の事由により障害厚生年金等と同時に支給される場合の調整率等が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条

例」については、宮城県の地域再生計画に基づき本市の地方活力向上地域内に本社機能の移転・拡充を行う事業者に対し税制優遇措置を行い、企業の地方拠点強化の促進を図るため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本事業の実施に当たっては、対象となる事業者等に対し、ホームページ等での情報提供に加え、宮城県と連携し、企業誘致セミナー等の場においても十分な周知に努められたい。

次に、議案第50号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、市民活動推進費や学習支援のためのICT機器等整備事業等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 被災地域交流活動活性化推進事業については、被災地域交流拠点施設整備事業で設置または改修した施設において、自治組織等が住民主体の活動を実施するために要する経費について補助金を交付するものであるが、当該施設を含めた観光拠点等においては、市外から訪れる観光客に対し、案内看板等の設置や他の観光施設の情報提供を行うなど、市内における回遊性の向上に努められたい。

1. 学習支援のためのICT機器等整備事業については、市内各小学校と浦戸小中学校にタブレット端末とインターネット接続を可能にする可搬式アクセスポイントの整備を行うなど、ICT機器を整備し、充実した学習環境を整えようとするものであるが、事業の実施に当たっては、ICT機器整備の一層の充実が図られ、さまざまな学習の分野において活用することで、学力の向上につなげられたい。

次に、議案第52号「工事請負契約の一部変更について」は、中央第2貯留管築造工事に関して、工事内容に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号から議案第58号までは「工事請負契約の締結について」の案件であり、いずれも、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであ

ります。

まず、議案第53号については、平成28年度浦戸地区漁業集落防災機能強化事業集落道整備その1工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号については、平成28年度寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業ポンプ場整備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第55号については、27一大・補 一本松大橋大規模修繕工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号については、27一復・交 港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号については、28一復・交 越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号については、28一復・交 中の島地区雨水枝線築造工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「財産の取得について」は、清水沢地区の災害公営住宅である清水沢東住宅の3号棟に係る財産取得のため、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。3番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月21日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等より本市に

転入されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成28年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴うシステム改修の経費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりましては、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. システム改修費については、現在、市町村単位で運営している国民健康保険事業の財政運営主体が平成30年度から都道府県に移行し、制度全般を都道府県・市町村共同で運営することに伴い、市町村が管理している国保データを宮城県に提供するために必要となるものであるが、個人情報等が漏えいする事態が生ずることのないよう、セキュリティーについて万全な対策を講じられたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番志賀勝利君。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月22日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、市営清水沢東住宅3号棟の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、東日本大震災復興交付金基金費、みなと塩竈・ゆめ博開催事業補助金などが計上され、また、地方債については、橋りょう整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりましては、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

す。

1. 塩竈水産品 I C T 化事業については、国が創設した地方創生加速化交付金を活用し、本市で製造される水産加工品のデータベース化等を行うことで、流通の効率化・販路拡大を図り、水産加工業の振興に取り組むものであるが、計画に当たっては、目標達成度をはかる指標となる重要業績評価指標（K P I）の設定等を行い、各課とも十分な情報交換を行い、先駆的な取り組みとなるよう努められたい。また、事業の実施に当たっては、事業の対象となる水産加工業者等の意見、ニーズを十分に聴取・把握し、販路開拓や新商品の開発につなげられたい。

1. 地域資源利活用促進支援事業については、水産業関係者の所得向上や水産物の販売を促進するため、販売促進計画を策定するとともに、本市の水産業・漁業・水産物の魅力を発信するための「新魚市場展示スペース」を設計するものである。今後の事業の実施に当たっては、展示スペースが観光客増加につながるものとなるよう十分検討を行われ、新魚市場と塩釜仲卸市場とが一体となった観光資源として活用されるものとなるよう努められたい。

1. 塩釜陸橋伸縮部補修工事については、石油貯蔵施設立地対策等交付金の増額配分が認められたことから一層の事業推進を図るものであるが、当該陸橋は非常に交通量が多く、また大型車両の通行による騒音問題が課題となっていることから、今後とも計画的に補修・修繕を行うなど、騒音対策に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。8番山本 進君。

○8番（山本 進君）（登壇） 私は、総務教育常任委員長報告に対し、若干の質疑をさせていただきます。

議案第56号、港町地区津波防災拠点施設整備工事に関し、質問いたします。

私は、今期定例会初日、6月16日、この件に関しまして、総括質疑をさせていただきました。その中で、当該議案に関し、施設の建設目的及び建設後の管理運営の手法について質問いたしました。昨年、当初予算の提案理由が浦戸島民の皆様の避難所として整備するんだとの説明がございました。そして、施設内部の機能は避難された方々のための宿泊施設と支援セン

ター機能をあわせ持つものとの説明がありました。今回、この整備案は、その拠点施設の機能充実とマリゲートを接続するものであります。

しかしながら、当該議案説明資料によれば、なぜか避難スペースが研修室になっておりました。当局の説明によれば、その後検討した結果、平常時の利用を考え研修室にしたとのことであり、有事及び平常時の利用はもちろんおのずと異なります。しがたって、研修室としての多目的な利用もよろしいかとは思いますが、ならば提案時にかかる説明があつてしかるべきではなかったでしょうか。

私は、議案を提案する際、当局におかれましては、自信と確信を持って提案されるべきものと考えます。その時々で説明内容に違いがあるのでは、議会として何をもって判断すればいいのか、極めて懐疑的にならざるを得ません。

さらに、管理についての私の質問に対し、市長は、「市民の意見を聞く」と答弁されました。私は、市民の生命を守る公の施設である津波防災拠点施設は、有事・平時にかかわらず、建設主体である自治体の責任において管理運営すべきと考えます。

市民の意見を聞くとの回答の前提には、第三者への管理委託が選択肢の一つとしてあるのではないかと考えざるを得ません。地方自治法第244条第1項で、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、これが公の施設であると定義されております。

したがって、管理運営等を第三者に委託する場合、一定の基準が総務省通知で示されております。具体的なガイドラインは、1つ、住民の平等原則が確保されること。2つ、施設の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。そして、3つ目として、管理を安定して行う物的能力、人的能力、そして自治体にはないノウハウを有しているとなっております。

確かに平時の有効利用を考えれば、防災・減災の意識啓蒙のための研修とか、あるいは被災地の写真パネルの展示、あるいは模擬体験等々、多目的な利用は考えられます。しかし、このような企画そのものを誰が受託し、実施するのでしょうか。そして、縮減される経費はいかほどか。私は、塩竈市より防災・減災のノウハウを有し、全責任を負える団体・機関はないと考えております。

以上の観点から、今回の施設の管理を検討した場合、有事・平時を問わず、防災・減災の責任は自治体固有の責任であり、BCP（事業継承）を初めとしたノウハウはまさに自治体にあり、またなければならぬと考えております。

以上、将来の施設の管理について、総務教育常任委員会におきましては、いかなる議論がなされたのかお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 14番志子田吉晃議員。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） 山本 進議員にお答えします。

将来の管理に対しということ、常任委員会でどのようにというご質問でございましたが、その前に、山本先生、きょうの質疑で、前段いろいろこの事業に対してご説明になったとおり、いろんな目的とか、建設の管理のことということで、中心に担当の委員会の委員長である私に聞かれておりますけれども、まずこの議案第56号ですが、これは工事の契約案件ということで、総務教育常任委員会のほうにまず出された議案でございます。この工事の金額とか、あるいは入札状況なんかを勘案して、この工事がしっかりとされているかどうかというのが委員会でまず中心に議論されるべき議題だというふうに、まず1点が考えられると思います。

それで、その後の今質問されました、その施設が建った後の、建設後の管理をどのような第三者に委託されるかというような、そのような質問内容でございましたが、そちらのほうは今回の議案第56号というよりも、次の時点、将来的に管理運営の方法が建設された後にどのようにするかということで、新たに議題にされることだというふうに私は考えまして、今回の委員会ではこの第56号について中心に議論させていただきました。

それで、各委員の方から十分にいろんな意見出されました。それと、山本先生が心配されているようなことも当局のほうに説明を求めまして、それで当局側からは、「しかるべき時期が来たら新たに提案させていただきたい」というふうに委員会のほうで述べられましたので、それ以上のことを、今先生が質問されたようなことが中心の今回の議案の議題にはなっておりませんので、当委員会、私委員長としては、いろいろ意見十分に出された中、何回も質問された方もおりましたが、十分に皆さん各委員の方に意見を言っていて、そして最終的には採決という形で、4対1ということでしたが、そのような形で原案どおり可決という委員会の中ではなった次第でございます。

そのようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 今、志子田総務教育常任委員長からのご回答がありました。

ただ、私は先生ではございませんので、ご訂正方、お願ひいたします。

今、契約案件であるから私の質問は議題外、暗にそのようなご指摘でございますけれども、これはあくまでも当該避難施設の機能を高めるための契約案件でございますので、その主体となるものについての質問は、これは関連質問ということで、当然許されるものだというふうに理解をしております。

それから、今委員長おっしゃるように、当局の説明は、今のは第三者に決定したわけではなくて、この段階で私は異議を述べるものではございません。改めて公の施設設置条例、あるいは委託のための条例案等が提案された段階で私の考えを示させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第50号、第51号及び第56号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論を行います日本共産党の小高 洋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、今議会に上程をされました各種予算事業におきましては、被災者の方々の切実な声に寄り添った、例えば原発事故に伴う国からの避難指示で本市に転入してきた被災者の方々向けなど、こういった各種減免措置の継続、こういったものも含まれ、そういった部分に関しては一定評価をするものであります。その一方で、市民の立場から反対せざるを得ない、こういった事業もあることも事実であります。

まず、議案第51号、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う県への国保データ提供に関する電算システムの改修予算198万8,000円について、反対の討論を行います。

現在、市町村単位で運営をしている国民健康保険事業が平成30年度に県に一本化されることを受けて、市町村が管理している国保データを都道府県が構築する国保事業費納付金標準算定システムに提供をする必要があるため、電算処理システムの改修を行うとこういった内容になっておりますが、そもそも2015年の5月、安倍自公政権によって、市町村国保の都道府

県化、入院食費の負担増、あるいは保険外治療の拡大、言ってしまうと社会保障削減のための仕組みを盛り込んだ医療保険制度の改定法案が国会で可決をされ、平成30年度をめどに国保制度の大改編が実施をされる予定となったわけであります。

この中のこの国保の県一本化も、さまざまな危険性、デメリット、こういったものが指摘をされており、一本化そのものに日本共産党として国政でも論戦を行い、この間、反対を表明をしてきたわけであります。この一本化に道を開く電算システム改修に対する反対には、まずこうした大きな背景があるということであります。

そもそも国民健康保険制度、低所得の方が多い、年齢構成が高い等で、医療費水準も高くなっていると。あるいは、所得に占める保険税が非常に重いと。構造問題と言われるように、制度上の問題を抱えております。そして、それは今なお一層深刻となっているという現状もございませう。

こういった中で、塩竈市としても、自治体独自の努力として保険税引き下げの施策をとり、全体として保険税は高い水準ではありますが、引き下げの努力を続けてまいりました。ことしも、平均6.05%の引き下げを行っております。

先日の山本議員の質疑の中でも、県一本化を見据えた計画の中で、平成30年度、県に移行するまでの間、国保税の引き上げは今のところ考えていないとこういったご答弁も当局からいただいたわけでありませう。市として、さまざまな財源等を活用をしながら、高過ぎる国保税を引き下げようと懸命の努力をしているわけでありませう。

本来であれば、国が国費をもってしっかりと財源を構成し、市町村ごとのきめ細かい国保事業の安定運営に国として責任を持つべきでありますませうが、現行の制度の中で保険者として大変な努力をしているわけでありませう。

平成30年度から始まる国保事業の都道府県単位化、全県広域化については、標準保険料率による保険料平準化の推進の中で、市町村間の平等のもとに市町村が行う国保会計への繰り入れ等の取り組みが押しえつけられる、こういった可能性などにより、現在でも高い保険税がさらに高くなるのではないかとこの問題が指摘をされております。まさにこれまでの自治体として住民の命を守るという取り組みが難しくなると、こういった側面がまず一つあるということでありませう。

また、市町村は、都道府県に分賦金を納めることになりませうが、保険料の収納状況に関係なく100%納付が義務づけられるものとなりませう。国保税滞納者に対し、国保税滞納者が市の窓

口に赴いて相談をし、分納計画を立てて支払いをしていたのにもかかわらず、突然県の滞納整理機構に送致をされるなど、事情を顧みないような徴収が問題となったこともありました。

県一本化の中で、収納窓口業務を行う市町村間で、この収納率競争がさらに激化をする。高齢者の滞納者に対し、短期保険証、資格証明書等の発行が強まるのではないかと。こうした命にかかわる事例がさらに増加をする危険性というものも指摘をされているわけであります。

国民健康保険の運営母体が市町村から都道府県に移り、市町村単位の国民健康保険の負担の不均衡をなくすことが可能になる。また、事務が都道府県にまとめられることにより、事務の効率化、国民健康保険の財政が安定すること、こういったものが国保一本化のメリットとして挙げられているわけでありますが、国保財政は一般会計の繰り入れ等を除けば、赤字の市町村も多くあり、赤字の国保を寄せ集めても、根本的な解決にはなりません。結局は保険料引き上げの方向に向かわざるを得ない。市町村の不均衡解消というのは、結局社会保障の削減と負担増の方向に向けて平準化がなされていくのではないのでしょうか。

被災者の中で最も医療が必要とされる後期高齢者の被災者に対する医療費の一部負担減免措置が後期高齢者医療広域連合の決定で打ち切られたと。また、医療が特に必要な後期高齢者の保険料が負担増となっている。こういったことを見れば、広域化というものがどういうことになるのかはおのずと見えてくるのではないのでしょうか。

全国知事会で要求をしている1兆円の国庫負担増が実現すれば、協会けんぽと同水準になるという試算もあります。国保の制度危機唯一の解決策は、国庫負担の引き上げではないのでしょうか。

また、今後、県が策定をする国保運営方針において、市町村が独自裁量で決定し、実施してきた国保料の賦課・実務ルールを統一することが求められてくる中で、この方針は法的拘束力を持つものでなく、技術的助言とされており、また市町村との協議の上で策定されることとなっております。

しかしながら、国保事業のあり方について、この協議に入る前に市としての考え方が示されない。どのような立場で協議に入るのかも明らかではないということでもあります。

これまで述べてまいりましたようなさまざまな疑問、懸念、問題点、こういったものが払拭されぬまま、国保事業の県一本化にただただ道を開きかねない。議案第51号、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う県への国保データ提供に関する電算システムの改修について、まずは反対をするものであります。

続きまして、議案第56号、港町地区津波防災拠点施設工事契約金額4億748万4,000円と関連する議案第50号、平成28年度一般会計補正予算6億707万円のうち、東日本大震災復興交付金第15次申請分4億9,849万1,000円の基金化の中の港町地区津波復興拠点整備事業1億3,732万5,000円について、反対の理由を述べてまいります。

まず、この1億3,732万5,000円が予算化をされますと、避難デッキ14億4,200万円とマリングート隣に建設をされる防災拠点施設の建設総額は、22億3,000万円から24億円を超える多額の予算となります。

マリングート周辺の県の防潮堤工事に伴うかさ上げ工事はありますが、本市議団は、こんなに多額でなくとも、こんなに高額でなくとも、例えば防災避難タワー、1基2億5,000万円から3億円ほどであります。これを計画的に何点か建設をすることがいいのではないかと、この間提案をしてまいりました。

防災避難タワーは、食料、水、トイレなどを完備し、数日間、そこで避難生活を送ることにしても対応をすることができます。さらに、マリングート周辺には塩竈市指定緊急避難場所として大型の商業施設、パチンコ店、マリングート塩釜本体があります。多額の費用をかけて避難デッキ並びに防災拠点施設を整備することが果たして妥当なのかどうか疑問が残ります。

東日本大震災による復興のためとして、復興特別所得税、基準となる所得税額掛ける2.1%が平成49年度まで課税をされます。住民税では平成35年まで県民税、市民税というところに年間1,000円を加算して負担をするわけであります。まさに復興は国民の税負担で行われているものであります。

したがって、復興事業とはいえ、税金の使い道について妥当なのか、そうでないのかをチェックするのが市議会としての役割であります。

改めて、建設費用も安く、避難防災機能を十分に有する避難タワーを建設すべきであったというのが日本共産党市議団としての立場であります。

また、防災拠点施設ということで、先ほどのお話にもございましたが、2月定例会で示された設計の図面では避難スペースとなっていたものが今回の図面では研修室ということになっております。本来は防災拠点施設、なぜ研修室に変わったのか、その理由ははっきりとしておりません。防災拠点施設を誰が運営をするのか、市直営なのか、指定管理、あるいは委託なのか、要は誰が責任を持つのか、これも明確になっておりません。これは、市としてしっかり責任を持つべきであります。責任が不明確のまま、この事業に賛成をするということ

はできないということでもあります。

さらには、避難デッキにせよ、防災拠点施設にせよ、大変海に近く、常に潮風にさらされるものであります。経年劣化の進行が大変に早い、こういったことも懸念をされます。

メンテナンスに係る維持費も、塩竈市の単独予算で行わなければならない、市財政を圧迫する一因になるのではと、こういった懸念をするものであります。

以上のことから、議案第56号、港町地区津波防災拠点施設工事契約金額4億748万4,000円と議案第50号、平成28年度一般会計補正予算のうち6億707万円の中の東日本大震災復興交付金第15次申請4億5,400万4,000円、この基金化のうち、港町津波復興拠点整備事業1億3,732万5,000円、そして並びに議案第51号、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う県への国保データ提供に関する電算システムの改修予算198万8,000円について、反対をするものであります。

以上で反対討論といたします。ご清聴、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。15番土見大介君。

○15番（土見大介君）（登壇） では、議案第51号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」に賛成する議員を代表いたしまして、討論をいたします。

まず初めに、これまで日本は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、皆さんもご存じのとおり、急速な少子高齢化等の影響により、医療保険制度を取り巻く大きな環境の変化に直面しており、現在の制度を、このすばらしい制度を持続可能なものにしていくためには、常に先を見越した制度の改革、これが必要となってきております。

国民健康保険につきましては、まず初めに昨年の法改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保の運営に中心的な役割を担っていくことが決定いたしております。

これを受けて宮城県では、平成30年度以降の運営に向けて詳細をより検討していくために、保険給付をする上で必要となる市町村の納付金を国保事業納付金等算定基準システムにより算定するため、10月までに県内国保被保険者の情報を集約する必要が出てきました。

今回、当議会に上げられた議案第51号も、それに伴い、電算処理システムの改修を行うもの

であります。

先ほど反対討論の中で、この国保の制度上の問題で市町村がたゆまぬ努力をしてきて維持してきたという話もありましたが、既にそれも何と限界に達しており、この塩竈も少子高齢化というものが進んでいる中、どうしても独自の財源でこれ以上維持していくというのは難しいという状況になっております。

そのため今回都道府県が主体となり、財政運営を一本化すると。単一、一本化するということがこの国民健康保険事業の改正の主な趣旨でございますが、本市におきましても、この県の動きに応じまして、国保被保険者情報を県へ提供することで、平成30年度の国保事業財政主体の都道府県単位化に向けて、被保険者にとってよりよい安定した制度を構築する責務があります。

したがいまして、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う県への国保データの提供にかかわり提案されています今回の議案について、本市を初め、宮城県内全市町村とともに、平成30年に保険者となる宮城県とが密接な関係を図りながら事業を進めていく上で必要不可欠なものであるというふうに判断しております。

先ほどの反対討論の中でも、この保険制度の改革についてさまざま懸念される点があるということも述べられておりましたが、それらについても、まずそれらの問題について検討するに当たっても、まずたたき台というものがなければ仕方がないというのが実際のところであります。

今回の電算処理システムの改修というのは、実際に平成30年以降の運用に向けてさまざまな詳細を詰めていく中で必要な作業でありますことから、我々といたしましては、今後のよりよい事業を行っていく上で必要不可欠なものであると判断し、賛成するものであります。

議員各位におかれましては、よりよい国民健康保険の実現に向けて、ぜひともご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

議案第56号に対して反対討論をいたします。

今回の議案第56号は、港町地区津波防災拠点整備工事契約についてであります。

この事業は市営汽船発着所前、マリングート隣の駐車場に1階は駐車場、2階部分に津波等の災害時の避難を目的とした施設を建設しようとするものであります。

先月、建物だけの入札があり、4億700万円で受注先が決まりました。この避難施設は、建てることは決まっているものの、施設の管理を市当局がやるのか、また指定管理者に任せるのか、先ほど来の質問にもありましたように、年間の経費が幾らかかるかも明らかになっておらず、この辺が具体的に我々に示されておりません。箱物をつくるときには、将来のコスト負担をしっかりと計算した上で、建設に着工すべきだと私は考えております。

避難施設の運用面に関する先日の佐藤市長の答弁では、災害時にはこの避難施設に職員を向かわせる旨の発言をされておりましたが、津波が押し寄せてくる避難施設に職員を向かわせるということ自体、人の命を守ることと相反するのではと私は考えております。

14億4,000万円をかけて既に完成した避難デッキにしても、大型商業施設の2階部分と接続をされてはおりますが、完成間近まで夜間の通行については大型商業施設側と合意に至っていなかったわけであります。その後、合意がされたようではあります、夜間の場合は災害時に警備会社に連絡をとり鍵をあけてもらうというものであって、果たしてこれでこの緊急時に間に合うのか、本当に避難デッキの目的がこれで達成できるのか、疑問に感じているところであります。

避難デッキ近隣の港町地区の住民の多くの方から、私は津波避難の際、海に向かって逃げたくないという多くのご意見をいただいております。避難施設建設の大義名分は、人の命を守るため、そして市営汽船の欠航時による島民の方の一時避難場所として使うとしておりますが、果たしてこれらの施設がなければ人の命が守れないのでしょうか。島民の方の一時避難であれば、マリングートの大会議室の活用を考えれば済むことではないかと私は思っております。

5年前の3月11日の東日本大震災の大津波の際、確かに亡くなった方がいらっしゃいましたが、その原因は避難行動のおくれによるものであり、マリングート、大型パチンコ店、仕出し屋さん等の既存の建物に避難したことで、大切な命は守られておりました。

津波から人の命を守るために、まず即座に高台へ避難する。このことを市民に徹底することであると私は思います。

また、塩竈への来訪者には、避難場所を明確に示すことが大切ではないでしょうか。そのため避難誘導標識を一刻も早く市内各所に設置することが大切だと思います。残念ながら、

この点に関しては、塩竈市は他市町村に比べておくれているように感じております。

今回の避難施設は、建物だけで4億700万円、別工事の電気設備工事が1億7,000万円、合計5億7,700万円の予算が計上されております。

さきに完成した避難デッキ建設14億4,000万円と合わせますと、両方で20億1,700万円の税金が投入されております。これらの構築物は、建てるときは全額が国からの補助金で賄われます。しかし、完成後の維持費は全額地元自治体の負担になってくるわけでありまして。震災後、いわゆる箱物がいろいろ完成しようとしています。杉村惇美術館が完成しました。美術館の年間維持費として毎年一般会計から2,400万円が指定管理者に支払われるようになっております。

そして、震災後、国費100%補助で市内では大雨による洪水被害から市民の被害を守るために積極的に治水対策が進められております。これはこれですばらしいことと思っております。藤倉ポンプ場の増設、新設の牛生ポンプ場、中の島第2ポンプ場、越の浦ポンプ場などが、この二、三年の間に全てが完成予定であります。大雨の被害が軽減されることが期待されます。これらのポンプ場の完成後の経費については、残念ながらまだ議会に明らかにされておられません。塩竈市にとってはかなりの負担になることは予想できます。

一方、教育現場に目を移しますと、10万円の校内の修理費すら単独に予算どりができない、こういった現状の塩竈市が、今後これらの施設が全て稼働を始めたときに、その負担に塩竈市の財政が耐えられるのか、非常に心配でなりません。10年後、20年後、30年後、人口の減少に歯どめがきかない塩竈市の現状を考えたとき、果たしてこの避難施設が絶対必要なものなのか、私としては疑問を感じております。

今回のような大津波は、歴史が証明しているように、以後100年間には来ないと思っております。将来に向けて、過剰な負担を残さないためにも、避難施設だけでも思いとどまるべきであると申し上げて反対討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） オール塩竈の会の阿部かほるでございます。

議案第56号「工事請負契約の締結について」、港町地区津波防災拠点施設整備工事に対し、賛成会派を代表いたしまして賛成討論を行います。

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた港町地区においては、マリングート塩釜を中心とした区域全体を津波防災拠点市街地として再構築するため、4月に開通した津波避難デッキと今回工事契約を行う津波防災拠点施設により、防災対策の拠点を形成する事業を進めております。

4月に開通した津波避難デッキは、津波の襲来が予測されるときに近隣の居住者や観光客などの一時避難場所としての役割を担うほか、通常時には本塩釜駅とマリングート塩釜を結び、本市の象徴である海を一望できる展望デッキとして市民の皆様に憩いの空間を提供しております。

今回、議案第56号として提案されました津波防災拠点施設は、防災対策として重要な施設であります。具体的な整備内容は、マリングート塩釜の東側駐車場の場所に鉄骨造り2階建て、延べ床面積1,272平米、1階部分は駐車スペースを確保し、出入り口やエレベーターホール、2階部分には避難スペースや備蓄倉庫、防災センターなどを整備するものであります。

工事概要は、施設の整備工事、マリングート塩釜との接続工事、エレベーター設備工事、外構工事となっております。

契約金額は4億748万4,000円で、その財源は復興交付金と震災復興特別交付税となっており、全額国費によって充当されるものであります。

この施設の役割は、有事の際に2階の避難スペースに港町地区の想定避難者数1,386人のうち、マリングート塩釜で収容し切れない184名の方々の一時避難場所として、また帰島困難となった浦戸の島民の方々の一時待機所として機能を有するものであります。

また、通常時は、マリングート塩釜の機能を補完し、会議室などを多目的に活用することにより、交流人口の拡大や市民コミュニティー形成に寄与する施設であります。

災害発生時に命を守り、安全を確保する。本市に必要不可欠な施設である港町地区津波防災拠点施設整備工事の一日も早い完成を祈念し、議案第56号「工事請負契約の締結について」の賛成討論といたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割にて行います。

まず、議案第45号ないし第49号、議案第52号ないし第55号、議案第57号ないし第59号について採決いたします。

議案第45号ないし第49号、議案第52号ないし第55号、議案第57号ないし第59号については、

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号ないし第49号、議案第52号ないし第55号、議案第57号ないし第59号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第50号について採決いたします。

議案第50号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第50号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第51号について採決いたします。

議案第51号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第51号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第56号について採決いたします。

議案第56号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第56号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 議員提出議案第7号ないし第10号

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、議員提出議案第7号ないし第10号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

初めに、議員提出議案第7号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

8番山本 進君。

○8番（山本 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっており、既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態となっております。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっております。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しております。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けておりますが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっております。

政府においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について十全の対応をとるよう強く求めるものであります。

記

1. 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するとともに、国の制度として大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。

2. 無利子奨学金を充実させ、延滞金への加算利息についてはさらに引き下げること。

3. 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と充実を図り、柔軟に適用させること。

4. 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、ここに意見書を提出いたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第8号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」について慎重な審議を求める意見書

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」は、第190回国会に提出され、現在、衆議院文部科学委員会で継続審査となっています。

この法案は、超党派の議員立法として協議されており、夜間中学等において授業を行う学校における就業の機会の提供と、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等で構成されています。

一方、この法案で不登校の子供たちに対し、法律によって不登校児童生徒等に対する教育機会の確保を進められるならば、不登校の子供たちの圧倒的多数とその親たちに心理的重圧を与えることとなります。

不登校の子供を持つ保護者やその関係者から「不登校問題と性格の違う中学校夜間学級の問題とを分けて取り扱い、また関係者の意見を聞き、慎重な審議を重ねてほしい」等の意見が出されています。

不登校の子供とその保護者等にとって、安心して休める権利と過ごせる居場所を保障し、フリースクール等の教育、福祉、医療の面での支援が受けられる環境づくりが必要であります。

以上の点を踏まえ、下記について要望します。

記

1. 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」の審議に当たっては、不登校の子供とその保護者、不登校の経験者、不登校問題にかかわる個人や関係団体等が、「子供たちの権利を侵害し、苦しめるもの」として、懸念を抱くとともに反対を表明していることから、これらの多様な意見を十分に聴取する場を設け、審議に反映させるとともに、拙速に審議せず、慎重に取り扱うこと。

2. 不登校の子供たちにとって、学校を休む自由を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第9号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番小野幸男君。

○1番（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

雇用労働者の3人に1人が非正規雇用、年収200万円以下の状況となっており、賃金の低下が消費の低迷、生産の縮小につながり、雇用悪化と中小企業の経営危機を生み出しております。

東日本大震災からの復興もおこなわれている中、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

また、地域間格差も大きく、平成27年度の地域別最低賃金は、東京都で907円、宮城県で726円であり、働き手の県外流出を促しておりますことから、最低賃金の地域間格差の是正と全国一律の改正による大幅な引き上げが必要となっております。

最低賃金について、2010年に行われた政労使の「雇用戦略対話」では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」として合意されております。

最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、先進諸国においては、購買力平価換算で時給1,000円以上となっております。日本の最低賃金平均は798円（全労連編2015年春闘白書）でありますことから、一層の格差と貧困を是正するために、政府においては中小企業への支援策を拡充し、最低賃金を引き上げることが求められます。

以上の点を踏まえ、下記項目の早期実現について要望いたします。

記

1. ワーキング・プアをなくすため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差をなくすための施策を行うこと。
3. 中小企業とそこで働く労働者の社会保険料の負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第10号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第10号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

沖縄県の米軍属による女性殺害・遺棄に対する抗議の決議

沖縄県うるま市の女性会社員（20歳）が米海兵隊キャンプハンセン近くの恩納村の雑木林

に遺体で見つかった事件で、元米兵で軍属の男性が逮捕され、その後男性は殺害・遺棄を認める供述をしているとの報道がありました。

これまで、沖縄県で起きた米軍関係者による事件・事故等の対し、米国政府は米軍の綱紀粛正を何度となく行っておりますが、実効性はありません。

戦後71年が経過しますが、国土面積の0.6%の沖縄県には、在日米軍専用施設の約74%が集中しており、米兵及び米軍属による事件・事故が起きており、今回の事件も沖縄県民を初め、日本全国民に衝撃を与えました。

事件の背景には沖縄県の米軍基地の存在があります。よって当市議会では、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記について早急に実現されるよう強く求めるものであります。

記

1. 女性殺害・遺棄事件に対して抗議し、遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 日本政府は再発防止策を講じ、日米地位協定の改定に努めること。

以上、決議する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第7号ないし第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号ないし第10号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第7号について採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号について採決いたします。

議員提出議案第9号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について採決いたします。

議員提出議案第10号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第10号については原案のとおり可決されました。



日程第4 産業建設常任委員会所管事務調査報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、産業建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。
産業建設常任委員会が行った所管事務調査について、産業建設常任委員長から報告を求めます。10番志賀勝利君。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ここに、塩竈市議会産業建設常任委員会
が閉会中の継続審査・調査を要する事件「商工業及び労働対策について」のうち、実施しました下記調査案件につきましてご報告申し上げます。

1. 調査件名 重点分野創出事業について
2. 委員会調査の経過について

平成28年1月18日開催の産業建設常任委員会において閉会中の委員会調査活動として表記重

点分野雇用創出事業に係る公金支出の適合性及び妥当性について調査活動を実施しました。

開催日程と調査事項等については、以下のとおりであります。

1 回目、平成28年3月15日、1 回目の勉強会を開催いたしました。

2) 平成28年3月30日、2 回目の勉強会を開催。

3) 平成28年4月5日、1 回目の委員会を開催。

4) 平成28年4月19日、2 回目の委員会を開催。

5) 平成28年4月28日、3 回目の委員会を開催。

6) 平成28年5月24日、3 回目の勉強会を開催。

7) 平成28年6月8日、4 回目の委員会を開催。

以上、4 回の委員会と3 回の勉強会、合計7 回の産業建設常任委員会として閉会中の活動を実施いたしました。

この間、当局におかれましては、広範にわたる膨大な資料要求等に対しまして、真摯に対応されましたことを心より感謝申し上げます。これも真実追求のための委員会としての責務より行ったものであり、ご理解を賜れば幸いです。

3. 重点分野雇用創出事業の概要についてであります。

重点分野雇用創出事業は、平成21年12月、いわゆるリーマンショック後の急激な雇用情勢の悪化に対応し、緊急的に失業者の当面の雇用の場を確保する趣旨で創設された国の制度であります。

国からの交付金総額4,000億円により、都道府県で基金を創設し、各市町村が地域の実情に応じて必要な事業を実施するために必要な求職者を雇い入れることにより、雇用を創出してきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災地域における求職者の雇用対策として2,000億円の基金の積み増しを行い、平成28年度まで制度が延長されているものであります。

本市における当該事業は、平成22年度から平成26年度まで、延べ192件の16億1,945万2,000円、雇用された人数は、延べ1,591名、平成26年度までの決算数字となっております。各分野にその効果を十二分に発揮されたものと評価します。本当に担当部課のご苦勞に敬意を表します。

4. 塩竈市での制度活用について

- 1) 塩竈市での制度活用の基本的な考え方は、重点分野に該当する新規事業であること。
- 2) 雇用就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- 3) 地域ニーズがあり、かつ短期雇用、就業機会にふさわしい事業であり、知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

以上の基本的な考え方から、個々の事業選択に当たって、それぞれ市内各企業、団体等の中で委託契約（業務委託契約等）を締結し、業務委託に伴い必要な人材を雇用するという契約形態を採用することとされました。

つまり宮城県と塩竈市の間では、重点分野雇用創出事業の財源とする基金をベースとした補助金が一括国から県に交付されます。そして、採択事業の概算総額に基づき、事業計画申請後、採択され、交付された財源（補助金）を基礎として、それぞれの事業ごとに相手方と委託業者（業務委託契約等）を締結し、当該制度の事業効果である被災地域の雇用環境改善に資することとされました。

したがって、当初契約締結時には、他の契約とは異なり、どれだけ求職者が雇用され、その雇用期間、雇用形態がどのようになっているかが大きなポイントとなっております。

さらに、契約締結時には、明確な委託業務量等の確定数値までは必要とされず、一定の契約期間内での事業履行及び完了行為の確認、そして精算行為が求められることとなっております。

しかし、県への実績報告書には、契約での債務履行の実績に基づく契約金の精算行為が行われないまま報告されております。

つまり本市の上乗せ分は全くなく、全て当初の契約で定めた業務が金額的に何らの過不足もなく完全に履行されたことになっておりますが、以下に指摘するとおり、関係法令及び市の条例規則等に基づき、適正かつ的確に実施されていたか、その適否が今回疑義として指摘される結果となっていることを冒頭申し述べておきます。

5. 本市での事業の基本的検証について

今回、産業建設常任委員会で調査対象となった事業のうち、主に以下の点に重点を置いて問題とされる内容について、それぞれ検証いたしました。

1) 随意契約としての委託契約（業務委託契約等）締結について

前段で述べたとおり、今回の制度活用は、国の準則にも示されているように、市町村においては主に委託契約（業務委託契約等）であり、市町村の条例規則等に基づいて締結されるこ

ととなります。

本市のこれまでの契約形態を検証した場合、採択された総事業の約9割がいわゆる随意契約となっております。根拠は、地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の2及び塩竈市契約規則第14条に基づき随意契約で処理されたものと推測されますが、当該関係法令及び条例規則のいかなる事項に該当するか定かではありません。

確かに随意契約は一般競争入札または指名競争入札に比べ手続が簡単であり、簡略であり、かつ経費の面でも負担が少なく済みます。さらに、相手を特定したものであるため、競争入札によって満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等、相手方の能力等を熟知の上、選定できるメリットはあります。

しかし、一旦その運用を誤ると、相手方が固定化し、契約自体が情実に左右され、公平な取引の実を害するおそれがあることが指摘されていることは、ご承知のことと思います。

よって、委託事業の内容を精査し、時間的、契約目的、体制等を考慮し、可能な限り一般競争入札、あるいは指名競争入札に付すべきであったと考えます。このことについては、厚生労働省の示す指導要綱にも明記されていることを付言しておきます。

2) 委託契約の事業内容について

重点分野雇用創出事業として、本市が選択し、事業申請した内容を検証してみると、未就職者雇用、環境エネルギー、観光、農林水産、地域社会雇用と広範に及んでおり、本市が抱える緊急課題への対応及び求職者の積極的雇用に配慮されたものとうかがい知ることができます。

しかしながら、前段指摘したとおり、全市的な地域課題への対応策とするならば、広く市内企業・団体等に周知し、積極的に参加・支援・協力していただく姿勢があつてしかるべきでなかったかと考えます。

当該制度は、あくまで被災地域の雇用環境を改善し、多くの求職者雇用の場を提供することが主たる目的であります。地域に必要とされる産業振興、環境対策、教育行政等々に関するノウハウを蓄積し、もって人材を育成することをも目的としたものであることを改めて指摘させていただきます。

3) 契約履行のガバナンスについて

いわゆる業務委託契約は、一定の業務を遂行し、発注者である塩竈市において、当初の発注仕様書の業務内容が履行完了されたかを確認していかなければなりません。具体的には、塩

竈市会計規則第46条以下支出負担行為の中で、特に第52条支払い命令の手続、第7号、契約履行確認調書を履行証書、書類として主管課長は会計管理者に添付の上、提出しなければならないとしております。そして、履行確認するに足る書証が不足していれば、会計責任者が支払い命令の手続をとる必要がないと規定されております。

つまり、契約締結、債務履行、履行届、履行確認、支出負担行為伺い、会計責任者履行調査、支出命令、支出完了、以上のように、一連の会計基準に基づき厳正に執行されることが関係規則に明記されております。

このことからしても、契約担当主管課、事業担当課のみでなく、行政機関としての塩竈市全体の組織的ガバナンスが十分に機能していたか否かが問われることにもなりますが、その根本原因を検証してみた場合、事業担当課内で、つまり現場と事務方との履行確認のための連携、つまり意思疎通に重大なそごを来していたことが今回の一連の不適切な事務処理を生じせしめた結果であったものと指摘します。

6. 具体的な事業の検証について

以上の基本的検証を踏まえ、対象事業の中から、委員会として特に以下の3事業について検証を行ったので、その概要を報告いたします。

(1) 殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール事業

この事業は、震災後、市内に発生する危険性のある病虫害駆除のための処理及びパトロールをする事業であり、市内特定企業との間で随意契約が締結されたものであります。

①随意契約の根拠は明らかにされていない。業務を受託した企業との間に法律及び市の規則に定める随意契約締結の要件を満たしていたと言えるか疑問が残ります。つまり、当該規則第15条で定める2社以上の見積もり聴取を行い締結された証跡が存在しない。また、特定技術・技能を有する企業であり、当該企業のみが必要とする資格保有企業であることの立証がなされていない。

②仕様書について、その受託する事業の業務に対応した業務委託料が明記されるべきではありますが、空欄となっており、契約締結のための最も重要な部分が欠落し、契約行為に恣意的な判断が伺われます。具体的には、仕様書の提出について、平成23年度は契約金が未記入、平成24年度から25年度関係は資料提出済み。しかし、平成26年度については仕様書が未提出であります。

③委託契約中、第6条（着手及び業務工程表）及び第14条検査及び引き渡しについて、その

履行が確認された証跡が存在せず、何をもって受託業務を把握・確認していたか不明であります。

収支表から具体的な費目について検証したところ、次のとおりでありました。

ア) 消耗品。平成25年度分消耗品の中で、蜂防護服の使用回数3回のみであるにもかかわらず、42回分計上しているが、これを未確認のまま対象として計上されている。

イ) 保険料。文化財保険料、シロアリ損害賠償保険等、本来会社として付保されるべき保険料が経費として計上されているが、当該保険料の費目としては、新規雇用者に係る保険料とされるべきものであり、不適切な形状である。

ウ) 光熱水費。社長個人宅の電気代の計上については後日精算するとしても、収支表に記載計上されていることは公私混同の疑念を抱かせるものであり、不適切である。

エ) 燃料費。当初車両の燃料とトラックのリース料との説明であったが、リース料の領収書は存在せず、その後、2トン車を新規に購入し、その減価償却費であるとし、次に会社が所有していた車を使用したとなり、二転三転した。また、最後には、鳥インフルエンザ駆除の際に使用された料金表を根拠としたとなり、算定根拠の説明に一貫性が見られず、その計算根拠に疑念を抱かせるものであり、納得できるものではない。

⑤履行確認について、その証跡が明らかにされていない。

塩竈市会計規則第52条支出命令の手続において、第7号で契約履行確認調書を添付するものと書かれているが、かかる事実を確認することができない。業務委託契約であるため、その履行確認は市が監督者として受託者との間で履行確認できる書証（作業日報や日々の実績報告、現場写真等）を突合し支出されるべきものであるが、その確認事項がないまま支出されたとの疑念を指摘せざるを得ない。つまり規則等に適合した履行確認をもとに行われた支出負担行為及び支出命令、そして支出とは言えない。

以上、それぞれの科目に関する疑義については、一例ではあるが、宮城県からも当該計上について対象外との回答を得ていることを付言いたします。

(2) 災害廃棄物等ホームパトロール委託業務について

①契約について、1) 同様、地方自治法、塩竈市契約規則に定める随意契約締結に必要な手続がとられていない。確かに災害廃棄物等の処理及び保安パトロールについては、市内業者の中で既に受注の実績もあり、緊急時対応としての随意契約の締結も理解できる部分もあるが、さきに述べたとおり、この制度は単に求職者を雇用するだけでなく、広く地域としての

災害対応のためのノウハウを蓄積し、今後に備えるための目的も有していると理解しております。まして東日本大震災後の災害復旧が大きな地域課題であることから、市内に存在する各企業・団体へ呼びかけ、より効果的かつ効率的な災害復旧業務を遂行することができたのではないかと思います。よって、指名競争など他の企業の参加機会の公平性を確保することが適切であると考えます。

②仕様書。発注仕様書において、業務委託料及び人件費の欄が空欄のまま作成されているが、当該事業は契約時において概算額をもって契約し、契約期間終了をもって完了検査の後、精算払いを行い、宮城県に実績報告する性質のものであることから、発注仕様書に業務委託料の概算額を記載すべきである。そして、過不足が生じたのであれば、実績報告の時点で精算すべしである。ここに安易な発注仕様書の不適切な作成を指摘する。

③収支表から具体的な費目について検証したところ、次のとおりでありました。

ア) 福利厚生費。平成25年収支表の中で、当該費目の欄にケーキ代総額18万円、野菜セット代として5万円、サクラノボ狩り代として22万円支出したことになっていますが、社員の福利厚生とは、あくまでも社内規定、つまり就業規則に明記し、その支出が明らかにされる性質のものに限定されるべきであります。例えば、家族・親族の慶弔関係、あるいは社員の研修費等がその例であり、ここに記載されているものは、単なる個人的な嗜好に属するものであり、当該企業の全体の収支の中で雑費として計上・支出される性格のものであり、当該制度の対象外支出であると言わざるを得ません。

イ) 雑費。平成25年度収支表の当該欄に社会保険労務士、税理士、経営コンサルタントへの報酬総額22万3,000円余りが掲載されていますが、当該事業の収支に特段かかる資格者等がなぜ必要か、疑問であります。もちろん企業として必要であるならば、企業の財務諸表に記載すべきであり、甚だ疑問であるだけでなく、当該制度の対象外支出と言わざるを得ません。

ウ) 消耗品費。平成25年度、212万円の計上がありましたが、領収書の提出を求めた結果、42万円に激減している。また、車両燃料費は113万円が10万円となっている。議会に提出された決算報告と著しく差異があることが判明し、いまだ結論は出ていない。

3) 臨時災害放送局運營業務委託事業について

①契約について。随意契約の適法性については、民間の放送機関としては市内唯一の企業であり、随意契約の要件にも合致するものであり、何ら問題はない。

②就業規則。就業規則第13条、所定労働時間、休憩、第1項で、いわゆる4週間単位の変形

労働時間制を採用し、1週間の所定労働時間は4週を平均として1週間当たり40時間以内と定めている。これは、放送機関という時間的に波動性を持った組織であることから、労働基準法第32条に基づいた変形労働時間制の採用と理解する。しかし、疑問に思うのは、なぜ4週単位の変形労働時間制としたのでしょうか。

4週単位では、1年間336日となり、通常年間数365日に対し、29日の開きが生ずることになる。さらに、この就業規則を踏まえ、個々人の雇用契約書を見た場合、始業・終業の時刻及び休憩時間の欄にある変形労働時間制の欄には何ら記載されていない。労働基準法第15条第1項によれば、雇用者と被雇用者との間で締結される雇用契約書は全て被雇用者に説明し、署名することで成立し、労働時間については、雇用契約書の中で絶対的明示義務とされている。

したがって、当該企業の雇用契約書には、変形労働時間制に関する記載が一切ないことから、被雇用者にとっても当該変形労働時間制は採用されていないこととなり、労働基準法第32条により、1日8時間、1週40時間の基本時間がそのまま適用となり、勤怠（勤務表）で確認されるタイムオーバー分、残業分については、100分の125の超過勤務手当の支給が必要となります。

しかし、当該企業の賃金台帳によれば、超過勤務分時間外手当の支給実績がないことから、その不支給分をいかにするかは当該企業の判断となりますが、発注者である塩竈市の行政指導における責任も看過できないものであります。

7. 結論

以上、産業建設常任委員会として、今回重点分野雇用創出事業の検証を実施いたしました。その結果、リーマンショック、そして東日本大震災という未曾有の経済危機及び自然災害に見舞われることとなり、当該補助制度は特に被災地域の復興及び求職者の雇用という地域経済の根幹にかかわる国家施策であり、大いに活用すべき事業でありました。かかる環境にあり、塩竈市としても積極的に事業の採択に奔走され、産業、さらには環境、そして教育分野まで広範にわたり、求職者の雇用に努めることを目的として業務を委託されたことを大いに評価するところであります。

しかしながら、震災後の混乱期という特殊事情はあったにしても、既に指摘しているとおり、契約のあり方、さらにはその履行を確認すべく中間検査及び委託業務完了時の完了検査等について、関係する市の条例規則に適合した手続で実施されたか甚だ疑問であり、各疑義につ

いては、指摘のとおりであります。

本市においても、さきに指摘したとおり、ほぼ全庁的に取り組まれた実績が明らかではありますが、各事業の執行に関し、それぞれの事業担当課、特に現場の担当者任せになり、組織としてのガバナンスが欠落していたのではないかとの指摘をさせていただきます。

当局におかれましては、当委員会で指摘した疑義について、調査期間中、十分なる書証に基づく判断もできなかつたものと思料いたしますが、どうか謙虚に受けとめ、各指導事項に基づく指導及び改善策を早急に講じられるよう、強く要望します。

なお、塩竈市監査委員における住民監査請求については、地方自治法第242条第2項により、1年を経過した事項についての監査請求は監査対象としないとされておりますが、その理由とするところをよく解釈すれば、1年以上経過した事項については、証拠が散逸して正当な監査が実施できないと理解しますが、同条項ただし書きに正当な理由があればこの限りでないとの定めがあります。

一方、行政行為には、原則民法で言う時効は存在せず、いわゆる除斥期間であります。その期間は内容によって3年間から5年間とされており、基本的に本市がこれまで当該制度に基づき事業として締結された契約はその対象となるものと理解しており、原則5年の除斥期間であり、その間、法の適合性の有無についての検証は求められることになるものと理解しております。

最後に、閉会中の委員会活動は、地方自治法第109条第2項に基づく常任委員会固有の権限であります。あくまでも委員会としての政策提言、あるいは市の施策の検証、行政事務の執行状況等を閉会中調査・検証するものであり、今後とも積極的に継続していく所存であります。

以上、当委員会での報告は、これまでの行政行為に対し、その疑義を指摘することで、今後その是正措置、そして改善策を早急に講じられることを求めるものであります。

限られた時間での調査活動であり、その検証結果は不十分なものでもあり、当局において反論あるいは新たな書証に基づく回答等があれば、次期の定例会、あるいは委員会にて提起されることを期待して、産業建設常任委員会委員長の報告といたします。

平成28年6月28日、塩竈市議会産業建設常任委員会委員長 志賀勝利。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 以上をもって産業建設常任委員会所管事務調査報告は終了いたします。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後 2 時 5 2 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 8 年 6 月 2 8 日

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江